

第 4 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日 時：平成16年5月31日（月） 午後2時より

場 所：宇 都 宮 市 役 所 14大会議室

第4回宇都宮地域合併協議会 会議次第

- 日 時 平成16年5月31日(月)
午後2時 ～
- 場 所 宇都宮市役所
14大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

- (1) 報告第8号 委員の変更について
- (2) 報告第9号 各種事務事業の取扱いについて

5 審議事項

- (1) 議案第20号 一部事務組合の取扱いについて
- (2) 議案第21号 交通関係事業の取扱いについて
- (3) 議案第22号 消防関係事業の取扱いについて
- (4) 議案第23号 環境・清掃関係事業の取扱いについて
- (5) 議案第24号 農林水産関係事業の取扱いについて
- (6) 議案第25号 学校教育関係事業の取扱いについて
- (7) 議案第26号 社会教育関係事業の取扱いについて
- (8) 議案第27号 平成15年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について

6 協議事項

- (1) 協議第5号 地域自治制度について
- (2) 協議第6号 市町建設計画について

7 そ の 他

8 閉 会

報告第8号

委員の変更について

協議会規約第7条第1項第4号の規定に基づく協議会委員を変更したので報告する。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

河 内 町

変更前	河内町自治会長連合会会長	鱒 渕 幸 三
変更後	河内町自治会長連合会会長	須 藤 貢

報告第9号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち、次の専門部会が所管する事務事業について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その2）
- 2 住民専門部会所管事務事業（その1）
- 3 産業専門部会所管事務事業（その1）
- 4 教育専門部会所管事務事業（その1）

※各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては、それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが、こうした各種事務事業については、専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い、調整が整った事項については、協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項については、自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

議案第 20 号

一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入する。
- 2 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については，合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 3 上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については，合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 4 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については，今後，新市の退職手当の長期的推計や財政状況，また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し，合併までにその方向性を決定する。

議案第 21 号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぐことを基本とする。
- 2 生活バス路線維持補助のうち、河内町単独の運行補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。
- 3 代替バス運行費補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。

議案第 22 号

消防関係事業の取扱いについて

消防関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。
- 2 消防体制については、各町とも消防分署とする。
- 3 上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。
- 4 上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 5 上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産（消防団関係を除く）については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとする。

議案第 23 号

環境・清掃関係事業の取扱いについて

環境・清掃関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。
- 5 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整する。

議案第 2 4 号

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに策定する計画に基づき調整する。
- 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については、合併までに基本的な仕組みは、統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。
- 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 5 農業公社については、合併までに統合できるよう調整する。
- 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。
- 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。

議案第 25 号

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。
- 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。
- 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

議案第 26 号

社会教育関係事業の取扱いについて

社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

議案第 27 号

平成 15 年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算について

宇都宮地域合併協議会財務規程第 6 条第 1 項の規定により、平成 15 年度宇都宮地域合併協議会歳入歳出決算を、別紙監査委員の報告書をつけて提出する。

平成 16 年 5 月 31 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

平成15年度 歳入歳出決算書

1 歳入総額	22,636,007 円
2 歳出総額	20,622,552 円
3 差引残額	2,013,455 円

(1) 歳入内訳

(単位:円)

款 項 目	予 算 現 額				調定額	収入済額	予算現額 に対する 増減額	
	当 初 予算額	補 正 予算額	計	節				
				区 分				金 額
1 負担金	22,636,000	0	22,636,000			22,636,000	22,636,000	0
1 負担金	22,636,000	0	22,636,000			22,636,000	22,636,000	0
1 負担金	22,636,000	0	22,636,000			22,636,000	22,636,000	0
				1 負担金	22,636,000	22,636,000	22,636,000	0
4 諸収入	1,000	0	1,000			7	7	△ 993
1 諸収入	1,000	0	1,000			7	7	△ 993
1 諸収入	1,000	0	1,000			7	7	△ 993
				1 預金利子	1,000	7	7	△ 993
歳入合計	22,637,000	0	22,637,000		22,637,000	22,636,007	22,636,007	△ 993

(2) 歳出内訳

(単位:円)

款 項 目	予 算 現 額						支出済額	不用額
	当 初 予算額	流 用 増減額	計	節				
				区 分	説明科目	金 額		
1 運営費	2,880,000	0	2,880,000				1,675,852	1,204,148
1 会議費	1,416,000	0	1,416,000				800,950	615,050
1 会議費	1,416,000	0	1,416,000				800,950	615,050
				1 報酬	2 委員報酬	1,224,000	689,800	534,200
				5 災害補償費	3 委員災害補償費	158,000	102,750	55,250
				11 需用費	3 食糧費	34,000	8,400	25,600
2 事務局費	1,464,000	0	1,464,000				874,902	589,098
1 事務局費	1,464,000	0	1,464,000				874,902	589,098
				11 需用費	1 消耗品費	389,000	36,109	352,891
					3 食糧費	3,000	0	3,000
				12 役務費	1 通信運搬費	36,000	3,990	32,010
				13 委託料		987,000	786,083	200,917
				14 使用料及び賃借料		49,000	48,720	280
2 事業費	19,657,000	0	19,657,000				18,946,700	710,300
1 事業推進費	19,657,000	0	19,657,000				18,946,700	710,300
1 事業推進費	19,657,000	0	19,657,000				18,946,700	710,300
				8 報償金	1 報償金	500,000	200,000	300,000
				9 旅費	2 普通旅費	108,000	0	108,000
				13 委託料		19,029,000	18,746,700	282,300
				19 負担金	1 負担金	20,000	0	20,000
3 予備費	100,000	0	100,000			100,000	0	100,000
1 予備費	100,000	0	100,000			100,000	0	100,000
1 予備費	100,000	0	100,000			100,000	0	100,000
歳出合計	22,637,000	0	22,637,000			22,637,000	20,622,552	2,014,448

(3) 歳入歳出差引額 2,013,455 円

歳入歳出差引額は、全額平成16年度に繰り越す。

監 査 報 告 書

宇都宮地域合併協議会規約第15条第1項に基づき、平成16年5月13日に本協議会における平成15年度歳入歳出決算について慎重なる審査を行った結果、いずれも関係帳簿及び証書と符合し、適正に処理されており、違算のないことを認める旨を、同規約第15条第2項の規定に基づき報告する。

平成16年5月13日

監査委員

野 沢 美 範 

監査委員

大 木 = 三 男 

監査委員

斎 藤 亨 

協議第 5 号

地域自治制度について

地域自治制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 地域行政機関の執行体制について
- 2 地域自治制度の法的位置付けについて

地域行政機関の執行体制について

1 地域行政機関の基本的な位置付け

- ・ 地方自治法に基づく「支所」として設置し、施設は、現在の各町役場を活用します。
- ・ 名称については、法的位置付けや住民の分かりやすさ、また、地域自治を推進する拠点施設としての役割などを考慮して定めます。

2 執行体制構築に当たっての基本的な考え方

ア 地域自治制度が推進できる体制

地域が主体となった個性と活気あふれる地域づくりを効果的に実施できるような体制を整備します。

イ 住民が利用しやすく分かりやすい体制

- ・ 合併時に大幅な組織改編を行うことで住民の利便性が低下しないよう留意するとともに、ワンストップサービスの推進など、住民主体の体制づくりに努めます。
- ・ 住民の分かりやすさに配慮し、組織体制及び名称については、各地域行政機関に統一性を持たせます。

ウ 簡素で効率的な体制

合併による効果を十分に引き出せるよう、住民の利便性を確保しつつも、執行体制の効率化を図ります。

3 地域行政機関の行う業務

ア 地域づくりに係る立案や調整業務

- ・ 地域自治協議会（仮称、以下同じ）と協力し、地域の個性を尊重し、地域自らが地域づくりを行えるよう、地域行政機関に地域づくりに関する立案、調整を行います。
- ・ また、地域自治協議会が十分にその能力や機能を発揮できるよう、地域自治協議会の事務局は、地域行政機関で行います。

イ サービス提供業務

身近な行政機関としての役割にふさわしい、きめ細かな行政サービスを提供していきます。

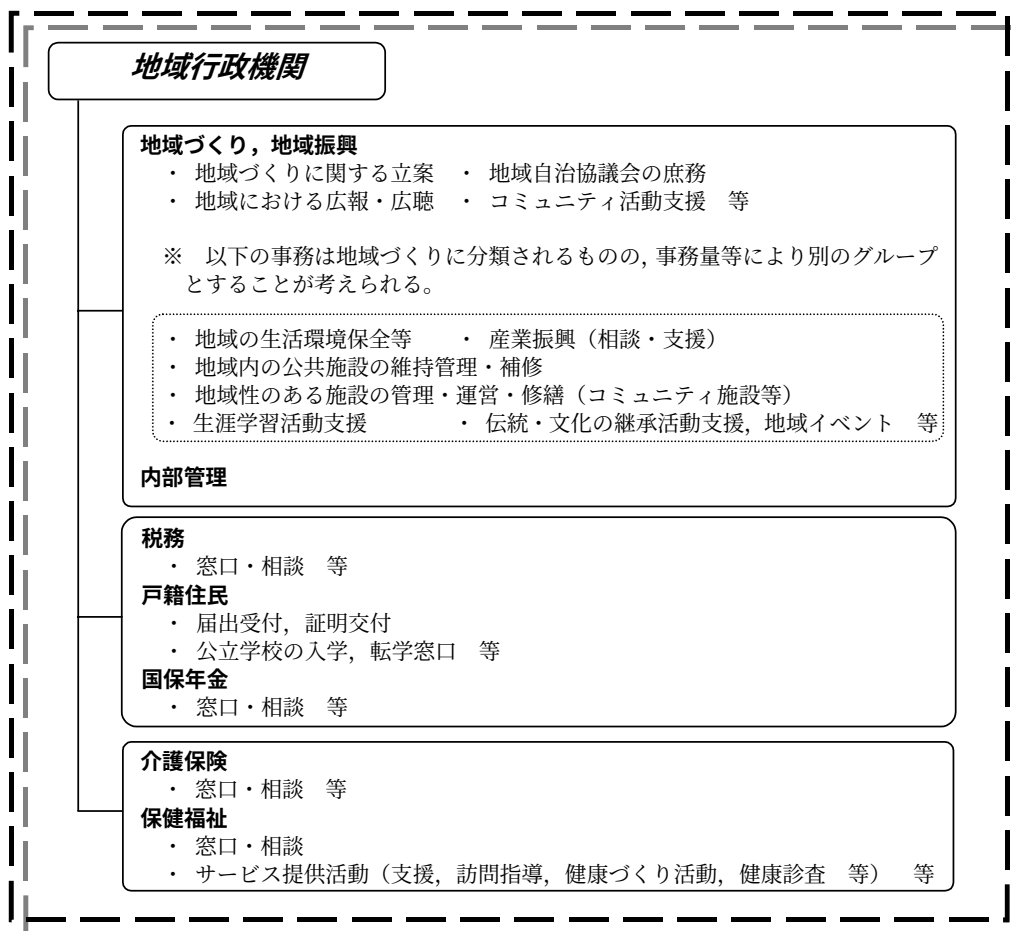
ウ 地域行政機関の管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部運営管理、施設管理などを行います。

4 地域行政機関の内部体制

- ・ 地域行政機関の長は、本庁の部長に準ずる職とするとともに、内部組織として課を置きます。
- ・ 具体的な内部組織については、基本的には統一的なものとしたうえで、地域行政機関ごとに適切な体制及び規模としていきます。

〔 地域行政機関の執行体制イメージ 〕



5 特別職の配置について

(1) 配置に当たっての基本的考え方

- ・ 合併は、地域社会に大きな影響を及ぼすものであるため、その移行期には、地域を総合的に調整し、主体的な地域づくりを推進する重要な役割を担う職が必要であることから、一定期間、経過措置として特別職を配置します。
- ・ 地域を担当する特別職は、地域の意見を総合調整し、主体的な地域づくりを推進していくために、十分な機能が発揮できるよう、地方自治法に基づく「助役」とし、合併旧町の区域を単位に設置します。

(2) 制度化の概要

ア 役割

- ① 地域住民、地域団体、民間団体など、地域社会の構成団体間の総合調整を行うこと
- ② 地域行政機関と地域自治協議会との調整を行うこと
- ③ 地域行政機関の事務事業について、その指揮監督を行うこと
- ④ 全市統轄機関が実施する当該地域に係る重要施策等について意見を述べること
- ⑤ その他地域行政機関の運営上重要な事項に関する決定を行うこと

イ 権限

決裁権限の考え方については、全市統轄機関と地域行政機関との役割分担を考慮し、地域行政機関の所掌する事務事業などと合わせ、今後整理していきます。

ウ 選任方法

地域を担当する特別職は、地域との信頼関係に基づく密接な連携が求められるため、市長の選任権や議会の同意権を侵さない範囲内において、地域の主体性を尊重するため、地域自治協議会との協議、またはその推薦を尊重し、市長が選任します。

エ 名 称

地域を担当する特別職は、地域における総合的なマネジメントを行うために配置するため、名称は、法的位置付けと地域を所管するという役割を表す名称を定めていきます。

オ 設置期間

- ・ 宇都宮地域の合併は日常生活圏等を同一にする地域の合併であり、地理的・歴史的要因など、特別の事情を考慮する必要が強くないことを踏まえると、地域社会の激変に対応する期間としては、長期間を要しないと考えられます。
- ・ このことから、地域を担当する特別職の設置期間は、４年（１期）とします。なお、その後のあり方については、新市の地域自治制度の状況を見据えた上で見直します。

カ 報酬と処遇

報酬や処遇については、合併の効率性を阻害するもの、などとの批判を受け、本来の役割の遂行に支障を来たすことがないように、その職務に応じた適切なものとしていきます。

地域自治制度の法的位置付けについて

1 これまでの合併協議における承認事項等

- ・ 地方制度調査会（国の諮問機関）の答申において提示された「行政区的なタイプ」（法人格なし）、「特別地方公共団体とするタイプ」（法人格あり）の2つのうち、「行政区的なタイプ」を基本形として、宇都宮地域独自案を構築する。
- ・ 上記を念頭に、現行法の枠内で宇都宮地域においてふさわしい地域自治制度を構築するに当たり、改正法における新たな制度を、宇都宮地域における地域自治制度に取り入れることが必要である際には、その活用を図る。（宇都宮地域合併協議会[任意]（平成15年11月4日）へ報告）

2 新たな制度の概要

今国会（第159国会）において成立（平成16年5月19日）……別紙参照

3 新たな制度の活用について

「地域自治区」などの新たな制度は、次の理由により活用しないこととします。

- ・ 新たな制度は、全国を対象とした平均的な水準で定められていることから、国の制度によることなく、自治体の自己決定・自己責任に基づき、より地域の実情に即した制度とすることが、地方分権や住民自治の理念に照らしても望ましいことです。
- ・ 採用しうる新たな制度は、恒久性を持つものではなく、将来的に制度を発展させることについてもその可能性が限定されます。

(1) 恒久性

- ・ 「特例地域自治区」「合併特例区」では、合併協議で設置期間を定めることになるため、永続的ではありません。（「合併特例区」は5年以内）
- ・ 宇都宮地域案では、合併時から、条例により永続的なものとする事ができるため、新たな制度の導入の必要はないと考えます。

(2) 区制（住居表示）

- ・ 「地域自治区」では、新市全域に地域自治区を設置することが必要ですが、宇都宮市の区域では、昭和の合併から約半世紀を経過し、地域の一体性が生まれているため、合併前の旧市町村単位に区制を敷くことは好ましくないと考えます。
- ・ また、「特例地域自治区」「合併特例区」では、一定期間、区制を敷き、その名称を住居表示に冠することになりますが、次の点から、その必要はないと考えます。

① 新市の一体性を阻害

区制を敷かない現在の宇都宮市の区域との隔たりが明確となり、新市の一体性の観点から問題があります。

② 新市の都市構想の障害

新市の都市構想として、中長期的には政令指定都市への移行を視野に入れているため、移行時においては、宇都宮市の区域も含め、行政区域の再編成を検討する必要があります。このため、現時点で区制を敷くことは、その障害となることが考えられます。

③ 区制を敷かないことでの混乱なし

1市3町で、重複する町名は1つのみであり、3町においては、町名数も多数ではないことから、区の名称が住居表示に盛り込まれないことでの混乱は生じないものと考えられます。

(3) 地域を担当する特別職

- ・ 「特例地域自治区」「合併特例区」では、期間を定め、事務所の長に代えて区長（特別職）を置くことができます。
- ・ 宇都宮地域案では、地域社会の激変に対応する目的から、特別職を助役職として、より強い位置付けで設置するため、新たな制度の導入の必要はないと考えます。

(4) 住民代表組織

- ・ 「地域自治区」「特例地域自治区」では、地域協議会の構成員は、当該区域に住所を有するものに限定されています。
- ・ また、「合併特例区」では、区域内に住所を有する者で議員の被選挙権を有する者となっており、組織の基本的な考え方が異なります。
- ・ 宇都宮地域案では、より地域の実情に即した多様な意見を反映することができることから、区域内に住所を有する者のほか、区域内の事業所等に勤務する者、団体推薦、企業、NPO等、学識経験者、公募住民を構成員としているため、新たな制度の導入の必要はないと考えます。

新たな制度の概要

1 「行政区的なタイプ」について

(1) 概 要

- ・ 住民自治の強化等を推進する観点から、市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」（法人格なし）を設置できます。
- ・ 本制度には、すべての市町村に認められる制度と合併市町村に対する特例としての制度の2種類があります。

ア 一般制度としての「地域自治区」

合併の有無に関わらず市町村の判断で設置できます。

イ 合併市町村への特例による「特例地域自治区」

合併市町村に限り、一般制度では認められない特例が認められます。

(2) 地域協議会（「行政区的なタイプ」の共通事項）

- ・ 構成員は、区域の住民のうちから市町村長が選任します。
- ・ 役割は、①地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴いて行われる、②その他、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村長その他の機関に意見を述べるができる、となっています。

(3) 「特例地域自治区」について（合併市町村のみ）

合併に際し、旧市町村単位で地域自治区を設ける場合には、区長を置くことができるとともに、住所の表示には区の名称を冠することになります。
（例：宇都宮市〇〇区）

2 「特別地方公共団体とするタイプ」について

(1) 概 要

合併後の一定期間（５年以下）、旧市町村を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格あり）を設置できます。

(2) 制度の構成

ア 合併特例区協議会

- ・ 構成員は、合併特例区の区域内に住所を有し、議会議員の被選挙権を持つものから、規約で定める方法により市町村長が選任します。
- ・ 役割は、①合併特例区が処理する事務等に関し、諮問された事項等について審議し、意見を述べる、②合併特例区の区域に係る施設に関する重要事項についての決定・変更に際し、意見を述べる、となっています。

イ 区 長

市町村長の被選挙権を持つものから、市町村長が選任します。

ウ 事務権限

合併関係市町村で処理されていた事務で、合併後の一定期間、引き続き行うことが効果的及び地域住民の利便性の向上等のために特に必要な事務のうち、規約で定めるものを処理します。

宇都宮地域における「地域自治制度」との比較

項 目		①宇都宮地域案	②地域自治区 (一般制度)	③特例地域自治区 (合併市町村)	④合併特例区 (特別地方公共団体)
設置区域 (区 制)		旧町の区域ごと に設置	新市の市域の全 部に区制を敷き 設置することが 必要	合併に際し、旧市町を単位に 区制を敷き設置	
区の名称 (住居表示)		区の名称を冠しない		区の名称を冠する	
設置期間		永続的		合併協議で定め る期間	5年以下で合併協 議で定める期間
法 人 格		なし			
設置手続き		条例で規定		合併協議→ 関係市町で議決	合併協議で規約を 定め、県の認可が必 要
執行 体制	特別職	助役（地域担当） （設置期間：4 年）	規定なし	期間を定め事務 所の長に代えて 区長(特別職)を置 くことができる	区長を市長の被選 挙権者から市長が 選任（任期：2年以 内）
	事務所の長	事務吏員 （部長に準ずる）	事務吏員		特に規定はない
分掌事務		市長の権限に属する事務を分掌する			合併特例区の権能 とされた事務を処 理する
職 員		市長が任命する			市長の同意を得て、 合併特例区の長が 任命する
予 算		地域づくりのため の予算を配分 する	規定なし		合併特例区の運営 に必要と認める予 算上の措置を講ず る
住民 代表 組織	名 称	地域自治協議会	地域協議会		合併特例区協議会
	構成員	区域内に住所を 有する者のほか 区域内の事務所に 勤務する者、学 経、NPO、公募 から市長が選任	区域内に住所を有 する者から 市長が選任		区域内に住所を有 する者であって議 員の被選挙権を有 する者のうちから 規約に定める方法 で市長が選任
	任 期	3年（再任可）	4年以内		2年以内
	報 酬	条例で定める （日額報酬）	支給しないこともできる		

地域自治制度の構築について（全体構成）

都市内分権の推進（団体自治）

合併に係る不安要因の解消

住民自治の拡充

（全体像）

地域自治制度の構築について…平 15.11.4 合併協議会（任意④）へ報告

- 第1 地域自治制度構築の基本姿勢
 - 1 構築の趣旨
 - 2 目的
 - 3 新市のイメージ
- 第2 宇都宮地域における地域自治制度の概要
 - 1 構築に当たっての考え方
 - 2 方向性
 - 3 地域行政機関の執行体制
 - 4 地域行政機関の事務事業
 - 5 地域づくりのための予算
 - 6 住民代表組織の全体像
 - 7 住民代表組織と住民組織との関係

地域自治制度の法的位置付けについて

- ・ 改正法による新たな制度の活用必要性

（個別事項）

住民代表組織の設置について…平 16.3.1 合併協議会（法定②）へ報告

- ・ 目的／名称／設置／所掌事項／組織／任期／会務・会議運営／今後の取組

地域行政機関の執行体制

- 執行体制の基本的な考え方
- 地域を担当する特別職
 - ・ 法的位置付け／役割・権限／選任方法／名称／設置期間／報酬・処遇／その他

地域行政機関の主な所掌事務について（第5回合併協議会提出予定）

地域づくりのための予算について（第6回合併協議会提出予定）

協議第 6 号

市町建設計画について

市町建設計画の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

市町建設計画の県との事前協議案について

市町建設計画

（ 県事前協議 案 ）

宇都宮地域合併協議会

目次

I 計画の策定にあたって	
1 計画の趣旨	28
2 新市建設の背景と目的	28
(1) 日常生活圏と一体的な行政経営	
(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充	
(3) 少子・高齢化と人口減少への対応	
(4) 地域の経済・産業の振興	
3 新市建設の基本姿勢	30
(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進	
(2) 地域に根ざした自治の拡充	
(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進	
(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進	
II 新市の概況	
1 新市の現況	32
(1) 位置と地勢	
(2) 歴史的特性	
(3) 人口・世帯数	
(4) 面積	
(5) 経済	
(6) その他の指標	
2 新市の社会経済の見通し	37
(1) 人口の見通し	
(2) 経済の見通し	
3 まちづくりの資源と主要課題	41
(1) 新市の地域特性及び資源	
(2) まちづくりの主要課題	
III まちづくりの目標と基本方針	
1 まちづくりの目標	44
2 土地利用の基本方針	45
IV 新市の施策の大綱	
1 個性と特性を生かした地域の創造	48
2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造	49
3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造	51
V 地域別計画	
1 計画の目標及び地域区分	53
2 地域ごとの計画	53
(1) 宇都宮地域	
(2) 上三川地域	
(3) 上河内地域	
(4) 河内地域	
VI 県事業の推進	
1 栃木県の役割	59
2 栃木県の事業	59
VII 公共施設の適正配置	60
VIII 財政計画	61
IX 計画の推進方策	65
資料編	67

I 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、宇都宮、上三川、上河内及び河内の4つの地域の合併後の建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにする。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとする。

平成16年度（2004年度） ～ 平成26年度（2014年度）

2 新市建設の背景と目的

（1）日常生活圏と一体的な行政経営

- ・ 昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えている。
- ・ 宇都宮、上三川、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は2万人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎的自治体の区域を越えて拡大している。
- ・ これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用・管外保育の受委託などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果をあげてきたところであるが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じている。
- ・ そのため、合併により、住民の日常生活圏にあわせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、一層効果的・広域的な行政経営を目指していく。

（2）地方分権の進展と住民自治の拡充

- ・ 従来の中央集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的であった。
- ・ 一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されている。
- ・ 地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められている。

- ・ また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要がある。
- ・ そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進する。

(3) 少子・高齢化と人口減少への対応

- ・ 全国では、平成 18 年をピークに人口が減少するとともに、高齢化が進み、平成 26 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されている。
- ・ 本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想されている。
- ・ そのため、長期に渡る景気の低迷等による国・地方の財政の悪化とあわせ、生産年齢人口の減少による税収入等の減少が予想されており、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。
- ・ このような中、高齢化等に伴う扶助費の増加の一方で、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化しており、福祉サービス等の行政サービス水準の維持・向上が困難な状況を迎えることなど、単独の自治体による運営の限界が予測されている。
- ・ こうしたことから、合併により歳入の一定水準を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自治体がそれぞれに自己完結型の基盤整備を目指したことによる重複投資を解消し広域的なまちづくりを進める。

(4) 地域の経済・産業の振興

- ・ 本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における拠点として、着実な発展を続けてきた。
- ・ しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く近年では、中心部の空洞化や大型店舗の相次ぐ撤退、工業団地等からの企業の撤退も生じてきている。
- ・ そのため、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していく。
- ・ さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図り、より多様性に富んだ北関東最大の都市として発展を目指していく。

3 新市建設の基本姿勢

新市建設の取組みにおいては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進める。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

①個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

- ・ 新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行う。

②住民に身近な行政サービスの展開

- ・ 地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所から提供する。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

①地域住民の参加と協働の推進

- ・ 市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体による協働を基本としたまちづくりを進める。

②地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

- ・ 市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意思決定に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努める。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

①合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

- ・ 住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行う。

②重点的かつ効果的な公共投資の推進

- ・ これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行う。

③効率的で健全な財政運営の確保

- ・ 住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来に渡っての適正かつ健全な財政運営を確保する。

（４）自治体能力の向上と地方分権の推進

- ・ 基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズの対応に向けて自治体能力の向上に努める。
- ・ また、自治体規模・能力にふさわしい権限や財源などを担えるよう、政令指定都市制度などの研究・検討を行うなど、自立した自治体を目指して地方分権の一層の推進に努める。

II 新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

①位 置

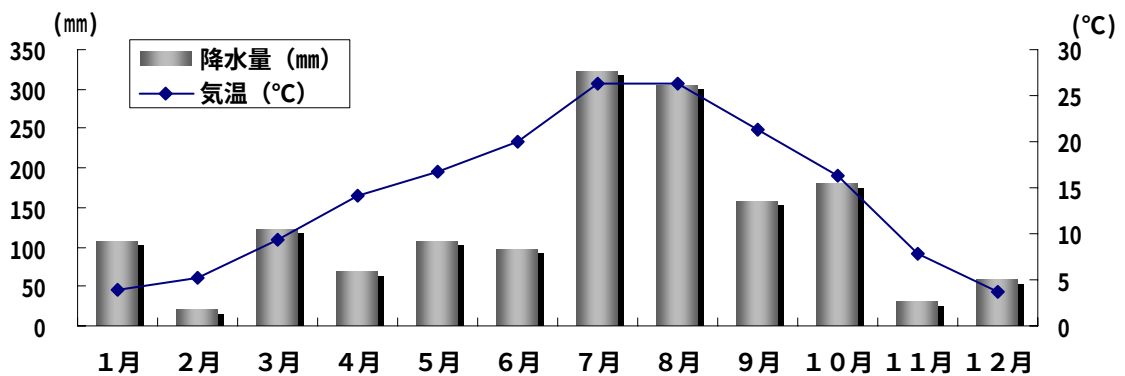
- ・ 新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 kmの距離に位置し、面積は 471.36 km²で、県土の約 7.4%を占めている。
- ・ 南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっている。

②地 勢

- ・ 広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北面に遠く日光連山を望み市域の北部から東部にかけて、鬼怒川が貫流している。
- ・ 豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を栗山村の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいる。
- ・ 鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしている。

③気 候

- ・ 年間平均気温は 14.3℃である。年間総降水量は 1,571mm である。
- ・ 夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は夏に多く、冬に少ない。



出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(2) 歴史的特性

- ・ 宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町の1市3町は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、山田川、田川の各流域を中心に交流を深めてきた。
- ・ 中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の上三川町に上三川城、多功城が、上河内町に中里城が築城された。
- ・ これらの地域一帯は、古くから「一の宮」と称され、宇都宮藩知事の統治を経て、明治4年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきた。

(3) 人口・世帯数

①総人口・世帯数

- ・ 新市の人口は、約 52 万 5 千人であり、県全体の 26.1%を占めている。
- ・ 新市の世帯数は 201,214 世帯であり、県全体の 28.9%を占める。
- ・ 一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で 2.53 人、最も多いのは上河内地域で 3.63 人と、1.1 人の開きがある。

平成15年10月1日現在（単位：人、世帯）

		人 口			世帯数	一世帯当りの人口
		総 数	男	女		
新 市 （合計）		525,150	262,768	262,382	201,214	2.61
内 訳	宇都宮地域	449,664	224,808	224,856	177,578	2.53
	上三川地域	30,770	15,816	14,954	9,621	3.20
	上河内地域	9,437	4,610	4,827	2,599	3.63
	河 内 地 域	35,279	17,534	17,745	11,416	3.09
栃木県全体		2,011,691	998,758	1,012,933	696,315	2.89
新市が県に占める割合		26.1%	26.3%	25.9%	28.9%	

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」

②年齢3区分別人口

- ・ 新市の人口構成比は、年少人口が 14.9%、生産年齢人口が 69.1%、老年人口が 15.9%となっており、県全体と比較すると高齢化は低い状態である。
- ・ これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が 14%台となっており、少子化が進んでいる。また、老年人口は上三川地域及び河内地域が 14%台であるのに対し、上河内地域は 20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差がある。

平成15年10月1日現在（単位：人）

		年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上		合 計
新 市 （合計）		78,469	14.9%	363,132	69.1%	83,549	15.9%	525,150
内 訳	宇都宮地域	66,274	14.7%	311,359	69.2%	72,031	16.0%	449,664
	上三川地域	5,369	17.4%	20,943	68.1%	4,458	14.5%	30,770
	上河内地域	1,373	14.5%	6,097	64.6%	1,967	20.8%	9,437
	河 内 地 域	5,453	15.5%	24,733	70.1%	5,093	14.4%	35,279
栃木県全体		293,269	14.6%	1,344,597	66.8%	373,825	18.6%	2,011,691
新市が県に占める割合		26.8%		27.0%		22.3%		26.1%

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」
をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

③外国人登録人口

- ・ 新市における外国人登録人口は、約 8,100 人であり、県全体の 26.4%を占める。
- ・ 国籍別の外国人登録人口は、1 位が中国（2,487 人）、2 位が韓国又は朝鮮（1,369 人）、3 位ブラジル（1,260 人）と続き、これらで全体の約 63%を占めている。

（平成14年12月末現在）

(4) 面 積

- ・ 新市の総面積は 471.36km²であり、約 52%を田・畑・宅地で占める。これらの地目は、県全体の地目別割合と比しても高い。
- ・ 上河内地域では、山林が総面積の約 4 分の 1 を占め、緑豊かな自然が残された地域といえる。

平成 14 年 1 月 1 日現在 (単位: km²)

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
新 市 (合計)	471.36	121.06	45.39	79.38	0.33	71.30	0.35	5.30	25.04	123.21
内 訳	宇都宮地域	312.16	62.28	34.75	60.53	0.23	48.92	0.35	4.33	84.34
	上三川地域	54.52	21.26	6.35	10.14	0.06	2.34	0.00	0.09	12.72
	上河内地域	56.96	18.19	1.79	2.71	0.01	13.57	0.00	0.60	16.86
	河 内 地 域	47.72	19.33	2.50	6.00	0.03	6.47	0.00	0.28	9.29
栃木県全体	6408.28	994.78	405.10	428.41	8.17	1514.96	18.85	71.84	271.25	2694.92
新 市 内 訳	100.00%	25.68%	9.63%	16.84%	0.07%	15.13%	0.07%	1.12%	5.31%	26.14%
栃木県内訳	100.00%	15.52%	6.32%	6.69%	0.13%	23.64%	0.29%	1.12%	4.23%	42.05%
新市が県に占める割合	7.4%	12.2%	11.2%	18.5%	4.0%	4.7%	1.9%	7.4%	9.2%	4.6%

出典: 栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧(平成 15 年度版)」

(5) 経 済

①産業別事業所数

- ・ 新市の事業所数の総数は、24,728 事業所であり、県全体の 24.6%を占める。
- ・ 県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が、35.0%と最も高く、次いで「サービス業」が 27.9%であり、これらは新市に集中している。
- ・ 新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 11,018 事業所と最も多く、44.6%を占めている。

平成 13 年 10 月 1 日現在 (単位: 所)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市 (合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市が県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典: 「平成 13 年事業所・企業統計調査」

②産業別従事者数 (民営)

- ・ 新市の従事者数の総数は 252,039 人であり、県全体の 28.8%を占める。
- ・ 県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が 46.5%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が 35.8%である。
- ・ 新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 81,761 人と最も多く、総数の 32.4%を占めている。

平成 13 年 10 月 1 日現在 (単位: 人)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市 (合計)	252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳	100.00%	0.21%	0.05%	9.03%	20.72%	0.36%	5.39%	32.44%	3.65%	1.20%	26.95%
新市が県に占める割合	28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%

出典: 「平成 13 年事業所・企業統計調査」

③製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所）

- ・ 新市の「製造品出荷額等」は２兆円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の 12.5%、「従事者数」の 20.1%に対して、27.7%と県全体の４分の１以上を占めている。

平成１４年１２月３１日現在

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
新 市 (合計)	756	40,935	211,853,239
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596
新市が県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%

出典：「平成１４年工業統計調査」

④年間商品販売額

- ・ 新市の「年間商品販売額」総額は約２兆八千億円となっており、県に占める新市の割合を見ると、「商店数」総数の 25.5%、「従事者数」総数の 32.5%に対して、50.2%と県全体の２分の１以上を占めている。

平成１４年６月１日現在

	商店数 (店)			従業員数 (人)			年間商品販売額 (万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
新 市 (合計)	6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市が県に占める割合	25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%

出典：「平成１４年商業統計調査速報」

⑤農業粗生産額

- ・ 新市の農業粗生産額の総額は、279 億 1 千万円であり、県全体の 10.2%を占める。
- ・ 新市の農業粗生産額の内訳を見ると、「米」は 43.0%と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は 9.9%と低い。
- ・ 地域の特徴としては、上三川地域のみが農業粗生産額に占める「野菜」の割合が２分の１以上を占めている。

平成１２年１２月末現在

農業粗生産額(千万円)		総 額	米	野 菜	畜 産	その他
新 市 (合計)		2,791	1,200	793	275	523
内 訳	宇都宮地域	1,592	659	370	161	402
	上三川地域	624	180	334	73	37
	上河内地域	277	181	53	15	28
	河内地域	298	180	36	26	56
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新 市 内 訳		100.0%	43.0%	28.4%	9.9%	18.7%
栃木県内訳		100.0%	34.5%	23.7%	29.4%	12.4%
新市が県に占める割合		10.2%	12.7%	12.2%	3.4%	15.4%

出典：農林水産省「平成１２年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

①大学の在学者数

- ・新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,223人となっており、県全体の41.4%を占め、短期大学についての総数は1,261人で、33.7%を占めている。
大学数7校、在学者数総数10,484人（4年制大学と短期大学の合計）を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にある。

平成14年5月1日現在

	4年制大学				短期大学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新市	4	9,223	6,678	2,545	3	1,261	111	850
栃木県全体	9	22,269	15,370	6,889	8	3,738	293	3,445
新市が県に占める割合	44.4%	41.4%	43.4%	36.9%	37.5%	33.7%	37.9%	24.7%

出典：栃木県全体／栃木県「平成14年学校基本調査報告書」

②図書館等蔵書数

平成14年度末現在

- ・新市の図書館等における総蔵書数は約144万冊であり、1人あたり2.8冊となっている。
- ・上河内地域は、1人当たりの蔵書数が6.9冊と最も充実している。

		蔵書総数	1人当たり蔵書数
新市	新市(合計)	1,444,112	2.8冊
	宇都宮地域	1,121,346	2.5冊
	上三川地域	101,292	3.3冊
	上河内地域	67,092	6.9冊
	河内地域	154,382	4.4冊

出典：宇都宮地域合併協議会調べ

③水道普及率（広義※）

- ・新市の水道普及率（広義）は96.3%となっている。
- ・各地域の水道普及率（広義）を見てみると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.3%となっている。

平成13年度末現在

	総人口(人) 【A】	給水人口(人)				普及率(%) 【B】 / 【A】
		上水道	簡易水道	専用水道	合計【B】	
新市(合計)	515,686	483,620	9,956	3,029	496,605	96.3
内訳	宇都宮地域	441,645	432,215	0	434,249	98.3
	上三川地域	29,698	19,569	1,770	21,339	71.9
	上河内地域	9,755	0	8,186	995	94.1
	河内地域	34,588	31,836	0	31,836	92.0
栃木県全体	2,003,283	1,718,484	105,442	17,966	1,841,892	91.9

出典：栃木県環境衛生課「平成13年度末現在 水道普及状況」

※市町総人口に対する供用人口（上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計）の割合

④下水道普及率（広義※）

- ・新市の下水道普及率（広義）は82.3%となっている。
- ・各地域の下水道普及率（広義）を見てみると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、88.6%となっている。

「平成14年度末現在 宇都宮地域合併協議会調べ」

	行政人口 (人)【A】	下水処理人口(人)					普及率(%) 【B】 / 【A】
		公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	合計【B】	
新市(合計)	521,167	390,904	12,458	14,939	10,857	429,158	82.3
内訳	宇都宮地域	445,780	368,720	8,341	14,939	395,179	88.6
	上三川地域	30,471	13,359	1,717	0	15,882	52.1
	上河内地域	9,767	0	0	2,343	2,343	24.0
	河内地域	35,149	8,825	2,400	0	15,754	44.8

※市町総人口に対する供用人口（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計）の割合

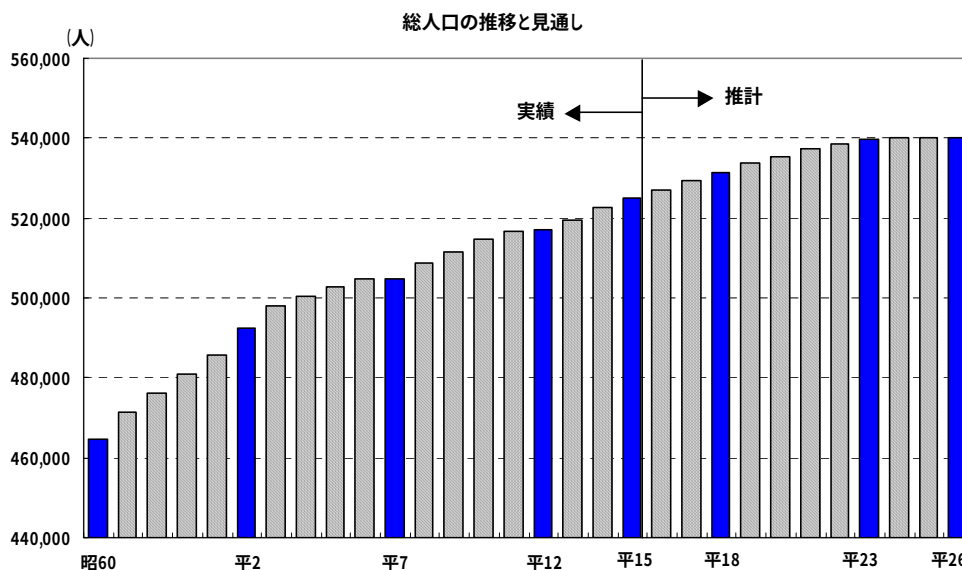
2 新市の社会経済の見通し

新市建設の基本となる指標として、平成 15 年（2003 年）を基準年に、平成 26 年（2014 年）までの人口や経済の見通しを明らかにする。

（1）人口の見通し

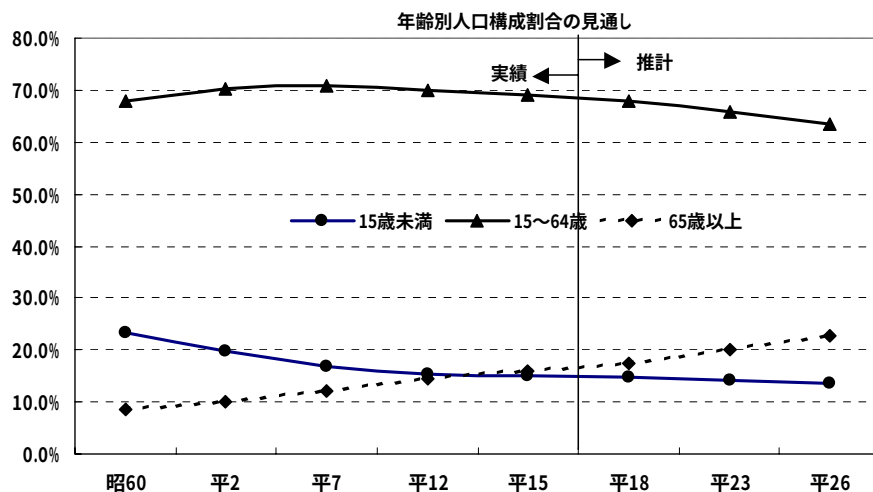
①総人口

- ・ 新市の総人口は、平成 26 年（2014 年）に約 54 万人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれる。
- ・ 地域の人口を見ると、上三川・河内地域では、宇都宮地域からの人口流入などを要因に、10%前後の人口増加が予測される。また、上河内地域も微増となるが、宇都宮地域では、平成 23 年（2011 年）から減少に転じ、平成 26 年の人口は現時点より 1.6%程度の増加に止まるものと見込まれる。



②年齢構造

- ・ 新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成 26 年（2014 年）の老齢人口（65 歳以上）は約 12 万 3 千人で、その構成比は 22.7%に達し、市民の 5 人に 1 人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が想定される。
- ・ 一方、出生率の低下により、年少人口（15 歳未満）は、平成 26 年に約 7 万 4 千人（13.7%）となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口（15～64 歳）も約 36 万 3 千人から約 34 万 3 千人（63.6%）に減少し、新市の活力の低下が懸念される。
- ・ 年齢 3 区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、老齢人口の割合において上三川地域が 17.8%と最も低くなっており、その進行には地域性が見られるものの、他の地域では 20%を越えることが予測され、高齢社会への対応は新市の主要課題になると想定される。

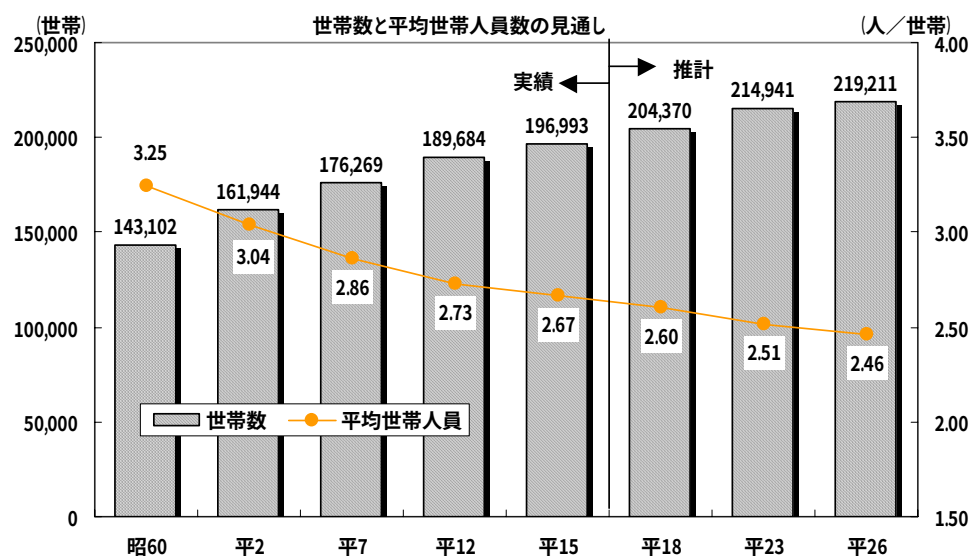


◆年齢3区分別人口構成比の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
構 成 比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15～64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

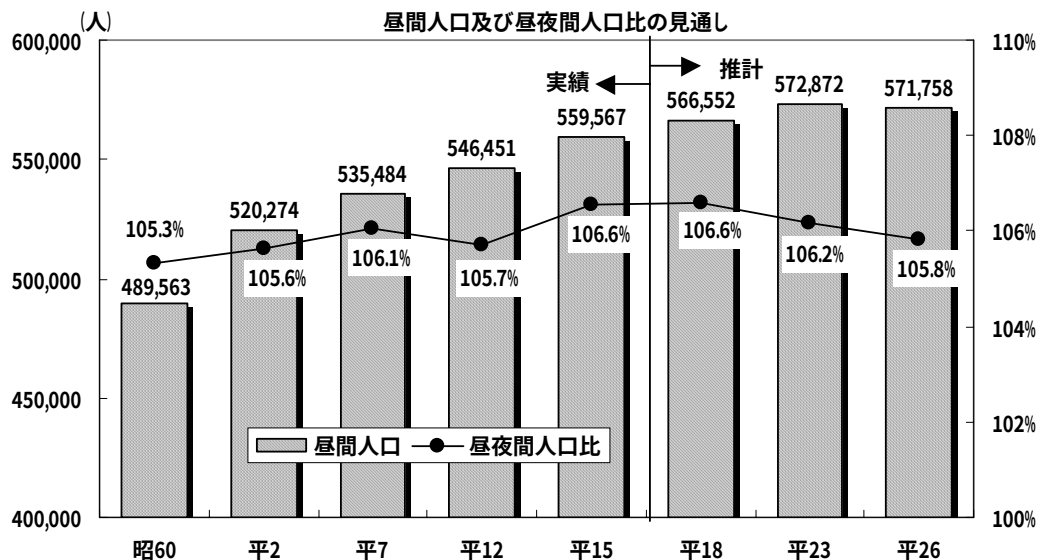
③世帯数

- ・ 単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成26年（2014年）には約21万9千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率（平成15年と26年の比較）を見ると、河内地域が約1.22倍と最も高くなると予測される。
- ・ また、1世帯当りの世帯人員は、平成26年には2.46人に低下することが見込まれる。中でも、宇都宮地域では同年に2.39人となり、最も核家族化が進むと想定される。



④交流人口（昼間人口）

- ・ 交流人口は、平成 23 年（2011 年）に約 57 万 2,870 人に達した後、平成 26 年（2014 年）には約 57 万 1,750 人、昼夜間人口比率で 105.8%になるものと見込まれる。
- ・ 新市が、引き続き、人・もの・情報が集まり活発に交流する都市であり続けるためには、昼間人口の維持・増加につながる、高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められる。



（２）経済の見通し

①経済規模

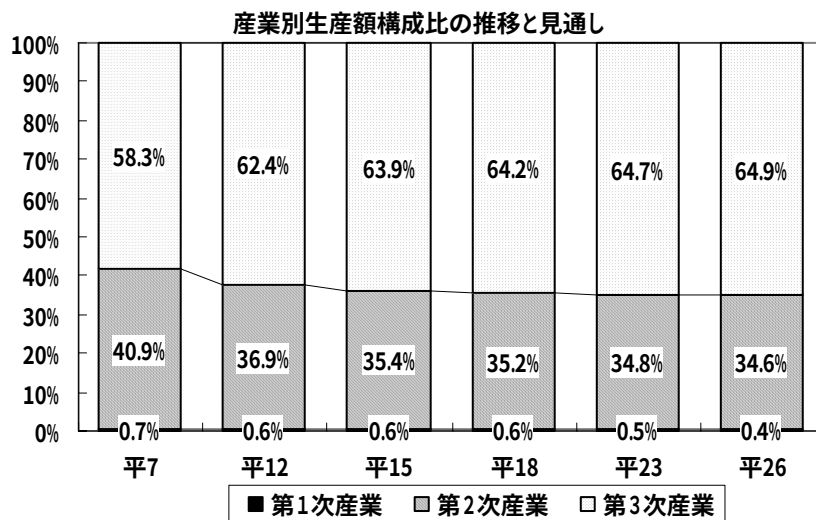
【 市内総生産 】

- ・ 新市の市内総生産額は、平成 26 年（2014 年）には約 3 兆 492 億円の経済規模となり、その期間の増加率は、年平均 1.28%程度で推移するものと見込まれる。
- ・ 産業別の構成比は、第 3 次産業が、平成 23 年（2011 年）に 64.7%，平成 26 年に 64.9%へと増加する一方で、第 2 次産業及び第 1 次産業の比率は低下していくものと見込まれる。
- ・ また、地域別の産業別構成比を見ると、宇都宮・河内地域は第 3 次産業の比率が高く、上三川・上河内地域は、第 2 次産業の比率が高い。

◆市内総生産額の推移

単位：億円，平成12年価格

	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総 額	23,988	25,524	25,710	26,649	29,139	30,492
宇都宮地区	21,386	22,508	22,615	23,424	25,650	26,884
上三川地区	1,690	1,981	1,989	2,043	2,160	2,205
上河内地域	328	339	368	391	428	446
河内地域	584	695	738	791	899	957



②就業人口の見通し

- ・ 新市の就業者数は、約 29 万 4 千人でピークに達した後、平成 26 年（2014 年）には約 29 万人に減少していくものと見込まれる。
- ・ 産業別構成比を見ると、平成 26 年には、第 1 次産業が 2.4%（約 7 千人）、第 2 次産業が 27.7%（約 8 万人）、第 3 次産業が 69.9%（約 20 万 2 千人）となると見込まれ、第 1 次・2 次産業の割合が低下する一方で、第 3 次産業の割合が高まることが想定される。

◆就業者数の推移

単位：人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総 数	248,910	274,043	287,696	287,820	292,432	294,588	293,047	289,775
宇都宮地区	219,464	242,577	256,772	256,783	261,290	263,698	263,078	260,721
上三川地区	17,744	18,706	16,985	16,413	16,482	16,226	15,490	14,871
上河内地区	3,542	3,659	3,983	3,857	3,889	3,830	3,684	3,554
河内地区	8,160	9,101	9,956	10,767	10,770	10,834	10,795	10,629

◆産業別就業者構成比の推移

単位：人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
構成比								
第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

①地理的条件・自然環境

- ・ 新市は首都東京から約 100km、栃木県のほぼ中央部にあり、北関東の中核拠点都市及び県都として高次の都市機能を担う上で恵まれた位置にある。
- ・ 南北に流れる鬼怒川、姿川、田川、江川、山田川、御用川、西鬼怒川などの河川は、周囲の平地林、水田、畑地等と田園的な環境を形成するとともに、市民の憩い・やすらぎの場として活用されている。
- ・ 北部の羽黒山から北西部にかけて大谷、古賀志の丘陵が起伏し、良好な眺望や自然景観に恵まれている。また、丘陵地帯の南端となる戸祭山、八幡山の連丘が市中心部に接しており、都心部においても豊かな緑が確保されている。

②地域の資源

- ・ 新市の中心市街地においては、県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積している。また、多様な交通の結節点である J R 宇都宮駅を中心として、人・もの・情報が広域的に交流する重要な広域都市圏の拠点となっている。
- ・ 上三川地域、上河内地域及び河内地域の中心部には、業務機能等の都市機能が集積しており、それぞれ地域の拠点となっている。
- ・ 自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富である。河内地域では、全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っている。温泉が湧出する宇都宮、上河内の各地域においては、それぞれ陸の松島と称される大谷地区の景観、300 年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山、親水公園や自然林などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されている。また、上三川地域では国の史跡指定を受けた「上神主・茂原官衙遺跡」や 200 年の歴史を持つ「子ども相撲」など、歴史的・文化的な資源が残されている。
- ・ 新市の産業集積は、農業、工業、商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっている。農業では、鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり、~~宇都宮、上三川、上河内地域では~~イチゴ、ナシ、トマトなどの野菜果樹及びシイタケなどのきのこの類の生産が盛んである。工業では内陸最大級の清原工業団地をはじめわが国有数の自動車生産拠点などを有する宇都宮、上三川地域がある。宇都宮テクノポリスセンター地区には、栃木県産業技術センターととちぎ産業交流センターが一体となった産業支援拠点施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており、産業支援機関が集積している。商業では約 100 万人の商圏人口を抱える宇都宮地域がある。

- ・ 新市の宇都宮地域には4年制大学4校、短期大学3校が立地しており、総学生数は約10,000人に達するなど、高い高等教育機関の集積がある。
- ・ 北関東の中核拠点である新市は、南北を縦貫する東北新幹線、JR 宇都宮線、東北自動車道、新4号国道をはじめ、新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し、首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有している。

(2) まちづくりの主要課題

新市の建設にあたっての主要な課題は次のとおりである。

□ 個性と特性を生かした地域づくり

①個性のある地域づくり

- ・ 新市において、各々の地域がそれぞれ育んできた歴史、文化、伝統や自然環境などの個性や地域資源を生かし、適切に機能分担を行いながら、地域の独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要がある。
- ・ 地域に根ざした、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要がある。

②特色ある教育環境の形成

- ・ 21世紀を担う子どもたちの健全な育成や、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要がある。

□ 新市の一体性と地域間の連携の確立

③総合的な交通体系の整備

- ・ 新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ広域的な道路ネットワークの構築や新交通システムの導入をはじめとした公共交通ネットワークの構築など、総合的な交通体系の整備を図る必要がある。

④情報ネットワーク等の形成

- ・ 地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として、公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに、宇都宮地域をはじめ上三川地域、上河内地域及び河内地域においても高速通信回線やCATV等の利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要がある。

⑤良好な生活環境の整備

- ・ 住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本整備については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取り組みを進める必要がある。

⑥保健・福祉サービス水準の維持・向上

- ・ 出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、更なる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して住み続けられる社会環境を確保するため、合併によるスケールメリットを生かし、少子・高齢化に対応した専門的で多様な行政サービスを全市域において提供できるよう、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要がある。

□ 新市の活力の維持・向上

⑦新市の拠点性の向上

- ・ 新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な住環境の形成など基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要がある。

⑧経済・産業の振興

- ・ 農業・工業・商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努め、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積と産業支援機関及び高等教育機関等との連携や情報技術の産業への活用により、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化を図る等により、経済・産業の振興を図る必要がある。

III まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上し続けるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

※ 新市建設においては、「人（市民）」が主役であり、「地域」を建設の基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちをめざす。新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことが可能な都市である。

をまちづくりの将来像とし、その実現をめざす。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市建設における「地域」「都市」「活力」の創造を重要な分野と位置づけ、次のような取組みを進める。

●個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造する。

●一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造する。

●人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造する。

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標等の実現に向け、総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、都市に求められる多様な機能を集積し、人・もの・情報を広域的に集め、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点の形成を目指す。具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能等の集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点を都市内に適切に配置し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが必要である。これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示す。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

- ・ 既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消につとめ、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図る。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進める。
- ・ 周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進める。
- ・ 宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな低密度住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図る。
- ・ このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行う。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

- ・ 中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図る。また、J R宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加えて、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進める。
- ・ 周辺地域の中心部や鉄道駅周辺等に分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図る。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進める。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

- ・ 宇都宮テクノポリスセンター地区や清原工業団地などでは、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材等の地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地の形成に努める。
- ・ インターパーク宇都宮南（東谷・中島）、テクノパークかみのかわ（多功南原）などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努めるとともに、先端技術産業等の誘致や域内再配置の促進を図る。
- ・ 河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努める。

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地

- ・ 市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地の確保に努める。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農業地の保全に努める。
- ・ また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農業地の有効利用を図る。

(5) 多様な機能を生かした森林地

- ・ 市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源のかん養、保健休養、生活環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林の適切な整備・保全に努める。
- ・ また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全や地域振興などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用を進める。

IV 新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図る。

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 生涯学習を推進する
- 2) 学校教育を充実する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 緑の拠点づくりを推進する
- 5) 消防力を充実する
- 6) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農業を振興する

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、地域の資源や個人を大切に作る市民が、共に支えあい誰もが生き生きと活動することができる地域をつくる。

1) 市民主体のまちづくりを推進する

- ・ 市民が誇りと愛着を持って、いつまでも安全で安心して暮らしていけるよう、市民の多様なコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、協働のルールづくりや地域の安全を住民自らが守る仕組みづくりなどを進め、ふれあいと連帯、市民の創意と工夫に支えられた市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを推進する。

2) 個性のある地域づくりを推進する

- ・ 新市における各地域が特色あるものとなるよう、身近な地域課題を自ら取組み・解決できる体制の構築や拠点となる河内地域等の庁舎施設を整備し、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを推進する。

3) 市民に身近な行政を推進する

- ・ 複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地域の特性を生かした施策を展開できるよう、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進する。

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくる。

地域資源を生かした学校教育の充実に努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくる。

産業集積を生かした職業教育の充実に図ることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多用な能力を育み活躍できる地域をつくる。

1) 生涯学習を推進する

- ・ 市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう上三川地域、上河内地域等において生涯学習施設の整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進する。

2) 学校教育を充実する

- ・ より良い環境の中で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設について、施設の老朽度や耐震性等を踏まえて計画的な整備を行うとともに、教育情報ネットワークの活用を推進することなどにより、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる学校教育の充実に図る。また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、高等学校等における産業教育の充実に努める。

3) 地域文化を振興する

- ・ 市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域となるよう、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備など文化的環境づくりを進め地域文化を振興する。

4) 生涯スポーツを推進する

- ・ 幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援などにより地域におけるスポーツ活動を促進するとともに総合運動公園や社会体育施設の整備を進める。

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくる。

1) 道路ネットワークを整備する

- ・ 都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、北関東自動車道や国道道をつなぐ幹線道路の整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築する。

2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

- ・ 都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービスの維持・向上や新交通システム(LRT)の導入に努める。

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤が担うべき機能を見据えて、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくる。

1) 廃棄物の適正処理を推進する

- ・ 新市において発生する一般廃棄物については、処理における環境への負荷を最小限に抑えるため、最終処分場の整備をはじめ、ごみ処理施設・し尿処理施設の更新や処理施設の適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図り、適正かつ安定的な処理を推進する。
- ・ また、産業廃棄物については、立地条件について十分配慮し、処理施設立地の適正化を図るとともに、処理施設への立入指導や処理業者に対する指導・監督の強化に努め、適正な処理を確保する。

2) 上水道を安定供給する

- ・ 市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、安全で安定した供給体制を確立する。

3) 生活排水を適正に処理する

- ・ 市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情にあわせて下水道等の安定的かつ効率的な処理の手法を選択し、污水处理施設を整備することにより、各地域における生活排水の適正な処理を推進する。

4) 緑の拠点づくりを推進する

- ・ 市民が潤いと安らぎのある生活を送ることができるよう、身近なレクリエーション、コミュニティ形成の場となる緑の拠点づくりを推進する。

5) 消防力を充実する

- ・ 災害等の発生に際し、迅速な消防・救急救助活動を行い市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、消防署所の整備や消防通信体制の高度化を図り、消防力を充実する。

6) 地域情報化を推進する

- ・ 地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ることができるよう、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報通信ネットワーク等の整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実する。

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくる。

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

- ・ 市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな保健・福祉サービスを市民の身近な場所において総合的に提供する。

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

- ・ 高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等にもとづき、公共施設等のバリアフリー化を推進する。

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

- ・ 高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住みなれた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスを充実する。

4) 子育て支援を充実する

- ・ 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、こども療育センターの整備等による障害児の療育体制の拡充や地域における育成環境の充実を図るとともに、保育園の整備・機能拡充により多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援をより一層充実する。

5) 生活衛生を向上する

- ・ 市民が安全で衛生的な暮らしが送れるよう、食品の安全性確保対策及び新斎場整備事業や霊園の整備等により、生活衛生を向上する。

3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う、味わう、学ぶ、遊ぶ、触れ合う、憩い安らぐ、住む」など多様な都市機能を備えることにより、多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつくる。

1) 都市拠点機能を向上する

- ・ 都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整えるため、JR宇都宮駅周辺などの都市拠点においては、人・もの・情報が集まる広域交流機能、都心居住機能を導入する。
- ・ また、広域都市圏の中心都市として活力を高めるため、馬場通り中央地区市街地再開発事業の実施により、高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を進めるとともに、魅力ある都市空間の創出を図り、多様で高度なニーズに対応できる中心市街地を形成する。

2) 地域拠点機能を向上する

- ・ 都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成を目指し、富士山地区、中里原地区、J R岡本駅西地区、J R雀宮駅周辺、宇都宮テクノポリスセンター地区等において、土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成することにより、商業・業務、基礎的な教育・文化・交流等の地域拠点機能の向上を図る。

(2) 豊かで活力あるまちづくり

百万人の商圏、国内有数の工業団地の集積立地、優良な農地などを背景に、産学官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくる。

1) 商業・サービス業を振興する

- ・ 経済環境の変化や消費者ニーズに対応するため、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、新規開業の支援・育成による新たな商業の担い手、時代にあった業種を誕生させるなどにより、商圏の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興する。

2) 活力ある工業を振興する

- ・ 企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし、今後も地域経済の自立的発展を図るため、東谷・中島地区等の整備を進め、企業ニーズ、産業構造、流通形態の変化に対応した産業拠点の整備を促進するとともに、産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより、新市の活力ある工業を振興する。

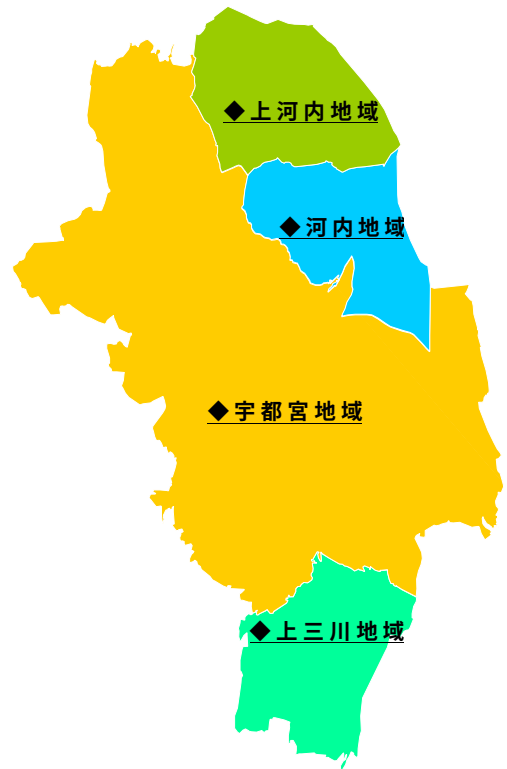
3) 魅力ある農業を振興する

- ・ 生産性・収益性が高く、人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる農業の確立をめざし、主産地の形成などによる農業生産の振興やたい肥の高品質化に向けた施設整備等による環境保全型農業の推進を図るとともに、都市と農村の交流を促進することにより、魅力ある農業を振興する。

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況、生活圏としてのまとまり、地域おけるまちづくりの経緯や現況、今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の4地域に区分し、その地域の現状や課題を明らかにするとともに、地域特性を生かした個性ある発展方向と取組みを示し、地域の主体的なまちづくりの指針とする。



2 地域ごとの計画

(1) 宇都宮地域

●現状と課題

- ・ 宇都宮地域は、恵まれた自然環境や立地条件、先人の築いた歴史と伝統のもとで、農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域、人・もの・情報が活発に行き交う地域として、県の政治・経済・文化の中心として発展してきた。
- ・ 現在、商店街吸引力の低下や交通渋滞の発生などにより都心部の活力停滞が懸念され、また、生産拠点の移転・集約などによる企業の撤退や市内事業所の減少により産業集積の空洞化が見られる。
- ・ また、これまで、地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきたが、今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて、新市の更なる発展のためには、その中核地域として、地域住民及び周辺の人々が引続き住み続けたいと感じる魅力や高次都市機能の向上が求められている。
- ・ これらから、本地域が、新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担うため、都心地区・テクノポリスセンター地区・JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ、商業・業務、交流機能等の強化により拠点性の向上を図る必要がある。また、産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに、新交通システムの導入をはじめとした総合的な交通ネットワークの整備を進める必要がある。
- ・ さらには、住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため、上下水道等の生活基盤を整備するとともに、多様化する市民生活への対応や地域活動支援など、健康的かつ快適な地域生活に必要な生活関連施設の整備・充実が必要である。

●地域の目標像

「 高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域 」

●地域づくりの基本方針

- ・ 高次な都市機能を擁し、多くの人々が過ごし訪れる北関東の中心都市の拠点としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化等の都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進する。

●主要施策・事業

◆ 魅力と活力ある拠点づくり

- 魅力ある都心部の整備 ▶ 市街地再開発事業（千手・宮島・駅西口第四B・馬場通り中央）の推進，中心市街地公共施設（馬場通り中央）の整備，JR宇都宮駅東口地区整備事業，宇都宮城址公園の整備
- 資源・特性を生かした地域拠点の整備 ▶ 雀宮駅周辺地域整備事業，雀宮駅東口公共施設一体整備事業（第3図書館等建設），土地区画整理事業の推進（テクノ°リスセンター他）

◆ 活力ある地域産業の振興

- 産業支援機能の充実 ▶ 新規開業の支援・育成
- 創業者等の支援・育成 ▶ 産業支援機能の整備，次世代モビリティ産業の集積促進
- 農村地域の活性化の推進 ▶ クラインガルテンの整備

◆ 安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 人と環境にやさしい公共交通の充実 ▶ 交通バリアフリー対策の推進，新交通システムの導入
- 道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路整備事業，幹線道路整備事業

◆ 住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 上下水施設の整備 ▶ 上水道拡張事業，公共下水道（汚水・雨水）整備事業，下水道施設の建設事業
- 斎場の整備 ▶ 新斎場の整備

◆ 市民生活関連施設の整備・充実

- コミュニティ施設等の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業，地区市民センター建設事業
- 生涯学習・学校教育施設の整備 ▶ 小中学校舎大規模改造事業，小中学校体育館・武道場整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備，文化会館施設整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 総合運動公園の整備，体育施設再整備事業
- 福祉施設の整備 ▶ 養護老人・軽費老人ホーム（ちとせ寮等）再整備事業

(2) 上三川地域

●現状と課題

- ・ 上三川地域は、平坦な地形と恵まれた水環境から農業を中心として古くから栄えてきたが、大規模工場の進出や主要幹線道路が整備されたことにより農業だけでなく、商業・工業も盛んな地域として発展してきた。
- ・ また、北関東自動車道宇都宮上三川 I C の開設など良好な道路事情に加え、医療機関や大規模商業施設への利便性が高いことなどから、大規模な住宅団地の開発も進み、本地域の人口は緩やかな増加が続いており、これらの特長を伸ばしながら、住みよく暮らしよい地域をつくることが求められている。
- ・ こうした地域資源・特性を生かして定住性の高い都市型居住を創出するため、計画的に進めてきた市街地整備や上下水道、道路等の生活基盤の整備に今後も取組みながら、良質な住宅地の創出に努める必要がある。また、日常の暮らしよさが実感できる快適な住民生活を支えるため、保健福祉活動拠点・生涯学習拠点を整備するとともに、教育・文化等の生活関連施設の整備・充実が必要である。
- ・ さらに、産業基盤を充実し地域の活力を高めていくため、首都圏農業を中心に農業生産の振興を図り農業農村の活性化に努めるとともに、恵まれた交通環境等を生かしながら新たな企業の立地を促すことが必要である。

●地域の目標像

「 居住環境・産業基盤が整った 明日の活力を育む地域 」

●地域づくりの基本方針

- ・ 広域交通の結節機能が強く、居住環境・産業基盤がバランスよく発展した住みよい地域となるよう、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業を振興する。

●主要施策・事業

◆住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 市街地の居住環境の整備▶ 富士山地区市街地整備事業、願成寺・上蒲生北部地区土地区画整理事業
- 上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（污水・雨水）事業、農業集落排水事業

◆安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路（公園通り・上野通り）整備事業、
北関東自動車道関連道路整備事業、幹線道路整備事業

◆市民の学習活動・日常生活を支援する拠点づくり

- 保健福祉活動拠点の整備 ▶ 上三川総合保健福祉センター整備事業
- 生涯学習拠点の整備 ▶ 上三川生涯学習センター建設事業

◆活力ある地域産業の振興

- 農村地域の活性化の推進 ▶ 農業基盤（農道）整備促進事業，農村振興総合整備事業
- 企業立地の促進 ▶ 誘致企業の支援助成事業

◆市民生活関連施設の整備・充実

- 学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業，小中学校体育館整備事業，小中学校プール整備事業
- コミュニティ施設の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 体育施設再整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備
- 公園施設の整備 ▶ 卯ノ木公園整備事業

（３）上河内地域

●現状と課題

- ・ 上河内地域は，鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ，従来から農業を中心として発展してきた。
- ・ 近年，都市近郊の立地条件などを生かし，ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており，また，民間企業による宅地開発も進み，緩やかではあるが都市化が進展し人口も増加している。このような動向にある中，地域生活の核となるような秩序ある街並みの形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められている。
- ・ これらから，市北部の地域拠点としてふさわしいまちづくりを推進するため，中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置づけ，土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要がある。
- ・ さらに，活力あふれる地域づくりを進めるため，地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに，地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう，上下水道施設や教育施設などの生活基盤の整備が必要である。

●地域の目標像

「 自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域 」

●地域づくりの基本方針

- ・ 水と杜に育まれた自然と人が共生し，安心して暮らすことができる生活環境が整い，活力あふれる地域となるよう，快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに，地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進する。

●主要施策・事業

◆地域発展を牽引する拠点づくり

- 人と自然が調和した地域拠点の整備 ▶ 中里原地区土地区画整理事業

◆住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（污水）事業、
下水道施設（水処理センター・ポンプ場）の建設事業

◆安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 道路ネットワークの構築 ▶ 幹線道路（3路線）整備事業、橋りょう新設改良（2橋）事業

◆活力ある地域産業の振興

- 農村地域の活性化の推進 ▶ 農産物直売・休憩施設の整備

◆市民生活関連施設の整備・充実

- 生涯学習（スポーツ施設複合）・学校教育施設の整備
▶ 上河内生涯学習センター(体育館併設)建設事業、小学校体育館整備事業
- レクリエーション施設の整備 ▶ 地域交流館休憩棟兼宿泊棟建設事業

（４）河内地域

●現状と課題

- ・ 河内地域は、本市北東部に位置し、市中央部やＪＲ宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み、多くの住宅団地が造成され、現在も人口が増加傾向にある。このような中、鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて、水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和したなかで発展してきた。
- ・ 本地域の玄関口であるＪＲ岡本駅の周辺に広がる従来からの市街地は、住宅が密集し、道路の狭隘が生じていることから、緊急時等において支障をきたしている状況が見られる。また、将来、高齢化が急速に進むことが予測されることなどから、豊かな自然環境の中で、地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう、安全でおいしいのある環境の整備が求められている。
- ・ このようなことから、住みやすい環境づくりを進めるため、ＪＲ岡本駅周辺の既成市街地においては、土地区画整理事業等による同駅周辺の整備や住環境の改善、防災性の向上が必要であるとともに、他の区域においては、上下水道等の生活基盤の整備が必要である。また、急速な高齢化の進展に対応し、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、保健福祉の充実が不可欠である。
- ・ さらに、従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため、スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要がある。

●地域の目標像

「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」

●地域づくりの基本方針

- ・ 豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、ふれあい交流に満ちた地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進する。

●主要施策・事業

◆住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 居住環境の整備 ▶ 岡本駅西土地区画整理事業
- 上下水道の整備 ▶ 公共下水道（污水）事業

◆住み慣れた地域での生活を支援する保健福祉サービスの充実

○保健福祉施設の整備

- ▶ 保健センター増改築事業、総合福祉センター改修整備事業、介護保険サービス供給基盤整備事業、障害者通所施設の整備促進

◆スポーツ・レクリエーション環境の充実

○スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ▶ 河内総合運動公園整備事業、河内総合体育館改修整備事業

◆安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路整備事業、幹線道路（5路線）整備事業

◆活力ある地域産業の振興

- 農業生産基盤の整備 ▶ 農村公園等整備事業、農道整備事業
- 農業の活性化と体験交流活動の促進 ▶ 体験・交流施設等の利活用

◆市民生活関連施設の整備・充実

- 地域拠点施設の整備 ▶ 地域自治拠点施設（庁舎）の整備
- 生涯学習施設の整備 ▶ 生涯学習施設改修整備事業
- 学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業、小中学校体育館整備事業、小中学校プール整備事業

VI 県事業の推進

1 栃木県の役割

(新市の位置付け)

- ・ 新市は、県土の約 7.4%の市域に栃木県の人口の 25%以上を占める。
- ・ 国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積する。
- ・ 北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待される。

(県の役割)

- ・ 広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進する。

2 栃木県の事業

◇ 広域交通ネットワークの充実

- ・ 新市の一体性を速やかに確保し、新市各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道藤原宇都宮線や一般県道雀宮真岡線など、旧市町間を結ぶ幹線道路の整備に取り組む。
- ・ 栃木県全体の中心となる発展を促進するため、主要地方道宇都宮真岡線や主要地方道宇都宮向田線など、新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組む。
- ・ 国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かし更なる発展を図るため、北関東自動車道の整備促進や、常総宇都宮東部連絡道路など、県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組む。

◇ 高次都市機能を有する都市拠点の形成

- ・ 広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援するとともに、新交通システム導入の推進と都市計画道路大通りや競輪場通りなどの都市間・内幹線道路の整備に取り組む。

◇ 研究開発機能等の集積や地域産業の高度化の支援

- ・ 内陸最大規模の工業団地や高度技術産業の集積などの特性を生かし、新市が栃木県の経済の自立的発展を牽引し続ける地域となるよう、宇都宮テクノポリスセンター地区や東谷・中島地区等の整備を促進する。

◇ ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

- ・ 優れた業務機能と自然景観などのバランスのとれた都市空間をつくるため、うるおいをもたらす公園・街路等の整備に取り組む。
- ・ 安全で快適な暮らしが送れる生活環境を確保するため、田川や姿川などの河川の整備に取り組むとともに、新市各地域の生活道路や公共下水道、農業集落排水施設等の生活基盤の整備を支援する。

◇ 河川や森林など、自然環境の保全・活用と都市と農山村の交流促進

- ・ 新市の優れた立地性、アクセス性や豊かな自然環境を生かして地域の活力の維持・向上を図るため、新市各地域の農村景観の保全・活用を支援するとともに、市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流を促進する。

VII 公共施設の適正配置

- ・ 少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎的自治体として自己完結的に施設整備を進めてきており、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性等に十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置を進める。
- ・ 特に、小中学校施設や保育施設、高齢者福祉施設など市民の基礎的なサービスを提供する施設について、通学距離や公共交通機関の整備状況など利用者の利便性や地域社会との関係等に十分配慮しつつ、利用圏域の適正化や施設の適正な規模の確保に努める。
- ・ また、その他の公共施設についても、市民の多様な活動の進展をふまえつつ、既存の施設の有効活用や、施設・機能の複合化・集約化を計画的に進めるなど、経営的視点に立って重複投資の解消に努めていく。
- ・ さらに、合併に伴い支所となる庁舎等は、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図る。

VIII 財政計画

◆ 市町建設計画の財政計画の策定方針

1 財政計画策定の必要性及び概要

新市において健全な行財政運営が行われるよう、適正な財政計画を立て計画的に事業を実施するため、財政計画を策定する。

(1) 財政計画策定の意義と役割

- ・ 市町建設計画に掲げられる事業の実効性について財源的な裏付けを行い、財政の視点から事業実施を検証する。
- ・ 新市において計画的かつ健全な財政運営を行うためには、市町建設計画に掲げられる事業について財政的視点からの検証を行うとともに、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにする。

(2) 財政計画策定の基本的な考え方

① 対象となる会計

- ・ 一般会計ベースで策定する。
- ・ ただし、特別会計は、繰出金等で計上する。

② 計画期間

- ・ 市町建設計画の期間（平成16～26年度）とする。
- ・ ただし、地方債を活用した大規模事業等については、市町建設計画の期間終了後における公債費などの財政負担についても把握しておく。

③ 前提条件

- ・ 「宇都宮市財政運営の指針」の考え方を基本に、将来における歳入及び歳出の収支見込額を各項目について年度ごとに積み上げる。また、財政構造の弾力性の向上や財政運営の長期安定性の確保を図るために設定した、公債費負担比率15%以内や市債残高の抑制などの財政指標を目標とする。
- ・ 現在、国において進められている「三位一体の改革」の国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革、税源移譲については、現時点においては、不確定要素が多いため、見込まないこととする。
- ・ 合併協議会における協定事項及び合併に伴う国・県からの財政支援などの財政上の効果を見込む。

2 財政収支計画の考え方

(1) 歳入

項 目			前 提 条 件
1	地 方 税	個人市民税 法人市民税	・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
		固定資産税	・土地：平成15年度決算見込額で推移すると見込む。 ・家屋：過去の平均伸び率で見込む。3年ごとの評価替えを見込む。
		その他	・都市計画税は、固定資産税に準じて見込む。 ・事業所税は、合併後、数年間、不均一課税を考慮する。 ・その他の税目は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
2	地方譲与税 自動車重量譲与税 地方道路譲与税		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
3	利子割交付金		・平成20年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年40%減額すると見込む。 ・平成21年度以降は、平成20年度同額で推移すると見込む。
4	地方消費税交付金		・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
5	ゴルフ場利用税交付金		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
6	自動車取得税交付金		・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
7	国有提供施設等所在 市町村助成交付金		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
8	地方特例交付金		//
9	地 方 交 付 税	普通交付税	・平成18年度までの3年間は、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。 ・合併補正として、30億円を見込む。 ・合併特例事業（標準全体事業費501億円）の合併特例債の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。 ・基金造成額（標準基金規模40億円）の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。
		特別交付税	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・特別交付税措置として、6億9千万円を見込む。
10	交通安全対策特別交付金		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
11	分担金及び負担金		//
12	使用料及び手数料		//
13	国庫支出金		・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。 ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の15%で見込む。 ・3町の生活保護費負担金を見込む。 ・合併市町村補助金として、6億9千万円を見込む。

14	県支出金	・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。 ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の5%で見込む。 ・県特別交付金として、7億円を見込む。
15	財産収入	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
16	寄付金	〃
17	繰入金	・減債基金繰入金は、積み立てを行った財源対策債の償還分の取崩しを見込む。
18	繰越金	・平成15年度当初予算額で推移すると見込む。
19	諸収入	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
20	地方債	・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の30%で見込む。 ・減税補てん償は、平成15年度決算額で推移すると見込む。 (但し、先行減税分は、見込まない。) ・臨時財政対策債は、同制度が今後も継続するものとし、普通交付税と同様に、平成18年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。 ・合併特例事業(501億円)の合併特例債充当率95%を計上する。 ・基金造成額(40億円)の充当率95%の38億円を計上する。

(2) 歳出

項 目		前 提 条 件
1	人件費	・議員、委員報酬は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・職員給与費は、それぞれの定員計画に基づき、年度ごとの職員数により見込む。
2	物件費	・過去の平均伸び率1.5%により見込む。
3	維持補修費	・過去の平均伸び率1.0%により見込む。
4	扶助費	・過去の平均伸び率2.0%により見込む。
5	補助費等	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
6	投資的経費	・歳入総額から投資的経費を除く歳出額を差し引いた額を見込む。 ・合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上する。
7	公債費	・既存の借入分は、年次償還計画により見込む。 ・新規借入分は、建設事業の30%に対する償還を、3年据置で15年償還で算出する。 ・臨時財政対策債は、3年据置で20年償還、合併特例債は、1年据置で10年償還で算出する。
8	積立金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・合併後の基金造成として標準基金規模40億円を計上する。
9	出資金、貸付金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
10	繰出金	・過去の平均伸び率2.0%により見込む。
11	予備費	・計上しない。

◆ 財政計画

【 歳 入 】

(単位：百万円)

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	16～26 計
地 方 税	85,735	86,551	85,888	87,095	89,214	89,304	90,501	91,655	91,653	92,787	93,947	984,330
地方交付税	4,613	4,994	4,515	5,597	6,627	7,750	8,015	8,015	8,015	8,015	8,015	74,170
国庫支出金	16,337	16,670	16,083	16,049	16,125	16,407	17,123	18,283	17,820	19,558	20,288	190,743
県 支 出 金	4,815	5,000	4,635	4,552	4,381	4,401	4,564	4,874	4,641	5,140	5,301	52,303
地 方 債	25,423	21,096	18,489	17,399	16,500	10,096	10,897	12,473	11,793	13,801	14,631	172,599
そ の 他	35,998	35,911	36,324	36,346	36,277	40,070	38,557	36,264	39,216	36,412	36,512	407,886
歳入合計	172,922	170,223	165,934	167,039	169,123	168,028	169,656	171,563	173,137	175,712	178,694	1,882,032

【 歳 出 】

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	16～26 計
人 件 費	35,403	35,004	36,342	37,022	36,988	36,777	36,804	35,268	35,424	34,733	34,455	394,221
扶 助 費	20,964	21,713	22,148	22,591	23,042	23,503	23,973	24,453	24,942	25,441	25,950	258,720
物 件 費	23,194	24,454	24,678	24,976	25,210	25,588	25,972	26,362	26,757	27,159	27,566	281,916
公 債 費	26,931	16,208	15,454	17,793	20,151	21,472	21,864	21,177	23,105	19,826	19,533	223,514
投資的経費	23,557	21,222	20,438	20,024	19,835	16,523	16,605	19,588	17,909	23,265	25,608	224,576
そ の 他	42,873	51,621	46,875	44,633	43,896	44,164	44,437	44,716	44,999	45,288	45,582	499,084
歳出合計	172,922	170,223	165,934	167,039	169,123	168,028	169,656	171,563	173,137	175,712	178,694	1,882,032

【 主要指標 】

基金残高	11,492	18,317	19,719	19,121	18,681	14,564	12,571	12,526	9,132	9,139	9,147
地方債残高	160,940	169,115	175,440	178,404	178,207	170,287	162,534	156,797	148,280	144,942	142,711
公債費負担比率	22.9(14.8)	13.6	13.1	14.9	16.5	16.9	17.2	16.8	17.9	15.5	15.1

* 公債費負担比率の単位＝%

IX 計画の推進方策

この計画は、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針であり、市民、事業者及び市が、まちづくりの目標や取組む施策事業などについて共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによって、新市を北関東の中心都市としてふさわしい魅力と機能を備えたまちにしようとするものである。そのためには、計画の普及に努めるとともに、計画に盛込まれた施策等を的確に推進する体制を確立するなどの方策を講じる必要がある。

1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充

- ・ 上三川・上河内・河内地域においては、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進し、住民自治を拡充することにより個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを実現するため、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置し、地域に関する計画の策定や施策事業の推進とともに、建設計画の執行状況等への意見を述べるなど、地域の個性や特性を生かした自立性の高い地域を創造する。
- ・ 宇都宮地域においても、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開や地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地区市民センターを地域まちづくりの総合行政機関として機能を拡充・強化し、地域主体のまちづくりに必要な行政体制の整備を図るとともに、住民による地域課題の解決や地域まちづくり計画の策定などへの支援・調整の体制を充実し、住民自治を基本としたまちづくりを行う地域を実現する。

2 パートナシップ型まちづくりの推進

- ・ 計画を実現するためには、市の取組はもちろんのこと、市民、事業者、民間団体など様々なまちづくり主体との連携や協働を基本とする取組が不可欠であることから、計画に位置づけた施策事業の内容や進捗状況などの情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民をはじめ様々な主体の意見等の把握に努めるとともに、協働のためのルールづくりや役割分担の明確化などを進め、地域における協働型事業の展開等を図ることにより、市民等と一体となった協働と参画のまちづくりを進める。

3 計画の具体化と変化への対応

- ・ 合併後の10年間に新しい宇都宮を築く基本方針である本計画を受け、自治体の行政運営の拠り所となる総合計画（基本構想・基本計画）を策定することになるが、これらの計画が示すまちづくりの具体化にあたっては、各施策分野の計画の改定や総合計画実施計画の策定において、更に詳細な事業内容や事業量及びスケジュールを明らかにしたうえで、計画的な施

策事業の推進に努める。なお、地域のイベント開催やコミュニティ活動への支援など合併における地域住民の連帯の強化や地域振興等を図るため、これらを実施する財源の一部となる合併特例基金の積み立てを行うとともに、合併移行経費の軽減や各地域のサービス水準の格差是正のため、起債充当率や交付税算入等の観点から有利な施策事業へ合併特例債を適用するなど、財政優遇措置を効果的に活用していくことにより計画の実効性を高める。

- ・ また、計画の推進に当たっては、社会経済状況の変化や市民ニーズなどに適切かつ柔軟に対応するため、計画期間中においても個々の事業内容の検討を行い、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に必要な事業の積極的な推進に努める。

資 料 編

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

③気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温(℃)	4.0	5.2	9.4	14.1	16.7	20.0	26.3	26.4	21.3	16.3	7.9	3.7
降水量(mm)	107.0	21.0	121.0	69.0	107.0	96.0	321.0	304.0	157.0	180.0	30.0	58.0

出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(3) 人口・世帯数

③外国人登録人口

平成14年12月末現在（単位：人）

	合 計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	フィリピン	タイ	ペルー	米 国	ヴェトナム	イラン	英 国	インドネシア	スリ・ランカ	オーストラリア	インド	スウェーデン	その他
新市(合計)	8,120	2,487	1,369	1,260	866	699	330	215	96	78	70	57	53	50	39	5	446
内 宇都宮	7,714	2,392	1,320	1,207	805	645	291	209	96	72	69	53	45	49	28	5	428
上三川	178	34	20	44	14	24	4	4		3	1	3	8		11		8
上河内	57	18	2		22	8		1									6
河 内	171	43	27	9	25	22	35	1		3		1		1			4
栃木県全体	30,721	5,506	3,191	8,753	3,284	1,501	3,828	460	562	309	137	320	357	95	162	17	2,239
新市内訳(%)	100.00	30.63	16.86	15.52	10.67	8.61	4.06	2.65	1.18	0.96	0.86	0.70	0.65	0.62	0.48	0.06	5.49
県内訳(%)	100.00	17.92	10.39	28.49	10.69	4.89	12.46	1.50	1.83	1.01	0.45	1.04	1.16	0.31	0.53	0.06	7.29
県に占める割合(%)	26.4	45.2	42.9	14.4	26.4	46.6	8.6	46.7	17.1	25.2	51.1	17.8	14.8	52.6	24.1	29.4	19.9

出典：栃木県国際交流課「栃木県外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」

(5) 経 済

①産業別事業所数

平成13年10月1日現在（単位：所）

	総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新 市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
内 宇都宮	22,468	31	11	2,207	1,390	6	440	10,194	453	892	6,844
上三川	1,089	4	3	211	104	1	72	376	11	38	269
上河内	300	9	5	50	55		10	89	1	2	79
河 内	871	7		111	83		26	359	11	19	255
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市内訳(%)	100.00	0.21	0.08	10.43	6.60	0.03	2.22	44.56	1.92	3.85	30.12
県内訳(%)	100.00	0.42	0.12	12.01	13.01	0.04	2.41	40.41	1.35	3.71	26.51
県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

②産業別従事者数（民営）

平成13年10月1日現在（単位：人）

		総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市(合計)		252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926
内 訳	宇都宮	225,141	288	91	20,253	40,368	878	11,466	75,967	9,026	2,895	63,909
	上三川	15,442	68	16	1,333	7,902	24	1,329	2,773	75	68	1,854
	上河内	3,135	91	28	428	1,358		179	511	1	12	527
	河 内	8,321	79		745	2,590		611	2,510	103	47	1,636
栃木県全体		874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳(%)		100.00	0.21	0.05	9.03	20.72	0.36	5.39	32.44	3.65	1.20	26.95
県内訳(%)		100.00	0.47	0.16	9.01	28.66	0.29	4.88	27.95	2.27	1.04	25.28
県に占める割合		28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%

出典：「平成13年事業所・企業統計書」

③製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

平成14年12月31日現在

	事業所数（所）	従事者数（人）	製造品出荷額等（万円）	生産額（万円）
新市（合計）	756	40,935	211,853,239	212,314,552
内 訳	宇都宮	607	138,871,753	139,538,331
	上三川	62	64,559,419	64,450,295
	上河内	39	2,773,653	2,724,093
	河 内	48	5,648,414	5,601,833
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596	764,883,349
県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%	27.8%

出典：「平成14年工業統計調査速報」

④年間商品販売額

平成14年6月1日現在

		商店数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）		
		総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業
新市（合計）		6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992
内 訳	宇都宮	6,283	1,929	4,354	51,680	20,609	31,071	272,405,251	212,413,548	59,991,703
	上三川	275	69	206	2,041	635	1,406	5,724,641	3,069,816	2,654,825
	上河内	72	9	63	435	192	243	1,808,123	1,501,627	306,496
	河 内	237	37	200	1,461	213	1,248	3,553,210	1,361,242	2,191,968
栃木県全体		26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市内訳（％）		100.0	29.8	70.2	100.0	38.9	61.1	100.0	77.0	23.0
県内訳（％）		100.0	20.8	79.2	100.0	27.6	72.4	100.0	63.1	36.9
県に占める割合		25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%

出典：「平成14年商業統計調査速報」

⑤農業粗生産額

平成12年12月末現在（単位：千万円）

		総 額	米	野 菜	畜 産	その他
新 市（合計）		2,791	1,200	793	275	523
内 訳	宇都宮	1,592	659	370	161	402
	上三川	624	180	334	73	37
	上河内	277	181	53	15	28
	河 内	298	180	36	26	56
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新市内訳（％）		100.0	43.0	28.4	9.9	18.7
県内訳（％）		100.0	34.5	23.7	29.4	12.4
県に占める割合		10.2%	12.7%	12.2%	3.4%	15.4%

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

(1) 人口の見通し

①総人口

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
	総人口	464,780	492,462	504,915	516,981	525,150	531,564	539,604	540,218
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	449,664	453,767	458,067	456,642
	上三川地域	25,229	27,300	27,700	29,421	30,770	31,659	32,994	33,706
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,437	9,498	9,592	9,653
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,279	36,641	38,951	40,216

②年齢構造

◆年齢3区分別人口の推移

(人・%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
人口	15歳未満	108,777	96,684	85,367	79,589	78,410	77,906	76,325	74,082
	15～64歳	316,089	345,382	357,309	362,034	362,858	360,899	355,022	343,400
	65歳以上	39,902	49,561	61,135	74,962	83,486	92,759	108,257	122,736
構成比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15～64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

◆地域別年齢3区分別人口構成比の推移

(%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	15歳未満	23.3%	19.4%	16.6%	15.2%	14.7%	14.5%	13.9%	13.4%
	15～64歳	68.2%	70.6%	71.3%	70.3%	69.2%	67.9%	65.7%	63.5%
	65歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.6%	16.0%	17.6%	20.3%	23.1%
上三川	15歳未満	23.5%	20.8%	19.7%	17.9%	17.5%	17.0%	16.4%	16.2%
	15～64歳	67.2%	68.8%	68.0%	68.2%	68.1%	67.8%	67.4%	66.0%
	65歳以上	9.2%	10.3%	12.3%	14.0%	14.5%	15.2%	16.2%	17.8%
上河内	15歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.7%	13.8%	13.2%	13.6%
	15～64歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	64.5%	65.1%	65.1%	62.6%
	65歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.2%	21.7%	23.9%
河内	15歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.3%	15.1%	15.0%	15.0%
	15～64歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.9%	70.3%	68.8%	65.5%	62.3%
	65歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	14.4%	16.2%	19.5%	22.7%

③世帯数

◆世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
	総世帯数	143,102	161,944	176,269	189,684	196,993	204,370	214,941	219,211
地域の世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	173,496	179,437	187,822	190,986
	上三川地域	6,706	8,182	7,885	8,888	9,550	10,137	11,016	11,460
	上河内地域	1,783	2,008	2,335	2,516	2,601	2,714	2,872	2,970
	河内地域	6,805	8,414	9,634	10,786	11,342	12,094	13,252	13,875

◆世帯人員の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
世帯人員数		3.25	3.04	2.86	2.73	2.67	2.60	2.51	2.46
地域の世帯人員数	宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.59	2.53	2.44	2.39
	上三川地域	3.76	3.34	3.51	3.31	3.22	3.12	3.00	2.94
	上河内地域	4.44	4.13	3.96	3.75	3.63	3.50	3.34	3.25
	河内地域	3.86	3.58	3.39	3.18	3.11	3.03	2.94	2.90

④交流人口（昼間人口）

◆昼間人口の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼間人口		489,563	520,274	535,484	546,451	559,567	566,552	572,872	571,758
地域の昼間人口	宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	486,477	495,769	501,893	506,943	505,437
	上三川地域	29,515	30,967	29,597	29,710	30,306	30,557	30,596	30,418
	上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,885	7,893	7,905	7,938	7,960
	河内地域	20,742	22,297	23,808	25,526	25,598	26,198	27,395	27,943

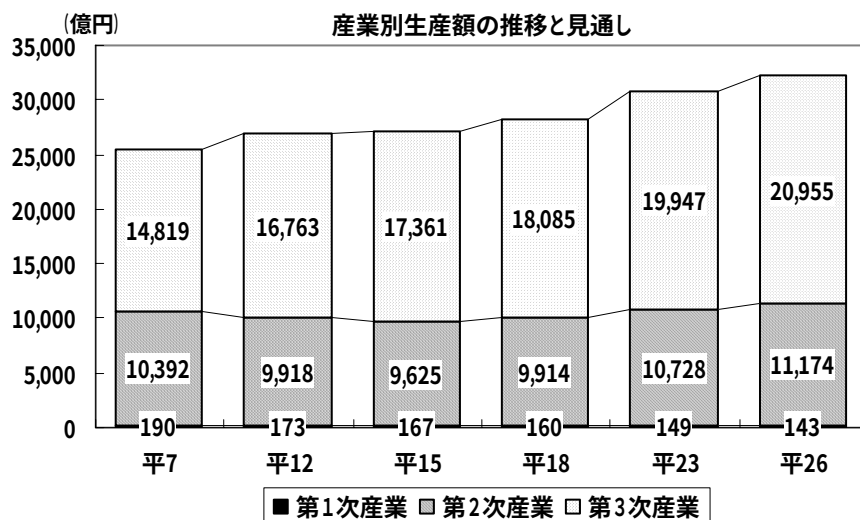
◆昼夜間人口比率の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼夜間人口比		105.3%	105.6%	106.1%	105.7%	106.6%	106.6%	106.2%	105.8%
地域の昼夜間人口比	宇都宮地域	107.5%	108.8%	110.0%	109.6%	110.3%	110.6%	110.7%	110.7%
	上三川地域	117.0%	113.4%	106.8%	101.0%	98.5%	96.5%	92.7%	90.2%
	上河内地域	85.6%	86.3%	85.5%	83.5%	83.6%	83.2%	82.8%	82.5%
	河内地域	79.0%	74.1%	73.0%	74.4%	72.6%	71.5%	70.3%	69.5%

(2) 経済の見通し

①経済規模

◆市内総生産額の推移



◆地域別産業別総生産額の構成比の推移

(%)

		1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	第1次産業	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
	第2次産業	38.4%	33.5%	31.9%	31.7%	31.4%	31.4%
	第3次産業	61.1%	66.1%	67.7%	68.0%	68.2%	68.3%
上三川	第1次産業	2.3%	1.8%	1.8%	1.7%	1.5%	1.4%
	第2次産業	73.6%	74.8%	73.3%	72.4%	70.9%	70.2%
	第3次産業	24.1%	23.4%	25.0%	26.0%	27.6%	28.5%
上河内	第1次産業	5.2%	5.0%	4.5%	4.0%	3.3%	3.0%
	第2次産業	53.4%	53.5%	54.6%	55.4%	56.2%	56.7%
	第3次産業	41.4%	41.5%	41.0%	40.6%	40.5%	40.3%
河内	第1次産業	3.3%	2.6%	2.3%	2.0%	1.5%	1.3%
	第2次産業	38.0%	37.8%	38.9%	39.7%	40.2%	40.6%
	第3次産業	58.8%	59.6%	58.8%	58.3%	58.3%	58.0%

②就業人口の見通し

◆産業別就業者数及び構成比の推移

単位:人

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
就業者数	第1次産業	17,330	14,183	12,207	10,021	9,337	8,618	7,571	7,020
	第2次産業	82,414	92,231	89,705	85,406	85,640	84,630	82,240	80,314
	第3次産業	149,176	167,629	185,784	192,393	198,513	201,340	203,235	202,442
	合計	248,910	274,043	287,696	287,820	293,490	294,588	293,047	289,775
構成比	第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
	第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
	第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

市町建設計画の名称について

(1) 地方制度調査会の答申(平成 10 年 4 月 24 日地制調第 52 号)

市町村の合併に関する答申(抜粋)

第 2 市町村の合併の推進のための方策

3 新市町村の振興のための計画(市町村建設計画)の充実

(1) 新市町村の振興のための計画は合併後の市町村のソフト・ハード両面にわたるまちづくり全般に関する総合的な方針であり、この計画において合併後の市町村の将来像が住民に明らかにされることが重要であるので、計画の作成に当たっては、次のことに配慮すべきである。

- ① 合併後の市町村や市町村内の各地域が有する自然、歴史、文化等の特性を活かした計画であること。
- ② 市町村の現状のみならず、将来の見通しなどを織り込んだ地域の展望を示すこと。
- ③ 合併後の活力の低下が懸念される地域については、その実状に応じ、地域の活性化のための対策を講ずること。
- ④ 既存の公共施設等の活用やネットワーク化等を図るとともに、住民が日常の行政サービスを身近に受けられるよう努めること。
- ⑤ 住民が合併の内容や効果等についてよく理解できるよう、計画の内容をわかりやすく示したり、親しみやすい愛称を付したりするよう努めること。

(2) 先行事例

ア 編入合併の事例

合併年月日	新市町名	市町村建設計画の名称
平成 13 年 1 月 1 日	新潟市	新潟市・黒埼町合併建設計画(まちづくりビジョン)
平成 14 年 11 月 1 日	つくば市	つくば市・茎崎町合併まちづくり計画 — 新市建設計画 —
平成 15 年 2 月 3 日	福山市	福山市・内海町合併建設計画
平成 15 年 3 月 1 日	廿日市市	廿日市市・佐伯町・吉和村まちづくりビジョン
平成 15 年 4 月 1 日	新居浜市	新市建設計画
平成 15 年 6 月 6 日	野田市	新市建設計画
平成 15 年 7 月 7 日	新発田市	新発田市・豊浦町合併まちづくり計画 ～ 新市建設計画 ～
平成 15 年 8 月 20 日	田原町	田原町・赤羽根町まちづくり推進計画
平成 16 年 4 月 1 日	府中市	府中市・上下町合併建設計画
平成 16 年 4 月 1 日	呉市	呉市・川尻町合併建設計画(まちづくりビジョン)

イ 新設合併の事例

合併年月日	新市名	市町村建設計画の名称
平成15年9月1日	千曲市	CHIKUMA City Project ～ 千曲市まちづくり計画 ～
平成16年2月1日	飛騨市	飛騨市まちづくり計画
平成16年2月1日	本巣市	新市建設計画
平成16年3月1日	佐渡市	新市建設計画
平成16年3月1日	あわら市	あわら市将来ビジョン 新市建設計画
平成16年3月1日	郡上市	新市建設計画
平成16年3月1日	下呂市	新市建設計画 [煌：きらめき]
平成16年3月1日	対馬市	アジアに発信する歴史海道都市対馬 ー創造と交流のニューフロンティア・アイランドを目指してー (新市建設計画)
平成16年3月31日	上天草市	新市まちづくり計画(新市建設計画)
平成16年4月1日	伊豆市	合併まちづくり計画(伊豆市建設計画)
平成16年4月1日	三次市	新市まちづくり計画

- ・ 編入合併の場合には、1市1町による合併が多く、「〇〇市・〇〇町～」と編入町を計画名に使用するとともに、合併に伴う計画であることから、「合併まちづくり～」、「合併建設～」のように「合併」を計画名に盛り込む事例が多い。
- ・ 新設合併の場合には、新市の名称を計画名に使用する事例が多い。
- ・ 「建設計画」という表現がハード整備の計画をイメージさせることから、「まちづくり計画」、「まちづくりビジョン」という表現を使用する事例が多い。

(3) 市町建設計画の名称の考え方

- ・ 「建設計画」という名称は、ハード整備に偏重したものをイメージさせることから、「まちづくり計画」という表現が望ましい。
- ＊ 市町建設計画には、合併後の具体的な主要事業が記載されていることから、「ビジョン」という表現は使用しない。
- ・ 総合計画等の他の計画との違いを明確にするため、また、合併に伴い特に必要となる計画であることから、「合併」の表現を使用することが望ましい。

【例示】

ア 宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町合併まちづくり計画

⇒ 名称が長くなるが計画の対象範囲が明確となる。

イ 宇都宮地域合併まちづくり計画

⇒ 協議会の名称をそのまま用いるが、計画の対象範囲が明確でない。

ウ 宇都宮市合併まちづくり計画

⇒ 編入合併において新市の名称のみを使用している事例はなく、また、編入町のイメージが薄い。

エ 新宇都宮市合併まちづくり計画

⇒ 「新市～」という事例はあるが、「新〇〇市」という固有名称の前に「新」を置く事例はない。

第 4 回

宇都宮地域合併協議会 参 考 資 料

合併協定項目の審議状況

区分等	項 目 名		提 案	審 議 状 況	備 考
基本的事項					
1	合併の方式		第 1 回協議会	承認済	
2	合併の期日				
3	新市の名称		第 1 回協議会	承認済	
4	新市の事務所の位置		第 1 回協議会	承認済	
合併特例法に基づく協議事項					
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い				
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
7	地方税の取扱い				
8	一般職の職員の身分の取扱い		第 2 回協議会	承認済	
その他の協議事項					
9	地域自治制度（地域審議会等）の取扱い				
1 0	財産の取扱い		第 3 回協議会	承認済	
1 1	特別職の身分の取扱い				
1 2	条例，規則等の取扱い		第 2 回協議会	承認済	
1 3	事務組織及び機構の取扱い				
1 4	一部事務組合の取扱い		第 4 回協議会		
1 5	使用料，手数料等の取扱い				

	1 6	公共的団体等の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	1 7	補助金・交付金等の取扱い			
	1 8	町名・字名の取扱い			
	1 9	慣行の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	2 0	各種事務事業の取扱い			
		交通関係事業の取扱い	第 4 回協議会		
		消防関係事業の取扱い	第 4 回協議会		
		消防団関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
		環境・清掃関係事業の取扱い	第 4 回協議会		
		介護保険関係事業の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
		農林水産関係事業の取扱い	第 4 回協議会		
		学校教育関係事業の取扱い	第 4 回協議会		
		社会教育関係事業の取扱い	第 4 回協議会		
市町建設計画					
	2 1	市町建設計画			

協定項目	一部事務組合の取扱い		所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入する。 2 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 3 上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 4 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については、今後、新市の退職手当の長期的推計や財政状況，また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し、合併までにその方向性を決定する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
加入の状況	一部事務組合の名称と構成市町	事務内容や現況等	合併時の考え方	課題等
① 1市3町が加入しているもの	・ 栃木県市町村消防災害補償等組合（県内全市町村）	・ 非常勤の消防団員等の損害補償や退職報奨金の支給等	・ 新市として引き続き加入。	
② 3町が加入しているもの	・ 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合（県内町村）	・ 町村の議会議員の公務災害補償	・ 3町は組合から脱退。	
	・ 栃木県市町村職員退職手当組合（県内の一部の市と町村）	・ 職員の退職手当支給	・ 合併の枠組決定を受け退職金の支払などの試算を行い、その結果などにより方向性を検討。	・ 給与制度の方針や、組合脱退の場合の精算金の発生などを見極めながら検討する必要。
	・ 栃木県自治会館管理組合（県内町村）	・ 栃木県自治会館の設置，管理運営	・ 3町は組合から脱退。	

加入の状況	一部事務組合の名称と構成市町	事務内容や現況等	合併時の考え方	課題等
③特定の市町が加入しているもの	・宇都宮市市街地開発組合（栃木県と宇都宮市で構成）	・工業団地の造成，管理，処分等	・これまでどおり存続。	
	・石橋地区消防組合（石橋町，国分寺町， <u>上三川町</u> ， <u>壬生町</u> ，南河内町）	・消防事務と液化石油ガス工事届出事務	・組合から脱退。上三川町に係る財産と事務は宇都宮市に帰属。	・組合職員の処遇。
	・小山広域保健衛生組合（小山市，石橋町， <u>上三川町</u> ， <u>南河内町</u> ，国分寺町，野木町）	・し尿処理施設の建設と管理運営	・組合から脱退。	

一部事務組合の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日 編入 1 市 1 町）

黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

福山市と内海町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。

内海町のみが加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。

沼隈内海広域行政組合については、福山市が地位を継承する。

ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

静岡卸売市場組合については解散し、その事務を新市に引き継ぐとともに、その他の事務の共同処理については、両市は合併の前日をもって協議会等から脱退し、合併の日に参加する方向で調整する。

両市の財産区は現行のとおりとする。

両市に設立されている公社のうち公法人については、合併時に統合し、その他の公社等については、合併時に再編するように調整に努めるものとする。

エ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

1 一部事務組合の取扱い

(1) 大胡町、宮城村及び粕川村が加入している群馬県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

(2) 大胡町、宮城村及び粕川村が加入している群馬県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

(3) 大胡町、宮城村及び粕川村が加入している前橋広域市町村圏振興整備組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

ただし、合併後の前橋広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務等については、合併時まで構成市町村が協議して定めるものとする。

2 土地開発公社の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村が構成団体となっている勢多中央土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

ただし、合併後の勢多中央土地開発公社の取扱いについては、合併時までに構成団体が協議して定めるものとする。

オ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、平成 16 年 10 月 31 日をもって脱退し、消防、介護保険、ごみ、し尿及び斎場に係る共同処理業務は、鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

（２）関係法令

○**地方自治法**（昭和 22 年法律第 67 号）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

協定項目	交通関係事業の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぐことを基本とする。 2 生活バス路線維持補助のうち、河内町単独の運行補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。 3 代替バス運行費補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 各種事業の実施状況（○は事業を実施しているもの、×は事業を実施していないもの）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
新交通システムの導入 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
自転車利用・活用の促進 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
交通バリアフリー対策の推進 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
高度道路交通システムの導入 に関する調査研究 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
タクシー業界との連絡調整 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
総合的な交通体系および交通 円滑化施策の検討 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
烏山線利用促進 ○	×	×	○	現行のまま引き継ぐ	
2 各種制度の差異の状況					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
生活バス路線維持補助（県補助金 交付要領に基づく協調補助）					
バス系統数 1 5 5 系統	5 系統	1 系統	5 系統	現行のまま引き継ぐ	
補助路線数 1 6 路線	1 路線	なし	5 路線		
支出額 1 6, 9 0 3 千円	5 4 千円	0 千円	1, 4 3 1 千円		

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
生活バス路線維持補助（河内町単 独の運行補助）				
路線系統数 なし	なし	なし	1 系統	平成16年度から、河 内町において町単独の 補助制度が導入された ことから、新市に移行後 も当分の間、現行どおり とし、段階的に調整す る。
運行形態 —	—	—	補助金の支出	
運行経費 —	—	—	1,000 千円	
代替バス運行費補助				
路線系統数 なし	なし	9 系統	1 系統	新市に移行後も当分の 間現行どおりとし、段階 的に調整する。
運行形態 —	—	委託	負担金の支出	
運行経費 —	—	30,000 千円 (町負担分 15,000 千円)	1,200 千円	
人にやさしいバス導入促進補助				
低床バスの割合 H22 年度目標 25%	—	—	—	現行のまま引き継ぐ
対象車両数 398 台	25 台	—	—	
導入台数 10 台	1 台	—	—	
支出額 13,000 千円	—	—	—	

交通関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 黒磯市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併予定 新設 1 市 2 町）

有償バスの運行については、合併時に一部料金等の見直しを行い、平成 17 年度までは現行のまま運行する。新市において運行路線及び料金等の見直しを行い、平成 18 年度から新規路線の運行を開始する。

イ 長野市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 1 市 1 町 3 村）

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。
ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。
ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。

ウ 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

路線バス及び自主運行バスについては、一体性の確保、地域の交通手段の確保の観点から、合併後 3 年を目途に新たに策定する総合交通体系や公共交通ネットワーク計画に基づき、次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 路線バスを運行するバス事業者に対するバス路線維持のための補助制度については、当面現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に補助制度の統一を図るものとする。
- 2 市町が主体となって運行する自主運行バスの運行体系、料金等については、当面現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に見直しを図るものとする。この場合においては有償を基本とするものとする。

エ 伊豆市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 新設 4 町）

自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に 2 年以内に新市において補助基準を作成する。

路線バス廃止については、合併時は現行のとおりとし、2 年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。

オ 柳井市の例（平成 17 年 1 月合併予定 新設 1 市 3 町）

生活バス路線については、当分の間現行の路線を維持していくように努める。新たな路線及び運行回数等については、地域の実情や生活環境の変化に応じて、新市において関係機関と協議の上調整する。

カ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

協定項目	消防関係事業の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。 2 消防体制については、各町とも消防分署とする。 3 上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。 4 上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 5 上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産（消防団関係を除く）については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
1 組織体制の現状 1 本部 3 署 1 1 分署	1 分署 (石橋地区消防組合上三川分署)	(1 分署)	(1 分署)	上河内町・河内町は、宇都宮市委託に伴う配置分署であり、宇都宮市の内数。	
2 人員の現状 4 3 4 人	2 3 人 (石橋地区消防組合上三川分署)	(1 6 人)	(1 8 人)	上河内町・河内町は、宇都宮市委託に伴う配置人員であり、宇都宮市の内数。	

消防関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

消防体制については、黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし、黒埼町消防団は新潟市西消防団第 1 4 分団とする。黒埼町の消防団員数は現行の通りとする。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

下蒲刈町地域の消防、救急、救助等については、呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。

ウ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、消防団については、当分の間、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町をそれぞれ地区とし組織を再編するものとする。また、各町と長崎市の間の消防事務の委託は、合併の前日をもって廃止する。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

消防防災関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統一するものとする。

松元町と郡山町の区域には、合併時に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。

防火水槽等建設補助金事業及び消防協会事業は、合併時に廃止するものとする。

(2) 関係法令

○消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）

（消防本部及び消防署の設置と組織）

第 1 1 条 消防本部及び消防署の設置、位置、名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は、市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防職員）

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（消防職員の身分取扱い、階級等）

第14条の4 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

協定項目	環境・清掃関係事業の取扱い			所管専門部会名	住民専門部会
調整の方向性	1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後、速やかに調整する。 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 5 広域的なごみ・し尿処理事業については、廃止の方向で調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 環境基本計画（環境基本計画の策定状況）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
○ 市環境基本計画 ・ 策定 平成 15 年 2 月 ・ 期間 平成 15～22 年度	なし	なし	なし	宇都宮市環境基本条例の義務規定に基づき策定する計画であり、環境行政の根幹となるもの。 現計画では、全市的施策に係る目標数値や主体別（市、市民、事業者）・地域別（北西部、南部等）の環境配慮指針を設定し、市民生活と密着した物であり、新市に見合った計画に改定する。	
2 ごみ収集運搬事業					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
ごみ収集形態 ・ 委託（中心部 5 社） ・ 直営（郊外） ・ 粗大－委託（H16～）	・ 委託（焼却・P－3 社） ・ 直営（不燃・危険） ・ 粗大－直営	・ すべて委託 （ごみ種別 3 社） ・ 粗大－委託	・ すべて委託 （地区別 2 社） ・ 粗大－委託	宇都宮市を基準に速やかに調整	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
資源物（紙・布）収集形態 ・委託（地区別２社）	・資源回収業者（３社） （報償金の支給）	・委託（１社）	・委託（ごみと同じ２社）	宇都宮市を基準に速やかに調整
収集頻度(焼却はすべて週２) ・焼却以外（週１）	・資源・不燃（月２） ・危険（月１）	・びん缶・危険（週１） ・紙布・P（月２） ・不燃（隔月１）	・焼却以外（週１）	
収集開始時間 ・７時（直営は８：３０）	・８時（直営は８：３０）	・８時	・８時	
白色トレイ収集 ・委託（H１６～）	×	×	×	
粗大ごみ電話受付 ・委託	・直営	・直営	・直営	宇都宮市を基準に調整
３ し尿収集運搬事業				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
し尿収集形態 ・委託（２社）	・許可（１社） （補助金の支給）	・許可（２社）	・許可（２社）	合併後、段階的に調整
し尿汲み取り料金 ・人員割（３６０円） ・世帯割（２８０円） ・重量制（２１０円／１８ℓ）	・人員割（４００円） ・重量制（４００円／３６ℓ）	・人員割（３５０円） ・世帯割（２７０円） ・重量制（２００円／１８ℓ）	・人員割（３５０円） ・世帯割（２７０円） ・重量制（２００円／１８ℓ）	宇都宮市の基準に統一
し尿処理券制度 ○	×	×	×	合併後、段階的に調整
４ 広域的なごみ・し尿処理業務（広域処理体制）				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
・ごみ－１市４町 ・し尿－１市２町	・ごみ－（宇都宮市と同じ） ・し尿－１市５町（小山広域）	ごみ－（宇都宮市と同） し尿－（宇都宮市と同）	ごみ－（宇都宮市と同） し尿－（宇都宮市と同）	廃止の方向で調整

環境・清掃関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

1 環境対策事業の取扱い

- ① 騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等については、現行のままとする。
- ② 新エネルギー導入事業については、宮城村の制度を適用する。
ただし、補助額及び補助率については、別途検討する。

2 清掃事業の取扱い

- ① ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。
ただし、犬、猫等の動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。
- ② ごみ処理手数料については、合併時まで制度を統一する。
ただし、犬、猫等の動物の死体処理手数料については、前橋市の制度に統一する。
- ③ し尿収集については、現行のままとする。
ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。
- ④ ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対象については、現行のままとする。

イ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

環境事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民生活への影響を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。

また、一部事務組合等については次のとおり取り扱うものとする。

～略～

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 ごみ処理事業の取扱いについて

- ① ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。
- ② 家庭ごみのステーションボックス設置事業については、平成17年度に再編するものとする。

2 し尿処理事業の取扱い

- ① し尿等の収集形態については、現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。
- ② し尿等の処理体制については、合併時に再編するものとする。

協定項目	農林水産関係事業の取扱い	所管専門部会名	産業専門部会	
調整の方向性	1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに策定する計画に基づき調整する。 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）については、合併までに基本的な仕組みは、統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行どおり新市に引き継ぐ。 5 農業公社については、合併までに統合できるよう調整する。 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 基礎データ				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
区域面積 312.16 km ²	54.52 km ²	56.96 km ²	47.72 km ²	2000年農業センサス
総農家戸数 5,427戸	1,712戸	959戸	916戸	
農家人口 15,210人	4,916人	2,337人	2,765人	
農業就業人口 8,185人	2,854人	1,327人	1,405人	
経営耕地面積 7,888 ha	2,770 ha	1,855 ha	1,898 ha	
2 各種事業の実施状況（○は事業を実施しているもの、×は事業を実施していないもの）				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
米政策大綱に基づく見直し事務（水田農業構造改革対策事業） ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
認定農業者の確保・育成事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
農業金融対策事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
地域営農システム確立事業 ○	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
園芸振興対策事業 ○	×	○	○	宇都宮市を基準に調整
生産振興総合対策事業 ○	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
市町有林・部分林整備事業 ○	×	○	×	宇都宮市を基準に調整
圃場整備事業(県営負担金) ○	×	○	○	宇都宮市を基準に調整
基盤整備促進事業(補助金) ○	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
県単独土地改良事業(補助金) ○	○	×	○	宇都宮市を基準に調整
市町単独土地改良事業 ○	○	○	×	宇都宮市を基準に調整
農業集落排水施設				
維持管理 ○	○	×	○	合併後速やかに調整
分担金 ○	○	×	○	現行のまま新市に引継
使用料等 ○	○	×	○	段階的に調整
3 各種制度の差異の状況				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農業振興地域整備計画の適正管理				
計画策定見直し(法定管理) 見直し事務 15年4月	14年5月	16年3月	16年3月	平成19年に新市計画策定
除外申請(一般管理) 受付 3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	
電算システム利用 ○	×	○	×	G I S (地理情報システム) 化へ統一
米政策改革大綱に基づく見直し事務(水田農業構造改革対策事業) ・地域水田農業推進協議会の設置の有無 有	有	有	有	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
農業金融対策事業				
利子補給率 (1)農業近代化資金 ・一般農業者 1.0%以内 ・認定農業者 1.5%以内 ・その他 — (2)農業経営基盤強化資金 県と同率 (ただし、0.5%以内)	— 1.0%以内 —	— — 3名以上で共同利用の機械施設購入 2.0%以内	— 1.5%以内 —	利子体系の統一 要綱等の見直しにより利子補給率等の基準を統一
市町村単独事業の有無 有	有	有	有	
農地流動化推進事業				
農業公社設置の有無 ○ 実施事業該当の有無 農地保全合理化事業 ○ 利用権設定推進事業 ○ 農作業受委託推進事業 ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ×	× — — —	
市町有林・部分林整備事業 管理処分方法 委託の有無 ○	×	○	×	第三者機関である市有林管理委員会等の活用
農業集落排水施設				
分担金 負担率 事業費の5% (戸数割, 人数割) 前納報奨金 4～12%	1 枡 30万円 — 2～20%	—	事業費の5% 戸数割 2～10%	新たな建設計画がないことから、現行のままとする。

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
施設管理 ＊巡回管理（保守点検） 2週に1回専門業者へ委託 ＊日常管理(スクリーン清掃等) 1週に1回程度地元管理 組合へ委託	1週に1回専門業者へ委託	—	1～2週に1回専門業者へ 委託 専門業者へ委託	
使用料 ＊世帯割 2, 9 0 0円 ＊人数割 3 2 0円 別途, 消費税が加算	＊基本料金 汚水量 10m ³ までは 1,000 円 ＊超過料金 ・汚水量 11m ³ を超え 30m ³ ま では 1 m ³ につき 100 円 ・汚水量 31m ³ を超え 50m ³ ま では 1 m ³ につき 110 円 ・汚水量 51m ³ を超え 100m ³ ま では 1 m ³ につき 120 円 ・101m ³ を超えるものは 1 m ³ につき 130 円 ・別途, 消費税が加算 ※①井戸水使用の場合は 1 ヶ 月につき 1 人当たり 9 m ³ として計算 ②上水道と井戸水を使用し た場合は, ①の使用量の 1/2 の水量に上水道の使用 料を加算	—	＊世帯割 2, 0 0 0円 ＊人数割 2 5 0円	使用料体系, 金額につ いて, 段階的に統一す る。

農林水産関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は，現行のとおりとし，合併後，新たに作成する計画に基づき調整する。
- 2 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については，合併時に統合する。ただし，生産調整の割当については，各市町村の現行比率をもって配分する。
- 3 市町村有林の管理等の取扱いについては，それぞれの市町村の例により，現行のとおりとする。
- 4 農林水産関係事業については，地域特性を生かし，産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため，引き続き，現行のとおり実施するように努める。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。
- 2 農林道，水路，ため池，森林，各種振興施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

ウ 新発田市の例（平成 15 年 7 月 7 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 水田農業経営確立対策事業については，現在の水田農業経営確立対策期間中は，現行どおりとする。
- 2 豊浦町の農業生産組織育成事業は，当分の間，現行どおりとする。
- 3 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は，廃止する。
- 4 河川カメムシ防除事業については，新発田市の制度を適用する。
- 5 豊浦町の野ソ駆除事業は，廃止する。
- 6 豊浦町の土地利用調整推進事業は，廃止する。

エ 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併予定 編入 1 市 2 町）

農林水産関係事業については，合併時に秋田市の制度に統一するものとする。

ただし，一部の事務事業については，現行どおり又は廃止とするほか，必要に応じて経過措置を講じるものとする。

オ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

農業施策の取扱いについては，前橋市の制度に統一するものとする。

ただし，大胡町，宮城村及び粕川村で，独自に実施している施策等については，地域の実情，実績等を考慮し調整するものとする。

カ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

1 農林水産業関係事業については，合併時に一元化するものとする。ただし，実施方法が異なる事業については，平成 17 年度に一元化するものとする。

2 農村広場・コミュニティ施設の管理運営等については，現行どおりとする。

協定項目	学校教育関係事業の取扱い			所管専門部会名	教育専門部会
調整の方向性	1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 学校の通学区域（学校の適正規模化に向けた通学区域の見直し等）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
見直し予定 ・平成17年度実施 ・通学区域変更 ・小規模特認校 ・隣接校との弾力化 ・遠距離通学区域の変更	・見直し予定なし	・見直し予定なし	・見直し予定なし	地域コミュニティ活動や通学距離などに配慮する。	
学校数 小学校 59校 中学校 21校	7校 3校	3校 1校	6校 3校	平成16年4月1日現在	
児童生徒数 小学校 25,001人 中学校 11,971人	2,096人 1,051人	582人 339人	2,098人 1,114人	平成16年5月1日現在	
2 学校給食					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
調理方式 自校調理方式	共同調理方式	共同調理方式	自校調理方式		
給食センター設置	平成14年9月	平成7年4月			

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
学校数 小学校 59校 中学校 21校	7校 3校	3校 1校	6校 3校	平成16年4月1日現在
児童生徒数 36,972人 教職員数 2,042人	3,147人 194人	921人 78人	3,212人 227人	平成16年5月1日現在
食数 39,331食	3,384食	999食	3,439食	平成16年5月1日現在
給食費 小学校 3,915円 中学校 4,736円	4,200円 4,800円	4,200円 4,600円	4,300円 4,900円	平成16年5月1日現在
調理業務委託 ・調理業務委託（請負契約） 直営 小学校－43校 委託 小学校－16校 中学校－21校	・一部調理員委託 午前 6人 午後 3人	・直営	・一部調理員委託	平成16年5月1日現在
3 学校の校舎及び体育館の耐震診断（対象：昭和56年以前の建築物）				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
校舎の耐震診断 ・H12～15実施 小37校 〃 中18校 ・診断不要 小22校 〃 中 3校	・H15実施 小5校 〃 中3校 ・診断不要 小2校	・H12実施 中1校 ・診断不要 小3校	・計画あり 小3校 〃 中2校 ・診断不要 小3校 〃 中1校	
体育館の耐震診断 ・H15実施 小34校 〃 中11校 ・診断不要 小25校 〃 中10校	・H15実施 小3校 〃 中1校 ・診断不要 小4校 〃 中2校	・診断不要 小3校 ・未実施 中1校	・診断不要 小6校 〃 中3校	

学校教育関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 周南市の例（平成 15 年 4 月 21 日合併 新設 2 市 2 町）

1 奨学金貸付事業

徳山市の例により調整する。ただし、貸付額については上位のものに合わせる。

2 就学費の援助

新南陽市・鹿野町の例により調整する。

3 通学区域〔小・中学校〕

新市に移行後、速やかに調整する。

4 学校給食の状況

（1）給食費 新市に移行後、速やかに調整する。

（2）公会計と私会計 新市に移行後、速やかに調整する。

（3）センター方式と単独校方式 現行のまま新市に引き継ぐ。

（4）業務委託 現行のまま新市に引き継ぐ。

（5）幼稚園給食 現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 高山市の例（平成 17 年 2 月 1 日合併予定 編入 1 市 2 町 9 村）

1 小中学校建物等改造整備計画については、新市建設計画及び高山市総合計画に合わせて速やかに策定するものとするが、耐震診断については、合併までに各町村で計画的に実施する。

2 育英資金及び人材育成奨励金の町村が独自で実施している制度については、平成 16 年度をもって廃止する方向で調整するが、新たな育英資金制度を合併までに検討する。平成 16 年度以前に貸付を決定したものについては、経過措置を講じる。

3 学校給食については、当面各市町村の調理方式を継続し、現調理場での運営とするが、合併後において配送距離等可能な地域についてセンターの統廃合を検討する。

会計処理は高山市の例により、賄材料費は特別会計とする。

職員体制については、現在の体制を基本に別途協議する。

古川国府給食センターは、飛騨市との間で一部事務組合を設置する。

4 スクールバスの管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐが、有効利用を図る観点から総合交通体系の調整と合わせて、新市において検討する。また、業務委託又は嘱託職員化を検討する。

5 中学校海外研修事業については、平成16年度をもって廃止する。なお、新市においては国際交流事業等学校教育の充実に努める。

ウ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協定項目	社会教育関係事業の取扱い			所管専門部会名	教育専門部会
調整の方向性	1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度					
項 目	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
(1)社会教育団体					
子ども会連合会	宇都宮市子ども会連合会	上三川町子ども会連合会	上河内町子ども会連絡協議会	河内町子ども会連合会	
P T A連合会	宇都宮市P T A連合会	上三川町立小中学校P T A	上河内町P T A連絡協議会	河内町P T A連絡協議会	
女性団体	宇都宮市地域婦人会連絡協議会	上三川町女性団体連絡協議会	上河内町女性団体連絡協議会	河内町女性団体連絡協議会	
青少年団体		上三川町青年団	上河内町青少年育成町民会議	河内町青少年育成町民会議	
自治公民館組織		上三川町自治会公民館連絡協議会	上河内町自治会公民館連絡協議会	河内町自治会公民館連絡協議会	
(2)文化スポーツ団体					
文化協会	宇都宮市文化協会	上三川町文化協会	上河内町文化協会	河内町文化協会	
体育協会	宇都宮市体育協会	上三川町体育協会	上河内町体育協会	河内町体育協会	
芸術文化団体派遣支援	芸術文化団体派遣支援補助				
スポーツ大会開催支援	スポーツ大会開催補助金				
スポーツ大会派遣支援	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会派遣補助金	上河内町は体育協会から支出

2 社会教育及び文化スポーツのイベント等					
項 目	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
(1)生涯学習・社会教育	・成人式	・成人式	・成人式	・成人式	
	・市民大学	・公民館大学	・町民大学	・町民大学	
	・生涯学習センター文化祭	・公民館フェスティバル	・生涯学習フェスティバル	・公民館まつり	
	・子どもフェスタ				
(2)文化スポーツ	・市民芸術祭	・文化祭	・文化祭	・文化祭 ・ふれあいカラオケ・舞踊	
	・ジュニア芸術祭	・小中学校児童生徒作品展			
	・百人一首市民大会				
	・歩け歩け大会				
		・町民体育祭大運動会	・町民体育祭	・町民体育祭	
	・市民体育大会		・町民スポーツ大会		
	・マラソン大会	・しらさぎマラソン大会		・町民マラソン大会	
		・しらさぎ駅伝競走大会		・町民駅伝競走大会	
	・ジャパンカップサイクルロードレース				
	・ニューススポーツの集い	・ニューススポーツ大会	・ニューススポーツ大会	・チャレンジニューススポーツ教室	
	・ジャズのまちづくり			・ふれあいサマーコンサート	

社会教育関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行どおりとする。
 - (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。
- 3 3 市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。
- 4 佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

イ 呉市の例（平成 16 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。
- 2 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については，呉市が引き継ぎ，適切な管理運営に努めるものとする。
- 3 学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

ウ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

- 1 各種スポーツ教室の取扱いについては，前橋市の制度に統一するものとする。
ただし，大胡町，宮城村及び粕川村で独自に実施している教室等については，地域の実情，実績等を考慮し調整するものとする。
- 2 公民館事業の取扱いについては，前橋市の制度に統一するものとする。
ただし，大胡町，宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については，地域の実情，実績等を考慮し調整するものとする。

- 3 青少年海外派遣事業については、これまでの実績等を踏まえ、当分の間、現在の制度を継続し、その後、新たな制度により実施するものとする。
- 4 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

各種事務事業調整案

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	6 1 7	8	2 6 7	3 4 2
住民専門部会	2 0 9	0	1 0 5	1 0 4
保健福祉専門部会	5 4 1	1 8	0	5 2 3
産業専門部会	2 2 4	0	1 1 7	1 0 7
建設専門部会	1 5 6	0	0	1 5 6
水道・下水道専門部会	1 2 4	0	0	1 2 4
教育専門部会	1 9 4	0	1 9 3	1
議会制度専門部会	3 4	0	0	3 4
合 計	2, 0 9 9	2 6	6 8 2	1, 3 9 1

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現 行 の ま ま 存 続	合 併 時 に 調 整	速 や か に 調 整	段 階 的 に 調 整	廃止の方 向で調整
総務専門部会	4 4	1 9 4	5	2 0	4
住民専門部会	2 8	5 5	1 2	5	5
保健福祉専門部会	0	0	0	0	0
産業専門部会	2 8	4 2	2 2	1 2	1 3
建設専門部会	0	0	0	0	0
水道・下水道専門部会	0	0	0	0	0
教育専門部会	7	1 4 8	2 4	7	7
議会制度専門部会	0	0	0	0	0
合 計	1 0 7	4 3 9	6 3	4 4	2 9

- ※「現行のまま存続」・・・ 現行のまま新市に引き継ぐもの
- 「合併時に調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの
- 「速やかに調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの
- 「段階的に調整」・・・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの
- 「廃止の方向で調整」・・・ 廃止の方向で調整するもの

(参考)

専門部会名	前回までの事業数	増減数	総事業数
総務専門部会	6 1 6	1	6 1 7
住民専門部会	2 0 7	2	2 0 9
保健福祉専門部会	5 3 4	7	5 4 1
産業専門部会	2 2 2	2	2 2 4
建設専門部会	1 4 2	1 4	1 5 6
水道・下水道専門部会	1 3 9	△ 1 5	1 2 4
教育専門部会	2 0 2	△ 8	1 9 4
議会制度専門部会	3 7	△ 3	3 4
合 計	2, 0 9 9	0	2, 0 9 9

各種事務事業の取扱い

【総務専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	政策審議	小 分 類	土地利用
事 業 名 称	土地利用に関する事前指導事務		
事業目的・内容	業者から大規模な土地利用の申し出を受けた際に、県「土地利用に関する事前指導要綱」に基づき、当該計画を、上位計画を踏まえて、全体の土地利用に整合するように、適正な土地利用の指導・誘導を図るとともに、各個別法との一体的な調整を図る。		
合併に向けた課題	各市町では総合計画を考慮し土地利用を行っているため、合併後は、新たな上位計画（総合計画・都市マスタープラン）を踏まえる必要がある。		
調整の考え方	法令などによって実施しているものであり、新市全体の土地利用の考え方を踏まえ運用する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	土地利用
事 業 名 称	国土利用計画法関連事務		
事業目的・内容	国土利用計画法を基本に、土地利用の調整方針を示した県土地利用基本計画を県が定める場合に、あらかじめ市町村の意見を述べる。		
合併に向けた課題	各市町では総合計画を考慮し土地利用を行っているため、合併後は、新たな上位計画（総合計画・都市マスタープラン）を踏まえる必要がある。		
調整の考え方	法令などによって実施しているものであり、新市全体の土地利用の考え方を踏まえ運用する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事 業 名 称	中心市街地における公共施設整備のあり方検討		
事業目的・内容	中心市街地における「公共交通の利便性」、「各種機能の集積」、「多くの人が集まっている」といった特性を活用し、中心市街地に新たな市民サービスを提供し、市民サービスの充実を図るため、導入すべき具体的な施設の選定及び施設の概要についての検討や導入施設内容の具体化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事 業 名 称	ＪＲ宇都宮駅周辺整備計画		
事業目的・内容	ＪＲ宇都宮駅周辺において、ＪＲ宇都宮駅東口周辺整備計画が進行していることから当該地区を含めたＪＲ宇都宮駅周辺地区について、宇都宮市の表玄関にふさわしい地区として再生、整備するため、再整備計画としてとりまとめる。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事業名称	拠点地区整備計画（雀宮駅東口公共施設一体整備）		
事業目的・内容	（仮称）第3図書館及び（仮称）子ども療育センターを雀宮駅東口に整備するにあたり、両施設間における連携・共有化の検討や地域特性、立地条件、基盤整備事業との調整等を行うことにより、実現可能な望ましい機能・規模・配置・運営管理方法等を明らかにする雀宮駅東口公共施設一体整備基本計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事業名称	新駅設置の調査研究		
事業目的・内容	既成市街地に、新駅設置と、その周辺での多様な機能を備えた、新たな地域整備を進めることによりバランスのとれた都市構造の形成を図る。 新駅設置により、鉄道の利用を促進し、公共交通利用への転換を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市のほか本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事業名称	ＪＲ日光線沿線開発推進		
事業目的・内容	ＪＲ日光線沿線地域における総合的な地域振興を推進することを目的とした「ＪＲ日光線沿線地域振興推進協議会（構成市：宇都宮市、鹿沼市、今市市、日光市）」に参加し、平成１１年度に策定した「ＪＲ日光線沿線地域整備構想」の周知と構想の具現化を図るため、幹事会、総会、事務担当者会議の開催、パンフレットの作成等のＰＲ活動などの事業を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事業名称	構造改革特区		
事業目的・内容	特定の地域内に、地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域の活性化を図るための「構造改革特区」について、庁内に対し、特区構想の		

	提案や、特区計画の申請についての情報提供、周知やとりまとめ、検討を行う。
合併に向けた課題	特区は、地域の特性に応じた規制の特例を導入することから、今後、特区構想や特区の申請を検討する際は、新市への移行後の地域の特性の変化について検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事業名称	国会移転		
事業目的・内容	国会等の移転は、東京一極集中の是正や国の災害対応力の強化、地方分権、規制緩和といった国政全般の改革の契機であり、21世紀の安心で豊かな国づくりのために、特に国の災害対応力の強化は重要な課題であることから、国会移転の情報収集や研修会、シンポジウム等への参加を行う。		
合併に向けた課題	県と一体的に推進する事業であるため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	県と一体的に推進する事業であり、現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	その他
事業名称	防衛補助関係事務		
事業目的・内容	宇都宮市に2か所所在する陸上自衛隊駐屯地（宇都宮、北宇都宮）周辺における生活環境等の整備を推進し、周辺住民の生活安定及び福祉向上を図るため、庁内各課で実施する防衛施設周辺整備事業の総合調整、防衛施設庁・駐屯地との協議、及び防衛施設周辺整備全国協議会との連絡調整を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市に2か所所在する陸上自衛隊駐屯地（宇都宮、北宇都宮）周辺における生活環境等の整備を推進し、周辺住民の生活安定及び福祉向上を図るための取組であり、新市以降後も、これまでどおり実施する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	その他
事業名称	地域活性化事業債関係事務		
事業目的・内容	地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、都市再生、地域資源活用促進、化学技術の振興、世界最先端のIT社会の実現を図るために必要となる基盤整備を行う単独事業を支援するため、特定財源の積極的な導入を図る。		
合併に向けた課題	各市町が個別に起債しており、事業計画もまちまちである。 新市移行後は、広域的な新たな視点による対象事業の掘り起こしが課題となる。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しているものであり、合併後の新市においても、各市町間で制度に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	統計
事 業 名 称	統計調査		
事業目的・内容	統計法に基づき、指定統計調査を行う。		
合併に向けた課題	統計調査員・指導員の選考方法の整理が必要となる。		
調整の考え方	統計法に基づく法定受託事務のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 国勢調査の指導員・調査員の確保等については、今後、個別に調整を図る。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	都市拠点の整備
事 業 名 称	宇都宮駅東口周辺整備事業の推進		
事業目的・内容	J R宇都宮駅東口の市有地、鉄道操車場跡、J R東日本所有地等を活用し、交通拠点・広域交流拠点等としての機能充実により新たな都市拠点を整備する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	都市拠点の整備
事 業 名 称	雀宮駅周辺整備事業の推進		
事業目的・内容	駅前にふさわしい市街地整備や交通基盤の充実を図り、これと併せて、文化・教育施設等を整備し、交通機能や地域生活・文化機能などを持つ宇都宮市南部地域の都市拠点づくりを行う。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。 各町の地域開発計画との調整を図りながら、新たな導入機能等について検討する。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	新市街地の形成
事 業 名 称	テクノポリスセンター地区の整備		
事業目的・内容	宇都宮地域産業の一層の高度化や発展のため、先端技術産業の誘致、研究開発機関の立地、地域企業の育成を図るとともに、これら産業活動を支える都市基盤の整備や全体的なまちづくりを行う。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	新市街地の形成
事 業 名 称	東谷・中島地区の整備		
事業目的・内容	テクノポリス計画における先端技術・高度技術産業の誘致及び宇都宮市内中小中堅企業の域内再配置の受け皿として、さらに、広域交通網の結節点である利便性を活かした物流拠点として、産業支援機能にも配慮した高付加価値型団地を整備する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	地域計画の推進
事 業 名 称	地域開発計画の調査・立案		
事業目的・内容	宇都宮市全域のバランスのとれた発展を実現するため、優れた交通条件や高い開発ポテンシャルを有する地区について、その特性を生かした地域拠点の形成を図る地域拠点整備の実現化方策を策定する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の計画を基本に各町の計画と調整を図り、事業を継続する。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	地域計画の推進
事 業 名 称	文化の森整備構想の推進		
事業目的・内容	宇都宮市北部丘陵地域の豊かな自然環境を保全しつつ、恵まれた立地条件を活かした、市民の自由時間活動の拠点形成を図る。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中 分 類	地域政策	小 分 類	地域計画の推進
事 業 名 称	中心拠点施設の整備		
事業目的・内容	上三川町において、保健・福祉を支える基幹施設としての「総合保健福祉センター」、新しい文化・誇りを創出する場としての「生涯学習センター」、町民が集い、ふれあい、親睦を深める場を提供することによって、活力あるまちづくりを推進するための「多目的広場」を同一敷地内に整備する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	新交通システムの導入		
事業目的・内容	県央地域における広域的な東西交通軸を強化し、自動車に依存した様々な交通問題の改善とともに、地球環境問題・高齢社会への対応など、安全で信頼性の高い交通体系を確立するうえでの中心的な役割を担う新交通システムの導入を図る。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市が先行して検討を進めている事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続き検討を進める。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	自転車利用・活用の促進		
事業目的・内容	地球規模での環境保全問題や、市民の健康志向などに対応するためにも、最も身近な乗り物である自転車を都市内交通の一手段として位置付		

	け、自転車のもつ特性を十分に活かした安全で快適なまちづくりを進める。
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	主に、都市内交通の手段として自転車の有効活用を図ることを目的としたものであり、特定地域を対象としたものであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	交通バリアフリー対策の推進		
事業目的・内容	国において「交通バリアフリー法」が施行され、市町村は、公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、1日あたり一定数以上の乗降客のある駅を中心とした地区における、駅舎、道路、信号機等のバリアフリー化を一体的に推進するための基本構想を策定できることとなった。 このため、宇都宮市では、交通面のバリアフリー化を一体的に推進するため、宇都宮市の主要駅である「JR宇都宮駅」と「東武宇都宮駅」を対象施設として基本構想を策定した。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、基本構想の対象となる鉄道駅が宇都宮市以外には存在しないことから、現在、宇都宮市が策定している計画を新市に引き継ぐ。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	人にやさしいバス導入促進補助		
事業目的・内容	高齢者や障害者を含むすべての人が、公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、バス事業者に対し、超低床バス（人にやさしいバス）の導入支援を行い、バスの利便性の向上、利用促進を図る。 平成13～22年までの10年間で、36台の導入支援を行い、平成22年には、超低床バスの割合を12.5%にする。		
合併に向けた課題	市町の補助金等交付規則の一本化が必要である。		
調整の考え方	県の「栃木県人にやさしいバス整備事業費補助金交付要領」に基づく協調補助のため、特に調整の必要はない。 ただし、新市移行後の事務を統一した基準で行うことができるよう、新たな要綱を作成する。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	生活バス路線維持補助		
事業目的・内容	路線バスは、市民生活に密着した交通手段であり、今後の急速な高齢社会の進展に伴い、ますます必要不可欠な公共交通サービスとなることが予想されるため、輸送人員の減少により運行の維持が困難となってい		

	る赤字バス路線について、助成対策を講じることにより、地域住民の移動手段を確保する必要がある。
合併に向けた課題	補助金交付規則や補助金交付要領の整理・一本化が必要である。
調整の考え方	県の「栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領」に基づく協調補助については、特に調整の必要はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 町単独の運行費補助については、河内町において平成16年度から実施予定の事業であり、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施する。 新市移行後には、運行形態や運行ルートの見直しが必要である。 また、上三川町には、県補助金の町負担分に対する「上三川町生活バス路線維持費補助金交付要領」を作成しているが、他市町にはないことから、新市移行後の事務を統一した基準で行うことができるよう、新たな要綱を作成する。

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	高度道路交通システムの導入促進に関する調査		
事業目的・内容	宇都宮市では、道路整備を上回るスピードで自動車交通が増大し、特に、朝夕の通勤時間帯における交通渋滞や交通事故の多発、バスの利用低下など、様々な交通問題が発生している。 このような交通問題を解決していくため、IT技術を活用した市民にとって便利で利用しやすい高度道路交通システムの導入促進に向けた調査研究を行う。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市が先行的に調査・研究していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続き調査・研究を進める。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	タクシー業界との連絡調整		
事業目的・内容	タクシー利用客の減少に伴い、駅などの交通結節点において客待ちタクシーが道路や一般車乗降場を占拠し、安全かつ円滑な道路交通を阻害している現状にある。 このことから、タクシー協会や行政、警察などが一体となって改善に向けた検討を行い、タクシーの整序化を図り、安全かつ円滑な道路交通を確保する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	特定地域を対象としたものであるため、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続きタクシー業界との協議・調整に努める。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	総合的な交通体系および交通円滑化施策の検討		
事業目的・内容	すべての人々が都市内や都市間を円滑に移動できるようにするため、バスや新交通システムなど公共交通機関や自転車の利用活用、多様な交通需要マネジメント（TDM）施策などを踏まえ、総合的な交通体系および交通円滑化施策を検討する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市が先行的に調査・研究していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続き調査・研究を進める。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	烏山線利用推進		
事業目的・内容	烏山線の電化と水郡線までの接続を目指した「烏山線利用推進電化実現常野線建設促進期成同盟会」（会長：烏山町長，11 市町村，宇都宮市も加入）に加盟し，烏山線の利用向上を目指している。 同盟会は，本年度，負担金は徴収しないで事業展開する計画となっている。		
合併に向けた課題	「烏山線利用推進電化実現常野線建設促進期成同盟会」は，他市町村との連携を図りながら実施している事業であり，連携先の市町村も合併の可能性があるので，合併の状況等を踏まえ，今後のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市としての事業の必要性を検討し，他市町村との合意形成を図った上で調整する。		

中 分 類	都心部活性化推進	小 分 類	基本計画
事 業 名 称	中心市街地活性化基本計画の推進事務		
事業目的・内容	中心市街地は，商業・業務・居住等の都市機能が集積し，文化・伝統を育み，各種の都市機能を担ってきたまちの顔である。しかし，中心市街地は今，社会経済環境の変化や市民意識の多様化などから転換期にあり，市民等に都心部の将来のビジョンを示し，その方向性に沿って各種の事業を適切に実施し，都市経済・地域経済の活力強化や市街地環境の改善等の総合的取組が求められることから，市街地の整備改善や商業等の活性化を目指した基本計画を策定し計画的に推進するもの。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	中心市街地法の基本計画を策定しているのは，宇都宮市のみであり，各町は策定していないことから，合併後も宇都宮市の基本計画を計画的に推進していく。		

中 分 類	都心部活性化推進	小 分 類	基本計画
事 業 名 称	都心部グランドデザインの推進事務		
事業目的・内容	中心市街地は、今、社会経済環境の変化や市民意識の多様化などから転換期にあり、市民等に都心部の将来のビジョンを示し、その方向性に沿って各種の事業を適切に実施しなければならない。そのため、宇都宮市においては、平成11年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地の整備改善や商業等の活性化を目指してきたところであるが、この基本計画を基に、より具体的な都心部の姿、そのための戦略的事業等の大枠を示した「都心部グランドデザイン」を策定し、市民や団体等が主体的役割と相互連携のもとに、施策事業を総合的に実施し都心部の活性化を図る。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	都心部グランドデザインは、宇都宮市中心市街地における施策事業を総合的に実施し、活性化を図るために策定したものであるため、合併後の新市においても都心部再生のシナリオとして活用していく。		

中 分 類	都心部活性化推進	小 分 類	団体連携
事 業 名 称	栃木県中心市街地活性化推進協議会との連携事務		
事業目的・内容	中心市街地活性化法に基づき、中心市街地の整備改善事業と商業等の活性化との一体的推進を図るため、各市町の自主性の基に県及び関係市町が連携しながら各種計画の実現に向けた環境づくりや仕組みづくりに関する研修や啓発活動を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	栃木県中心市街地活性化推進協議会の構成メンバーは、趣旨に賛同する市町村であることから、合併後は新市として加入し、事業を推進する。		

中 分 類	都心部活性化推進	小 分 類	団体連携
事 業 名 称	都心部活性化推進協議会・5地域協議会との連携事務		
事業目的・内容	都心部グランドデザインに位置付けられた重点事業を具体的に推進し、中核市宇都宮にふさわしい賑わいと高次の都市機能を備えた多様性のある都心部を実現するため、重点事業地域ごとに、商店街や自治会等の団体の代表者及び宇都宮市関係者で構成した協議会と連携し、地元合意を図りながら、各種事業を検討し実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市の中心部活性化のために重点地区ごとに設置した協議会であるため、合併後も新市における協議会として機能させていく。		

中 分 類	用地	小 分 類	土地開発公社
事 業 名 称	土地開発公社の管理運営		
事業目的・内容	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民サービスの向上に資する。		

合併に向けた課題	宇都宮市では単独で公社を運営しているが、各町においては、これまで共同運営していた県町村土地開発公社が平成15年度を以って解散したことから、合併後は新市全域の用地需要に対応できるよう、現行の市公社の事務執行体制等を見直しする必要がある。
調整の考え方	新市移行後の当該事務執行にあたっては、宇都宮市の体制を基本に継続して公営法に基づく事業展開を実施することとし、必要に応じ内規等の改定を行う。

中 分 類	監 査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	住民監査請求に基づく監査等		
事業目的・内容	自治体の財務に関する事務の執行について、住民が当該支出または財産の管理等が違法・不当であるとの理由から監査を請求する「住民監査請求」、選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の連署をもって、代表者が監査委員に対し、市の事務の執行に関して監査を請求する「直接請求による監査」、その他「議会の請求による監査」、「長の要求による監査」などの監査がある。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	法令により実施が定められており、各市町の実施内容も差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	監 査	小 分 類	外部監査への協力
事 業 名 称	外部監査人の監査事務への協力		
事業目的・内容	監査機能の専門性・独立性の強化、監査機能に対する住民の信頼を高める、という観点から中核市や指定都市に外部監査制度が導入され、宇都宮市でも平成11年4月1日から導入された。 外部監査計画作成時の情報交換、監査対象テーマ及び対象部局についての監査委員への協議、市組織、財務会計等事務内容の説明、監査委員監査との調整、監査実施時の立ち会い、監査実施状況の把握等について、外部監査人の監査事務に協力する。		
合併に向けた課題	地方自治法により、中核市は包括外部監査を実施しなければならないとされており、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	法令により実施が定められているため、現行の宇都宮市の例による。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防統計事務		
事業目的・内容	火災や救急、救助などの災害データを統一様式でとりまとめ分析することにより、災害の傾向等を把握し各市町の各種災害対策の参考資料とともに、消防庁長官からの求めにより県を通じて国に報告する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特にない。		
調整の考え方	国の基準に基づき実施しており、事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	防火管理者資格取得講習会に関する事務		
事業目的・内容	消防法により収容人員30人以上の防火対象物（非特定防火対象物については収容人員50人以上）の所有者等は消防長等の行う防火管理に関する講習会の課程を修了するなど、一定の資格を持つ者の中から防火管理者を選任して防火管理上必要な業務を行わせなければならないことになっている。このため、資格を取得しようとする人を対象に講習会を実施する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	指導
事 業 名 称	消防関係各種意見書等事務		
事業目的・内容	行政庁が行政事務の効率化、行政の関与を必要最小限にすることを目的に、各種申請に係る許可、登録等を認める場合、消防機関に消防法令に適合しているかどうかについて意見を求められた場合に審査及び現地調査、検査等を行いその結果について意見を述べる。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	危険物
事 業 名 称	危険物規制事務		
事業目的・内容	危険物に関する各種申請や届出先は、法令や条例により市町村長・消防長とされ、災害発生の防止や災害発生時の被害を最小限に留めるよう危険物規制事務を実施する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	法令に基づき実施しており、事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	危険物
事 業 名 称	少量危険物タンクの水張検査等手数料事務		
事業目的・内容	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いについて市町村条例で定めるとされ、貯蔵・取扱いの各施設について基準を定め安全を確保する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	危険物
事 業 名 称	液化石油ガス法に関する事務		
事業目的・内容	学校その他多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物に係る一定の設備工事を行った場合の届出を規定したものであり、災害事故発生時には大きな被害となるため保安を厳にすることがあることから届出義務を課し、日常監視をする体制をとる。		

合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。
調整の考え方	法令に基づき実施しており、事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	民間による患者等搬送事業の指導		
事業目的・内容	近年、一般家庭と契約を結び、寝たきり老人、身体障害者等の要請に応じ、ベッド等を備えた搬送用専用車を用いて、病院や社会福祉施設に搬送する事業形態、「民間救急」が普及してきている。搬送中における患者の容態急変時の対応や感染防止対策等を徹底するため、消防機関が指導する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、特になし。		
調整の考え方	上三川町では実施していないが、現在の宇都宮市の体制で対応できることから、現行どおりとする。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	国際消防救助隊事務		
事業目的・内容	海外における救助活動は、消防機関の災害対策ノウハウの蓄積と防災能力の向上を図れるとともに、地域住民の防災思想の向上等に繋がることから、平成12年、国際消防救助隊に登録した。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、特になし。		
調整の考え方	今後も必要な事業であることから、宇都宮市の事業を継続して実施する。		

中 分 類	消防通信指令	小 分 類	通信指令
事 業 名 称	災害情報収集業務		
事業目的・内容	県と相互連絡を密にし、円滑な運用を図るため、防災行政ネットワークシステム及び気象情報配信システム、さらに救急医療情報システム等からの情報を得て、災害等の被害を最小限にする。		
合併に向けた課題	事務内容等に差異がなく、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合計画
事 業 名 称	総合計画実施計画推進事務		
事業目的・内容	総合計画計上事業の具体化を図るため、1市3町では実施計画を策定している。 なお、計画期間は、宇都宮市と河内町が3年、上三川町と上河内町が2年となっており、政策主導の行財政運営の確保と総合計画の実効性確保のため、1市3町では毎年ローリングを行っている。		
合併に向けた課題	計画期間は、宇都宮市と河内町が3年、上三川町と上河内町が2年となっており、調整する必要がある。		
調整の考え方	厳しい財政状況の中、的確な施策・事業の選択が不可欠であり、計画行政システム（中期財政計画～実施計画～予算編成）と行政評価が連動した宇都宮市の策定システムに基づき策定する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	行政評価
事 業 名 称	行政評価制度の導入・運用事務		
事業目的・内容	限られた財源や人的資源等を有効に活用し、成果志向の行政運営の転換、市民への説明責任の確保、市民との協働関係の充実を図り、市民サービスの向上を目指すために、市民とのコミュニケーションの手法のひとつである行政評価システムを導入する。		
合併に向けた課題	評価手法の調整（事務事業評価、施策評価、政策評価等）や評価の対象単位の統一が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の事務事業評価、施策評価への取組が進んでいることや内部管理システムとして統一を図る必要があることから統一したシステムとして調整を図る。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	政策課題研究
事 業 名 称	市政策研究センターの運営		
事業目的・内容	地方分権時代を迎え、自治体が真の自主・自立を果たしていくためには、深刻な経済不況や財政危機、急速に進む社会の高度情報化・国際化・少子高齢化などに伴い複雑多様化する市民ニーズを的確に捉え、明確な市政の長期展望や各種の政策目標のもとに、地域独自の戦略的な政策を立案し、展開していく必要がある。 こうしたことから、専門的・長期的な調査研究に基づく政策形成機能（能力）の高度化を図るため、新市独自のシンクタンク組織として市政策研究センターを運営し、大学や研究機関などと連携を図りながら、新しい時代に対応した先駆的な政策の形成を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市が、社会環境の変化に即応し、真の自主・自立を果たしていくためには、問題対応型から課題発見・解決型の市政運営への移行、政策形成の迅速化・高度化が必要である。そのため、中期的課題について、外		

	部の知的資源を活用しながら調査研究し、新しい時代に対応した先駆的な政策を形成する新市独自のシンクタンク機能として政策研究センターを運営する。
--	--

中 分 類	政策審議	小 分 類	政策課題研究
事 業 名 称	ニューパブリックマネジメントの検討・構築		
事業目的・内容	経営的視点による行財政運営を実現するため、経営資産（公的資産）の適正な管理・運営、市場システムの活用による経営、成果重視の行政経営、市民に対する顧客志向の考え方にに基づき、政策から実際の行政サービスにいたる行政のしくみを見直し、再構築を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している自治体がないため、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	政策課題研究
事 業 名 称	民間活力の導入		
事業目的・内容	公共事業実施にあたって、P F I等の新たな事業手法を導入することにより、公共と民間の役割分担を明確にし、民間の資金、経営ノウハウ、技術的能力を可能な限り活用して、コスト縮減とサービス水準の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市における「P F I導入基本方針」に基づき、P F I手法での実施に適する事業について、導入を進める。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	政策課題研究
事 業 名 称	公共施設長寿命化		
事業目的・内容	公共施設に対して、計画的で適切な維持管理や、効果的な予防保全を講じることにより、公共施設の長寿命化を図り、今後の財政負担の軽減や、財政支出の平準化、公共施設の機能向上を目的とする。		
合併に向けた課題	市域全体の保全計画を作成するため、宇都宮市において平成16年度開発予定の保全支援システムのデータベースに各町の公共施設の情報をシステムに入力する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市における「公共建築物長寿命化基本方針」に基づき、事業を推進する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	政策課題研究
事 業 名 称	未利用地の有効活用		
事業目的・内容	公有財産を有効に活用し、行政の保有する資産の価値を最大限に発揮できるよう、財産の管理体制を構築する。 未利用行政財産、用途廃止財産や、本来の行政目的に使用していない		

	財産，本来の行政目的の機能を十分果たしていない財産について情報を一元化し，有効処分・活用について基準・ルール等を整備する。
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	宇都宮市が作成を進めている，未利用地の有効活用の基準・ルールのもとに，有効活用・処分を促進する。

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合調整・進行管理
事業名称	庁議の運営		
事業目的・内容	市行政の基本方針を策定し，重要施策に関する事項を審議するとともに，各部局相互の総合調整を図り，効果的で統一性のある行政運営を行うため，庁議を設置し，その円滑な運営を図る。		
合併に向けた課題	各市町において，運営のあり方が異なっているため，統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の庁議規則を基本とし，各町における意思決定システムを宇都宮市の制度に統一を図る。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合調整・進行管理
事業名称	総合計画主要事業の進行管理		
事業目的・内容	総合計画に掲げる施策事業のうち，特に重要で全庁的に推進していく必要のあるもの（行財政運営上の課題として全庁的に対応すべき事項，市民の福祉に重大な影響のある事業，執行上障害が予想される事業等）について，その執行状況並びに推進上の問題点・課題等を的確に把握し，総合的・効率的に事業を執行していくために行う。		
合併に向けた課題	総合計画主要事業の進行管理の方法が，自治体によって様々である。全体的な進行管理自体を行わずに，各部局において随時，進捗状況の把握や課題解決の協議を行っているケースが考えられ，総合計画主要事業の進行管理方法の統一が課題となる。		
調整の考え方	宇都宮市の総合計画主要事業の進行管理方法を基本とし，各町における進行管理方法を宇都宮市の制度に統一を図る。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合調整・進行管理
事業名称	市長公約の進行管理		
事業目的・内容	宇都宮市長が掲げた公約について，着実な推進と実現を図るため，進行状況を取りまとめる。 進行管理対象とする事業は，２期目の公約である「宇都宮新生プロジェクト」「重点テーマ」とし，主要事業進行管理と同様に整理する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみの事業であるが，合併後も必要な内部事務であり，宇都宮市の制度を運用する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合調整・進行管理
事 業 名 称	議会答弁の進行管理		
事業目的・内容	総合計画の主要事業等の執行状況を的確に把握し、事業が計画どおりに進行するよう、議会答弁内容の進行管理を行うことにより、より効果的な事業の進行管理体制を確立する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町のみのも事業であるが、制度を統一する必要がある。		
調整の考え方	内部管理事務であり、宇都宮市議会の運用に合わせ、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合調整・進行管理
事 業 名 称	調査委託業務の進行管理		
事業目的・内容	基本構想や基本計画の策定等、シンクタンクへの調査委託について、調査委託業務進行管理委員会を設置し、調査業務の適正な進行管理と、その成果の施策・事業への効率的な活用を図るもの。委員会の役割としては、調査委託の前年度において、委託の必要性を検討し実施計画及び予算に反映させるほか、当該年度の委託執行時における業務仕様の検討、その後の進捗状況及び成果内容等のチェックを行い、円滑な調査委託の執行を確保する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみのも事業であるが、合併後の新市においても、必要な内部管理事務であり、宇都宮市の制度を運用する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合調整・進行管理
事 業 名 称	政策形成研修等評価委員会の運営		
事業目的・内容	宇都宮市の政策形成研修成果発表の助言や研究成果の評価等を通じ、同研修の効率的な運営および研究成果の活用を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	合併後の新市においても、必要な内部管理事務であり、宇都宮市の制度を運用する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事 業 名 称	大学連携支援		
事業目的・内容	大学等高等教育機関を都市基盤のひとつとして位置付け、大学、短大等との総合的な連携窓口事務や地域との連携促進、宇都宮大学地域連携協議会への参画・宇都宮大学運営諮問会議への出席などを行い、今後のまちづくりに活かす。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	地域振興計画
事 業 名 称	市制 1 1 0 周年記念事業検討		
事業目的・内容	宇都宮市制 1 1 0 周年記念事業は、これまでの 1 1 0 年をふりかえり、発展を祝い、新たな創造に向けた事業とし、これら事業の実施を通して、市民がさらに誇れる次なる世紀の宇都宮の実現を図っていく。 各部門でのイベント、記念大会に関する状況・調査を予定している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、合併後も継続して事業の実施を検討していく。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	首都圏県都市長懇話会		
事業目的・内容	首都圏県都として共通する諸問題を提起し、長期的展望のもと、個性と活力ある地域づくりを図るため、諸問題について積極的に取り組むことを目的とした当懇話会へ構成市として参加し、事務担当者会議、行政事務研究会などを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が参画している事業であるが、合併後においても参加の必要性があるため、継続することで調整する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	首都圏都市開発区域関係都市協議会		
事業目的・内容	「首都圏整備法」に基づき、指定された都市開発区域の秩序ある計画的な開発整備の推進や、関係都市に共通する諸問題を調査研究し、関係都市の発展に寄与することを目的とする当協議会の構成市として参加し、都市開発区域に関する関係当局への要望活動、研修会の開催、関係資料の配布などを行う。		
合併に向けた課題	当協議会参加による主だった成果があるとはいいがたいため、今後は、協議会参加の必要性について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが参画している事業であり、今後、参加の必要性を検討する必要があるが、当面、合併後も継続することで調整する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	全国首長連携交流会		
事業目的・内容	本格的な地方分権時代を迎え、全国の有志市町村長、国、県、学識経験者などが一堂に会し、自由な立場で様々なテーマについて議論することによって、まちづくりに生かしていくとともに、連携を深め、ネットワークを構築する。		
合併に向けた課題	本事業は平成 1 6 年度に宇都宮市が開催地となるが、合併の直接的な影響があるものではなく、合併に伴う課題はない。		

調整の考え方	参加していない自治体もあり、今後、参加の必要性を検討する必要があるが、宇都宮市として継続してきた事業であり、当面、新市として参加する。
--------	---

中 分 類	政策審議	小 分 類	その他
事 業 名 称	国・県に対する予算化要望		
事業目的・内容	国費・県費等を導入して推進しようとする事業についての財源の確保、また国・県による措置等を期待する施策・事業の実現を図るために必要な国・県に対する要望活動を行う。		
合併に向けた課題	要望活動の手法について、調整する必要がある。		
調整の考え方	本事業については関係市町においても実施されているところであるが、合併後は新市として一体的に要望活動を行う必要があるため、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	その他
事 業 名 称	政党・団体からの予算化要望		
事業目的・内容	市民の声を踏まえた市政運営を行うため、予算編成時に各政党・団体から提出される各種施策・事業の予算化要望について対応する。		
合併に向けた課題	要望聴取の制度を調整する必要がある。		
調整の考え方	本事業については関係市町においても実施されているところであるが、合併後も各党派からの要望を聴取する必要があるため、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	統計
事 業 名 称	計画立案に係る情報収集分析及び管理事務		
事業目的・内容	総合計画などの施策立案の基礎資料となる各種データの提供を行うため、必要な情報の収集・分析・管理を行う。		
合併に向けた課題	統計書等の掲載項目や配布先・利用方法の整理が必要となる。		
調整の考え方	「統計書」「市（町）勢要覧」とも内容等に各市町に若干の違いはあるものの、内部事務であり、原則として宇都宮市の制度を基準とする。中核市行政水準調査についても、宇都宮市の制度を基準に継続する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	統計
事 業 名 称	統計資料の収集・分析事務		
事業目的・内容	施策立案などの資料に資するため、各種白書、指定統計報告書、参考図書、各課で作成した行政資料や、各市などから寄贈された資料を保管管理する。		
合併に向けた課題	合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	合併により各市町で保管管理している資料について、宇都宮市行政資料ライブラリーに追加登録することで、一元的に管理する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	統計
事 業 名 称	情報収集の窓口事務		
事業目的・内容	中央省庁や自治体の動向，内外の政治・経済ニュースや，政策課題についての都道府県，市町村を対象とした調査の結果を，政策立案の資料として庁内に提供する。 また，他市への照会を地方行財政調査会に年間2件程度依頼することができ，政令市，中核市を含む約180市を対象とした調査結果が冊子及び電子データとして，調査会より提供される。		
合併に向けた課題	合併に伴う課題は特にはない。		
調整の考え方	宇都宮市で利用している「行財政情報サービス（I-jamp）」、「地方行財政調査会」についての契約を継続し，庁内LAN等による情報収集・提供を図る。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	統計
事 業 名 称	統計調査の普及推進事務		
事業目的・内容	統計調査の円滑な実施を図るため，統計調査員の継続的確保と資質の向上を主眼とし，調査員を対象とした協議会の運営や研修会などの事業を実施する。		
合併に向けた課題	協議会の運営や，研修会の開催について整理が必要となる。		
調整の考え方	調査員確保対策は各市町で実施しており，宇都宮市の制度を基準とする。 統計調査員の協議会については，宇都宮市のみが組織しているが，登録調査員の加入は任意であることから，宇都宮市の制度を適用する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	統計
事 業 名 称	行政情報センターの管理運営事務		
事業目的・内容	宇都宮市の政策，計画等の情報や統計情報を提供し，市勢に対する市民の理解を得るとともに，庁内における資料を一元的に管理し，共同利用を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にはない。		
調整の考え方	各市町で保管管理する行政情報について，宇都宮市行政情報センターにて一元的に管理し，新市全体での共同利用を図る。		

中 分 類	都心部活性化推進	小 分 類	団体連携
事 業 名 称	まちづくり推進機構との連携事務		
事業目的・内容	宇都宮まちづくり推進機構は，宇都宮市全域を対象に公共と民間が一体となって，まちづくり事業の総合的な協議，調整を行い，一定の方針，方向づけをする組織として，また，事業主体となって，まちづくりを推進する中核的組織として，魅力ある中心市街地の形成や特に活性化が望まれる地域の振興を図ることにより，宇都宮の将来の発展に寄与するこ		

	とを目的として、市の負担金及び企業や個人の会員による会費を財源に運営している。この組織と連携しながら具体的なまちづくりを推進する。
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	宇都宮まちづくり推進機構の会員拡大を図りながら、推進する。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	情報セキュリティの確立		
事業目的・内容	ネットワークを含めた情報システム全般の安全性を確保するため、明文化されたセキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティを確立する。		
合併に向けた課題	上河内町が策定済、宇都宮市が16年度中に策定予定であるため、整合性の確保が必要となるとともに、他町については、セキュリティポリシー策定の前段の作業である情報資産の洗い出しが必要になる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のセキュリティポリシー(H16 策定予定)を適用させることとし、必要に応じポリシーを改定する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	地域情報化にかかる計画・行動計画進行管理		
事業目的・内容	積極的に情報化の推進を図るため、宇都宮市と上河内町において情報化計画を策定している。		
合併に向けた課題	各市町の情報化に対する取組が異なっており、また、合併後の情報量の拡大と質の多様化等に対応するため、合併を機にあらたな情報化計画の策定が必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の計画を適用させるものとし、合併後速やかに新たな計画を策定する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	地域情報化推進本部の運営		
事業目的・内容	地域の情報化施策に関する事項を審議し、総合的に地域情報化を推進するため、宇都宮市と上河内町において庁内に推進組織を設置し、その円滑な運営を図る。		
合併に向けた課題	合併後の行政機構にあわせた体制の見直しが必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の体制を適用させるものとし、合併後速やかに見直しを行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	地域情報化推進専門会議の運営		
事業目的・内容	地域の情報化施策に関する事項を審議し、総合的に地域情報化を推進するため、宇都宮市のみが庁外の推進組織を設置している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが設置していることから、合併を機に外部専門家の構成		

	の見直しが必要となる。
調整の考え方	合併時には宇都宮市の会議構成のまま運営させるものとし、合併後速やかに見直しを行う。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事業名称	リージョンネットプラザの整備推進		
事業目的・内容	地区市民センター等を地域の情報活動拠点と位置づけ、地域活性化のためにＩＴを活用して、「地域住民の活動の場」、「情報交流の場」、「生涯学習の場」を整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみの試行中の事業であり、今後の展開を考える中で、宇都宮市のみでなく他町まで含めた展開を検討する必要がある。		
調整の考え方	当面の間、現行どおりとし、状況をみながら段階的に実施する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事業名称	ネットワーク機器等の運用管理		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図り、もって、住民の多様化した行政ニーズに対応し、自主的・自立的なまちづくりを進めることを目的として、行政組織内でのネットワークづくりを行う。		
合併に向けた課題	河内町においては地域イントラネットが導入済みであり他市町より整備水準が高いが独自に整備・管理している回線であるため、他市町の整備水準の引き上げが必要となるが、整備手法については独自の回線がよいか、民間からの借り上げがよいか、十分精査する必要がある。		
調整の考え方	総合行政ネットワーク（ＬＧ－ＷＡＮ）の活用を図るとともに合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合するものとし、合併後必要に応じ速やかに調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事業名称	パソコンの配備計画に関すること		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入した庁内ＬＡＮ用パソコンの配備基準の見直しを適宜行いながら、老朽化した機器の更新を行う。		
合併に向けた課題	機器の整備水準には大きな差がないが、機器の経過年数が異なるため仕様が異なっているため、機器の更新も含め、機器の仕様の統一が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の配備基準を適用させることとし、合併後速やかに機器の仕様を統一を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	グループウェアの活用推進		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入したグループウェアは、カスタマイズにより各種のデータベースを作成できるため、これまで適用されていなかった分野への導入を検討する。		
合併に向けた課題	各市町で異なるソフトウェアを利用していることから、統一したシステムの採用が必要になるとともに、グループウェアの中で提供するサービスの種類も整理する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のグループウェア環境に統一するが、一部他町のソフトウェアも補完的に併用することとし、合併後段階的に移行を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	グループウェアの運用		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入したグループウェアの職員による利用が支障なく行えるよう、データベースのメンテナンスや、機器の保守等を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、公用車・会議室管理はホストコンピュータを利用したオンラインシステムで運用しているが、各町ではグループウェアの機能と利用しているため整理が必要であるとともに、既存の蓄積したデータの移行作業が必要となる。		
調整の考え方	メール等の基本的機能は合併時において宇都宮市のものを利用することとし、各町独自の機能の利用については、合併後段階的に移行を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	インターネットシステム関連機器等の運用管理		
事業目的・内容	住民と行政のコミュニケーション性の向上や住民サービスの向上、事務事業の効率化・高度化のためにインターネットに接続し各種のシステムを運用しているが、インターネットを利用した各種のシステムが円滑に運用できるよう、各種システムのメンテナンスや、機器の保守等を行う。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが運用中であるため、統一が必要であるとともに、登録されたデータの整理・再登録が必要、また、旧市町のデータをそのまま継続して利用できるようにすべきかどうかの検討も必要となる。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合するものとし、機器の構成については、合併後速やかに調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	サーバ・パソコン等物品の管理全般		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事		

	務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入した市内LAN用パソコンについて、故障が発生した場合の修繕やソフトウェアの復旧等を行うことにより、職員の事務への影響を最小限にとどめる。
合併に向けた課題	現在、各市町で使用しているパソコンは、オペレーティングシステムのバージョンや、利用しているソフトウェアの種類が異なるため、統一が必要であるとともに、再教育も必要となる。
調整の考え方	合併時にOSやソフトの統一を図るため、機器等の更新を行う。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事業名称	職員の情報リテラシー向上		
事業目的・内容	情報通信技術を活用した行政サービスの向上を図るためには、全職員が一体となった情報化の推進体制を構築することが必要である。そのため、研修体制の充実を図るとともに、職員の情報リテラシーの向上策を推進し、情報機器の操作技術の向上のみならず、情報の受発信能力や情報活用能力などの情報感度や業務への情報通信技術の活用能力を高め、さらには職員の情報化への意識改革を図る。		
合併に向けた課題	現在、使用しているパソコンのソフトウェアの種類が異なるため、ソフトウェアの統一により再教育が必要となるとともに、研修のレベルも合わせる必要がある		
調整の考え方	合併までに統一したソフトウェアの研修を実施するとともに、合併後においても情報リテラシー研修を実施する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事業名称	総合行政ネットワーク推進		
事業目的・内容	各地方公共団体と国の各省庁等との情報交換手段の確保や、電子申請・届出等のための電子認証基盤として活用するために、国が整備を進めている国・都道府県・市町村を結ぶ総合行政ネットワーク（LG-WAN）を構築する。		
合併に向けた課題	各市町に1台ずつ導入しなければならないものであり、合併により1つにまとめることが必要になる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のネットワークに統合する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事業名称	汎用受付システム導入（施設予約・電子申請）		
事業目的・内容	住民がいつでも、どこでも、「市町への申請・届出」、「施設予約」等が行えるようにするため、県と共同して汎用受付システムを構築する。		
合併に向けた課題	県内各市町村共同利用のシステムを15年度調査、16年度開発、17年度運用開始のスケジュールで開発に取り組んでいるため、合併を念頭に置いた開発が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市のシステムに統合することを前提に開発を進める。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	公的個人認証システムの構築		
事業目的・内容	本年度導入される総合行政ネットワークを活用して、住民や行政機関が電子的な文書のやりとりをする際に必要となる電子認証基盤を構築する。		
合併に向けた課題	各市町1台ずつ今年度に導入されるが、合併後の配置水準をどうするか、見直しが必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	地理情報システム整備推進		
事業目的・内容	地図に関する情報をデータベース化し、一元的に管理することにより、全庁的な情報共有化や事務の効率化を推進し、高度な行政運営を目指す。また、視覚的にわかりやすい地図を活用した情報を住民にインターネット等で提供することにより、住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	庁内 LAN のパソコンから検索が可能になっているのは、宇都宮市のみで、システムの統一が必要となるが、データの整備状況にばらつきがあるため、未整備地域のデータ整備が必要となり、また、道路台帳などの個別システムについても同様となる。		
調整の考え方	合併後必要に応じ宇都宮市のシステムに段階的に整備を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	窓口サービス支援システム		
事業目的・内容	本庁と出先機関の間において、映像、音声のやり取りをメイン機能としたパソコン機器の相互通信（テレビ電話）により、出先機関においても本庁並みのサービスを提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが導入済みのもので、各町への配置を検討する必要がある。		
調整の考え方	合併後も当分の間現行どおりとし、必要に応じ各町への配備を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	庁内情報ネットワークシステム		
事業目的・内容	庁内にネットワークを構築し、グループウェア等のソフトウェアとこれを利用するためのパソコンを導入し、行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図る。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが導入済みであり、システムの統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合するものとし、合併後必要に応じ速やかに調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	ウェブマップシステム		
事業目的・内容	地図に関する情報をデータベース化し、一元的に管理できるようウェブマップシステムを構築し、これにより全庁的な情報共有化や事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市で導入済みであり、未導入町のデータの登録やデータの整備も必要となる。		
調整の考え方	合併後必要に応じ宇都宮市のシステムに段階的に整備を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	例規類集データベースシステム		
事業目的・内容	市町の条例や規則等の例規集をデータベース化し、庁内LANのパソコンを利用して活用することにより、改正となった条例や規則等の加除の廃止やパソコンを利用した検索機能により事務の効率化を図るとともに、インターネットを利用して住民にも提供する。		
合併に向けた課題	各町の例規を調べるためにそのまま現行の機器を利用する必要があるかも検討する必要がある。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させるものとし、必要に応じ各町の旧例規が検索できるよう調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	市議会会議録検索システム		
事業目的・内容	議会の会議録をデータベース化し、庁内LANのパソコンを利用して活用することにより、会議録の印刷の廃止やパソコンを利用した検索機能により事務の効率化を図るとともに、インターネットを利用して住民にも提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが導入済だが、合併後に各町の会議録を検索する必要があるかどうか検討する必要がある。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させるものとし、必要に応じ各町の会議録が検索できるよう調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	統計データバンク		
事業目的・内容	宇都宮市では、人口をはじめとする統計データをデータベース化し、インターネットにより、より早く、快適に提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であるため統合は必要ないが、データの管理区分等の見直しや過去のデータの登録が必要となる。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムに他町のデータを統合するものとし、必要に応じ各町の旧データが検索できるよう調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	e－ラーニングシステム		
事業目的・内容	職員の情報リテラシーの向上のために集合研修の実施や、ヘルプデスクの設置などを行っているが、職員が好きな時間に学習ができるようe－ラーニングシステムを活用する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であり、統合は必要ないが、研修体系に合わせた見直しが必要となる。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させる。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	生涯学習情報提供システム		
事業目的・内容	住民が、講座や講師など生涯学習に関する情報がいつでもどこでも簡単に入手できるよう、インターネットにより提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であるため統合は必要ないが、データの管理区分等の見直しや各町のデータの登録が必要となる		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させるものとし、合併後速やかに各町分のデータを登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	公共情報提供システム		
事業目的・内容	パソコンを持たない住民や来訪者が各種情報サービスを必要とするとき、インターネットを利用した双方向での情報の利活用が行えるよう公共情報端末を設置してサービスを行う。また、この情報は自宅にパソコンを持っている住民も利用可能である。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であるため統合は必要ないが、各町の公共施設への整備を検討する必要がある。		
調整の考え方	当面は、現行どおりとし、必要状況に応じ、段階的に配備する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	インターネットシステム		
事業目的・内容	住民と行政のコミュニケーション性の向上や住民サービスの向上、事務事業の効率化・高度化のためにインターネットに接続し、各種のシステムを運用している。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが導入済みであり、システムの統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	電子計算組織及び関連機器の運用管理		
事業目的・内容	行政事務を迅速かつ正確に処理するとともに、事務の効率化を図る。情報をデータベース化し、情報の一元化を図るとともに、事務の重複		

	を解消する。 事務処理の多様化・複雑化に伴う事務量の増加に対応し、効果的な行政運営を図る。 行政の情報化に対応した電子計算機の高度利用を図り、より質の高い住民サービスを提供する。
合併に向けた課題	電子計算組織（ホストコンピュータ）は宇都宮市にのみ存在し、各町と異なるのため、合併後の取り扱いを調整する必要がある。
調整の考え方	合併時に宇都宮市の方式を継続し、各町にも端末等を配備し、維持管理を行う。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	ホスト利用システム間の調整		
事業目的・内容	システム間相互の情報利用が欠かせないものになる中、より効果的・効率的な運用を行うため、システム間の調整をおこなう。		
合併に向けた課題	合併に伴い、システム間の連携に変更が生じる可能性がある。		
調整の考え方	システム間の連携に変更があっても、従来通りの利用が出来るようにする。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	電子計算組織の高度利用		
事業目的・内容	行政の情報化に対応する為、オンラインシステムやデータの相互利用等により電子計算組織の高度利用を図る。		
合併に向けた課題	各町においても宇都宮市と同等の高度利用が図れるようにする必要がある。		
調整の考え方	合併時に各町においても電子計算組織の高度利用を図れるようにする。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	ホストコンピュータの利用に係るコスト計算		
事業目的・内容	ホストコンピュータを利用した効果を検証したり、今後のシステム構築等の参考にする為、コスト計算を行う。		
合併に向けた課題	合併に伴い、業務量やデータ量が増加すると共に、対象部門が増える事から、それに対応しなければならない。		
調整の考え方	合併時においても宇都宮市のコスト計算等を、増加した業務や部門に対しても対応させる。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	データエントリの管理		
事業目的・内容	宇都宮市における電算業務の円滑な運営と事務の効率化のために、電算処理を行う各業務のデータエントリに関して、内部パンチャーを業務		

	委託により配置している。またデータ量が膨大になる場合などは、別途外部に委託する。 河内町においては、毎年2月上旬に10日間ほど内部パンチャーを業務委託により配置し、住民税業務の源泉徴収票データエントリーを行う。
合併に向けた課題	システム統合時にデータエントリ量の大幅な増加が予想される。 統合後の通常業務におけるデータ量やデータの流れが変わることが予想される。
調整の考え方	新たに発生するデータやデータの流れに対しても宇都宮市の方式を基準に調整する。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	機械使用スケジュールの管理		
事業目的・内容	ホストコンピュータやオンライン端末の、利用スケジュールを管理することで、業務間の調整をとり、ホストコンピュータの効率的な利用を目指す。		
合併に向けた課題	合併に伴い、データ量や業務量の増加がすることからスケジュール管理を見直しする必要がある。		
調整の考え方	データ量や業務量の増加に対応し、適切なスケジュール管理を継続する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	オペレーションの管理		
事業目的・内容	現在の運用形態として、外部委託によるオペレータへの指示だけでなく、担当者自身による運用も行っている。電算業務スケジュールを管理した上で、日々のオペレーションを管理することによりホストコンピュータの効率的かつ安定的な稼働を目指す。		
合併に向けた課題	合併に伴ってデータ量や業務量が増える事により、オペレーション管理が複雑化する。		
調整の考え方	データ量や業務量の増加に対応した適切なオペレーション管理を行い、効率的かつ安定的な運用を継続する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	電子計算組織の運用実績の管理		
事業目的・内容	運用実績については、業務によって量的な違いがあるため、資源の割り振りなどを的確に行い管理・運用することで、電子計算組織の効率的な運用を行う。		
合併に向けた課題	データ量や業務量の増加に伴い、運用実績が従来と変化する事が予想される。		
調整の考え方	合併による量的な変化に対応し、電子計算組織の適切な運用を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	電算職員等のコンピュータ教育研修		
事業目的・内容	人事異動や担当替えに伴うスキルダウンを防ぐために、新担当者には課内研修をおこなう。また経験者に関しても外部の研修会等に参加させることで、更なるスキルアップを目指している。 これらの研修に関しては自課の職員だけではなく他課の業務担当職員も含まれており、電算業務に直接携わる全ての職員が対象になっている。		
合併に向けた課題	人事異動や担当替えに伴うスキルダウンを防ぎ、スキルアップを図るため、課内研修や外部研修等が必要不可欠である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のホストコンピュータを継続使用するため、従来どおり職員研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	住民基本台帳システム		
事業目的・内容	住民基本台帳法が、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となっており、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うこととされている。そして、住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とし、住民基本台帳システムを構築し、住基法で定められた異動処理、証明出力などを行う。		
合併に向けた課題	各市町のシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要であり、これに伴い個人コード、世帯コード等の桁数、町名コードの桁数や端末機等の設置箇所及び台数、住民票様式の統一、外字の同定及び作成、住基と他システムとの連携、除票セットアップの方法について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	住民基本台帳ネットワークシステム		
事業目的・内容	全国の地方公共団体共同のシステムとして、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コードやそれらの変更情報により、全国共通の本人確認を可能とするシステムで、平成15年8月より住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カードの運用が開始される。		
合併に向けた課題	全国共通のシステムであるが、データの統合が必要である。 市の人口が50万人を超えることとなり、機器の標準仕様が大规模人口対応の機器構成となるため、機器の入れ替えが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、同時に統合によるシステム規模の拡大に対応できる機器の導入を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	住民基本台帳ダウンリカバリシステム		
事業目的・内容	住民基本台帳オンラインシステムがホスト・コンピュータ等，機器のトラブル等により使用できなくなった時，従来の証明書（住民票，印鑑登録証明書，外国人登録記載事項証明書，転出証明書）を来庁者に迷惑をかけることのないよう発行できるように，従来のオンラインシステムとは別に構築したシステム。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化をしており，他町では該当システムがないため，他町をシステム化する場合，新規セットアップが必要となる。 また，住基・印鑑等のシステム仕様が未確定のため，仕様が確定できない。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	印鑑登録証明システム		
事業目的・内容	手作業で行っていた印鑑登録事務及び印鑑証明書発行事務を電算化することにより，印鑑登録原票を探す，それをコピーして証明書を発行するといった手間が省かれるといった事務の効率化，処理の迅速化等を図り，市民サービスの向上につなげる。		
合併に向けた課題	各市町で印影情報（印影解像度）が異なるため，新規セットアップが必要になる場合がある。 また，印鑑番号の設定や外字の同定及び作成が必要になる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合や印影等の再登録を行う。また，また，併せて端末機設備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	住民票等自動交付システム		
事業目的・内容	住民課証明発行窓口の混雑の緩和，閉庁日でも証明書を交付してほしいという住民の利便の向上を目的に導入されたシステム。住民票，印鑑登録証明書，外国人登録記載事項証明書を発行できる。		
合併に向けた課題	各市町で機器及びシステムが異なり互換性がないため，調整が必要である。 各町では外国人登録証明をシステム化していないため，システム化する場合にはセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続し，各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	外国人登録システム		
事業目的・内容	外国人登録事務の正確化および迅速化を図るため、外国人登録に係る事務を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町ではシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。 また、未実施の2町をシステム化する場合は、新規セットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合や新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	戸籍システム		
事業目的・内容	戸籍事務の正確化および迅速化を図るため、戸籍に関する届出受付から記載、管理、検索、証明発行に至る処理を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。 また、除票データはイメージ形式で格納しているため、ファイル形式や解像度が異なる場合には、形式変化を行う必要がある。(統合は合併後に行う) 後追い入力を行うとした場合、事務量がかなり大きくなる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 除籍データの再登録が必要なときは、再登録を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	税オンライン運用管理システム		
事業目的・内容	税オンラインシステムで使用する端末、プリンタの制御や端末利用者パスワード管理を行い、セキュリティの確保やシステムの効率化を図る。 日付変換や住所変換等、全税システムで共通して使用できるサブルーチンを提供し、システムの効率化を図る。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図る。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	共通宛名システム		
事業目的・内容	個人、事業所等に固有の宛名番号を付番し、名前、住所、振替口座等、基本的（全業務に共通する）情報を管理する。個人の世帯情報については、固有の世帯番号を付番し管理する。 各情報を付番された宛名番号、世帯番号によって、随時、各システムに提供し情報の共有化、事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	各市町ではシステムが異なるため、統合にあたり、個人番号、世帯番号、住所コードの桁不足や番号の重複や過年度データのセットアップの必要性、市町間の同一人データについての関連付けについて調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	市県民税システム		
事業目的・内容	課税資料から賦課作成、課税に至るまで一連の作業をオンラインとバッチ処理により対応し、時間的短縮と事務負荷の軽減を図ることにより、課税本来の姿である審査作業を充実させ、適正公平な課税を行う。また、他業務への情報の共有化の観点から、情報需要に応え得るシステムである。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 また、データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	軽自動車税システム		
事業目的・内容	軽自動車の登録・変更・廃車の手続き・証明書発行をオンラインにより即時行うことにより事務の効率化及び、住民サービスの向上を図っている。また、当初賦課時期に課税計算及び納税通知書をバッチ処理にて作成し、事務の軽減に努めている。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	法人市民税システム		
事業目的・内容	法人市民税は納税の義務がある事業所が申告書を提出し同時に納税までを行う。申告内容をもとにオンライン・バッチ処理にて課税計算をすることにより事務の軽減が図れる。また、収納滞納業務へのデータの引き渡しを行うことにより他税目と一括管理することが可能であり、市民サービスの向上が図れる。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	固定資産税システム		
事業目的・内容	転記・計算等の事務作業に起因して発生する誤りを防ぎ、オンライン端末からの即時更新等を行い手作業による事務処理を軽減させている。このことにより軽減された事務作業を現況把握作業等にあて、資産情報の精度を向上させて適正かつ公平な課税を行っている。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。 課税標準額などのすり合わせが必要である。 家屋評価システムに関する調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。 評価等に必要なデータについては、必要に応じ段階的に統合を図る。 家屋評価システムについては、宇都宮市のシステムを継続するとともに、各町分のデータの登録を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	固定資産税（償却資産）システム		
事業目的・内容	市民税課で把握した法人等に関する情報を得ることにより、償却資産の申告対象者の把握を容易にする。また、申告管理についても申告状況を逐次入力することによりの確な管理を可能にしている。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		

	課税標準額などのすり合わせが必要である。
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	固定資産税ダウンリカバリシステム		
事業目的・内容	ホストコンピュータによるオンラインが何らかの障害で使用不可能となった時、評価証明などの資産税課の諸証明を発行し、住民サービスの低下を防ぐ。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化する場合には新規セットアップする必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	特別土地保有税システム		
事業目的・内容	転記・計算等の事務作業に起因して発生する誤りを防ぎ、オンライン端末からの即時更新等を行い手作業による事務処理を軽減させている。申告管理についても申告状況を逐次入力することにより的確な管理を可能にする。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外はシステムがない。 現在、課税が留保されていることから新たに課税対象は生じないが、新規にセットアップをする場合には、十分検討をする必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させる。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	事業所税システム		
事業目的・内容	法人及び個人より申告受付・受理した情報を税額の計算・管理・帳票出力することにより事務の効率化を図る。また、情報の共有化を図るため、収納の管理を徴収簿へ記録する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は課税していないためシステムがない。 合併に伴い新たに課税対象が生ずることから、システム化するためには、新規にセットアップする必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータの新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	諸税システム		
事業目的・内容	たばこ税・鉱産税・入湯税・交付金に関する申告の管理及び、収納情報の管理を効率的に行う。 また、税目に対して課税計算の自動化・各帳票のオンライン化により統計資料を出力し事務の軽減を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化をしており、各町では該当システムがない。他町をシステム化する場合、新規セットアップが必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータの新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	収納滞納システム		
事業目的・内容	徴収簿を基本として全税目の消込み事務及び滞納（整理・処分）関連事務を行う。また、賦課側システムとの連携及び宛名情報の共有化により、同一人物（法人）への課税・納税情報の管理・納税組合の管理・口座情報の管理を容易に把握できる。 バッチ処理にて各種統計情報の出力及びオンラインによる税証明書等の発行事務を行い事務の軽減化を図り、市民サービスの向上に努める。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	国民健康保険税システム		
事業目的・内容	国民健康保険事業の給付、資格管理、賦課、収納情報を電算システムで管理することにより、事務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要であり、保険証番号の桁数不足や番号の重複の可能性、過年度データのセットアップ、税率、納期、保険証有効期間の統一、過年度分の収入消込み方法や決算方法について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	国民年金システム		
事業目的・内容	国民年金の資格管理，免除申請受付，給付情報，国への報告資料などを電算システムで管理することにより事務の効率化を図り，住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要であり，資格情報，給付情報等の過去情報の取扱を調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	総合福祉システム		
事業目的・内容	医療・手当・施設・手帳等の福祉事務を電算システム化することにより事務の効率化を図り，住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	システム化済の市町ではシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。 未実施の町分をシステム化する場合には，新規セットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時まで宇都宮市のシステムを再構築することとし，再構築後のシステムに各町のデータの統合を図るとともに，未システム化のデータや県で所管している各町分のデータの登録を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 生活保護システムについては，県で所管している各町分のデータの登録を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	介護保険システム		
事業目的・内容	介護保険制度における，被保険者の資格，保険料の賦課収納の台帳を管理や各種通知等の作成などを電算システム化することにより事務の効率化を図り，住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一賦課や過年度分の収納がある場合には，処理方法等について調整を図るとともに，必要な処理期間終了後，可及的速やかにシステムの統合を図る。 給付システムについては，システムの拡大に伴い，サーバーの容量等の再調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	健康診査システム		
事業目的・内容	健康診査事務において、電算システムにより各種の健康診査の対象者を抽出し、案内や受診券を作成し、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	現在、宇都宮市では保健情報システムを開発中であり、健康診査に関するシステムも再構成される予定であるが、各市町間でシステムが異なり互換性がないため、調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に現在開発中の宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合や必要なデータの新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	母子寡婦福祉資金システム		
事業目的・内容	母子寡婦福祉資金貸付事業のため、電算システムで貸付者の台帳を管理、償還金の消し込みやマスターデータの更新を行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各町分の事業主体は県であるため、県との調整が必要である。 各町分をシステム化するためには、新規のセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、県で所管している各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	小児慢性疾患システム		
事業目的・内容	小児慢性特定疾患研究事業のため、対象者の台帳を管理し、一括処理により受給者証の作成や医療費の公費負担にかかる請求処理等を行う。		
合併に向けた課題	各町分の事業主体は県であるため、県との調整が必要である。 各町分をシステム化するためには、新規のセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、県で所管している各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	市営住宅管理システム		
事業目的・内容	市営住宅利用者の情報をオンラインでリアルタイムに管理する。 クライアント・サーバ方式で管理している。 大量の帳票出力は、所管課からデータを受け取り、ホストコンピュータで一括して出力を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化するためには、新規にセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	墓園掃除手数料システム		
事業目的・内容	墓園利用者の調定、収納・消込情報の管理などを電算システムで管理することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化するためには、新規にセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町分のデータを新たに登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	畜犬情報管理システム		
事業目的・内容	飼い犬の登録管理及び飼い主の登録管理などを畜犬マスタにより一括管理し、狂犬病予防注射のお知らせはがきの印刷・台帳の出力・年度末に督促はがきの印刷・長寿犬の表彰等の資料などを作成し、住民サービスの向上及び事務の軽減を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は、平成15年度中にC E C新潟情報サービスのシステムへ変更する予定であり、4市町が同じシステムに統一されるが、データ項目の不足などの問題が生じる可能性がある。		
調整の考え方	現在宇都宮市が開発中のシステムは、各町と同じシステムであるので、合併時に宇都宮市のシステムに各町のデータを統合する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	出生記念樹システム		
事業目的・内容	「緑豊かなまちづくり」の推進の一環として行っている出生記念樹の進呈事業において、一括処理により出生者を抽出し引換用のハガキを作成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市での市単独事業なので、住民情報さえ統合できればシステム的には問題ない。ただ、合併後の事業予定が明確でないので場合によってはシステム修正が必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させる。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	社会教育システム		
事業目的・内容	成人式該当者名簿、案内状の作成を電算システムで行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータ等を登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	選挙システム		
事業目的・内容	選挙事務における選挙人名簿の定時登録、抄本の作成、選挙投票所入場券の作成などを電算システムで行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータ等を登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	不在者投票システム		
事業目的・内容	不在者投票事務の拡大に対応するため、選挙人名簿抄本で行っていた事務を電算システムで行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化する場合には、選挙区テーブルの調整やサーバーの容量等の見直しが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、サーバーの容量等を再調整する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	義務教育システム		
事業目的・内容	義務教育該当者に対して学齢簿、就学者名簿、入学通知、小学校入学前の健康診断通知などの作成を電算システムで行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化する場合には、学校区テーブルのセットアップや学校コードの桁数の見直しなどが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータ等を登録する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	財務会計システム		
事業目的・内容	予算の配当、執行、支出から決算まで、歳入に関する事務処理を統合的なシステムを導入することにより、財務会計業務全般の省力化、効率化、正確化を図る。		
合併に向けた課題	各市町間でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。各町の決算等即時に統合ができないものについては、処理方法等について調整を図るとともに、必要に応じ、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	人事情報システム		
事業目的・内容	職員の採用から退職までの人事記録をデータベース化し、人事の発令を処理するとともに、人事と給与を連動したシステムにより人事・給与に関する事務の効率化、正確化を図る。		
合併に向けた課題	各市町間でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	議員報酬システム		
事業目的・内容	議員マスタと控除ファイルなどを管理し、例月報酬計算・期末手当計算・年末調整等をバッチ処理で行っている。また、明細書出力・源泉徴収票等・支払台帳等を作成して事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	導入は宇都宮市のみで、データ統合が必要である。 対象件数が少ないため、パッケージソフトの導入も検討する必要がある。		
調整の考え方	合併時には、当面宇都宮市のシステムを継続するものとするが、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	区画整理精算金システム		
事業目的・内容	区画整理事業の精算金の決定事務、交付事務、徴収事務をバッチ処理で行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム導入、他の町は該当するシステム無し。 なお、宇都宮市では7年以上使われておらず、今後使用する予定があるか不明。		
調整の考え方	当分の間、宇都宮市のシステムを継続するものとするが、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	人口統計システム		
事業目的・内容	手作業で行われていた人口の推計を電算処理で行うことにより、毎月の人口調査事務の簡素化、及び公表の早期化を目指し、住民サービスの向上を目指す。これを各市町の人口の基礎資料として活用することにより、各課の行政事務の高度化・効率化が期待できる。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上河内町がシステム化しているが、各町がシステム化していないため調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続使用する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	各種アンケート（世論調査）システム		
事業目的・内容	サンプルリスト抽出作業，転記，宛名書き，男女・年代別集計は，単純かつ大量の手作業あるいは反復作業のため，作業能率の低下，単純ミスの発生を未然に防ぐうえでも，住基又は外国人のデータベースから該当者をプログラム等により抽出する電算処理による一括打ち出しの方が，正確かつ迅速な処理が可能であり，職員の負担が軽減されるため。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており，各町は未実施であるため調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続使用する。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広聴業務
事 業 名 称	まちづくり懇談会等に関する事務		
事業目的・内容	「住民協働のまちづくり」を推進するため，地域や市町の課題について，直接，首長と意見交換を実施するなど，各種の集団広聴事業を実施し，市町民の声を市政・町政に反映させる。		
合併に向けた課題	まちづくり懇談会などの集団広聴事業は，各自治体とも市町政に住民の声を反映させることを目的に行っているが，その内容や規模，開催方法などが異なることから，合併後はどのような体制で実施すべきか，各市町間で協議し調整を図る必要がある。		
調整の考え方	広聴事業として各市町とも実施していることから，宇都宮市の実施方法を基本とし，内容等を調整しながら継続する。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広聴業務
事 業 名 称	施設めぐりに関する事務		
事業目的・内容	住民が市町の施設をはじめ，広く市町内一円の状況を見聞し，市政・町政への理解を深めることにより，市町と住民相互の信頼と連帯感を養い，住民参加によるまちづくりを推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町で実施しているが，実施規模において差異があることから，市町間で協議し実施体制等について調整する必要がある。		
調整の考え方	広聴事業として1市1町で実施していることから，宇都宮市の実施方法を基本とし，実施体制等を調整しながら継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広聴業務
事 業 名 称	市政世論調査に関する事務		
事業目的・内容	市民が市政についてどのように考え，また何を望んでいるかを統計的に把握し，市政運営上の基礎資料とする。 毎年，住民基本台帳から20歳以上の市民100人に1名を無作為に抽出し，郵送法により調査を行っている。		
合併に向けた課題	各町では世論調査を実施していないが，住民のニーズを把握していくためにも，実施方法や内容などの見直しを行い，今後も継続的に調査を行っていく必要がある。		

調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。
--------	---------------------------------------

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広聴業務
事 業 名 称	パブリックコメント制度に関する事務		
事業目的・内容	市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、市民主体のまちづくり実現のための市民参画と開かれた市政の推進に資することを目的とする。 パブリックコメントとは、重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見等求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続で、平成14年度より実施している。		
合併に向けた課題	各町では実施していないが、今後も市民参画と開かれた行政を推進するために、各自治体と実施方法等について調整しながら、本制度を継続して行っていく必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広聴業務
事 業 名 称	市長・町長へのメール等に関する事務		
事業目的・内容	住民から寄せられた意見・提案・要望・苦情等を市町長が直接目を通し、住民のニーズを把握するとともに、住民の生の声を施策へ反映し、住民協働のまちづくりを実現する。		
合併に向けた課題	各自治体とも、メール・FAX・郵送などの方法により市町民から意見や要望をもらっているが、寄せられた意見への処理方法などが異なることから、市町間の調整を図っていく必要がある。		
調整の考え方	広聴事業として各市町とも実施していることから、宇都宮市の実施方法を基本とし、処理方法等を調整しながら継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広聴業務
事 業 名 称	その他の広聴に関する事務		
事業目的・内容	住民から国・県・市町への意見や要望を幅広く聴くことにより、それぞれの行政運営に生かす。		
合併に向けた課題	国・県主催の広聴事業については、各自治体間で差異があるが、今後も継続していくためには国・県との調整が必要になる。		
調整の考え方	国・県主催の広聴事業であることから、宇都宮市での実施方法を継続していくよう、国・県と調整する。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	相談事業
事 業 名 称	市町民相談業務に関する事務		
事業目的・内容	常時、市政・町政に対する相談を受けるとともに、日常生活上の民事的な諸問題についても相談を受け、適切な行政処理、助言を行うことにより、住民生活の向上を図る。		

合併に向けた課題	各自治体により相談体制が異なるため、調整を図る必要がある。
調整の考え方	住民生活の安定を図っていくために、宇都宮市の実施方法を基本とし、相談体制等を調整しながら継続していく。

中 分 類	広報広聴	小 分 類	相談事業
事業名称	外国人相談窓口に関する事務		
事業目的・内容	市内に居住する外国人が快適な市民生活を過ごすことができるよう、市行政の担当窓口や事務手続きなどを外国語により案内する。		
合併に向けた課題	各町では実施していないが、外国人が住みやすいまちづくりを今後も引き続き推進していくために、各市町間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	相談事業
事業名称	各種専門相談に関する事務		
事業目的・内容	住民から寄せられる民事問題等に対して、専門家の見地から、問題解決への適切な助言を行う。		
合併に向けた課題	各種専門相談の実施の有無については、各自治体において差異があるが、住民の民事上の諸問題を解決する方法として引き続き実施していくために、市町間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市民生活の安定を図っていくために、宇都宮市の実施方法を基本とし、相談体制等を調整しながら継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	相談事業
事業名称	その他の相談に関する事務		
事業目的・内容	市民相談については、相談内容が複雑多様化するなかで、特に日常生活における民事的な悩み等についての相談が増えていることから、適切な助言を行うとともに、相談機関を案内するため、毎年、「相談のしおり」を作成し市民の利便性を図っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、住民の利便性を図るために、各種相談機関を案内する「相談のしおり」を今後も作成していく必要があり、各町とその内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広報業務
事業名称	広報紙発行に関する事務		
事業目的・内容	市政・町政の課題やお知らせ情報を、迅速・広範に市民に提供するため、各市内・町内全世帯を対象に毎月広報紙を配布している。 新聞折込や自治会を通して配付しており、新聞未購読世帯や自治会未加入者希望者には郵送にて配布している。		

	また、広報紙の内容を、視覚障害者を対象に、点字・音声テープに編集し、「点字広報」・「声の広報」として希望者に配布している。 その他、住民の生活に関わりの深い事項を掲載した「暮らしの便利帳」、施設等の場所を表示した「ガイドマップ」、町の事業スケジュールを周知するための「広報カレンダー」を発行している。
合併に向けた課題	広報紙は全世帯を対象にした広報紙については各市町とも共通しているが、冊子形態と内容等の統一化が必要である。 広報紙内容を障害者等に提供する広報媒体は点字、音声テープだが、情報バリアフリーの観点から、継続・充実する必要がある。 市町によって、広報紙以外の紙媒体の情報の発行物と内容が異なるため、広報紙以外の発行物について発行するかどうか、整理統合または調整が必要である。 広報紙の配付方法について、宇都宮市では新聞購読世帯への折込方式を採用しているが、その他の町では自治会経由での配布方法であるため、配布方法を一本化するか、地域特性に応じて個別対応するか検討する必要がある。
調整の考え方	全市共通事項は広報紙に掲載し、地域情報については今後協議する。

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広報業務
事 業 名 称	テレビ・ラジオ放送に関する事務		
事業目的・内容	市政情報を、市民に分かりやすく提供するための媒体としてテレビ・ラジオを活用し、適時・広範に提供する。		
合併に向けた課題	各自治体のさまざまな情報・話題をどう取り上げていくか、精査が必要である。 宇都宮CATVは、視聴可能エリアが、宇都宮市と河内町の一部に限られている（平成16年3月現在、加入20,000世帯、可視聴72,000世帯）。今後の活用方法など、CATVのあり方が問われる。		
調整の考え方	各町では放送エリアがほとんどないことから、宇都宮市の放送方法を継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広報業務
事 業 名 称	インターネットホームページに関する事務		
事業目的・内容	市政・町政情報を、迅速に知らせる媒体としてインターネット・ホームページを活用している。 また、宇都宮市においては、広報紙掲載の情報のうちタイムリーな情報を、普及の著しい携帯移動端末（携帯電話等）で時と場所を選ばずに市政情報を得られるよう、提供している。		
合併に向けた課題	各自治体にホームページがあるが、サーバ運営方法、形態（デザイン等）が異なるため、統一するかどうかも含め検討が必要である。 膨大な情報量の作成・更新・整理等に対応するための、人的労力および民間委託の方法等を検討する必要がある。		

調整の考え方	各市町で活用していることから、宇都宮市の活用方法を基本に継続していく。
--------	-------------------------------------

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広報業務
事業名称	その他の広報に関する事務		
事業目的・内容	各媒体の特性を活用し、市政情報を提供する。 また、宇都宮市においては、市政情報を不特定多数の人口が密集する地域において端的に伝達するための媒体として電光掲示板に、また、市政を身近なものとして分かりやすく提供するための媒体としてフリーペーパーに掲載している。		
合併に向けた課題	現在フリーペーパーとして委託している「リビングマロニエ」新聞の配布地域は、宇都宮市・鹿沼市・河内町・上三川町・壬生町の各一部である。しかも、上河内町は配布対象地域外のため、合併後、配布未配布地域のバラツキが顕著になる。		
調整の考え方	各町では活用していないことから、宇都宮市の活用方法で今後も継続していく。		

中 分 類	広報広聴	小 分 類	広報業務
事業名称	記者発表に関する事務		
事業目的・内容	市の重要施策や新規事業などを発表するため、毎月1回定例記者会見を特別会議室にて開催（記者クラブとの共催）している。また、臨時記者会見として、新春記者会見を1月に新年度予算会見を2月に開催するほか臨時に必要な場合に開催する。会見の内容は後日、市ホームページ上で公開。 また、記者会見以外に随時、資料提供や記者発表などを行っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は実施していないため課題はない。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の方法で今後も継続していく。		

中 分 類	秘書	小 分 類	秘書
事業名称	日程調整・管理事務		
事業目的・内容	首長、助役の行事・会議等への出席、面会等が円滑にできるよう日程を管理する。 日程については、スケジュール管理システム等により2役の日程、対応などを入力し、管理する。		
合併に向けた課題	各市町の日程管理の事務取扱いが異なっていることからそれぞれの業務内容を検討し、日程管理システムの統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町の実情を踏まえ、相互にすり合わせを行い、宇都宮市のスケジュール管理システム（access2000）に統一する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	秘書
事 業 名 称	随行事務		
事業目的・内容	首長が主に本庁外の各種行事・会議等への出席等その業務が円滑にできるよう本庁各課及び関係機関との連携調整を図る。 日程案の作成，関係資料の収集，挨拶文の手配と作成など随行の準備を行うほか，運転手との連絡，調整及び出席会場における受付，案内，待機などの誘導など随行に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町で随行業務の必要性が異なる。数多くの出席すべき各種行事や会議への参加，情報の整理と的確な指示など業務が円滑にできる対応をすべきである。		
調整の考え方	それぞれの対応と実態を踏まえ，随行業務の内容を充実させる方向で検討する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	秘書
事 業 名 称	挨拶文等作成・調整事務		
事業目的・内容	首長が出席する会議，行事などにおける挨拶文や図書などの寄贈者等へ礼状を作成する。 また，各課作成の挨拶文や寄稿文を事前に内容の確認を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも，ほぼ同様な事務のながれであることから現状の事務取扱いで問題はないと思われる。		
調整の考え方	業務件数の増加が予想されるため，業務の簡素化も視野に入れながら調整する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	秘書
事 業 名 称	打電，メッセージ文発送事務		
事業目的・内容	祝電，弔電及び首長が出席できない会議等で特に祝意を表す必要がある場合にメッセージ文を送付する。		
合併に向けた課題	各市町とも基本的には同じような考え方で対応しているが，交際費の支出と係わる部分もあることから事務取扱いを調整する必要がある。		
調整の考え方	業務件数の増加が予想されるため，取り扱い内容の整理など業務の簡素化も視野に入れながら調整する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	秘書
事 業 名 称	特命事項事務		
事業目的・内容	首長，助役がトップマネジメント機能を十分発揮できるよう，業務執行に係ることについて各種資料収集，作成，調整など必要な対応を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であり，事務上，特に課題はない。		
調整の考え方	首長，助役が，業務執行をスムーズに行えるための各種資料収集，作成，調整などの対応できる体制を図る。		

中 分 類	秘書	小 分 類	交際
事 業 名 称	出納・物品管理事務		
事業目的・内容	首長，助役，収入役の交際費の支出及び物品の出納，管理について，適正な執行と会計処理を行う。 執行基準により目的，相手先，金額等を記入した出金伝票を作成するほか，資金前渡し，支出内訳書，受払簿を作成し，現金の管理などを行う。		
合併に向けた課題	各市町の交際費の執行基準が，若干異なっていることから統一する必要がある。		
調整の考え方	取り扱い内容に，それぞれの地域性もあるが，相互にすり合わせを行い，新市移行後には統一的な交際費の執行基準に基づき執行できるよう調整する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	市長会
事 業 名 称	全国・県市長会に関する事務		
事業目的・内容	全国市長会，県市長会活動への参加及び必要な資料作成，調査事務を行う。 また，上三川町においては，県町村会及び郡町村会に関する事務，県町村会が取りまとめている損害保険の事務を行っている。		
合併に向けた課題	各町が入会している各町村会に対して，退会あるいは引継ぎなど事務的な諸手続きが必要になる。		
調整の考え方	各町は，合併前までに必要な緒手続きを行い，合併後は市長会関係事務のみとなるよう調整する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	表彰・栄典
事 業 名 称	市政功労者等への表彰事務		
事業目的・内容	市町民福祉や行政に貢献のあったもの，文化やスポーツ活動において優れた功績等を収めたもの，また，各市町の名声を高めたもの，広く市町民に敬愛されているものを市・町民表彰として表彰する。 また，縁故の深い者で市政の発展，社会文化の興隆に多大の貢献をし，その功績が卓越しており，郷土のほこりとして市民から深く尊敬されているものを名誉市民として表彰する。		
合併に向けた課題	各市町の表彰に関する条例，規則等が，異なっているため，例規を改正する必要がある。 また，表彰等の選考基準の見直し，表彰審査委員会の委員の選任などについて，検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町の地域性があるが，相互にすり合わせを行い，新市移行に合わせて統一的な表彰条例・規則を施行する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	表彰・栄典
事 業 名 称	県表彰，叙勲等の内申事務		
事業目的・内容	県人事課からの内申依頼に基づき，叙位・勲章・褒章（国家または公共に対する功労者への表彰），県地方自治功労賞（地方自治に対する功労者への表彰），成人善行表彰（25歳以上で善行を行ってきた個人・団体への表彰）に関する事務処理等を行う。		
合併に向けた課題	各市町の推薦候補者の優先順位について，基準を設けるなど調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の推薦候補者について，県の基準に即してすり合わせを行い，優先順位の考え方を整理し，推薦基準を明確にする。		

中 分 類	秘書	小 分 類	表彰・栄典
事 業 名 称	市長，助役の経歴管理事務		
事業目的・内容	首長・助役業務への専念等のため，各種団体における役職，就任形態（会長，理事長等）就任年月日等の情報などの経歴について適正な管理を行う。		
合併に向けた課題	新体制後に役職が増えることが予想されることから，事前に役職の考え方について整理する必要がある。		
調整の考え方	新市に移行後，全課を対象に調査を行い，経歴管理システム（access2000）で管理する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	国際化施策
事 業 名 称	国際化に係る総合調整事務		
事業目的・内容	市民と行政の協働による国際交流・協力，国際平和の推進，及び，在住外国人も一市民として安心して生活でき社会参加できるまちづくりを推進するため，分野別計画として国際化推進基本計画を策定し，長期的かつ総合的な地域の国際化を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市では国際化推進基本計画を有しているが，各町は部門別計画を有していない。今後，総合的に国際化を推進することができるよう宇都宮市と各町の推進に対する考え方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市国際化推進基本計画に基づき，新市の国際化を推進する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	国際交流
事 業 名 称	姉妹・友好都市相互派遣事業		
事業目的・内容	市民の国際理解・国際交流の推進，及び地域の活性化を図るための主要な方策として，海外5カ国と姉妹・友好，文化友好都市提携し，文化・教育等の様々な分野において人的交流を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市では市民の国際理解のために姉妹・友好都市を締結し，これらの都市を窓口として各種交流事業を行っているが，各町には提携都市がなく，教育委員会等の事業として，中学生の国際理解のために海外諸都市への派遣事業を行っている。		

	このため、新市における国際理解のための実施事業の内容、手法について調整を行うことが必要である。
調整の考え方	姉妹・友好都市を締結しているのは宇都宮市のみであるため、これら姉妹都市を新市の姉妹・友好都市とする。

中 分 類	秘書	小 分 類	国際交流
事 業 名 称	市民団体・企業間交流等支援事務		
事業目的・内容	民間部門が主導して推進している姉妹・友好都市以外の都市・地域との交流事業に対し、広く市民にも利益があると判断できる場合は、市施設等の減免利用や後援名義の使用許可などの行政支援を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、今後、地域内の市民団体・企業等から交流支援の要望が高まっていくことが想定されるため、統一した関係団体等への支援基準（対象、内容、方法等）を設けることが必要である。		
調整の考え方	各市民団体に対して公平適正な支援ができるよう、宇都宮市の制度を基に支援基準を作成する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	国際交流
事 業 名 称	外国人の市長表敬対応		
事業目的・内容	友好親善の目的で宇都宮市を訪問した外国人が、友情と敬愛の念を表するために市長を表敬訪問するにあたり、国際親善市民証を贈呈することにより、宇都宮市への親近感の高揚及び国際親善を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であり、課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している親善市民証の授与等を新市においても引き続き実施する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	国際交流
事 業 名 称	在住外国人への支援事務		
事業目的・内容	在住外国人が、同じ市民として安心して暮らせるまちづくり、また、市民と共生できる社会づくりを目指して、日本語講座や留学生支援などの事業・活動を市民団体等と協働で推進する。		
合併に向けた課題	各市町における外国人の在住状況に差があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	在住外国人の支援に対して多数の事業を実施している宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	秘書	小 分 類	国際交流協会
事 業 名 称	国際交流事業の事務委託		
事業目的・内容	市民参加型の国際交流事業を展開し、地域の活性化を促進するため、ノウハウ・専門性のある国際交流協会に各種事業を委託する。		

合併に向けた課題	宇都宮市では姉妹・友好都市派遣事業や留学生支援事業を市国際交流協会に委託し実施している。今後、各町の事業で委託するものがあるか検討する必要がある。
調整の考え方	国際交流事業を推進するためには、ノウハウや専門性を有する団体に委託することが最も効率的かつ効果的であるため、宇都宮市の制度に統一する。

中 分 類	秘書	小 分 類	国際交流協会
事業名称	協会運営への支援		
事業目的・内容	在住外国人の増加等による急速な国際化に対応し、市町民と行政が一体となり、市町民主導による国際交流の一層の推進を図るため、また、海外との交流を促進して相互理解と国際親善に寄与するため、市町民ボランティアを中心に様々な事業を行う国際交流協会に対し、財政面その他で支援を行う。 宇都宮市においては運営費(事務局費等)の全額と自主事業費の一部を補助している。		
合併に向けた課題	支援を実施している宇都宮市と上三川町でそれぞれ協会に対する補助の内容が異なることから調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	新市における効率的かつ効果的な協会運営のあり方について検討するとともに、その支援についても、宇都宮市と上三川町の調整を図る。		

中 分 類	秘書	小 分 類	その他団体支援
事業名称	国際化推進団体への補助金支出		
事業目的・内容	地域の国際交流団体・個人等が実施する、姉妹・友好都市との友好親善を増進し、地域の国際化推進に寄与するような活動に対し、補助金を支出することにより、市民主体の国際交流を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では姉妹都市との市民間交流を推進するために対象事業へは補助金を支出しているが、各町には無い。今後この事業の実施運営（対象、人数、補助額等）について見直す必要がある。		
調整の考え方	各町には補助金の支出が無いため、宇都宮市の補助基準に統一する。		

中 分 類	管財	小 分 類	庁舎管理
事業名称	庁舎の管理事務		
事業目的・内容	庁舎内秩序の維持及び公務の円滑な遂行ができるよう、庁舎建築設備の維持・改善、庁舎施設の環境保全（警備・清掃等）、庁舎施設の使用の許可、庁舎案内等サービスの提供等を行っている。		
合併に向けた課題	各市町において、特に、施設の使用許可関連事務の取扱いに差異があることから協議、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の庁舎管理の根拠となっている条例・規則・運用基準等に統一を図ることを基本に調整する。		

中 分 類	管財	小 分 類	物品管理
事 業 名 称	物品管理事務		
事業目的・内容	物品の管理（取得、供用・保管転換・分類換え、処分）が適正に行われるため、マニュアル（手引書）の整備、それに基づく指導、各種報告書・申請書の審査・受理、備品台帳の整備などを行う。		
合併に向けた課題	各市町において、物品の分類や管理台帳及び事務の取扱いに違いがあることなどから協議、調整が必要である。		
調整の考え方	物品の分類や管理台帳の違いについては、台帳を電子化に切り替えることなどを含めて宇都宮市の制度を基準に統一を図ることで調整する。		

中 分 類	管財	小 分 類	公有財産管理
事 業 名 称	公有財産の管理事務		
事業目的・内容	公有財産は、その所有の目的に応じて公正かつ効率的な活用のため、適正な維持管理に努める。 このため、公有財産台帳の整備・行政財産の目的外使用・市町有地の境界査定・全国市町有物件災害共済加入・下水道受益者負担金支出・嘱託登記等々の事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、公有財産台帳の管理手法（電子データ・紙）、目的外使用料の取扱基準、加入災害共済保険が異なるため、統一的な財産管理事務を行えるよう協議・調整が必要である。		
調整の考え方	統一的管理が行えるように、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	管財	小 分 類	公有財産管理
事 業 名 称	普通財産の管理事務		
事業目的・内容	普通財産は、行政財産としての利用促進を図ることを第一に、適正な維持管理や効率的な運用に努める。 このため、市町有地の適正管理（境界確保・不法投棄・環境整備）、普通財産の処分（公売・随意契約売払い等）及び貸付（有償・無償）事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、貸付料算定基準が異なるため統一的な適正管理・運用（処分・貸付）事務を行えるよう協議・調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、経緯のある事例等については、別に調整する。		

中 分 類	管財	小 分 類	公有財産管理
事 業 名 称	公共用地等の借受（土地・建物）事務		
事業目的・内容	公用公共用施設の敷地（建物を含む。）として、国・県・民有地等の借受事務については、有償による契約、及びそれに係る賃料支払い等を一括して行う。		
合併に向けた課題	各市町において、借受契約・賃料支払い等について、主管課が行っていたり、借受料の算定等についても借受地等の特殊事情により、独自の		

	対応をしているため統一的な借受事務を行えるよう協議・調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、経緯のある事例等については、別に調整する。

中 分 類	管財	小 分 類	公用車管理
事 業 名 称	公用車の維持管理事務		
事業目的・内容	市町有車の安全確保と効率的活用を図るため、配車・貸出し、車両の更新、点検整備の実施、燃料費の支払い、自賠、任意保険契約などの維持管理に必要な業務全般を集中して行う。		
合併に向けた課題	各市町において、車両管理事務、車両運行管理事務、車両管理システム、車両管理体制等に違いがあることから、統一的な管理が行えるように協議、調整が必要である。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、市域拡大にも適切・効率的に対応できるように配慮しながら、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	管財	小 分 類	公用車管理
事 業 名 称	安全運転対策及び事故処理事務		
事業目的・内容	公用車を運転する職員の安全運転意識の高揚と交通事故防止を図るため、安全運転対策委員会のもと、各安全運転管理者等と連携して、各種講習など、安全運転対策事業を実施する。 また、公用車の交通事故処理について、示談交渉を含む全ての処理を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、安全運転対策や事故処理に対する取組内容や体制等に違いがあることから、統一的で適正な事務が行えるよう協議、調整が必要である。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。 ただし、宇都宮市の従来の手法の見直しを行い、一層効率的な制度とする。		

中 分 類	用地	小 分 類	公共用地取得
事 業 名 称	公共用地取得		
事業目的・内容	市内各事業主管課等から計上された用地需要計画に基づき、公共用地の計画的・効率的な取得を行うことにより、公共施設適正配置の推進に資する。		
合併に向けた課題	公共用地取得に関する事務は各市町において行われているが、事務執行体制等が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の当該事務執行にあたっては、宇都宮市の体制を基本とし、必要に応じ内規等の改定を行う。		

中 分 類	用地	小 分 類	土地開発基金
事 業 名 称	土地開発基金の管理運用		
事業目的・内容	土地開発基金条例に基づき、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、公共事業の円滑な推進を図る。		
合併に向けた課題	土地開発基金については、各市町において設置されているが、基金運用の事務執行体制等が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の当該事務執行にあたっては、宇都宮市の体制を基本とし、必要に応じ条例、内規等の改定を行う。		

中 分 類	監査	小 分 類	監査委員
事 業 名 称	監査委員の構成・任期・報酬		
事業目的・内容	監査委員は、地方自治法第195条第1項に基づき、普通地方公共団体に置くこととされている。 自治体の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを、首長から独立した第三者の機関である監査委員が、公平・中立な立場で監査等を行い、また、その結果を市町民に公表する。		
合併に向けた課題	定数、任期については法に定めがある(人口25万人以上4人、識見4年・議選委員 議員の任期)が、委員報酬の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	定数、任期については法令によるため、宇都宮市の現行どおりとなり、委員報酬についても宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	監査	小 分 類	監査計画
事 業 名 称	監査計画		
事業目的・内容	合理的かつ効率的な事務執行を図るため年間監査計画を策定し、年度当初に議会、市町長事務部局、行政委員会に当該年度の監査等の日程をあらかじめ通知して、円滑に監査等を実施する。		
合併に向けた課題	年間計画については各自治体ごとに計画されているため、統一する必要がある。 個々の監査の具体的な実施方法を検討した上で、新市移行後、監査委員が新たな監査計画を決定する必要がある。		
調整の考え方	法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の監査計画に統一する。		

中 分 類	監査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	定例監査		
事業目的・内容	監査委員は、自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することとされており、予算の執行、収入・支出、契約、財産管理などの財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げるように処理されているかどうかを定期的に監査する。		
合併に向けた課題	各自治体とも定例監査の目的・内容は同一であるが、監査実施頻度等相違する点の調整が必要である。また、合併により対象部局やエリアの拡		

	大に伴う監査業務の増大が予想される。
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。

中 分 類	監査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	出先監査		
事業目的・内容	出先機関の財務に関する事務の執行及び施設の管理状況が適正かつ効率的に行われているかどうか現地で監査を行う。		
合併に向けた課題	監査対象施設が増加し、エリアも拡大するため、対象施設や監査の頻度等を調整する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	現金出納検査		
事業目的・内容	一般会計・特別会計及び企業会計の会計機関(出納室、企業出納員)における毎月の現金出納について、毎月末に前月の状況を検査する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、検査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	一般会計・特別会計決算審査		
事業目的・内容	首長から審査に付された一般会計・特別会計の決算及び関係書類について、計数の正確性を検証するとともに、会計処理と予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを審査し、その結果を意見書として首長に提出する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、審査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	公営企業会計決算審査		
事業目的・内容	首長から審査に付された公営企業会計の決算及び関係書類について、計数の正確性を検証するとともに、会計処理と予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを審査し、その結果を意見書として首長に提出する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、審査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監 査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	基金運用状況審査		
事業目的・内容	基金の運用状況について、計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかなどを、決算審査に合わせて審査する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、審査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監 査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	財政援助団体等監査		
事業目的・内容	出資・出えんを受けた団体、補助金等の財政援助を受けている団体、及び公の施設の管理受託団体の中から選定した団体について、当該団体の出納その他の事務が適性かつ効率的に行われているかどうかを監査する。		
合併に向けた課題	監査対象団体の基準が各自治体で異なるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監 査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	行政監査		
事業目的・内容	市の事務事業の中から、特定のテーマを選定して実施する事務監査。事務処理は能率的、効果的に行われているか、組織は簡素で合理的であるか、また、事務の執行が法令等に従って適正に行われているかに重点をおき、監査を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では実施していないため、課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市以外では実施されていないため、宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監 査	小 分 類	監査検査審査
事 業 名 称	工事監査		
事業目的・内容	市が執行する当該年度の工事請負契約の中から数件を抽出し、施工前・施工中・完成後について、書類及び現地調査により監査を行う。より専門的な視点で監査を行うため、技術的な部分に係る調査（設計、積算の妥当性、効率性や施工の妥当性等）については、専門の技術士に委託している。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では実施していないため、課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市以外では実施されていないため、宇都宮市の例によることとする。		

中 分 類	監査	小 分 類	都市監査委員会
事 業 名 称	全国・関東・栃木県都市監査委員会の事務		
事業目的・内容	都市の監査委員相互の連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発展を図ることを目的に、全国、関東及び栃木県の3つの都市監査委員会が組織され、それぞれにおいて、相互の意思疎通、監査に関する研修等を行っている。 栃木県都市監査委員会においては、宇都宮市が会長都市及び事務局を担当しており、各種会議の開催、連絡調整等を行っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しているため、課題は特にない。		
調整の考え方	新市移行後も宇都宮市が全国、関東及び栃木県都市監査委員会の会員都市であるため、宇都宮市の制度を継続する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防本部・署の組織に関する事務		
事業目的・内容	効果的な消防体制を実現するために、組織及び事務分掌並びに配置定数に関して適正・効率化を図る。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに組織形態が異なり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の消防体制、各地域の特殊性、消防力の基準等を考慮し、消防事務組合等を形成している町については、組合等を脱退し宇都宮市の制度に統一する。 また、これらの消防業務に必要な人員の確保については、消防組合等からの人材活用も含め検討する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防職員の人事・服務に関する事務		
事業目的・内容	消防業務を適正に遂行するため、職員の任用・勤務体制を実施する。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに勤務体制が異なり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防関係例規		
事業目的・内容	消防事務の根拠を明確にし、公共性・正当性を確保するとともに、関係法令との整合性を図るため、適宜、見直しを実施する。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに関係例規があり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防吏員の服制及び服装		
事業目的・内容	消防業務を円滑に行うため、制服等の仕様、運用方法を定める。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに制服等の仕様、運用方法が異なり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町とも異なる部分について、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防職員委員会		
事業目的・内容	消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の意見を事務に反映することにより、職員の士気を高め、消防の円滑な運営に資することを目的とする。 消防本部等の規則で定められた区分ごとに、各所属から推薦された委員と、消防長が指名した委員により会議を開催し、職員から提出された、職員の給与、勤務時間等、消防に関する意見について審議する。		
合併に向けた課題	法令に基づき実施しており事務内容等に差異はないが、組織区分等の調整が必要である。		
調整の考え方	法令により消防本部の事務となっていることから、規則等の組織区分再編を行い宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防広報事務		
事業目的・内容	各種行事やホームページ等の広報媒体により、火災予防や消火・救急・人命救助など、消防の活動を広く市民に知ってもらうことにより、市民の消防に対する理解を深め、地域や市民と一体となった円滑な消防活動ができるようにする。		
合併に向けた課題	各市町で消防出初式、ホームページの公開、消防年報の発刊、災害情報提供など、広報の方法等に差異があることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町の実情を踏まえ統廃合を行い、宇都宮市の広報方法に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防力の基準		
事業目的・内容	市町村が、その区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設や人員について、国の助言に基づき、地域の特性を考慮して基準を定め、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に実行し、市民の安全に資することを目的とする。 市町村で定めた基準に基づき、人員の配置及び署所の整備計画等を策定し消防力の充実を図っている。		
合併に向けた課題	基準設定については、各市町の独自の判断により基準が決定されていることから、基準を調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町の地域性を踏まえ、判断基準の差異について調整を行い、宇都宮市の基準に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事 業 名 称	消防福利厚生事務		
事業目的・内容	会員の親睦を旨とし、相互の共済及び研修並びに会員の体位の向上を図ることを目的とし、職員の共済事業（慶弔関係等）・レクリエーション・厚生事業（図書購入等）を行う職員親睦団体に関する事務、消防職員の健康管理を目的とし、職員健康管理に関する事務を行う。		

合併に向けた課題	全職員からの徴収金等（慶弔金・レクレーション等内容）の調整が必要である。 各種検診の統一化及び予算計上方法の調整が必要である。
調整の考え方	規約・規定等が整備されている宇都宮市の制度に統一を図る。

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事業名称	消防職員教養・研修		
事業目的・内容	消防職員が、消防の本質と責務を正しく認識し、人格の向上並びに学術及び技術の修得を図り、もって公正、明朗かつ能率的に職務を遂行し得よう教養を行うための基本を定めるため、学校教養・一般教養を行う。（上三川町ではこの事業を管財課で実施している。）		
合併に向けた課題	派遣人員の調整が必要である。		
調整の考え方	学校教養については、各町分を宇都宮市の派遣人員にプラスしていくような調整を図る。 各町の場合、消防職員以外がこの事務を施行しており、また規定等もないことから、宇都宮市を基準に調整する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	庶務
事業名称	消防職員各種表彰事務		
事業目的・内容	宇都宮市の消防及び水防に関し、功労又は善行があると認められた個人又は団体・消防全般にわたり功労又は善行があると認められた個人又は団体に対し表彰を行うことにより、職員の士気の高揚とその活動を推奨し、職務の労苦に報いることを目的とし、各種消防功労賞・栃木県消防長会優良職員表彰・日本消防協会定例表彰・消防庁長官表彰・知事表彰・叙位叙勲関係事務などを行う。（上三川町ではこの事業を管財課で実施している。）		
合併に向けた課題	各市町における消防表彰規定や規則の統一化が必要である。		
調整の考え方	各市町の消防表彰規定や規則の調整を行い、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	経理
事業名称	消防財産の管理		
事業目的・内容	消防財産は、土地・建物の行政財産及び物品等であり、それぞれ所有の目的に応じて最も有効に運用させなければならず、それには財産が常に好ましい状態に維持保存していくことが必要である。 財産の維持保存のための更新・修繕等を中心に財産それぞれの取得及び処分の一部事務を含む。		
合併に向けた課題	公有財産（土地・建物・設備等）の所有移転（事務組合所有の場合の整理等）、財産に関する活用の状況調査及び維持管理における基準の統一が必要である。		

調整の考え方	消防財産の所有移転については、すでに町所有のものはそのまま移転し、事務組合で組織される町は各町で整理を行い町所有として移転を行うことで調整する。 財産の維持管理については、管理項目の統一を基本に考えるが、地域の特性や建物などの物理的なものは、その機能や規模などを考慮しながら管理項目及び管理のための費用の算定基準の統一を調整する。
--------	---

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	火災予防の企画及び広報事務		
事業目的・内容	消防の実態を正しく住民に知らせるとともに消防行政に対する理解と信頼を得て、その支持と協力により目的を達成するために活動する。		
合併に向けた課題	企画及び広報方法についての調整が必要である。		
調整の考え方	事業実施内容に差異があるため相互にすり合わせを行い予防効果が図れるように調整する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	各種防火団体の育成・指導		
事業目的・内容	防火、防災のための研修及び訓練を実施することにより、各種防火団体の防火防災に関する知識を高め、もって消防思想の普及宣伝を図る。		
合併に向けた課題	未結成防火団体の結成に差異があるため調整する必要がある。		
調整の考え方	未結成地区に防火団体を順次結成し、宇都宮市の事業に一本化する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	火災原因及び損害調査事務		
事業目的・内容	火災の原因を究明し、また、火災や消火により生じた損害額を明らかにすることによって、今後の火災予防施策に反映させることや消火活動を遂行する上で不可欠な資料を提供する。		
合併に向けた課題	原因調査等の実施方法に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実情を踏まえ調査内容の充実や合理性を視野に入れて調整する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	住宅防火診断		
事業目的・内容	全国的にみると建物火災のうち住宅火災の占める割合が半数以上である。また、火災による死者は8割以上が住宅火災から発生しており、そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者である。そして、ますます高齢化が進むことが予測されることから、住宅に潜む火災危険を発見し排除することにより、火災件数又は火災による死者を減少させる。		
合併に向けた課題	住宅防火診断の実施内容や手法について調整が必要である。		
調整の考え方	診断件数の増加が予想されるため診断箇所の選定など住宅防火に反映されるよう調整する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	火災予防条例に基づく事務		
事業目的・内容	消防法の規定に基づき火災予防上必要な事項を火災予防条例に定め、住民に遵守させることにより安全なまちづくりを進める。		
合併に向けた課題	指導事項などの調整が必要である。		
調整の考え方	既存のものは新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新規のものについては宇都宮市の基準で調整する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	り災証明等事務		
事業目的・内容	住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るため、各種の施策や市税等の減免を実施するにあたり、家屋の被害程度について被災者の応急的、一時的な救済を目的に消防署長が確認できる程度の被害について証明する。		
合併に向けた課題	被害の確認方法についての調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	予防
事 業 名 称	自主防災会に関する事務		
事業目的・内容	自主防災会は地震や火災、風水害などの大規模災害に備え「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに連合自治会を単位として結成されている。現在 29 地区に結成され各種防災訓練・研修会等を通じて地域の防火・防災活動に務めている。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であるが、組織結成（小・中学校区）や資機材整備方法についての検討が必要である。		
調整の考え方	各町では実施していない事務であるため、実施している宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	指導
事 業 名 称	消防同意事務		
事業目的・内容	建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更又は使用について、許可、認可又は確認をする際には、消防長又は消防署長の同意が必要であると法令で規定されていることに基づき、消防機関が、防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックし、予防行政の完璧を図る。		
合併に向けた課題	各市町で消防用設備等の設置指導等が異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町ですりあわせを行い、宇都宮市の実施している事務を中心に一本化する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	指導
事 業 名 称	消防用設備等事務		
事業目的・内容	消防用設備等は、火災時に自ら生命及び財産を守ることに役立つものであり、消防法令の基準に基づいて建物の関係者は自ら進んでその設置及び維持管理を行う。しかしながら実際には、適法な設置及び維持がなされていない場合も見受けられ、このような場合に消防機関が専門的な見地から具体的に法令基準に適合させるため指導する。		
合併に向けた課題	各市町で設置指導が異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町ですりあわせを行い、宇都宮市の実施している事務を中心に一本化する。		

中 分 類	消防予防	小 分 類	指導
事 業 名 称	防火対象物の査察及び違反事務処理		
事業目的・内容	消防機関が防火対象物関係者に火災予防に必要な事項を直接指導することにより、住民との信頼関係を築くとともに地域の防火安全対策を向上させるもの。査察は、立入検査権や質問権などを行使して、消防対象物の関係者に火災危険性及びこれに伴う人命危険を予防させることを目的とする。 違反処理の目的は、火災予防のため、火災予防に関する消防法令違反の是正と火災予防を防止することによって公共の安全を図る。		
合併に向けた課題	法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが、防火対象物の増加や広域化により、市民サービスの面で、事務量を考慮し実施体制及び指導事項などの調整が必要である。		
調整の考え方	各市町ですりあわせを行い、宇都宮市の実施している事務を中心に一本化する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	警防規程に基づく事務		
事業目的・内容	災害に際し部隊の円滑かつ効率的な活動を実施するため警防規程を定め、この規程に基づき各要綱、要領、基準等を作成する。		
合併に向けた課題	各本部ごとに各要綱・要領等を定めているので、統一的な活動が取れるよう協議、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	警防規程の各要綱・要領等については、各本部とも細部が異なることから宇都宮市の規程で統一を図る。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	消防安全委員会		
事業目的・内容	消防職員の職場及び職員の安全管理に必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、もって安全な消防業務の推進に寄与する。		
合併に向けた課題	各本部ごとに安全管理規程が定められており、統一的な管理が取れる		

	よう協議・調整を行う必要がある。
調整の考え方	安全管理規程については、統一的な組織体制が必要であることから宇都宮市の安全管理規程で統一を図る。

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	消防水利事務		
事業目的・内容	消防水利は、火災鎮圧のため消防機械とともに不可欠なもので、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖等の自然水利がある。消火栓については水道事業にあわせて設置する関係で水道負担金として負担する。 消防水利は各市町で計画している。		
合併に向けた課題	消火栓の設置については各市町とも水道管理事業者が実施しており、消火栓の蓋の開閉器具が特殊器具を使用しないと開かないものがあるため、開閉器具の統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	消火栓の蓋については、順次蓋の改善を行い統一を図る。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	水防事務		
事業目的・内容	水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防活動及び他の水防管理団体等との協力応援並びに水防に必要な器具、資材、設備の運用等を定め、洪水に際し円滑な水防活動が実施できるよう計画、調整、整備等を行う。		
合併に向けた課題	水防団（消防団）の組織について調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の水防計画を基準に統一を図る。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	開発行為消防事務		
事業目的・内容	無秩序な市街化防止と良好な住宅水準の確保を目的としたいわゆる線引き制度を担保するものとして設けられた開発許可制度に基づき、建築物等の建築を目的とした土地の造成等の開発行為に際し、消防隊の活動に必要な進入路、消防水利等について審査を行う。		
合併に向けた課題	消防事務取扱いの統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	消防事務取扱いの統一については、県の基準を準用している宇都宮市の基準で調整する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	防災備蓄品に関する事務		
事業目的・内容	災害が発生した直後の市町民の生活を維持するため、地震の被害想定に基づき必要物資の内容・数量等の目標を定め、備蓄・供給体制の整備を行う。		

合併に向けた課題	備蓄計画の基本となるものが異なるため調整を図る必要がある。
調整の考え方	備蓄計画については、防災アセスメントに基づいて算出した宇都宮市の基準に統一する。

中 分 類	消防警防	小 分 類	警防
事 業 名 称	緊急消防援助隊事務		
事業目的・内容	国内で発生した地震等の大規模な災害時に、人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な救助体制として、平成7年6月に緊急消防援助隊が発足した。発足に伴い隊員の技術の向上と部隊間の連携強化等を図るため、合同訓練が毎年行われている。		
合併に向けた課題	緊急消防援助隊登録について、調整が必要である。		
調整の考え方	緊急消防援助隊登録については、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援隊の各部隊を登録している宇都宮市の基準で調整する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	医療機関関係との連絡調整		
事業目的・内容	救急業務は、消防法2条9項に基づく消防機関の任務であるが、消防機関が単独で行い得るものではなく、医療機関という受け皿があってはじめて完結されるものであり、消防機関は救急業務の実施について医療機関の情報把握に努めるなど、密接な連絡をとる必要がある。また、医療機関と調整しながら救急隊員の病院実習等を実施し救急技術・知識の向上を図る。		
合併に向けた課題	各市町により関係する医療機関に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市で実施している3病院(済生会病院・国立栃木病院・社会保険病院)を実習医療機関とすることを基準として調整する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	応急手当普及啓発		
事業目的・内容	傷病者の救命のためには、住民による応急手当、救急隊員による応急処置と迅速な搬送、医療機関での処置の三者が一体となることが重要である。そのためには、住民に対して応急手当の方法等を普及啓発する必要がある。住民に対する救急指導を積極的に実施し、応急手当普及啓発を推進する。		
合併に向けた課題	講習会の開催方法及び救急要請時の口頭指導要領について調整する必要がある。		
調整の考え方	事業内容が充実している宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	救急・救助活動基準に基づく事務		
事業目的・内容	住民の生命・身体等を保護するため、救急救助に関する諸規定に基づき救急救助事務を遂行する。救急については、救急業務高度化推進計画を定め、救急救命士の養成等を推進するとともに、活動面の要領を定めている。救助については、訓練実施要領等を定め技術の向上を図る。救急及び救助出動ともに報告書を作成し、その活動状況を記録する。		
合併に向けた課題	各市町の各種計画や各種要領等に差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の計画を基準に統一を図る。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	救急廃棄物処理		
事業目的・内容	救急業務で排出される感染のおそれのある血液の付着した物等の廃棄物の処理について、廃棄物の処理に関する法律に基づいて適正な処理を行う。		
合併に向けた課題	回収要領に差があるため調整が必要である。		
調整の考え方	事務については、各市町間において大きな差異がないことから、宇都宮市の回収要領を基準に調整し統一する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	メディカルコントロール体制に関する事務		
事業目的・内容	救急現場や搬送途上において救急救命士等が行う応急処置の質を高め、救命効果を向上させることを目的とする。救急救命士に対する医師の24時間指示体制、救急救命士が行った処置に対する医学的見地からの事後検証体制、救急救命士の資質向上を図るための再教育体制を構築する。		
合併に向けた課題	現行のメディカルコントロール体制において、上三川町のみ属する地域が異なるため調整が必要である。		
調整の考え方	栃木県病院前救護体制検討部会に諮りながら、宇都宮市が属する宇都宮・塩谷地域分科会に上三川町が編入するよう調整する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	救急救助
事 業 名 称	搬送証明事務		
事業目的・内容	事故や急病等により救急車で医療機関に搬送されたことの証明を、住民等からの申請により証明する。		
合併に向けた課題	事務執行要領に差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	事務執行については、大きな差異がないことから宇都宮市の制度を基準に調整し統一を図る。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	装備
事 業 名 称	消防車両・資機材等の維持管理		
事業目的・内容	市町民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、災害発生時に迅速に対応できるよう消防車両・資機材等を維持管理する。		
合併に向けた課題	消防車両等の整備工場の指定方法、及び消防車両等の消防無線周波数の統一が必要である。		
調整の考え方	整備工場の指定は、整備実績を踏まえて各市町の現行どおりとし、車両積載無線の周波数を宇都宮市を基準として統一する。		

中 分 類	消防警防	小 分 類	装備
事 業 名 称	消防車両等整備計画		
事業目的・内容	住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、災害発生時に迅速に対応できるよう消防車両等を計画的に整備する。		
合併に向けた課題	消防車両等の更新計画の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	車両更新計画に大きな差異がないことから、宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中 分 類	消防通信指令	小 分 類	通信指令
事 業 名 称	119番受信業務		
事業目的・内容	指令室において、消防通報用電話により災害を覚知し、災害種別、発生場所、事故状況等の情報を聴取する。		
合併に向けた課題	各市町の119番（携帯電話含む）通報エリアが拡大することから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	通報エリア拡大により、NTT等の関係機関と協議し、宇都宮市で全ての通報を受信することで調整する。 合併前にすべて整備し、合併後スムーズに業務が出来るようにする。		

中 分 類	消防通信指令	小 分 類	通信指令
事 業 名 称	出動指令業務		
事業目的・内容	災害通報及び応援要請を受けたときは、必要事項を聴取確認のうえ課署等に指令するとともに、必要に応じて関係機関に連絡しなければならない。		
合併に向けた課題	各市町の出動指令体制が異なるため、署にあっては、通信機器の統一を図る必要がある。 分団にあっては、通信機器の互換性の確保を図る必要がある。		
調整の考え方	署にあっては、指令の一体化を図るため、宇都宮市の機種（平成16年運用開始）に統一する。 分団にあっては、各町の実態を踏まえ互換性の調査を行い、連絡体制の確立を図る。 合併前にすべて整備し、合併後スムーズに業務が出来るようにする。		

中 分 類	消防通信指令	小 分 類	通信指令
事 業 名 称	無線通信業務		
事業目的・内容	災害の発生に際し、消防通信の機能を十分に発揮して、迅速かつ的確に対処するとともに、消防業務の合理的運用を期する。		
合併に向けた課題	管轄区域の拡大に伴い、無線通信の状況からの確な情報収集や指示を行うため、前進基地局の設置検討の必要がある。		
調整の考え方	無線の電波が届くか調査を行い、無線送信時における電波の増幅及び無線周波数の統一を図る。 合併前にすべて整備し、合併後スムーズに業務が出来るようにする。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	政策審議	小 分 類	総合計画
事 業 名 称	総合計画基本計画推進事務		
事業目的・内容	少子・高齢化や地方分権の進展など社会経済環境が大きく変化する中で、地方公共団体が今後とも発展を続け、市民福祉の向上を図っていくため、都市の魅力づくりや誇れるまちづくりなど対応すべき重要な課題の解決に向け、市民と行政のパートナーシップを基本に、多様な資源を有効に活用しながら、総合計画基本計画に掲げた施策事業を計画的・総合的に推進する。 各市町において、計画年次、計画内容が異なっている。		
合併に向けた課題	現行の宇都宮市第4次総合計画（基本構想・改定基本計画）について、合併後に現状との乖離が生じる。また、計画の進行管理の対象となる「基本指標」の目標値も同様である。		
調整の考え方	基本構想・基本計画は、自治体の行政運営の実質的な拠所となっていることから、合併後に速やかにその策定が望まれるが、その性格上、詳細な調査・分析や十分な民意反映が求められるため、合併後、一定期間を経て策定する。その間、基本指標など進行管理対象項目の状況把握に努める。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	県央都市圏首長懇談会		
事業目的・内容	県央都市圏内（4市12町）のそれぞれの地域づくりや広域的な都市圏づくりに資するため、共通する行政課題等について意見交換や情報交換、解決策等の検討を行う。		
合併に向けた課題	合併の状況を見極めながら、全体的な枠組みや今後あり方などについての検討が必要である。		
調整の考え方	新市としての広域行政の進め方についての方針を整理し、懇談会や事務担当者会議により、他市町の意向を把握し、全体的な枠組み、今後のあり方や負担などについて調整する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	宇都宮地区広域行政推進協議会		
事業目的・内容	広域地域社会の変動に対応する市町村行政に対処し、宇都宮地区広域市町村圏における広域行政計画の策定及び実施についての連絡調整を図ることを目的とした当協議会の事務局の運営を行う。 協議会としては、広域市町村圏計画の策定及び実施に関する調整や実施計画の策定、広域広報紙の発行・ホームページの運営、先進地視察調査の実施、広域事業の調査・研究、他圏域との連絡調整等を実施している。		

合併に向けた課題	合併の推進により、広域行政圏の枠組みの変更が考えられることから、合併後の枠組み及び協議会のあり方について、検討が必要である。
調整の考え方	新市として、宇都宮広域行政圏の広域行政機構の今後のあり方を踏まえ、県の指導の方向性を見極めながら、必要性について検討した上で関係市町と調整する。

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事業名称	栃木県広域市町村圏連絡協議会		
事業目的・内容	地域社会の変動に対応した市町村の広域行政を推進し、住民福祉の向上に寄与することを目的とした当協議会の事務局の運営を行う。 協議会としては、幹事会・総会の開催、講演会・懇談会の開催、視察研修等を実施している。		
合併に向けた課題	合併の推進により、広域行政圏の枠組みの変更が考えられることから、合併後の各広域行政圏の枠組みを見極めた上で、連携のあり方について検討が必要である。		
調整の考え方	新市として、宇都宮広域行政圏の広域行政機構の今後のあり方を踏まえ、県の指導の方向性を見極めながら、他圏域との連携のあり方・必要性について検討した上で、他の広域行政機構と調整する。		

中 分 類	消防総務	小 分 類	経理
事業名称	消防予算・決算		
事業目的・内容	消防予算は、一会計年度において消防業務の遂行のために必要な経費及び消防に関する財源をあらかじめ見積り、その種類、金額を目的別または性別別に分類し集計整理した計画である。 決算は、一会計年度の収支計算の清算書であり消防行政の実績報告である。これによって、消防行政事務の検討はもとより、今後の財政運営の資料となり、予算の編成・執行にあたっての指針となる。		
合併に向けた課題	予算編成における事業項目（目的別・性質別）及び算出基礎の統一が必要である。		
調整の考え方	予算における事務事業項目の統一を基本とし調整を行うが地域特殊な予算項目も考えられるため予算明細書等のすり合わせ及びそれにおける調整などを行う。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	21世紀F I T構想栃木県市町村連絡協議会		
事業目的・内容	福島県、茨城県、栃木県の各県の産業界と学界及び自治体が手をつなぎ、豊かな自然環境を守りながら、3県の県際地域を中心に交通、情報、産業、文化、観光など多様な分野での連携・交流を進め、21世紀にふさわしい創造豊かなライフスタイルが実現できる広域的な地域づくりを目指す。		
合併に向けた課題	本県のみならず、福島県、茨城県の産業界及び学界との連携・交流を図りながら進める協議会であることから、他の自治体や各界の意向を踏まえながら、今後のあり方を検討する。		
調整の考え方	本協議会は、3県の産・学・官で構成する県レベルでの事業であり、今後のあり方については、県や各界等との調整が必要であることから、新市移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	代替バス運行費補助		
事業目的・内容	路線バスが廃止になった路線等の代替バスは、交通弱者といわれる子供・高齢者の重要な移動手段であり、今後、高齢化の進展に伴い、より身近で必要不可欠な公共交通サービスとなることが予想されるため、それらの代替バスに助成を講じることにより地域住民の移動手段を確保する必要がある。		
合併に向けた課題	合併後は、運行形態や運行ルートの見直しが必要になる。		
調整の考え方	上河内町、河内町において実施している事業であり、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は地域における継続事業として実施する。 新市移行後には、運行形態や運行ルートの見直し、新市における委託要綱等の整備が必要である。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	I Cカード活用推進		
事業目的・内容	様々な分野で導入されつつあるI Cカードの利用は、現在発行している複数のカードの統合や、I Cカードの特性を活かした新たなサービスの提供など、住民生活の利便性や地域の活性化につながることから導入に向け検討する。		
合併に向けた課題	実施済みの市町はないため、今後の導入にあたって合併を念頭に置いた取組が必要となる。		
調整の考え方	合併前に事業を行う場合には合併後を念頭に実施し、合併後は必要に応じ段階的に実施する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	公共施設への公共情報端末運用管理		
事業目的・内容	個人でパソコンを所有していない住民や来訪者等が、各種情報サービスを必要とする時、いつでも、どこでも、インターネットを利用した双方向での情報の利活用を行えるようにするため、情報受発信用パソコンをこれまでの公共施設のみから、JR宇都宮駅、郵便局等、多くの人が集まる公益施設まで拡大して配備する。		
合併に向けた課題	導入済みは宇都宮市と河内町のみであり、他町の公共施設への配置が必要となる。		
調整の考え方	当面は、現行どおりとし、必要状況に応じ、段階的に配備する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	ケーブルテレビ活用推進		
事業目的・内容	住民が、地域密着型の映像情報を受発信できるようになることを目的に、宇都宮ケーブルテレビ(株)が行う施設整備事業について補助を行うとともに、地域の映像情報基盤として、情報通信回線基盤として有効な手段であることから、行政での様々な施策での活用推進を図る。		
合併に向けた課題	導入済みの宇都宮市と河内町は、ともに宇都宮ケーブルテレビ(株)であり整合はとれているが、他町では未導入であり、現在の認可区域を中心とした整備の継続でよいか検討が必要である。		
調整の考え方	当面は、現行どおりとし、必要に応じ段階的に調整する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	市民電子会議の整備		
事業目的・内容	ホームページ上に、電子会議室・電子掲示板・フォーラム等の対話型の機能を設け、市民と行政、市民と市民の話し合いの場を提供することを研究する。		
合併に向けた課題	実施済みの市町はないため、今後の導入にあたって合併を念頭に置いた取組が必要となる。		
調整の考え方	実施に当たっては、合併後に導入の必要性を十分に検討する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	C A L S（公共事業支援統合システム）の導入		
事業目的・内容	図面や設計書等の資料を電子化することにより、省資源化・省スペース化が図れるとともに、検索時間や情報の共有による事務の効率化が可能となる。また、インターネットを利用することにより、時間的制約が無く、情報の交換・再利用等が容易になり、移動コスト・人件費等が削減できるため、全体的な建設コストの縮減が図れることから、導入に向けた調査研究をする。		

合併に向けた課題	実施済みの市町はないため、今後の導入にあたって合併を念頭に置いた取組が必要となる。
調整の考え方	実施に当たっては、合併後に導入の必要性を十分に検討する。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	地上波デジタル化に伴うアナアナ変換		
事業目的・内容	本年度から一部地域で試験放送が開始される地上波デジタルテレビ放送の使用する周波数帯が、現在利用しているテレビ放送の周波数帯と同じとなるため、現行放送用の周波数帯を上位に変更する作業が国費で行われているが、各市町の設備への国庫支出金による改修とこの事業の住民への情報提供を行う。		
合併に向けた課題	国が対策を実施するもので、合併前に各市町それぞれで対応が終了するかどうかは国の予算措置次第であるため、今後の国の状況を見極める必要がある。		
調整の考え方	合併後においても従前どおりとし、必要に応じ調整を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報化推進
事 業 名 称	図書管理システム		
事業目的・内容	図書館サービスを行うためホストコンピュータを活用して蔵書の貸出管理を行っているが、更なる図書館サービスの向上を図るため、自宅や職場、学校などから、「必要な図書館情報を必要な時に」提供できる図書館情報提供システムを稼働している。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが異なるシステムを導入済みであるため、システム統合手法、統合時期等の検討が必要である。		
調整の考え方	合併後も当分の間現行どおりとし、段階的にシステム統合するとともに、検索や予約ができるようシステム環境を整備する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	分納管理システム		
事業目的・内容	税の分割納付に関して履行状況を管理することにより、事務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	当分の間、現行システムを継続するものとし、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	農家基本台帳システム		
事業目的・内容	農業委員会の諸証明事務等の基本となる農家基本台帳の整備等を電算システムにより行い、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		

合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。
調整の考え方	現在、宇都宮市でパッケージを利用して開発中であるが、各町は既にシステムを導入済みであるので、当分の間現在のままとし、段階的にデータを統合する。

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	水田農業確立システム		
事業目的・内容	水田農業経営の確立事業において、農家への通知、統計、生産調整計画書、県への報告データ等を電算システムにより行い、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	現在、宇都宮市ではホストコンピュータで処理しているが、各町は既にシステムを導入済みであるので、当分の間現行のままとし、段階的にデータを統合する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	給食管理システム		
事業目的・内容	小・中学校を対象に完全給食を週5回実施するための標準献立表及び購入連絡表、栄養月報などの作成を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	システム化済の宇都宮市と上三川町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 未実施の町分をシステム化するためには、新規のセットアップが必要である。		
調整の考え方	当分の間は現行のままとし、必要に応じシステムの統合を図る。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	上下水道システム		
事業目的・内容	上下水道における料金管理、メーター管理などを電算システムで行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市において新システム導入予定があり、システム移行と同時平行で、合併対応も可能。他町で使用されているシステムと同じ業者で開発されているため、システム移行がうまくいけば、合併の課題はあまりないと思われる。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局が新庁舎移転と同時に新システムを導入予定であり、必要に応じ各町のデータ等を登録・移行する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	上下水道収納消込システム		
事業目的・内容	上下水道の収納情報を基に該当調定の消込を行う作業を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市において新システム導入予定があり、システム移行と同時平行で、合併対応も可能。他町で使用されているシステムと同じ業者で開発されているため、システム移行がうまくいけば、合併の課題はあまりないと思われる。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局が新庁舎移転と同時に新システムを導入予定であり、必要に応じ各町のデータ等を登録・移行する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	下水道受益者負担金システム		
事業目的・内容	下水道受益者負担金の賦課計算、口座振替、消込、督促などを電算処理を行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局が新庁舎移転と同時に新システムを導入予定であり、必要に応じ各町のデータ等を登録・移行する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	車両管理システム		
事業目的・内容	公用車を効率的に活用できるよう、また公用車管理の省力化を目的として開発し、運用している。		
合併に向けた課題	導入は宇都宮市のみであるため、データ統合が必要である。 このシステムは、庁内LANのシステムでも実施可能であるため、その検討もする必要がある。		
調整の考え方	合併時は現行のままとし、合併後グループウェアの独自利用の部分を含め、段階的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行い、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事業名称	会議室管理システム		
事業目的・内容	庁内の会議室を効率的に活用できるよう、また会議室管理の省力化を目的として開発し、運用している。		
合併に向けた課題	導入は宇都宮市のみであるため、データ統合が必要である。 このシステムは、庁内LANのシステムでも実施可能であるため、その検討もする必要がある。		
調整の考え方	合併時は現行のままとし、合併後グループウェアの独自利用の部分を含め、段階的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行い、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	住居表示システム		
事業目的・内容	住居表示該当地区や換地対象地区に住民登録を行なっている者を抽出し、新たな住所情報に変更する作業を電算処理で行う事により、事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町のみがシステム化しており、他町が未実施であるため、調整が必要である。		
調整の考え方	当分の間、現行のままとし、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	申告受付支援システム		
事業目的・内容	住民税の課税の一環として確定申告を受け付けるシステムであり、申告相談会場での必要項目の入力により申告書が作成され、住民税の課税データとして利用される。		
合併に向けた課題	各町がシステム化しており、宇都宮市が未実施であるため、調整が必要である。		
調整の考え方	合併時は現行のままとし、段階的に調整を図る。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	政策審議	小 分 類	広域行政
事 業 名 称	北関東・新潟地域連携軸推進協議会		
事業目的・内容	北関東および新潟地域の国道網・鉄道網等の沿線自治体が、地域の主体性と創意工夫を基調として、多様な交流・連携を推進し、活力に満ち、ゆとりと潤いのある新たな地域の形成を目指す。 主に茨城・栃木・群馬・新潟各県の国道 17 号、8 号、50 号の通過する市町村や関越自動車道、北関東自動車道の通過する市町村などを対象とし、地域連携軸フェスティバルの開催、視察研修、講演会、ホームページの更新、情報誌の作成などを行う。		
合併に向けた課題	事業内容が講演会や情報誌の発行等であるため、新市移行後の参加のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市として、事業参加の必要性・有効性が小さいことから、他市町村との調整を図りながら、廃止の方向性で調整する。		

中 分 類	政策審議	小 分 類	その他
事 業 名 称	河内サミット		
事業目的・内容	全国の「河内」名の自治体により交流事業を行う。		
合併に向けた課題	新市の名称に「河内」が含まれないことから、今後の交流事業への参加を検討する必要がある。		
調整の考え方	河内サミットが廃止の方向で検討されているため、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	交通政策	小 分 類	交通環境整備
事 業 名 称	東北新幹線矢板片岡地区新駅設置促進期成同盟会		
事業目的・内容	矢板市片岡地区に、東北新幹線の新駅設置の実現を図ることを目的とした「東北新幹線矢板片岡地区新駅設置促進期成同盟会」（矢板市が事務局、15 市町村で構成）に加盟し、関係機関に対する請願・陳情や情報収集等を実施する。		
合併に向けた課題	事業内容が形骸化しており、新市移行後の「期成同盟会」への参加のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市として、事業参加の必要性・有効性が小さいことから、他市町村との調整を図りながら、廃止の方向性で調整する。		

中 分 類	情報政策	小 分 類	情報システム
事 業 名 称	計画流通米システム		
事業目的・内容	生産された米穀が、消費者に計画的に供給されるために、米穀が生産者から計画的かつ安定的に出荷されるよう、生産者毎に計画出荷基準数量を確定する。		

	磁気データ及びパンチ連絡票により，計画流通米データをバッチ処理で編集し，生産者への通知，統計表，県への報告書等を作成し事務の効率化を図る。
合併に向けた課題	国の計画流通米制度が平成１５年をもって廃止になる業務であることから，合併に伴う課題はない。
調整の考え方	国の計画流通米制度が平成１５年をもって廃止になることに伴い，本システムは合併前に不要となるため廃止する。

各種事務事業の取扱い

【住民専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	大気・水・土壌環境
事 業 名 称	大気監視		
事業目的・内容	硫黄酸化物等の環境基準等の達成状況を把握するために、大気汚染防止法に基づき大気汚染状況を常時監視するとともに、光化学スモッグが発令された場合には、被害を未然に防止するため、住民に迅速に周知する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で、大気汚染防止法に基づいた測定を実施しており、上三川町・河内町に県が所有する測定局が設置されているため、測定局や測定機器の所有権、データ管理等については、県と協議・調整を行う必要がある。また、大気汚染常時監視局が増えるため、新たな測定機器整備計画を作成する必要がある。 光化学スモッグ対策については、宇都宮市が「要綱」、各町が「連絡網」により対応を実施していることから、統一的な対応が取れるよう他町との協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	大気汚染常時監視については、中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県でサービス内容に差異がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 光化学スモッグ対策についても、既存の連絡体制を活用することとし、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	大気・水・土壌環境
事 業 名 称	水質監視		
事業目的・内容	BOD等の環境基準の適合状況を把握するために、水質汚濁防止法に基づき、県が策定する「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により、主要河川と地下水の水質調査を行う。 「上記計画」以外の河川の水質調査や、河川や地下水の要監視項目の調査を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で、県の「測定計画」に基づく調査を実施しており、各町分の事務を実施している県と調整を行う必要がある。また、各市町で独自に実施している水質調査もあるため、基本的な考え方についての協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	計画に基づく調査は中核市の業務であるが、県が定めた計画を実施するものであり、現行のまま新市に引き継ぐ。 各市町独自の調査は、事業目的、財政負担等を勘案し、新市移行後、段階的に調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	散在性廃棄物対策		
事業目的・内容	各自治体で制定している「空き缶等の散乱防止に関する条例」などを柱に、意識啓発活動として、広報紙の掲載や横断幕の掲出、実態調査を行う。 また、散在性廃棄物対策は広域的に取り組むことが効果的であるため、		

	県央４市１２町による協議会を設置し対応している。本協議会には各市町とも参加している。
合併に向けた課題	実施している事業内容は各市町ともほぼ同じであるが、細部について調整を図る必要がある。
調整の考え方	現行のまま、新市に引き継ぐ。

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	公共用地環境保全対策		
事業目的・内容	環境美化を推進するために、公共用地（国土交通省）である田川堤防桜堤の除草・剪定を行う。平成１５年度には隣接地に駐車場の整備を行い、平成１６年度以降はこれを含めた区域の管理を実施する。		
合併に向けた課題	施設の維持管理の事務であり、新市における所管部署について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	特定の地域を対象とするものであり、統一した対応を図るものではないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	電波障害対策		
事業目的・内容	宇都宮市茂原に建設したクリーンパーク茂原焼却ごみ処理施設の煙突により生じた上三川町多功地区における電波障害対策を、焼却ごみ処理施設が存続する限り行う必要がある。 対策により設置した共同アンテナのメンテナンスは、宇都宮ケーブルテレビ(株)が受託し行う。		
合併に向けた課題	電波障害対策を行ったエリアからわずかに距離が離れた所に新築した方から、電波障害を訴えるケースが生じている。 電波障害対策は完了済とし、その後の共同アンテナへの加入は個人負担としている。しかし接続のための設備費が高く、新規加入は難しい状況にある。		
調整の考え方	個別の施設・一地域に係わる対策であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	大気汚染防止法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	良好な大気環境を保全するために、大気汚染防止法、悪臭防止法、栃木県公害防止条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		
合併に向けた課題	県条例（悪臭）に基づく工場などの指導や立入調査などの事務は各市町で、それ以外の法律や条例に基づく事務は宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築についての協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	水質汚濁防止法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	良好な水質環境を保全するため、水質汚濁防止法や栃木県公害防止条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築についての協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	土壌汚染対策法に基づく指導		
事業目的・内容	住民の安全と安心の確保を図るために、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築についての協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。 また、既に明らかになっている土壌汚染への対応についても協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	騒音規制法・振動規制法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	生活環境の保全のために、騒音規制法・振動規制法・栃木県公害防止条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		
合併に向けた課題	各市町で実施しており、騒音規制法・振動規制法・栃木県公害防止条例の統一的な運用が行えるよう協議・調整を行う必要がある。 また、騒音規制法などに基づく規制地域の指定について、同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町が、法令等に基づき統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	良好な大気、水質環境を保全するために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		

合併に向けた課題	宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築について協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	地球環境問題	小 分 類	エネルギーの有効利用
事業名称	清掃工場の熱エネルギー有効利用		
事業目的・内容	ごみを焼却したときに発生する大量の熱エネルギーを利用し、発電や健康交流施設などへの給湯・暖房の用途に役立て、市民生活に還元する。		
合併に向けた課題	発電については、クリーンパーク茂原内での消費と電力会社への売電であるので調整の必要性はないと考えられる。		
調整の考え方	宇都宮市の清掃工場のみで実施可能な事業であり、エネルギーの有効利用の面からも促進する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境学習
事業名称	環境学習センターの管理・運営		
事業目的・内容	環境学習の拠点施設として、リサイクル講座、環境セミナー、各種イベント、小学生等の施設見学、再生品の展示など、住民に対し幅広い環境学習の場と機会を提供する、環境学習センターの管理運営を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が設置しており、効果的な事業運営が図れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみの施設であり、管理運営については現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事業名称	自動車リサイクル法にかかる登録事務		
事業目的・内容	平成14年7月に使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が制定され、その中で自動車リサイクル法に係る登録事務が平成16年度（平成17年1月）から新規事務となる。 なお、登録については、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）に規定される第二種特定製品引取業者及びフロン回収業者の登録を受けている場合、自動車リサイクル法の本格施行日からそれぞれ自動車リサイクル法に基づく登録業者とみなされるため、該当業者については、登録予定番号を事前に通知する。		
合併に向けた課題	県のフロン回収破壊法の登録体制等を参考にしながら、新市での登録事務の体制を整える必要がある。		
調整の考え方	本事業は中核市の事務として平成16年度から宇都宮市のみで実施する事業である。各町の範囲においては県が行うことになるが、その内容に差がないと考えられることから、現行まま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事 業 名 称	ごみ減量推進啓発事業		
事業目的・内容	ごみの発生抑制や減量化など、ごみ問題に関する市民意識の高揚を図るため、環境イベント等の開催・広報紙等でのPR・啓発チラシの作成などを行う。		
合併に向けた課題	意識啓発については、効果的な手法を検討するとともに、イベントへの参加も再度調整していくことが必要である。		
調整の考え方	現行のまま、新市に引き継ぐ。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	旧一般廃棄物最終処分場管理事業		
事業目的・内容	昭和50年代に上三川町の一般廃棄物最終処分場として使われた区域から汚水が周囲へ浸透しないよう遮断する工事が行われた。最終処分場跡地から周辺への水質環境の影響を調査するため、毎年、地下水の水質検査を実施する。		
合併に向けた課題	当分の間、毎年水質検査を実施し、廃棄物の安定化を見守っていく。廃棄物の安定化のためには長期の年数を要するため、土地の有効利用は当面考えられない。		
調整の考え方	上三川町の特有の事業であり、地域特性もあることから、現在の事業計画を進めていく。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	旧清掃工場の解体及び跡地利用		
事業目的・内容	宇都宮市において平成12年に操業を停止した清掃工場を解体するとともに、跡地の有効利用を進める。 上三川町においては昭和52年に操業を開始し、平成15年に解体された上三川町清掃センターの跡地の有効利用を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては、跡地の利用については解体費補助制度の内容や地域特性などを踏まえながら、新市として有効利用を推進する。 また、上三川町においては公園の整備など跡地の有効利用を検討していく必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町の特有の事業であり、地域特性もあることから、現在の事業計画を進めていく。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	許可事務
事 業 名 称	産業廃棄物関係許可事務		
事業目的・内容	宇都宮市が平成8年4月に中核市に指定されたことにより栃木県から委譲された事務であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可事務、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可事務、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理施設設置許可事務を行う。		
合併に向けた課題	管轄区域が変更することに伴う諸条件の整理（県、市許可業者の取扱い、業者への周知等）や新管轄区域の状況把握（栃木県との協議）について調整を図る必要がある。		

調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。
--------	--

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	許可事務
事業名称	産業廃棄物処理施設設置の事前指導		
事業目的・内容	宇都宮市が平成8年4月に中核市に指定されたことにより栃木県から委譲された事務であり、産業廃棄物処理施設の設置を計画している事業者が、当該設置許可申請を円滑なものとするため、事前協議を行い、土地利用や施設内容等についての整合性を図る。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況（既存施設及び計画中の施設）を的確に把握し、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	許可事務
事業名称	自動車リサイクル法に係る事務		
事業目的・内容	平成14年7月に使用済自動車再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が制定され、その中で解体業及び破砕業許可事務が平成16年度（平成16年7月）から新規事務となるものである。 なお、当該事務は中核市である宇都宮市のみ実施するものである。		
合併に向けた課題	解体業許可及び破砕業許可に係る許可基準（審査基準）の制定（廃棄物処理法との整合性）が必要である。 また、上記許可基準における関係法令上の調整（都市計画法、建築基準法、農地法等）が必要である。		
調整の考え方	中核市の事務として平成16年度から宇都宮市のみで実施する事業である。各町の範囲においては県が行うことになるが、その内容に差が無いと考えられることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	発生抑制・循環利用
事業名称	産業廃棄物多量排出事業者処理計画の策定指導		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の平成12年6月の改正により、多量排出事業者は廃棄物の排出抑制や再生利用等を定めた処理計画を作成し、中核市に提出することが義務づけられたことに伴い、事業者に対する処理計画の策定指導を行う。		
合併に向けた課題	市町合併により担当が県から市に変更となる一部多量排出事業者について、その把握及び適切な周知をすることにより、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	発生抑制・循環利用
事 業 名 称	建設リサイクル法に基づく事務		
事業目的・内容	建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）の規定に基づき市（建築指導課）に届出のあった届出書類が本課（廃棄物対策課）に情報提供される。 その中で廃棄物処理法の見地から不適正に処理されたケースがあれば、事業者に対して是正措置を講じるよう指導する。		
合併に向けた課題	当該法律のうち、廃棄物処理法に関する事務は中核市（保健所設置市）の業務となることから、市町合併に伴い管轄区域が拡大する。従って、従前の担当者の県と十分協議する必要がある。		
調整の考え方	特定行政庁である宇都宮市のみで実施している事務であり、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	産業廃棄物許可業者への指導等		
事業目的・内容	廃棄物処理法に違反した許可業者に対して厳格に行政処分を行うことで、産業廃棄物の適正処理の確保に資する。 また、産業廃棄物許可業者から前年度の収集運搬及び処分の実績について報告を徴することで、違反行為の摘発等に努める。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	処理施設、事業所等への立入調査の徹底		
事業目的・内容	産業廃棄物の適正処理推進のため、域内にある産業廃棄物処理施設（中間処理場、最終処分場等）へ定期的な立入調査を行う。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	不法投棄に関する関係機関との連携		
事業目的・内容	年々増加している産業廃棄物の不適正処理事案の適切な解決のため、関係他機関との連携を図る。 産業廃棄物不法投棄等防止連絡協議会（栃木県警）、硫酸ピッチ等不適正処理未然防止対策会議（栃木県環境整備課）、産廃スクラム23（東京都他周辺自治体）、青森、岩手県境不法投棄事件に係る事務などを行う。		

合併に向けた課題	会議などにおいて示された有効な施策について、適切に施策に反映させていく。
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事業名称	排出事業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	平成12年度の法改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により排出事業者責任が強化されたことを踏まえ、排出事業者に対する立入調査（産業廃棄物の処理状況（自社処理、委託）について確認）やPCB保管状況調査により産業廃棄物の適正処理指導を行う。		
合併に向けた課題	立入検査については、新管轄区域の状況について県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。 また、PCB保管調査については、市町合併により担当が県から市に変更になる一部事業者について、その把握及び適切な周知をすることにより、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事業名称	産業廃棄物許可業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	産業廃棄物許可業者（収集運搬業者）の適正処理を推進するため、当該許可業者に対し調査を実施し、必要に応じて指導、処分を行う。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	適正処理の推進
事業名称	廃棄物処理施設の周辺環境調査		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律規定に基づく立入検査の一環として、産業廃棄物最終処分場に係る周辺地域の地下水への影響調査を実施することで、最終処分場周辺地域における良好な住環境の確保を図る。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	適正処理の推進
事 業 名 称	廃棄物処理施設の整備促進		
事業目的・内容	事業者が産業（一般）廃棄物処理施設を設置するにあたり，地域住民の要望等によって行うことになった環境整備事業（公民館設置，地元協議会運営費，監視員人件費等）に対して，一部事業費を負担する。 現在まで実施している事業は，平成8年4月以前（栃木県が管轄）に締結されたものであり，宇都宮市が主体となって実施したケースはない。		
合併に向けた課題	対象事業や補助率等本事業の内容見直しを行う必要がある。 また，栃木県との整合性をはかるべく調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり，宇都宮市は市が，各町の範囲においては県が行っているが，その内容に差が無いことから，現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	条例
事 業 名 称	環境基本条例		
事業目的・内容	今日の多様化する環境問題に対応するために、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、基本施策などを定めた条例の運用を図る。 また、生活環境を保全するために、公害防止などの環境保全に関する基本的施策、空き地の環境保全、地下水採取の範囲などを定めた条例の運用を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市が環境基本条例、上三川町が環境保全条例を制定しており、基本条例と個別規制条例ということで目的・性格が異なっているため、新市の自然的・社会的な状況を踏まえながら、条例の体系的なあり方・内容について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	環境基本条例については、宇都宮市の条例を基準に調整する。 環境保全条例については、宇都宮市への編入合併により、上三川町の条例が失効することから、宇都宮市の環境関連条例との内容整理、必要な条項や適用地域の限定などによる条例化について調整する。		

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	条例
事 業 名 称	空き缶等の散乱防止に関する条例		
事業目的・内容	近年、空き缶、吸い殻等の散在性廃棄物が年々増加する傾向にあるため、地域の環境美化促進のために、散在性廃棄物対策に関する条例を制定している。 各市町でそれぞれ条例を制定している。		
合併に向けた課題	各市町の現行の条例を精査し、必要に応じて調整する必要がある。		
調整の考え方	現行の各町の条例を精査のうえ、それぞれの趣旨が新市に引き継がれるよう調整を図る。		

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	条例
事 業 名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同規則や浄化槽法に定めるもののほか、廃棄物の排出抑制やその適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項を定める条例を制定している。 各市町でそれぞれ条例を制定している。		
合併に向けた課題	事業系ごみ排出基準及び手数料について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後円滑な事務執行が図れるよう、数値基準の変更に関しては、事前に十分周知する。		

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	制度・仕組み
事 業 名 称	環境審議会		
事業目的・内容	環境の保全に関する基本的事項を調査審議するなどのために、環境審議会を設置し、運営を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町が条例・規則を基に設置・運営しており、所掌事項や委員数、委員構成が異なっているため、これらについてすり合わせを行うとともに、法的根拠について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市への編入合併により、上三川町の条例が失効することから、所掌事項や委員数などについて、宇都宮市環境基本条例・環境審議会規則を基準に調整する。		

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	制度・仕組み
事 業 名 称	廃棄物減量等推進審議会		
事業目的・内容	減量に関する事項、一般廃棄物の適正な処理の推進等に関する事項、その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について調査・審議するため常設の諮問機関を設置する。 宇都宮市だけが設置している審議会であり、審議会の答申に基づき、一般廃棄物に関する計画、施策を決定する。		
合併に向けた課題	委員定数及び推薦団体の構成、公募委員の数など、新しいエリアにおける枠組みを作る必要がある。 また、合併後の一般廃棄物処理実施計画（16年度末）策定にあたり、新枠組みでの委員の意見反映ができないことから、移行時における暫定的措置を検討する必要がある。		
調整の考え方	合併を踏まえて、委員の構成、選出母体、公募委員数や地域割などについて、検討する。		

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	制度・仕組み
事 業 名 称	環境パートナーシップ会議の設立、運営		
事業目的・内容	市・事業者・市民が協力・連携しながら、環境基本計画を効果的に推進するために、平成16年度に、その母体組織となる「(仮)環境パートナーシップ会議」を設立し、協働により具体的な環境保全活動を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が取り組んでおり、参画メンバーや活動を新市全域に広げるため、PRなどの拡大方策について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市環境基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けられており、環境保全活動の推進にあたっては、市・市民・事業者の協働による取組が不可欠であることから、宇都宮市の取組を基準に新市に拡大できるように調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	生活排水対策
事 業 名 称	合併処理浄化槽の設置・普及		
事業目的・内容	生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道等の集合処理の未整備地域において、合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。		

合併に向けた課題	各市町で実施しているが、補助対象区域、補助額に相違があるため、これらについて協議・調整を行う必要がある。
調整の考え方	各市町の生活排水処理対策との考え方の整合性を図る必要があるが、補助金額については、合併時において宇都宮市の補助額（現在見直し中）を基準に調整する。 浄化槽整備基数については、各市町の補助対象区域など、現在の計画の内容・期間等を考慮し、新市に移行後、新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの期間は、現行の計画を地域別計画とする。

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	生活排水対策
事 業 名 称	浄化槽法に基づく事務		
事業目的・内容	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の設置、保守点検、清掃についての規制等を行う。		
合併に向けた課題	各市町が浄化槽設置台帳を整備中であるため、整備手法及び整備内容について協議・調整を行う必要がある。 また、許可手数料が、各市町で異なっているため、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の手数料については、事業者はエリア拡大等のメリットを享受することから、宇都宮市の額を基準に調整する。また、浄化槽台帳の整備については、設置基数が多い宇都宮市域を管理している宇都宮市の手法を基準に調整するものとし、合併後、その手法により順次整備していく。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	空き地の適正管理指導		
事業目的・内容	住民の良好な生活環境を保全するために、空き地に繁茂した雑草を除去するようその土地の所有者、管理者又は占有者に対し、助言、指導又は勧告することにより、当該所有者等による自主的な空き地の適正管理がなされるよう促している。		
合併に向けた課題	宇都宮市が「指導要綱」、各町が「条例」により対応を図っているため、根拠法令について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	事業内容については、各市町間による差異はなく同様の業務であることから、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、指導根拠については、各市町の環境基本条例、環境保全条例等との関連もあることから、これらの条例と一体的に調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	一斉清掃・ごみゼロ運動		
事業目的・内容	住民参加のもと、関東地方環境美化運動の日（5月30日）を中心に統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）や年に数回、域内の清掃活動を実施（一斉清掃）し、地域環境の美化に関する住民の意識の高揚を図る。		

合併に向けた課題	事業内容や実施主体などの枠組み、報償金等の交付の有無、実施後における収集方法等について、調整する必要がある。
調整の考え方	事業については、宇都宮市の制度を基準に調整し、一斉清掃に対する自治会への報償金については、廃止の方向で調整を図る。

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	公衆便所管理運営事業		
事業目的・内容	住民及び域外からの来訪者の利便性と快適環境を確保するために、域内にある公衆便所の維持管理を行う。 また、宇都宮市では、公衆便所の補完施設として、「善意のトイレ」を民間事業者の協力をいただき、市内15ヶ所に設置している。		
合併に向けた課題	住民及び域外からの来訪者の利便性と快適環境を確保するため、常に清潔を維持していく管理体制が必要である。		
調整の考え方	施設に付随する公衆便所については、その施設管理者が管理している（宇都宮市、上河内町）。 一方、宇都宮市のみにある施設に付随しない不特定の者が利用する公衆便所については、清掃担当課が管理しており、体制に差がないことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。また、コンビニエンスストアの普及により善意のトイレも含め、他の地域まで広げていく必要性は薄いと考える。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	騒音・振動監視		
事業目的・内容	環境基準等の達成状況を把握するため、騒音規制法に基づく自動車騒音の状況を常時監視するため、騒音の測定を実施する。 宇都宮飛行場周辺の「航空機騒音における環境基準」の地域指定の基礎資料を得るために、県と共同で騒音を調査する。 また、東北新幹線鉄道に係る騒音・振動の実態を把握することにより、環境保全対策の基礎資料とし、JR東日本旅客鉄道㈱に改善を要望している。		
合併に向けた課題	宇都宮市で、自動車騒音に係る常時監視を実施しており、対象区域が拡大するため、測定に係る見直しやこの事務を実施している県と調整を行う必要がある。 各市町で、新幹線騒音・振動調査を、上三川町で、環境騒音調査を実施しており、測定地点等について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町が独自判断で事業を実施しており、実施方法等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	化学物質対策
事 業 名 称	ダイオキシン類調査		
事業目的・内容	ダイオキシン類による汚染状況を把握するために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気、河川等におけるダイオキシン類濃度を調査している。また、松葉中のダイオキシン類濃度の調査を実施する。		

合併に向けた課題	宇都宮市で、法律に基づくダイオキシン類による汚染状況の調査を実施しており、調査対象地域が拡大するため、測定計画の見直しや同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。 上三川町で実施している松葉の調査については、今後の対応について協議を行う必要がある。
調整の考え方	中核市の業務であり、新市域においては、宇都宮市の考え方を基準に調整する。

中 分 類	豊かな自然環境	小 分 類	自然環境保全
事業名称	アドバイザー会議の運営		
事業目的・内容	開発事業を実施するにあたり、域内の良好な自然環境を守り、自然環境保全対策に関する総合的・統一的な検討及び事業の推進を図るために、自然環境各分野の専門家からアドバイスを受ける場を開発事業担当課に提供している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、統一的な対応を図るために、実施方法等について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	自然環境の保全は、今後の環境行政推進上重要な位置付けであることや、行政自ら率先垂範して自然環境保全事業を実施するうえで、専門家からのアドバイスを受けることが必要不可欠であるため、新市移行後も継続して実施するものとし、宇都宮市の制度を基準に実施方法等について調整する。		

中 分 類	豊かな自然環境	小 分 類	自然環境保全
事業名称	環境影響評価に関する指導		
事業目的・内容	より良い環境形成に向け啓発・誘導を図っていくために、開発業者等の事業活動などの土地利用にあたって、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価することを推進し、環境配慮への要請を行う。		
合併に向けた課題	環境影響評価法に基づく事務等については、各市町がそれぞれの方法で対応しているため、統一的な対応がとれるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町の事業執行を統一した基準で行えるよう、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	豊かな自然環境	小 分 類	自然環境保全
事業名称	自然環境基礎調査		
事業目的・内容	生物の生息状況等をもとに、環境変化を推し量ることができることから、自然環境のデータの蓄積と合わせ、自然環境における保護・保全への施策に反映するために、定期的な調査を実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、新市全域の調査とするために、エリアの選定・調査項目等について協議・調整を行う必要がある。		

調整の考え方	自然環境基礎調査は、生物の生息状況等を基に環境の変化を推し量ることができる重要な調査であることから、新市移行後も調査を継続実施するものとし、調査時期・調査地域・調査項目などの事業内容については、各市町の地域性を考慮しながら新市に移行後に検討する。
--------	---

中 分 類	豊かな自然環境	小 分 類	資源の循環利用
事業名称	ハートクラブの運営		
事業目的・内容	商品購入時点でのごみの減量とリサイクルを推進するため、平成5年度、市内の小売店を対象として、「ハートクラブ」の加盟店制度を発足した。（宇都宮市のみの事業）		
合併に向けた課題	宇都宮市において、制度が形骸化しているため、スクラップして見直す必要があり、継続する場合は調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を新市域に引き継ぐ中で、制度の内容や運用の見直しを行う。		

中 分 類	地球環境問題	小 分 類	エネルギーの有効利用
事業名称	地域新エネルギービジョンの推進		
事業目的・内容	地球温暖化対策やエネルギーの安定供給を図るために、地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの公共施設への率先導入と市民・事業者への普及促進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しており、新市における新エネルギーの導入推進を図る観点から、具体的な施策・事業について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	新エネルギーの地域適性に差異はないと考えられることから、宇都宮市地域新エネルギービジョンに基づき、施策・事業を推進する。		

中 分 類	地球環境問題	小 分 類	エネルギーの有効利用
事業名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金		
事業目的・内容	地球温暖化対策やエネルギーの安定供給につなげるために、住宅にシステムを設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが制度化しており、新市全域にシステムの普及拡大を図るため、各町の設置状況を把握し、効率的な制度となるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市地域新エネルギービジョンに位置付けられたものであり、新市全域で普及促進を図るため、宇都宮市の制度を基準に事業費等について調整する。		

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境学習
事業名称	環境学習基本指針の推進		
事業目的・内容	環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境学習を総合的・体系的に展開するために、環境学習基本指針に基づき、住民・学校・事業所等各主体の取組を促進するとともに、各種の施策・事業を推進する。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しており、環境学習を総合的・体系的に実施する観点から、各町の実施している施策・事業を把握し、その統一的・効果的な推進方法について協議・調整を行う必要がある。
調整の考え方	環境学習の目標や推進施策については、特に地域的な差異がないことから、宇都宮市環境学習基本指針に基づき、施策・事業を推進する。

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境管理活動
事 業 名 称	公共施設における環境管理活動		
事業目的・内容	行政が一事業者としての立場から、率先して自らの事務事業において環境管理活動に取り組むために、環境マネジメントシステム構築の有効な手段となるISO14001の認証を取得し、順次、公共施設へのシステム拡大を図りながら、環境に与える影響を継続的に改善する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみがISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムを構築しており、新市の公共施設へのシステム拡大を図るため、スケジュールや活動目標等について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市環境基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けられており、行政が率先して環境マネジメントシステムを確立することが不可欠であることから、宇都宮市の制度を基準に、学校を除く全ての公共施設にシステム導入を図るためのスケジュールなどについて調整する。		

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境管理活動
事 業 名 称	学校・家庭への環境配慮行動の誘導、促進		
事業目的・内容	日常生活における自主的な環境配慮行動を誘導・促進するために、環境にやさしい行動を実践している学校・家庭に対する独自の認定制度を運用する。 各学校・各家庭が環境マネジメントシステムの考え方に沿い、自主的に省エネ・省資源・ごみの減量などに係る計画・行動・点検・見直しを行い、環境配慮行動に継続的に取り組む。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが取り組んでおり、効果的・効率的な制度のあり方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	学校・家庭での環境配慮行動を誘導・促進する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境管理活動
事 業 名 称	事業者への環境配慮行動の誘導、促進		
事業目的・内容	事業活動における自主的な環境配慮行動を誘導・促進するために、ガイドブックの発行、相談窓口の設置など事業者に対する環境マネジメントシステム構築に関する支援を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが取り組んでおり、効果的・効率的な制度のあり方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	事業所での環境配慮行動を誘導・促進する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事 業 名 称	分別収集強化拡大事業		
事業目的・内容	現在、宇都宮市・上河内町・河内町では５種１０分別、上三川町では５種１２分別によりごみの分別収集を行っている。循環型社会の形成を推進することや焼却量・埋立量の削減のために「容器包装リサイクル法」に規定されている「その他プラスチック製容器包装」の分別を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも「その他プラスチック製容器包装」の分別を検討しているので、実施時期・方法など整合を図ることが必要である。		
調整の考え方	合併後も、調整を図りながら現行の計画を推進していく。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事 業 名 称	ごみ組成分析調査		
事業目的・内容	ごみステーションに排出されたごみの組成を分析すること、及び平成８年度・１０年度・１３年度に実施したごみ組成分析調査結果と比較し、組成の変化を検証することにより、組成ごとの排出量の把握、家庭系・事業系ごとの排出量の把握、分別協力度の把握等に関する基礎数値及び減量化・資源化施策事業の効果的立案とその効果を検証することを目的として２～３年ごとに実施する。 宇都宮市のみが実施している。		
合併に向けた課題	調査の精度を向上するため、季別調査の回数を増加する必要がある。		
調整の考え方	ごみの組成分析結果も参考にしながら、減量化・資源化施策の策定をすることが有効であることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事 業 名 称	資源物・ごみ適正排出指導		
事業目的・内容	市民に対し、ごみ減量・分別・排出などについて、総合的な指導を行う。 ごみが適正に出されていないごみステーションの利用者などに啓発チラシ等を配布するほか、ごみステーションにおいて、周辺環境の悪化を招く収集しないルール違反ごみなどを収集する。		
合併に向けた課題	自治会未加入者への対応、ごみステーション管理方法、ルール違反ごみへの対応、ごみステーション利用者への指導方法を統一する必要がある。		
調整の考え方	現在、各市町が実施している事業で、各市町内で完結する事業である。しかし、各市町間で事業実施の手法が違うことから、合併までに調整する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	有機性廃棄物
事 業 名 称	食品循環資源飼料化事業		
事業目的・内容	有機性廃棄物の給食残渣を飼料化し、生ごみの減量化・資源化を図る。 宇都宮市のみが実施しており、食品循環資源飼料化事業のプラントを建設し、市内公共施設の給食残渣を飼料化して、市内養豚農家の豚のえさとして使用する。		

合併に向けた課題	市域の拡大に伴い、飼料化事業の成立性を再検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、現行の試行事業を継続する。

中 分 類	リサイクル	小 分 類	有機性廃棄物
事 業 名 称	事業系生ごみ資源化事業		
事業目的・内容	多量の生ごみを資源化するためには、資源化したもの（堆肥・飼料等）の流通が課題である。 このため、民間事業者による資源化施設の整備、運営を誘導する。		
合併に向けた課題	各町の事業系生ゴミが清掃工場で焼却されている場合（各町で把握していない）は、民間事業者の資源化事業を拡大するよう誘導を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、宇都宮市の制度を新市域において適用する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	有機性廃棄物
事 業 名 称	地域等での減量化・資源化取組支援事業		
事業目的・内容	家庭から排出される生ごみやせん定枝、落ち葉等を個人単位でなく、共同でリサイクル（堆肥化）する市民主体のリサイクルを推進する。 近隣住民や自治会、住宅団地等の地域の任意グループが共同して堆肥場を設置し、自主的に管理運営する共同堆肥場づくりに対して必要な支援を行う。		
合併に向けた課題	住民主体のリサイクル方法を啓発し、拡大するため、どのような支援（やり方・場所の確保など）が必要か検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、宇都宮市の制度を新市域において適用する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	焼却灰
事 業 名 称	溶融スラグの有効利用		
事業目的・内容	ごみ焼却により発生した灰を溶融することでスラグを生成し、アスファルト用骨材等の土木資材として有効利用することにより資源循環型社会の構築を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市が有効利用を推進する方策が決まれば、新市においても、同じ方針で継続していく。		
調整の考え方	溶融スラグの有効利用については、平成16年度に宇都宮市の公共工事において利用を開始していく予定であるが、新市に移行後は、市内全域で利用を進めていく。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	許可事務
事 業 名 称	一般廃棄物関係許可事務		
事業目的・内容	廃棄物処理法の規定に基づき、一般廃棄物処理業及び処理施設の許可事務を行う。		

	一般廃棄物収集運搬業許可事務，一般廃棄物処分業許可事務，一般廃棄物処理施設許可（届出）事務を行い，一般廃棄物処理施設許可（届出）事務については，宇都宮市が中核市に指定されたことにより栃木県から委譲された事務である。
合併に向けた課題	許可申請手数料，許可基準，申請書類等の統一化を図る必要がある。
調整の考え方	法律（廃棄物処理法）に基づく事務であり，手数料を除き大きな差異はないことから，宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事業名称	生ごみ等減量化資源化計画の推進		
事業目的・内容	資源循環社会を形成していくには，焼却ごみの5割を占める生ごみ等の減量化・資源化を総合的，計画的に推進していく必要があるため，「生ごみ等減量化・資源化計画」を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ個別計画を有しており，上位計画であるごみ処理基本計画の改定に併せて，検討することが必要である。		
調整の考え方	生ごみ等の資源化は，引き続き課題であり，計画に基づき事業を推進する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事業名称	家庭用生ごみ処理機器普及事業		
事業目的・内容	生ごみの減量化・資源化に有効な手法である，コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機の購入者に対して，購入費の一部を補助する。 また，宇都宮市においては補助制度による集合住宅等へ大型生ごみ処理機共同利用について，モデル事業を通して，地域での維持管理体制や堆肥の活用等の仕組み作り等を検討している。		
合併に向けた課題	補助金額等にばらつきがあることから，調整を図ることが必要である。交付要綱の改正が必要である。		
調整の考え方	補助限度額は高水準となるが，家庭の生ごみの減量化・資源化を促進するため，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事業名称	事業系ごみ減量化促進事業		
事業目的・内容	事業系ごみの適正処理（自己処理・許可業者への委託），分別の徹底，減量化・資源化を推進し，焼却量・埋立量を低減化する。 多量排出事業所への指導強化（オフィス古紙の分別の徹底，食品残渣の減量化・資源化），自己処理基準の強化，大規模事業所への減量化計画策定の義務化を推進する。		
合併に向けた課題	各市町により実施している内容が異なることから，新市における事業内容，手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後も，事業系ごみの適正処理や減量化を促進するための指導が必要であることから，事業所へのごみ減量等適正処理を促進する事業を推進している宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事 業 名 称	ごみダイエットアクションプログラム		
事業目的・内容	各家庭におけるごみ排出量の実態と減量化・資源化の取組状況及びその効果を把握し、今後の意識啓発における基礎資料とするとともに「ごみ減量行動手引き」の効果的な改訂を行うことを目的とする。 ごみ排出量の実態を把握するためのモニターを募集する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の身の事業であり、統一した意識啓発を進めるために、内容の調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を新市域において適用する方向で調整を図る。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事 業 名 称	リサイクル推進員（保健委員）制度		
事業目的・内容	循環型社会の実現に向けて、住民のごみ減量・リサイクル推進の意識啓発の推進役、地域のごみ問題のリーダー役として、各自治会長の推薦により原則1名の推進員を委嘱している。定期的な研修会の実施、機関紙の発行、活動報告会等を実施し、各地区での主体的活動の促進を図る。		
合併に向けた課題	各市町において、地域のごみに関わる様々な位置付けの住民の協力員制度があるが、どのような方向で各制度の統一を図っていくのか検討の必要がある。		
調整の考え方	保健委員制度が残っている町にあっては、地域のごみに関わる問題をその役割としているが、保健衛生という視点からではなく、住民へのごみ減量の意識啓発等の取組を担う地域のごみ問題のリーダー役としての住民の協力体制が必要であることから、宇都宮市の制度である「リサイクル推進員制度」を念頭に調整を図る。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事 業 名 称	社会科補助教材の編集		
事業目的・内容	小学校3・4年生を対象に、地域環境保全の見地からごみに関する諸問題について関心をもたせ、知識を身に付けさせると同時に、ライフスタイルの見直しや、自分たちにできることについて考えさせ、循環型社会の形成を目指す。		
合併に向けた課題	市町により様々な対応となっているため、編集主体も含めて統一的な対応を検討していく必要がある。		
調整の考え方	新市の全小学校に配布する。町によっては、環境問題以外のテーマも含めた総合的な補助教材を配布しているため、教育委員会とも連携をとったうえで、対応する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事 業 名 称	清掃事業協力者表彰		
事業目的・内容	宇都宮市が行う清掃事業に関し、功労又は善行があると認められた個人又は団体に対し、感謝状を贈呈する。 地区連合自治会長からの推薦（連合自治会単位で各1名1団体）を受ける。		

合併に向けた課題	宇都宮市だけの事業であるため、各町へも事業の拡大を図ることが可能か検討する必要がある。
調整の考え方	善行者を表彰することで、住民に、意識啓発を促すことができる。 宇都宮市だけが実施している事業であるため、表彰の枠を拡大するなど、新市全体に実施する方向で調整する。

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	減量化・発生抑制
事 業 名 称	くらしとごみ体験事業		
事業目的・内容	ごみ問題を含め、地球環境に配慮した行動を実行させるには、子どもの頃からの経験や学習が大切であることから、小学校3・4年生社会科補助教材の配付事業を補完する事業として、買い物シュミレーションゲームによる体験学習を実施する。それにより、身近なくらしと環境のつながりを実感させ、子どもたち自らが自分たちにできることは何かを気付かせ、具体的な行動に結びつかせる。		
合併に向けた課題	小学校で授業ができる講師を養成することが必要となっている。		
調整の考え方	現在、宇都宮市のみで行っている事業であり、対象校を拡大していく。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事 業 名 称	動物死体収集運搬業務		
事業目的・内容	一般家庭から排出される動物の死体及び道路上に放置された動物の死体を収集運搬する。 委託業者が電話連絡及び持込みなどによって受付を行ない、動物死体を翌日までに迅速かつ漏れなく収集し、業者の敷地内の冷凍庫に保管する。		
合併に向けた課題	収集手数料（飼主の有無による収集手数料の差異）について調整する必要がある。 収集委託料の算出根拠、委託業者の選定方法、委託業務の入札方法、平日17時以降・土日曜日・祝休日・年末年始の収集体制、収集運搬に使用する保冷库、収集後の一時保管のための冷凍設備について検討する必要がある。 民地における死体回収の扱いの調整が必要である。		
調整の考え方	収集手数料、収集運搬に使用する保冷库や収集後の一時保管のための冷凍設備の必要性、収集体制などが違うことから、合併までに調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事 業 名 称	粗大ごみ収集業務		
事業目的・内容	粗大ごみを工場に直接搬入できない住民に対して、有料で収集を行う。粗大ごみ証紙（納付券）を登録販売所へ販売し、販売所は住民に販売する。 粗大ごみ電話受付業務を実施する。		
合併に向けた課題	粗大ごみの定義について、統一を図る必要がある。 手数料の設定や納入方法、収集方法等が違うことから、これらの統一		

	について、また、家電4品目の取扱いなどを調整する必要がある。
調整の考え方	粗大ごみの定義、粗大ごみ電話受付業務、収集回数、収集方法（委託・直営）などについて合併までに調整する。

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事 業 名 称	ごみステーション申請に関する事務		
事業目的・内容	ごみステーションの設置（新設、移動、廃止）をする場合には、市町に申請書を提出する。 市町は、申請書の内容調査・現地調査を行い許可の可否をする。また、ごみステーション看板を必要に応じて配布する。 なお、ごみステーションの維持管理は、利用者・管理者などが行う。		
合併に向けた課題	ごみステーションの申請者・申請書様式・設置基準の統一、ステーション設置の補助制度、ステーション管理者の設置、利用者の把握方法の調整を図る。		
調整の考え方	宇都宮市のごみステーションの設置基準を基本とし、宇都宮市の設置基準になく、各町の設置基準にある事項については、宇都宮市の設置基準に取り入れるよう調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事 業 名 称	ごみ収集にかかる苦情処理		
事業目的・内容	住民からのごみ収集及びごみステーションの管理などにかかる苦情処理（取残し、収集後の排出、17時以降、土日曜日の対応）をする。 住民及び庁内からの不法投棄物収集の対応をする。		
合併に向けた課題	苦情に対して、収集の対応をとる機動性や体制に差があるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	ごみ収集運搬業務にかかる苦情・問い合わせの対応は、各地域で完結するものであるため、合併時までに、統一的な対応方法を調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	ごみ処理事業		
事業目的・内容	一般廃棄物（ごみ）を適正に処理する。 上河内町・河内町・上三川町のごみについては宇都宮市が委託を受けて処理している。		
合併に向けた課題	現在、ごみ処理については、宇都宮市の施設で1市4町（宇都宮市・河内町・上河内町・上三川町・石橋町）のごみを処理しているが、新市のごみを円滑に処理できるか施設の処理能力などについて検討する必要がある。		
調整の考え方	ごみ処理については、自区内処理が原則であることから、新市の枠組みで行う。 石橋町は現在の1市4町の処理から離脱するように調整する。離脱の時期についても調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	埋立ごみ処理事業		
事業目的・内容	ごみ及びし尿の処理によって発生する焼却残渣や不燃残渣等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき適正に処分する。		
合併に向けた課題	現在、宇都宮市の施設で1市4町（宇都宮市・河内町・上河内町・上三川町・石橋町）の埋立ごみを処理しているが、埋立ごみ量の増加の可能性もあることから、最終処分場の埋立計画を見直す必要がある。		
調整の考え方	埋立ごみ処理事業はごみ処理事業と一体であり、自区内処理が原則であることから、新市の枠組みで行う。 石橋町は現在の1市4町の処理から離脱するように調整する。離脱の時期についても調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	し尿処理事業		
事業目的・内容	環境保全のためし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する。 上河内町、河内町のし尿・浄化槽汚泥については宇都宮市が委託を受けて処理している。 上三川町については小山広域保健衛生組合の枠組みで処理している。		
合併に向けた課題	上三川町のし尿・浄化槽汚泥の取扱い。ただし、し尿・浄化槽汚泥は毎年減少していることから処理能力には余裕があり、新市移行後も対応は可能と思われる。		
調整の考え方	し尿処理については自区内処理が原則であることから、新市の枠組みで行う。 上三川町は現在の広域処理組合から離脱し、新市へ移行するように調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	一般廃棄物処理実施計画の策定		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行の規定に基づき、市町村区域内から発生する一般廃棄物について、適正かつ効率的な処理を図ることを目的に策定されなければならない。		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を有しており、また計画の内容・数値目標の統一を図る必要がある。 平成16年度末には、新市としての計画の策定をすることが必要になる。		
調整の考え方	新市移行前の年度末に計画を策定する必要があるため、宇都宮市が中心となり、各町との調整を図りながら策定する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	一般廃棄物処理手数料		
事業目的・内容	各工場で事業所及び許可業者から徴収する廃棄物処理手数料収入の管理や、社会福祉事業など営利を目的としない団体からの同手数料の減免について管理する。		
合併に向けた課題	一般廃棄物処理手数料金の違い（上三川町のし尿）について、調整を図る必要がある。 減免基準について統一を調整する必要がある。		
調整の考え方	住民サービスに直結する手数料（料金）であり新市一元化することが必要なため、新市移行前に十分な周知期間を設け、混乱を回避する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	不法投棄防止パトロール等の実施		
事業目的・内容	年々増加している一般廃棄物の不適正処理（不法投棄、野焼き等）の早期発見、未然防止を図るために実施する。 宇都宮市・上三川町・河内町において、警備会社等への委託や非常勤嘱託員によるパトロールを実施しているほか、宇都宮市においては、不法投棄監視カメラを設置している。		
合併に向けた課題	不法投棄監視パトロールにおいては、自治体間で事業手法が異なるため、調整が必要となる。 その他、効果的方策を検討する。		
調整の考え方	監視パトロールについては、委託方法、委託日数等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。 監視カメラについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	排出事業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	年々増加している一般廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、野焼き等）について、行為者に是正指導を行っていくことで、当該事案の減少に資する。		
合併に向けた課題	指導基準、指導方法など行為者への指導内容の統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	事業内容について自治体間の差異は基本的にないことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	一般廃棄物許可業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	一般廃棄物許可業者（収集運搬業者）の適正処理を推進するため、当該許可業者に対し調査を実施し、必要に応じて指導、処分を行う。		
合併に向けた課題	指導基準、行政処分基準など許可業者への指導内容の統一化を図る必		

	要がある。
調整の考え方	事業内容について自治体間の差異は基本的にないことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	住民等による不法投棄監視		
事業目的・内容	年々増加している一般廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、野焼き等）について、行政以外の団体からの協力を求めていくことで、早期発見、未然防止に資する。 地域住民（リサイクル推進員・保健委員等）による情報提供、郵便局との情報提供業務委託などを実施し一定の効果をあげている。		
合併に向けた課題	当該事業を新市全域で実施することに対し、各町における住民組織の整備や自治体と郵便局の管轄区域に関する調整が必要となる。 その他、効果的方策を検討する。		
調整の考え方	本事業は予算額なしで一定の成果をあげていることから、宇都宮市の制度を基準に調整していく。 なお、宇都宮市のリサイクル推進員制度は独自の制度であることから、協力を求める地域住民については調整する。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	条例
事 業 名 称	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）		
事業目的・内容	有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害発生を未然に防止することを目的として制定した本条例に基づき、許可事務を行う。		
合併に向けた課題	各自治体で施行している条例内容について、許可対象面積、許可条件、手数料などの統一性を図る必要がある。		
調整の考え方	各条例に基づき各市町全てで実施しており、基本的な内容について差異はほとんどない。 従って、今後は宇都宮市の制度を基準に、対象面積、許可条件、手数料等について調整する。		

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	不法投棄防止パトロール等の実施		
事業目的・内容	年々増加している産業廃棄物の不適正処理（不法投棄、野焼き等）の早期発見、未然防止を図るために実施する。 宇都宮市・上三川町・河内町において、警備会社への委託や非常勤嘱託員によるパトロールを実施しているほか、宇都宮市においては、不法投棄監視カメラを設置している。		
合併に向けた課題	監視パトロールについては、個別に実施している事業の統一化を図る必要がある。また、その他、合併により市域が拡大することに伴い、不		

	法投棄監視事務にかかる効果的方策の実施について検討する必要がある。
調整の考え方	監視パトロールについては、委託方法、委託日数などについて、宇都宮市の制度を基準に調整する。 監視カメラについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	産業廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	住民等による不法投棄監視		
事業目的・内容	年々増加している産業廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、野焼き等）について、行政以外の団体からの協力を求めていくことで、早期発見、未然防止に資する。 地域住民（リサイクル推進員）による情報提供、郵便局との情報提供業務委託などを実施し一定の効果をあげていることから、今後はさらに協力範囲の拡大など内容の充実を図っていく必要がある。		
合併に向けた課題	各市町で個別に実施している事業の統一化を図る必要がある。 その他合併により市域が拡大することに伴い、不法投棄監視事務にかかる効果的方策の実施について検討する必要がある。		
調整の考え方	本事業は予算額なしで一定の成果をあげていることから、宇都宮市の制度を基準に調整していく。 なお、宇都宮市のリサイクル推進員制度は独自の制度であることから、協力を求める地域住民については調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	基本計画
事 業 名 称	環境基本計画		
事業目的・内容	環境行政を総合的・計画的に展開するため、環境面における総合計画としての位置付けのもとに、望ましい環境像、市・事業者・市民の基本的役割、具体的な施策を盛り込んだ環境基本計画を策定し、推進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しており、新市全域を対象とする計画とするため、統一的な環境施策や数値目標、地域別環境配慮指針などの設定について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市環境基本条例により、環境基本計画策定の義務が規定されており、新市において、総合的・計画的な施策の展開が図れるよう、新市に移行後、速やかに新たな計画の策定（現計画の改定）をする。		

中 分 類	環境行政推進	小 分 類	基本計画
事 業 名 称	ごみ処理基本計画		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により策定が義務付けられている、廃棄物処理事業の基本方針や施策を定めた計画を策定する。		
合併に向けた課題	合併後、直ちに新たなエリア・人口・ごみ処理量を基に基本計画を改定することが必要である。		
調整の考え方	各市町が現計画を保有しているが、宇都宮市においては、現計画は平成17年度が改定時期にあっており、合併後の諸条件に基づいて新市としての計画を策定する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	各種公害苦情相談対応		
事業目的・内容	事業活動やその他の人の活動に伴って生じる環境上の障害により、人の健康や生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがあるために、その被害を防止する措置等を行う。		
合併に向けた課題	各市町がそれぞれの方法で対応しているため、統一的な対応が取れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	従来の事務を踏襲し、意見交換、連絡調整を図り統一的な対応が取れるよう調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	化学物質対策
事 業 名 称	内分泌攪乱化学物質調査		
事業目的・内容	内分泌攪乱化学物質による水質の汚濁の状況を把握するため、国が平成10年度に策定した「環境ホルモン戦略計画 SPEED '98」に基づき、河川における内分泌攪乱化学物質の濃度を調査する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で内分泌攪乱化学物質の調査を実施しており、調査対象地域が拡大するため、調査の対象とする河川等の見直しや同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、調査河川、調査地点等について、有効性、必要性などを勘案しながら調整する。
--------	--

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	ゴルフ場農薬調査		
事業目的・内容	ゴルフ場で使用される農薬による河川等への影響や、今後の水質汚染防止対策の検討資料を得るとともに、農薬使用の適正化について指導の徹底を図り、水質汚染の未然防止に努めるために、ゴルフ場の排水及び地下水の調査を実施する。		
合併に向けた課題	環境保全協定は、各市町と各ゴルフ場により締結しており、調査の測定方法・測定項目・測定頻度等も異なるため、基本的な考え方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町がゴルフ場との協定を基に実施しており、調査内容などについて同一性を持たせるため、協議・調整する。		

中 分 類	地球環境問題	小 分 類	資源の循環利用
事 業 名 称	地球温暖化対策推進法に係る実行計画の推進		
事業目的・内容	自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制のために、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策推進法」の義務規定に基づき実行計画を策定・推進し、実施状況と温室効果ガスの総排出量を公表している。 また、平成13年4月に施行された「グリーン購入法」の努力規定に基づき、環境物品等の調達方針を作成し、購入する。		
合併に向けた課題	各市町が実行計画を策定し推進しており、基準年度や目標設定項目・目標値が異なっているため、計画のすり合わせを行うとともに、統一的な取組が図れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	地球温暖化対策推進法により、計画策定の義務が規定されており、基準年度や目標設定項目・目標値などの調整を行い、新市に移行後、速やかに新たな計画を策定する。		

中 分 類	地球環境問題	小 分 類	エネルギーの有効利用
事 業 名 称	公共施設への新エネルギー導入事業		
事業目的・内容	地球温暖化対策やエネルギーの安定供給につなげるために、公共施設の新改築に併せ、太陽光発電システムなどを率先して導入する、また、公用車にクリーンエネルギー自動車を導入するなどし、住民や事業者に対し、新エネルギーの必要性・効果等をPRする。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・河内町が導入しており、上河内町が導入予定であり、新市全域への波及効果の高まりや新エネルギー・産業技術総合機構などからの補助金を確実に確保するため、計画的な導入が図れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	地球温暖化対策推進法に基づく実行計画との連動もあることから、この計画とのすり合わせを行いながら、新市に移行後、速やかに実行計画を策定する。		

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境学習
事 業 名 称	環境情報の整備と提供		
事業目的・内容	環境問題についての正しい知識と理解を普及するために、環境に関する様々な情報を収集・整備し、これらの情報が住民や事業者の間で有効に活用されるよう、わかりやすく利用しやすい形で提供する。また、住民・事業者・行政の情報の共有化を図り、双方向の交流や相互理解を進める。 ホームページにより条例、計画、制度、イベントなどの情報提供を行うほか、環境状況報告書等により大気・水質・ダイオキシン等の環境の状況、施策の実施状況などを公表する。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町が実施しており、統一的な情報提供を行うため、情報の種類・内容・方法などについて協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	情報の種類・内容・提供方法などに温度差があることから、合併時までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	環境保全行動	小 分 類	環境学習
事 業 名 称	環境保全意識啓発事業（各種イベント等）		
事業目的・内容	今日の様々な環境問題について関心と理解を深め、問題解決に向け積極的に行動する人づくりのために、環境教室や参加・体験型のイベント等を開催している。		
合併に向けた課題	各市町が実施しており、効果的・効率的な事業の展開を図るため、事業内容や実施方法について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が数多くの事業を行っているが、こどもエコクラブの運営や出前講座の開催は共通の事業であることから、効果的・効率的な事業展開が図れるよう、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事 業 名 称	資源ごみ等の適正処理		
事業目的・内容	廃棄物（焼却ごみ以外）のうち、資源物については安定したリサイクルルートで売払い収入を確保することにより自治体の財源に寄与し、他の不燃系ごみについては適正処理の推進に努める。 また、不法投棄された廃家電についても、リサイクル券を購入し、適正なルートで処理している。		
合併に向けた課題	資源物の紙・布類について、自治体の業務としてではなく、資源回収業者に自主回収させ売払いをさせている自治体（上三川町）もあり、調整の必要性がある。		
調整の考え方	資源物（紙・布類）の処理を宇都宮市の制度に統一するには、現有処理施設の規模拡大あるいは同程度の施設が新たに必要となるため、収集体制（直営・委託・資源回収業者）と併せて方向付けを行う。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事 業 名 称	資源ごみ集団回収推進事業		
事業目的・内容	機能している民間ルートでの資源物のリサイクルシステムを維持・拡大し、ごみの減量化・資源化を推進することを目的としてびん・缶・紙類等資源物の集団回収活動を推進する。なお、協力団体に報償金を交付し、活動の活性化を図る。		
合併に向けた課題	各市町において、補助金・報償金の水準、事務処理の流れにばらつきがあることから、調整を図る必要がある。交付要綱を調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の現行の報償金・補助金について見直しを図り、並行して各町との調整を図りながら、合併後、速やかに新たな基準を適用する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事 業 名 称	ごみ収集運搬事業		
事業目的・内容	一般家庭から排出されたごみの収集運搬を実施する。		
合併に向けた課題	委託区域の範囲の設定、委託料の算出根拠、委託業者の選定方法、委託業務の入札方法、委託業務の範囲の設定（ごみ種類別委託）、委託業務の契約期間などの調整を図る必要がある。 祝休日、年末年始の収集体制の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で収集体制、収集頻度、収集時間などが違うことから、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	生活排水対策
事 業 名 称	生活排水処理計画の推進		
事業目的・内容	生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るうえで、生活排水対策を積極的に推進していくために、生活排水処理計画を策定し、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業などによる生活排水の処理施設を逐次整備する。		
合併に向けた課題	各市町が計画を策定しており、計画の期間、各事業の整備方針、数値目標等が異なっているため、新たな計画の策定が必要になるが、下水道・農集・合併浄化槽の各整備事業の対応を検討した上で、全体計画について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	生活排水処理計画の個別計画である下水道・農集・合併浄化槽の各整備事業については、新市移行後調整に期間を要することから、新市に移行後も当面現行どおりとするも、新市全体を対象とする新「生活排水処理計画」の策定に向けて調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	発生源対策
事 業 名 称	公害の未然防止指導		
事業目的・内容	大規模開発や工場の新規立地などの際に提出される事業計画について、公害の未然防止及び環境の保全を図るために、公害関係法令に基づき、事前協議又は規制・指導等を行う。 公害関係法令を補完し、当該地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい公害防止対策を適切に行うために、企業と公害防止協定を締結する。		
合併に向けた課題	各市町がそれぞれの方針により公害防止協定を締結しており、締結対象とする企業の範囲、協定内容等も異なり、また、締結企業間で規制内容や基準が異なるため、基本的な考え方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	既に締結されている協定や当面の協定締結は、これまでの経緯を尊重することが企業等との信頼関係を損なわないことから、当分の間、現行どおりとし、新市移行後、各市町の水質、大気等の生活環境の現状や地域の実情等を整理し、段階的に新たな協定に移行する。		

中 分 類	リサイクル	小 分 類	分別収集・資源化
事 業 名 称	リサイクル推進事業		
事業目的・内容	リサイクルの啓発・推進を目的とし、牛乳パック回収・白色トレイ回収や不用日用品等再利用情報登録紹介制度、古着、古布回収事業、廃食用油リサイクル石けん製造事業などの各種の事業を展開する。		
合併に向けた課題	各市町において、独自の取組を展開しているので、地域特性を踏まえながら、実施部署も含め、整理、調整する必要がある。		
調整の考え方	それぞれの地区で対象としている品目が異なるため、全体として取り組めるものを精査し、統一的な対応となるよう、段階的に調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	し尿収集運搬事業		
事業目的・内容	一般家庭及び事業所等の汲取りトイレ（仮設トイレを含む）のし尿収集を実施する。 宇都宮市においては、し尿処理券の販売業務を実施する。		
合併に向けた課題	収集料金の徴収方法、収集体制（委託・許可）の統一、収集料金の統一、収集世帯の確定、祝休日や年末年始の収集体制の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	収集料金、収集区域の範囲、収集業者の選定方法、収集体制（委託・許可）などについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	し尿処理業者転業支援事業		
事業目的・内容	下水道の普及に伴うし尿汲取り業者の業務の縮小に対して、将来にわたりし尿の適正な処理を確保しつつ、業者に対して転業の支援策を実施している。 宇都宮市では、平成5年度に、「し尿合理化計画」（平成16年度終了）を策定し、資金援助と代替業務提供で救済しており、河内町については、代替業務のみを提供している。		
合併に向けた課題	「し尿合理化計画」は各市町とし尿業者との協議に基づき契約を締結した計画であり、宇都宮市は平成16年度に終了するが、河内町は終息という概念がなく、文書で正式に契約を交わしていないため、今後の取扱いについて整理する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市での終息に併せて、廃止に向けて考え方を整理し、計画的に終息に向けて準備を進めるが、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	大気・水・土壌環境
事 業 名 称	土壌監視		
事業目的・内容	一般環境における土壌の汚染に係る環境基準の達成状況を把握するために、土壌環境調査を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で調査を実施しており、調査区域が増加する合併後は、調査の実施の有無も含めて基本的な考え方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	平成15年2月に土壌汚染の状況の把握などを目的とした土壌汚染対策法が施行されたことに加え、現調査計画が平成16年度に終了することから、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	良好な生活環境	小 分 類	その他の生活環境
事 業 名 称	団体による環境美化活動		
事業目的・内容	不法投棄を行ったものが不明の場合は、土地所有者・占有者が撤去することを原則としているが、不法投棄の規模が大きい場合や緊急に撤去が必要とされる場合、自治会等地域で行っていく必要もある。この活動に対して1人につき1,000円の報償金を支出する。 河内町のみが実施している。		
合併に向けた課題	通常の環境美化活動とは別に、地域の課題となっている不法投棄の撤去に際し、昼食代・クリーニング代・燃料代等に充当できるよう、1人につき1,000円の報償金を支出している。活動の対象となる不法投棄の認定の判断基準が定まっていない。不法投棄の撤去活動を通して、地域の環境保全の意識向上にも役立つ。		
調整の考え方	事業の有効性及び各自治体での実施状況等を鑑み、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物収集
事 業 名 称	ごみ散乱防止ネットの無償貸与事務		
事業目的・内容	ごみステーションの清潔の保持を目的とし、カラスなどの被害を防止するため、ごみ散乱防止ネットを無償貸与する。 宇都宮市のみが実施している。		
合併に向けた課題	希望する全ステーションへの配布について検討する必要がある。 貸与を受ける申請者（現在は自治会長及び保健委員）を統一する必要がある。		
調整の考え方	事業の所期の目的は達成されており、今後、事業を継続する必要性が小さいことから、合併時において廃止する。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	廃棄物処理
事 業 名 称	広域的な廃棄物処理事業		
事業目的・内容	広域的な処理体制で行っているごみ処理（１市４町）、し尿処理（１市２町）について、各町の負担金を算出、請求する。 また、１市４町のごみ処理を円滑に行うための広域的な協議組織「宇都宮市広域清掃事業連絡協議会」を運営している。		
合併に向けた課題	上三川町（し尿）についての考え方や現在広域で処理している石橋町（ごみ）の扱いについて検討する必要がある。		
調整の考え方	新市そのものが、広域な体制となるため、考え方としては廃止となる。 石橋町が新市外になる場合も、協議組織としての継続は不要である。		

中 分 類	一般廃棄物	小 分 類	不適正処理の防止
事 業 名 称	「環境美化モデル地区」助成事業		
事業目的・内容	地区内の環境美化を推進するため、年間３箇所の自治会を「環境美化モデル地区」に指定し、ごみステーションの清掃・整備、清掃用具購入等の費用のうち３万円までを助成している。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施している事業であるが、実施内容やモデル指定数など検討する必要がある。		
調整の考え方	ゴミステーションの清掃・整備等の維持管理については、原則として地域住民が行うものであることや各自治体での実施状況等を鑑みると、廃止の方向で調整するのが妥当である。		

各種事務事業の取扱い

【産業専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	基盤整備促進事業（農道）		
事業目的・内容	ほ場と集落・農協・集出荷施設等間の集出荷，生産資材等の運搬を円滑にし，農業経営の合理化と農業所得の増大を図るため，生産基盤整備の最も基礎的な農道を整備する。		
合併に向けた課題	上三川町だけが実施している事業であるが，新規土地改良事業としての事業認可を受けて実施している。 事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	国庫補助事業である基盤整備促進事業については，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	営農環境整備促進事業		
事業目的・内容	農業用水の汚濁が年々進み，農作物の育成阻害を招いていることから，田川下流域の取水堰単位に営農改善研究会を組織し，土壌分析，水質検査，水稻育成調査等の調査研究活動を実施する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であることから，合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	当該事業は，補償的意味合いを持つ特定地域を対象とした事業で，事業の趣旨，内容を勘案し，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	堆肥センター整備事業		
事業目的・内容	農作物生産の基本的技術面から，土作りを推進するため堆肥基盤施設の整備を行う。		
合併に向けた課題	上三川町の総合計画実施計画計上事業であるが，宇都宮市においても，現在策定中の『食料・農業・農村基本計画』のなかで，たい肥高品質化施設の整備をリーディングプロジェクトの一つとして掲げており，事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	上三川町の地域の事情等により町が進めてきた計画であり，現行のまま引き継ぐものであるが，新市に移行後，必要となる施設の規模，整備の内容，場所等について，整理・調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	地区むらづくり		
事業目的・内容	農業・農村の活性化や地域農業の振興を図るため，食や緑などの地域資源を活用する「むらづくり運動」を支援する。		

合併に向けた課題	宇都宮市、上河内町、河内町が実施している事業であり、事業実施のあり方や事業内容の整理、補助金などについて調整を図る必要がある。 宇都宮市の場合、農協からの補助金もあるため、他の機関からの活動費補助など財政支援のあり方などの調整も必要となる。
調整の考え方	各地区の地域特性を活かした事業であり、また、拠点地域での活動であるなど、実施内容にも差があるため、事業の継続性の確保なども考慮し現行のまま引き継ぐ。

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事業名称	農村自然環境整備事業		
事業目的・内容	平成9年度から河内町の西鬼怒川地区において、ほ場整備によって失われる農村の自然を保全・復元するために、栃木県と河内町において、生態系を保全しながら農業基盤整備や農村公園などの整備を行っている。主に施設整備等のハード事業を栃木県、住民参加促進等のソフト事業を河内町が担当している。		
合併に向けた課題	整備された施設は平成16年度中に県から町に移管され、維持管理を行うことになる。 また、平成17年度から新規の県営自然環境事業として、継続の可能性があるため事業の継続について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在河内町で実施中の本事業については、地域の拠点事業として実施しており、その継続性を確保することから、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 なお、合併後の本事業の導入については、農村環境計画の策定時(H17,18 予定)に地域住民の意向や地域特性、整備手法などについて調査研究したうえで、調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事業名称	田園自然環境保全・再生支援事業		
事業目的・内容	土地改良事業等の実施において環境への配慮を進めることと併せて、土地改良区・NPO等地域の多様な主体が参加した地域主導等の自然環境保全、再生等に向けた取組を積極的に支援していく。		
合併に向けた課題	平成15年度から17年度までの3ヵ年の事業である。事業は単年度ごとの事業になっている。 対象が西鬼怒地区で活動しているボランティア団体等を中心とした住民参加による活動であるため、事業のあり方などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在河内町で実施中の本事業については、地域の拠点事業として実施しており、その継続性を確保することから、現行のまま新市に引き継ぐ。		
	なお、合併後の本事業の導入については、農村環境計画の策定時(H17,18 予定)に地域住民の意向や地域特性、整備手法などについて調査研究したうえで、調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	農林公園の管理・整備事業		
事業目的・内容	農林業の振興と地域の活性化を図るとともに、市民の余暇活動の充実に資するため、農林業振興の拠点施設である農林公園の管理運営及び整備事業を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が設置しているものであり、合併に伴う課題は特にはない。		
調整の考え方	宇都宮市に設置されている公園の管理運営であり、第三セクターで管理運営されており、現行のまま引き継ぐ。 なお、地方自治法の改正により指定管理者制度に基づく指定を平成17年度までに行うことになるため、検討を行う必要がある。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	農村公園の管理事業		
事業目的・内容	農村地域の活性化を図るとともに、地域の公園として地域コミュニティの育成や情操教育の場として、また、余暇活動に利用できる施設の維持管理を行う。		
合併に向けた課題	公園により維持管理手法が異なっており、また、類似事業についても併せて整理・統合を図る必要がある。		
調整の考え方	公園の維持管理であり、現行のまま引き継ぐ。新市に移行後、関係部署（公園や都市計画等）と維持管理に関して調整を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	クライנגルテン整備事業		
事業目的・内容	都市住民と農村との交流を通じ、農業農村の活性化を図るため、滞在型施設等を備えたクライングルテンを整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、各市町との連携や候補地を選定するにあたり合併後の行政区域を考慮した検討・調整が必要である。		
調整の考え方	農業農村の活性化策として、引き続き整備への取組を進める必要があるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	県営ふるさと農道緊急整備事業		
事業目的・内容	地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある農道の整備を県営事業と団体営事業により推進する。		
合併に向けた課題	県の予算規模を超える採択申請があったために、現在、地区の絞込みが行なわれている。 ふるさと農道の採択から外れた地区（農道）の整備をどのように行うか調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成15～19年度までのふるさと農道緊急整備計画が各市町で策定されていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 採択から外れた地区の整備手法については、新市に移行後速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	非補助農道整備事業償還事業		
事業目的・内容	昭和５９年度から昭和６３年度に実施された非補助農道整備事業（団体営）における農林漁業資金償還に対する補助を行う。		
合併に向けた課題	平成２１年度まで債務負担行為がなされているが、事務事業調整の課題は特になし。		
調整の考え方	債務負担行為がされている事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	市町村営ふるさと農道緊急整備事業		
事業目的・内容	生産基盤整備のための最も基礎的な事業であると共に、農村地域住民の他地域へのアクセスの改善にも大きな役割を果たし活力ある農村地域社会を形成する。 圃場整備事業で実施した幹線的な農道を優先的に整備し、農業生産基盤の早期効果の発現を図り、併せて農村地域の生活環境改善に資するため、道路拡幅、歩道等の設置を効率的に推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施予定の事業であるため、合併に伴う課題はない。		
調整の考え方	平成１５～１９年度までのふるさと農道緊急整備計画が各市町で策定されていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	イベント
事 業 名 称	さつき＆花フェアの開催		
事業目的・内容	宇都宮市の花「さつき」を全国にＰＲするとともに、花き、花木の普及定着と生産振興を目的とした実行委員会方式によるフェアを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては類似事業を実施していないことから、合併に関しての課題は特になし。		
調整の考え方	新市の花であるさつきを全国にＰＲするとともに、花き・花木の生産振興を図る上では必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	特別融資制度推進会議		
事業目的・内容	農業者の経営改善を目的とした資金（農業経営基盤強化資金、認定農業者育成強化資金、農業改良資金）について融資の審査・認定を行う。		
合併に向けた課題	各市町が実施している事務であり、課題等はない。		
調整の考え方	要領に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービス水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	干びょう振興対策事業		
事業目的・内容	干びょうの生産振興及び消費拡大を促進し、栃木県の誇る伝統作物産地の維持継承を図ることを目的として干びょう推進対策協議会に活動費として助成する。		

合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、栃木県の誇る伝統作物産地の維持継承を図ることを考慮のうえで、実施の継続、縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。
調整の考え方	干びょうについては、上三川町の特産物であり、地域として必要な事業と考えられるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、宇都宮市にも生産者がいるため、事業の拡大を検討する。

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農産物展示直売所（体験交流施設を含む）		
事業目的・内容	地元農産物等の展示・直売を通じ、都市と農村の交流と農業・農村の理解促進を図る。 上河内町において農産物展示直売所を整備中であり、整備後、農業公社へ管理運営を委託する。		
合併に向けた課題	上河内町のみ実施している事業であるため、事業実施のあり方や整理・統合などについての調整が必要である。		
調整の考え方	施設については現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営については、現行どおり継続する。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農村環境改善センター		
事業目的・内容	農村地域の生活環境整備と文化向上を目的として昭和59年建設した農村環境改善センターを、管理運営する。 上三川町のみが有する施設で、管理運営を農業公社に委託している。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、管理運営方法、管理委託等の整理統合等の調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	施設については現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営については現行どおり継続する。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	地域交流館運営事業		
事業目的・内容	農林業の振興と地域の活性化を図るとともに、都市住民との交流・農林業体験等の活動拠点施設及び町民相互のふれあいと健康増進に資するため、施設の運営及び整備事業を行う。		
合併に向けた課題	上河内町で設置している温泉施設。町直営であり、当該施設の運営の仕組みや利用料金制度などの調整や管理運営のあり方、委託先などの整理や調整が必要である。 温泉施設としては、「宇都宮市農林公園ろまんちっく村」がある。		
調整の考え方	地元還元施設であり、施設設置の際の補助体系等の関連など、各種の制約があるため、円滑な事業継続の観点から、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	土地改良施設（国営造成施設）		
事業目的・内容	灌漑用水を安定的に供給するため、国営事業により鬼怒川を水源とする佐貫頭首工・岡本頭首工等の大規模灌漑排水施設を設け、受益地への計画的な取水・灌漑を行うとともに適正な維持管理を行う。		
合併に向けた課題	新市として大規模灌漑排水施設の広大な受益地を抱えることになり、施設の維持管理や修繕・更新に膨大な事業費負担が予想される。		
調整の考え方	既に関係市町において、協定を結んで広域的に実施している事業であり、行政サービスの継続性を確保するため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農業集落排水施設（分担金）		
事業目的・内容	農業集落排水処理施設の受益者に対し、応分の分担金を賦課徴収する。分担金を一括納入した場合には、納期前に納付した納期数に応じて、報奨金を交付する。		
合併に向けた課題	各市町において、分担金の算出方法・分担金額・徴収方法、報奨金の率に差異があることから、調整を図ることが必要である。 また、電算システムの活用方法についても差異があることから、調整を図ることが必要である。 上河内町は未実施である。		
調整の考え方	分担金の賦課徴収業務は、各市町独自の基準・方法で取り組んでおり市町間の差異が大きく、また分担金額も供用地区間で差異があることから、各市町及び関係地区住民への公平性や継続性を確保し住民の混乱を防ぐため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、現在事業整備及び推進中の上三川町の2地区については、合併後に分担金賦課徴収の対象となるが、現制度で地区住民への説明が済んでいることから、現行のまま調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農地・農業用施設災害復旧事業		
事業目的・内容	農地・農業用施設が災害を受けたとき、国庫補助により災害復旧事業を行う。		
合併に向けた課題	災害発生時の対応であり、各市町とも同様の事業を行っていることから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	災害発生時に国庫補助を受けて対応するものであり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	体験交流館の整備（ふれあいの郷づくり事業）		
事業目的・内容	地域農業の振興と活性化を図るため、地域資源（緑・食・人）を有効活用して、都市住民との交流を推進する。（県単事業：平成14年度～平成16年度） 体験交流事業によって、都市住民を呼び込み、地元農産物をPRして		

	いく拠点となる体験交流施設を、平成16年度に整備する。
合併に向けた課題	河内町が実施する事業であり、整備は平成16年度で終了するが、その後の維持や管理運営のあり方、費用負担の検討が必要である。
調整の考え方	ふれあいの郷づくり事業による体験交流のみの利用ではなく、住民が広く利用するものであり、地域住民の施設である。現行のまま新市に引き継ぎ、今後、維持、管理運営や費用負担などを調整する。

中 分 類	林業	小 分 類	計画
事業名称	森林整備計画策定業務		
事業目的・内容	地域森林計画対象民有林について、5年毎に、10年を一期とする森林整備計画を策定する。地域の実情に合わせて、造林から伐採までの総合的な森林整備、森林整備を合理的に行うための路網の整備、森林施業の共同化等について計画する。		
合併に向けた課題	県で策定する鬼怒川地域森林計画に基づいた計画であり、鬼怒川地域内統一基準によるもので、調整は必要としない。 今後、計画の変更等については、県の指導により随時調整する。		
調整の考え方	森林法第10条の5に基づき各市町が実施している事務であり、各市町の計画をそのまま新市に引き継ぎ、各市町の計画に基づき推進する。 (林野庁の指導：編入合併の場合次の計画の策定時まで複数の市町村森林整備計画を持つ。)		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事業名称	森林整備地域活動支援交付金事業		
事業目的・内容	森林の有する多面的機能の持続的な発揮の確保を図る観点から、森林施業の実施に不可欠な森林現況調査等の地域活動を確保することを目的とし、この交付金により地域活動が適切に実施され、適時適切な森林施業が行われることにより森林整備が促進される。		
合併に向けた課題	各市町の民有林を対象として同内容の事業を実施するものであるが、宇都宮市と上河内のみで実施しており、上三川町、河内町では森林所有者の希望がないことから、事業のあり方について整理する必要がある。		
調整の考え方	森林・林業基本法第12条第2項の規定に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐものとする。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事業名称	森林公園管理業務		
事業目的・内容	森林の持つ保健休養機能等を有効に活用した憩いの場を市民に提供するため、当公園の適切な管理・運営を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町が実施している事業であるが、事業実施のあり方や整理・統合などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公園管理業務は宇都宮市と上河内町が実施しているのが、行政サービスを一定に保つため、現行のまま新市に引継ぐ。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	伐採及び伐採後の造林届受理事務		
事業目的・内容	森林所有者が地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合、事前に伐採届等を提出することが義務付けられており、その届出の受理事務を行う。		
合併に向けた課題	平成12年度に県より委譲された森林法に基づく伐採届出等の事務であり、法令等で事前に届出する事が定まっていることから、森林所有者等への啓発活動を行う必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	林業	小 分 類	施設
事 業 名 称	森林公園整備事業		
事業目的・内容	森林公園の持つ保健休養機能等を有効に活用した憩いの場を市民に提供するため、森林公園の適切な管理運営を図る。 また、森林公園利用者の利便を図るため、園内施設の整備を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、当該事業について関連事業との整理・統合など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	森林公園整備事業は、宇都宮市のみが実施しているのが、行政サービスを一定に保つため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	水産業	小 分 類	採捕許可等
事 業 名 称	やなによる採捕許可関係事務		
事業目的・内容	やなによる採捕を行おうとするものに対して、県への許可申請時に必要である町長の意見書の交付を行う。		
合併に向けた課題	各町において実施しているが、県の規則に基づき実施している事務であり、合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	県の規則に基づき該当町が実施している事務であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	農業	小 分 類	計画
事 業 名 称	地域農業マスタープラン		
事業目的・内容	各市町とも、「経営対策体制整備事業実施要綱（国）」に基づき、地域農業マスタープランを平成12年度に策定し、以後毎年度、数値目標等の進行管理と年度活動計画を策定している。（計画期間 平成12年度～16年度） また、要綱上必置の協議機関として、各市町とも独自の組織で対応している。		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を策定しているが、計画期間が平成16年度で終了する。 新要綱により対応する必要がある。（策定する上で必置の協議機関は、各市町とも独自の組織で対応している。）		
調整の考え方	平成16年度計画の終了により、調整する必要はない。 平成17年度以降については、新要綱に基づく新市の計画を策定する。		

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	圃場整備事業（県営負担金）		
事業目的・内容	土地及び水条件を改善し、生産性の高い土地利用型農業を確立するため、大規模圃場を整備するとともに、効率的で安定的な農業経営を目指す地域農業の担い手への農地の集積を図る。 また、農村地域における生態系の保全などの自然環境に配慮した圃場の整備を行う。		
合併に向けた課題	上三川町は、未実施であり、実施している各市町において、負担割合や負担率の決定方法に差異があるため調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	栃木県への負担金であり、各市町で現在実施している継続地区については現行の負担割合とし、平成17年度以降新規採択地区から宇都宮市の負担割合（地元負担を10%とし市の負担を調整）及び負担率の決定方法で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	基盤整備促進事業（補助金）		
事業目的・内容	農業用排水、農道、暗渠排水、客土、区画整理等の農業生産基盤を整備し効率的で安定的な農業経営を目指す。 また、農村地域における生態系の保全などの自然環境に配慮した圃場の整備を行う。		
合併に向けた課題	上河内町及び河内町は、未実施であり、実施している各市町において、補助率に差異があるため調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	事業主体である土地改良区への補助金であり、平成17年度以降新規採択地区から宇都宮市の現行の補助率（地元負担を10%とし市の負担を調整）で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	県単独土地改良事業（補助金）		
事業目的・内容	農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業に要する経費に対し土地改良区に補助をする。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・河内町が実施又は実施予定している事業であるが、補助率などに差異があることから調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度（土地改良事業等補助金交付要綱）を基準に補助率を調整する。（地元負担を30%とし市の負担を調整）		

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	市町単独土地改良事業		
事業目的・内容	農業生産基盤の整備を図るため、各種土地改良事業に要する経費に対して補助をする。 材料支給・水利用の安定化と維持管理の合理化を図るため、農業用排水路の整備に対して材料を支給する。また未舗装の農道の維持管理に敷砂利を支給する。		
合併に向けた課題	河内町は、未実施であり、実施している各市町において補助率、補助内容、採択要件及び補助率決定の根拠法令に差異があるため調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	市町単独補助事業については、宇都宮市の制度（土地改良事業等補助金交付要綱）を基準に、補助率、補助内容、採択要件及び補助率決定方法を調整する。（地元負担を50%とする） 材料支給については、宇都宮市の内規を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	米政策改革大綱に基づく見直し事務（16年度以降の生産調整対策）		
事業目的・内容	今後の水田農業の振興に向け、平成14年12月『米政策改革大綱』が決定し、「米づくりのあるべき姿（消費者・市場重視の売れる米づくり）」に向け、農業者・農業者団体主体の需給システムへの移行、助成体系見直し、計画流通制度の廃止など抜本的な見直しがされた。 16年度からの事業の円滑な移行に向け、15年度内に「地域水田農業ビジョン」を策定し、その中で、産地づくり対策や担い手農業者のリストアップなどに取組むとともに、新たな市・JA連携による推進対策も講じていく必要がある。		
合併に向けた課題	今後の生産調整対策を含む水田農業全体の指針となる「地域水田農業ビジョン」（15年度中に策定）やビジョンを策定する各市町の「水田農業推進協議会」組織、各地域（集落）の実施・推進体制（推進員、協力員等）等において、各市町間で異なっており、統一に向けた協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併までに基本的な仕組みは、統一した基準で実施できるよう調整を図る。ただし、各町で独自に実施している施策については、地域の実情を考慮して調整を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	地域営農システム確立事業		
事業目的・内容	水田麦・大豆の生産を振興し、生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、麦・大豆栽培関連機械の導入に対して助成する。 上三川町において、類似事業（麦生産振興対策事業）を実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、事業内容については、県単事業との整理を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	農業経営基盤強化推進事業		
事業目的・内容	土地利用型農業において、経営規模を積極的に拡大する農業者を育成するため、水稻栽培関連機械の導入に要する経費について助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	園芸振興対策事業		
事業目的・内容	園芸作物の生産振興を促進し、産地の育成強化を図るため、施設、機械等の導入に要する費用について助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町、河内町が実施しているが、対象事業、補助率に差があることから、関連事業（県事業等）との整理も含め、事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、事業内容については、県単事業との整理を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	野菜価格安定対策事業		
事業目的・内容	価格低落時の価格補てんにより、野菜の計画的生産出荷を推進するため、野菜価格安定事業における生産者負担造成額に対して助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町が実施している事業であるが、補助率等に差があること、また、上河内町、河内町においても野菜価格安定制度に加入している品目があるため、事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	関係市町の中で宇都宮市の制度の水準が最も高いことから、宇都宮市の制度に統一し、新市全域に事業を拡大する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	農業用廃ビニール処理対策事業		
事業目的・内容	農業用廃ビニールの適正処理の推進と施設園芸の健全な発展を図るため、農業用廃ビニールの処理費用に対して助成する。		
合併に向けた課題	各市町で当該事業を実施しているが、各市町の補助率に差があるため調整を図る必要がある。また、農協の補助率の差により生産者の負担率に差が出ているためその調整も必要となる。		
調整の考え方	各市町で実施しているが、行政の補助率、農協の補助率に差があり、農家の負担率に差がでていることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整し一元化する。 なお、実施主体である協議会については、広域農協に移管する方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	地力増強対策事業		
事業目的・内容	環境保全型農業の推進を図るため、土づくり関連機械の導入に要する経費に対して助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	生産振興総合対策事業		
事業目的・内容	国内農業生産の維持及び拡大並びに農業の自然循環機能の維持増進による持続的な発展を図るため、食料・農業・農村基本計画及び「食」と「農」の再生プラン」に示された方向に即して、作物ごとの生産・流通に係る課題の解決、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立を目的とした国庫事業。 土地利用型作物や花き、苺、梨を対象とする農作物供給体制確立事業（ソフト事業）、稲わら収集機材を対象とする耕種作物活用型飼料増産対策事業（ハード事業）、梨を対象とする植物防疫推進事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが共同利用施設の「上乗せ補助」を実施しているが、関連事業との整理など「上乗せ補助」の実施について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	ソフト事業等については、各市町において同様に実施しているが、共同利用施設の上乗せ補助については、宇都宮市のみが実施しており、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	農作物被害調査事務		
事業目的・内容	暴風雨、豪雨、地震、低温、降霜、降雹、干ばつによる農作物及び関係施設等の被害調査。		

	災害発生状況を把握するとともに、被害に対する救済措置等を行う。
合併に向けた課題	災害時の助成措置に対する独自の交付要綱を制定しているのは宇都宮市のみであり、各町については、県災害対策特別措置条例を適用しており、独自の助成制度を有していないことから、県条例で認定されていない災害に対する助成について調整の必要がある。
調整の考え方	各町については交付要綱を制定していないことから、合併時において、市長による独自の災害指定を謳っている宇都宮市農業災害補助金等交付要綱を適用する。

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事業名称	農業金融対策事業		
事業目的・内容	長期かつ低利の農業近代化資金等の融資を円滑にするため、当該資金に係る利子補給金を交付することにより、農業者の資本装備の高度化、農業経営の改善を図る。		
合併に向けた課題	各市町村で農業者に対する利子補給率が異なる。また、利子補給の対象となる区分も異なる。 単独事業の有無について調整の必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で事業に対する制度の基準が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、各町において事業を実施できるようにする。 ただし、過去の借入分については、それぞれの市町の制度基準に基づき行うものとする。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事業名称	畜産経営環境対策事業		
事業目的・内容	家畜ふん尿処理体系の確立を図るための施設・機械の整備を促進する。 また、粗飼料の生産拡大を図るため飼料生産用機械の導入を促進する。		
合併に向けた課題	県単事業の補助の上乗せ率については各市町同じであるが、単独事業を行っているのは宇都宮市だけであるため、新市における実施事業の内容について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	関係市町の中で宇都宮市の制度の水準が最も高いことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事業名称	家畜伝染病予防対策事業		
事業目的・内容	予防接種の推進による家畜伝染病の発生の予防と、衛生対策により畜産経営に起因する悪臭・衛生害虫の発生を未然に防止し、畜舎周辺環境の改善を図る。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容が異なることから、新市における実施事業の内容について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり、宇都宮市の補助内容・補助率を基準に調整を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	優良繁殖雌牛導入事業		
事業目的・内容	育種価の判明した繁殖雌牛の導入を促進し、和牛繁殖基盤の強化や育種価の判明した和牛肥育素牛生産の拡大を図るため、農協が実施する優良繁殖雌牛導入事業に対してその事業費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	既存の家畜改良整備促進事業のうち、宇都宮市が実施している事業に替わる事業であるため、家畜改良整備促進事業の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	牛受精卵移植促進事業		
事業目的・内容	受精卵移植技術の利用を促進し、優良な和牛肥育素牛の生産拡大を図るため、畜産農家で構成する推進団体が実施する受精卵移植促進事業に対してその費用の一部を補助する。		
合併に向けた課題	既存の家畜改良整備促進事業のうち、宇都宮市が実施している事業に替わる事業であるため、家畜改良整備促進事業の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	農地流動化の推進事業		
事業目的・内容	効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が地域農業の過半を担う農業構造を確立するため、認定農業者等への農地の集積など農地流動化を推進する。 宇都宮市、上三川町、上河内町の1市2町では、農業公社を設置し農地流動化を推進しているが、河内町については、担当所管部局が行っている。		
合併に向けた課題	市町により農業公社の設置の有無や公社の事業内容等が異なるため、設置されていない町の今後の推進方策や公社に対する運営費補助などの協議・調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市、上三川町、上河内町の各農業公社を統合する方向で調整する。 また、農地流動化事業を新市全域に均一に実施することができるよう、旧町の農業公社の支所としての位置付けや専任職員の配置、さらに農業公社の無い河内町についても、支所機能を検討する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	認定農業者の確保・育成事業		
事業目的・内容	経営改善に意欲ある農業者を認定農業者として確保し、経営規模拡大に向けた農地の集積などの支援策を実施することにより、農業の中核を担う経営体として育成する。 農業経営改善計画の認定基準については、各市町とも独自の実施要領を定めており異なっている。また、要件審査の機関や開催数など、各市町ともに異なっている。 経営規模拡大奨励金交付制度については、単独で実施している宇都宮市、上河内町、河内町の中でも、要件や単価など異なっている。 経営改善に資する研修会の開催については、各市町とも実施しているが内容などが一部異なっている。		
合併に向けた課題	各市町とも、農業経営改善計画の認定基準や要件審査の機関、開催数が異なっており、協議・調整が必要である。経営規模拡大奨励金交付制度についても、各市町とも交付要件が異なっているため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	認定農業者の認定基準については、新市移行後、速やかに基本構想を策定するとともに、新たな認定基準を定める。また、認定審査の機関、回数等については、宇都宮市を基準に一本化する。 経営規模拡大奨励金制度については、交付単価等の最も高い宇都宮市の制度に一本化する。経営改善の研修会については、宇都宮市を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	農業・農村男女共同参画推進事業		
事業目的・内容	農業及び農村における男女共同参画社会形成に向け、「ビジョン」の策定を行い、達成に向けた施策の推進を図る。		
合併に向けた課題	個別に計画を策定済・策定中であり計画の統一が必要となる。		
調整の考え方	合併市町で同じ事業を実施していることから、ビジョンの内容、推進体制について、合併後見直し調整を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	農道整備事業（県単）		
事業目的・内容	農道を舗装することにより運搬中の作物の荷傷みの軽減、また沿線の農作物への砂じん被害の防止を図る。 圃場整備事業実施地区の幹線的な農道の舗装整備を行う。		
合併に向けた課題	上三川町は、未実施であり、実施している各市町において、設計・積算手法に差異があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	設計・積算ともに宇都宮市の制度・手法を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	農道整備事業（市町単）		
事業目的・内容	農道を舗装することにより運搬中の作物の荷傷みの軽減，また沿線の農作物への砂じん被害の防止を図る。 圃場整備事業実施地区の農道の舗装整備を行う。		
合併に向けた課題	上三川町が未実施であり，実施している各市町において，積算システムの利用に差異があることから調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町で異なっている積算システムの利用については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	農業集落排水事業		
事業目的・内容	農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持や農村の生活環境の改善を図り，併せて，公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落におけるし尿及び生活雑排水の処理施設（管路施設，処理場）を整備する。		
合併に向けた課題	上河内町は未実施であり，事業実施している各市町においては，計画期間，内容に差異があるため，新市の計画のあり方について調整を図る必要がある。 また，管路工事の設計積算方法にも差異があるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17年度以降は上三川町のみが実施予定の事業であり，計画期間，内容については新市に引き継ぐものとし，管路工事の設計積算方法については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	認定農業者連絡協議会		
事業目的・内容	各市町において，認定農業者間の相互研鑽等を目的とした認定農業者協議会を設置している。 協議会に対する予算措置は，各町が補助金の交付，宇都宮市だけが研修会等の支援経費を直接経費として対応している。 また，各市町とも河宇地区認定農業者連絡協議会に加入している。		
合併に向けた課題	協議会に対する予算措置は，各町が補助金方式であり，宇都宮市のみが補助金方式でない。 支援金額等の水準にもばらつきがあり，補助金方式か，直接経費で対応するか等の予算措置について，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	今後とも認定農業者協議会の活動支援を行っていく必要があり，新市移行後，宇都宮市を基準に協議会を統合する。 予算措置については，各市町のこれまでの事業の経緯等から，新市に移行後，補助金の交付方式とする。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	生活改善クラブ協議会		
事業目的・内容	農村地域において健全で明るい家庭と環境作り，女性の地位の向上と社会活動への参画を推進する。 生活改善クラブ協議会が行う農業機械等免許取得研修，先進地視察研修，リーダー研修会，加工研修，広報活動などの事業活動に対し，活動費の 1/2 の補助を行う。		
合併に向けた課題	組織再編，組織のあり方の調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町において同じ事業を実施していることから，団体補助を事業補助に移行し，宇都宮の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	農業農村活性化塾		
事業目的・内容	農業農村の活性化を図るため，農業者をはじめ，消費・流通関係者など幅広い層からなる協議機関を設置する。 宇都宮市，上三川町で設置しており，宇都宮市は塾を経営対策体制整備事業の「経営・生産対策推進会議」として位置付けており，上三川町では休止中となっている。		
合併に向けた課題	塾の活動支援を行っているのは宇都宮市だけであることや塾の設置がない町，活動休止中の町があることから，組織や事業実施のあり方などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	今後とも，農業農村活性化塾の活動支援を行っていく必要があり，新市移行後，宇都宮市の制度を基準に，合併時において一本化する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	農村青少年クラブ協議会		
事業目的・内容	優れた経営感覚を持った農業者の育成や地域農業の担い手を確保するため，農業機械等免許取得研修，先進地視察研修，全国農業青年交換大会，県内農業青年交流会など，農村青少年クラブ協議会の事業活動に活動費の 1/2 の補助を行う。		
合併に向けた課題	組織再編，今後の補助金のあり方の調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間で同様の事業が存在するが，事業に対する制度が異なることから，宇都宮市の制度を基準に調節するものとし，各町において事業を実施できるようにする。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	土地改良施設維持管理適正化事業		
事業目的・内容	合理的で安定的な農業用水の確保により農業生産性の向上を図るため，かんがい排水施設（取水堰用排水施設）の更新・補修・管理，水害の防止などの維持管理事業を実施する。		

合併に向けた課題	実施している各市町において補助率、補助の時期及び土地改良区への指導事務の有無など差異があるため調整を図ることが必要である。
調整の考え方	各市町で現在実施している継続地区については、現行の補助率・補助の時期とし、平成１７年度以降の新規採択地区から宇都宮市の現行の補助率・補助の時期及び土地改良区への指導事務で調整する。

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	県営ため池等整備事業		
事業目的・内容	西鬼怒川水系古用水今里地内のずい道は、昭和１５年に竣工し、老朽化が激しい為改修工事が必要である。平成１４、１５年で調査を行い、１７、１８年に改修工事を実施する予定。		
合併に向けた課題	工事実施に際して地元土地改良区との負担割合を決める必要がある。		
調整の考え方	栃木県への負担金であり、平成１７年度以降の事業であることから宇都宮市の現行の負担割合で調整する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	県単・市町単林道整備事業		
事業目的・内容	森林の適正な維持管理と林業経営の安定を図るため、林道等の舗装工事や交通安全施設等を整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上河内町で実施している県単林道事業については、現在、他町では実施しておらず、林道管理者が異なることにより事業手法の違いがある。また、交通安全対策事業については、宇都宮市のみが実施しており、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町により事業の直営・委託に差があることから、コスト等を考慮し、宇都宮市の制度を基準に公共的団体に委託する方向で調整する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	民有林整備事業		
事業目的・内容	森林の持つ多様な機能の高度発揮と優良材の育成を図るため、民有林の保育・間伐等により森林を整備する。		
合併に向けた課題	事業を実施している宇都宮市、上河内町において、補助業務の流れや補助率の違いがあるので、調整を図ることが必要になる。 また、事業を実施していない上三川町、河内町においても、地域森林計画対象民有林の整備が補助対象となることから、調整を図ることが必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市・上河内町のみ事業を実施しているが、行政サービスを一定に保つため、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、他町において事業を実施することができるよう、要綱を改正する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	市町有林・部分林整備事業		
事業目的・内容	市町有林・部分林の生産力の向上と森林資源の造成を図るため、市町有林施業計画に基づき森林整備を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上河内町が実施している事業であるが、事業実施のあり方や整理・統合などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	市町有林管理事業		
事業目的・内容	市町有林を適正に管理するため、市有林管理委員会などの答申に基づき、森林国営保険に加入するなど市町有林の適切な管理処分を行う。また、非常勤職員等による市有林パトロールの実施など市町有林の保全管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町が実施している事業であることから、事業実施のあり方や整理・統合などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	特用林産振興対策事業		
事業目的・内容	特用林産物（しいたけ等）の生産性の向上と産地の育成強化を図るため、生産施設の整備等を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で実施している事業であるが、新市として特用林産物の生産振興を促進するため、補助率等の統一や事業実施のあり方などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が複数存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、他町において事業を実施することができるよう、要綱を改正する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	松くい虫調査・防除事業		
事業目的・内容	松くい虫による森林被害を防ぐため、松くい虫被害木調査を行い、森林における松くい虫により当年枯死した被害木の状況（本数、直径等）を調査し、また、松くい虫被害木伐倒駆除により、松くい虫被害木調査により確認した被害木を伐倒、薬剤散布または焼却し駆除する。		
合併に向けた課題	平成14年度に「松くい虫調査・防除事業」を行っていない町においても、今後気象状況によっては被害が発生する可能性があるため、一体的に調査・防除する必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、行政サービスを一定に保つため、各町においても被害状況に応じて実施する。
--------	---

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	有害鳥獣捕獲許可事務		
事業目的・内容	鳥獣による農林水産業への被害を防止し、農林水産業の健全な発展を図るため、有害鳥獣捕獲駆除する申請者に対する許可を与える。		
合併に向けた課題	有害鳥獣の捕獲範囲が広域となり、捕獲時期も重なるため、許可に当たり、申請者に対し、申請書の提出期限を厳守するよう指導する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	親子森林体験教室事業		
事業目的・内容	親子を対象に豊かな自然を持つ森林において、自然を愛し、豊かな心を育むとともに、森林の恵みや森林・林業への理解を深めるため、森林体験教室を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるが、市域が拡大することから、事業のあり方など調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、親子森林体験教室事業については、各町との調整を図り、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	林業	小 分 類	林業の振興
事 業 名 称	森林体験の森づくり事業		
事業目的・内容	水源かん養機能、山地災害の防止機能、保健休養などの公益的機能と木材生産機能を持つ森林に対する市民の理解促進を図るため、森林公園内の市有林を活用し、森林体験の森を整備する。 キャンプ場や隣接するバーベキュー場等の利用者への景観向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業のため、各町の類似する事業との調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、森林体験の森づくり事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	林業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	森林ボランティア育成事業		
事業目的・内容	15歳以上の市民等を対象に、森林・林業への理解を深め、森林の持つ公益的機能を維持するため、市有林等での下刈や間伐等の森林整備を行い、森林ボランティアを育成する。		

合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるが、市域が拡大することから、事業のあり方など調整を図ることが必要である。
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、森林ボランティア育成事業については、各町との調整を図り、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	林業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	林業振興会		
事業目的・内容	各市町における林業の振興を図るため、森林所有者で林業技術、林業経営等の向上を目指す研究グループである林業振興会の運営補助事務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市林業振興会と上河内町林業振興会があり、その統合等の調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	市町により運営補助に差があることから、宇都宮市の制度を基準とし、合併までに、補助金を廃止する方向で、また、団体の統合について調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	農業	小 分 類	計画
事業名称	農業振興地域整備計画の適正管理		
事業目的・内容	農業の健全な発展を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地の適正な管理等を行う。 ・特別管理 各市町において、法定見直し実施年月、見直しに係る農用地の除外の凍結年月は異なっている。 ・一般管理 各市町において、農用地の除外の実施回数や受付月は異なっている。 ・農用地管理台帳の電算利用については、宇都宮市と上河内町の2市町で行っているが、そのシステムが異なっている。(宇都宮市のGIS農用地管理台帳システムは15年度構築予定)		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を策定しており、計画の期間や農用地区域の設定など計画内容が異なっているため、新市として計画の策定が必要である。農用地除外の受付・審査事務や電算システム利用など各自治体ごとに独自に実施しており、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の次回見直し年度に合わせ、平成19年度に新市の計画を策定する。それまでは旧市町単位の計画書で管理する。(平成17年度については、旧市町単位での一般管理事務とする) 一般管理事務については、宇都宮市の制度に合わせ年3回受け付けとし、受付・審査事務は、地域行政機関が実施する。また、審議会は一本化する。 宇都宮市以外については、平成19年度の計画見直し後、GISシステムを順次拡大していく。		

中 分 類	農業	小 分 類	計画
事業名称	食料・農業・農村基本計画（市町独自計画）		
事業目的・内容	近年の農業を取り巻く環境の変化に対応した農業行政を展開するため、地域特性を活かした農業・農村振興策や食料施策を含む市町独自の基本計画を策定する。 宇都宮市のみ14～15年度2か年で策定している。(計画期間は平成16～25年度の10年間、5年毎に見直しを実施)		
合併に向けた課題	各町は独自計画を有しておらず、宇都宮市の計画全体の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の計画を基準に、5年後の見直し時期(平成20年度)に、新市全体を対象とする計画の見直しを実施する。		

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	圃場整備事業（推進事業）		
事業目的・内容	土地改良事業を実施するための計画策定業務や土地改良区等が事業実施する場合に円滑な管理運営を図るための推進業務・補助執行業務を行う。 計画策定業務における農村環境計画策定では、今後の農業農村のあり方や土地改良事業等の整備などに関する基本計画の策定を行う。		
合併に向けた課題	農村環境計画策定について、策定の時期などに差異があることから、調整を図ることが必要である。 土地改良区等への推進業務・補助執行業務についても、補助金の有無などに差異があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	土地改良区等への推進業務・補助執行業務について、土地改良事業実施中の土地改良区においては、事業の継続性・周辺地区との公平性を確保するため事業完了まで現行の制度を継続し、合併後の新規採択地区への対応については、新市に移行後速やかに宇都宮市の制度を基準に調整する。 農村環境計画については、合併までに新市としての策定の方角付けを行い、宇都宮市の策定時(H17,18)に実施・未実施の各町を包括した形で、新市としての計画を策定する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	学校体験農園設置事業		
事業目的・内容	児童・生徒の、農業及び食への理解や関心を深めるため、学校教育の一環として、農作物の栽培体験をする農園の設置に要する経費に対して助成する。 各市町で実施しているが、対象、補助額に差がある。		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが、対象、補助額に差があるため、事業の実施方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	関係各市町で実施している事業であるが、対象、補助額、実施方法に違いがあることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	麦生産振興対策事業		
事業目的・内容	水田麦等の生産を振興し、生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、麦作振興に寄与する大型機械（トラクター）の導入に対して助成する。 宇都宮市において、類似事業（地域営農システム確立事業）を実施している。		

合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。
調整の考え方	上三川町内の営農集団を対象に継続して実施してきた事業であり、要望もあることから、宇都宮市の制度を基準に合併時に統一した対応をとることが困難であるため、新市に移行後、速やかに調整する。

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	家畜改良整備促進事業		
事業目的・内容	優良な素畜の導入促進と品質面で有利性が確保できる畜産物の生産拡大を推進し、畜産農家の経営安定を図る。		
合併に向けた課題	事業を実施しているのが宇都宮市と上三川町であるが、宇都宮市は平成15年度で終了し上三川町のみが実施する事業となるため、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	上三川町内の酪農家を対象に実施してきた事業であり、要望もあることから、宇都宮市の制度を基準に合併時に統一した対応をとることが困難であるため、合併までに事業実施の継続、縮小、廃止など方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	育成牛預託事業		
事業目的・内容	乳用育成牛の公共牧場等への預託を推進し、後継牛の健全な育成及び生産コストの低減並びに労働負担の軽減を図るため、預託費用の一部を助成する。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	上三川町内の酪農家を対象に実施してきた事業であり、要望もあることから、宇都宮市の制度を基準に合併時に統一した対応をとることが困難であるため、合併までに事業実施の継続、縮小、廃止など方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	地域防除体制整備事業		
事業目的・内容	病虫害防除を地域（複数の集落等）単位に実施することにより、事業の効果と生産コストの軽減を図るため、大型防除機（ブームスプレーヤー）の導入に要する経費について助成する。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施する事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	本事業については、今後どのような防除体制を確立していくかの検討も必要であり、合併時に統一した対応をとることが困難であるため、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	農業士・女性農業士の推薦事務		
事業目的・内容	知事が認定する農業士・女性農業士・名誉農業士の推薦を行う。		
合併に向けた課題	農業士，女性農業士，名誉農業士については，県の要領に基づく定数があるため，地域間調整が必要である。		
調整の考え方	栃木県農業士等認定申請要領に基づき実施している事務であり，推薦要領等の整備などにより，新市に移行後速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	農協生産部会育成事業		
事業目的・内容	河内町において，町が首都圏農業戦略品目として推進した5品目（苺，にら，茄子，ねぎ，花卉）はもとより椎茸，梨，梅，春菊，玉葱，麦，大豆等において，先端技術の活用や共同利用施設，機械等の整備を推進し周年供給，高品質，低コスト生産体制整備を図るなど高度な園芸等の産地育成を図っていく必要がある。また，肥育牛専門部河内支部については，家畜の肉質向上や自給飼料作付拡大等の図っていく必要がある。それぞれの生産部会において行われる生産技術向上等の取組に対しての支援（育成）を行う。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業あり方や整理などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	地域に及ぼす影響などを勘案し事業実施の必要性があるため，合併までに方向付けを行い，新市に移行後速やかに廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農村地域の活性化
事 業 名 称	景観形成作物導入促進事業		
事業目的・内容	上河内町において水田を活用して景観形成作物を導入（ホテイアオイ1.2ha）し，水田の有効利用と魅力ある田園風景の形成を図る。		
合併に向けた課題	上河内町のみが実施している県単補助事業であるが，事業実施の必要性について，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	実施の有無は，地域の特性や実情に基づき判断されるが，新市に移行するにあたり，基準の統一を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	イベント
事 業 名 称	地域米消費拡大事業		
事業目的・内容	農村環境改善センターにおいて「郷土食を考える集い」を開催し，上三川産米の PR としておにぎりづくりの体験など消費者との交流を通じ，本町農業に対する理解と関心を深め，米の消費拡大を促す。また，小学校に出向いて児童・親を対象に太巻き寿司づくり体験を開催。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが，実施の有無も含めて検討する必要がある。		
調整の考え方	平成16年度以降に実施する「地産地消推進事業」の中で位置付けし，調整を図るものとするが，地域の独自の事業として継続する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	農業振興対策審議会		
事業目的・内容	首長の諮問に応じ、総合農政の推進、農業地域の整備、農業構造改善事業の推進等農業振興対策に関する重要事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	審議事項や審議会のあり方（委員の選任方法、報酬額等）の整理・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	審議基準を一定に保つため、新市に以降後速やかに一本化を図る。報酬や業務などは宇都宮市の基準に合わせたものとする。委員は、宇都宮市の構成を基本とする。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	家畜防疫団体連絡協議会		
事業目的・内容	家畜の健康保持と自衛防疫推進のため、家畜の健康保持及び伝染病等に関する情報提供、各種伝染病予防のための予防接種、畜舎の消毒等予防措置に関する指導、役員会・総会の開催、補助金請求事務を行う。		
合併に向けた課題	団体運営の事務局を行政が担っている場合と農協が担っている場合があることから、対応を調整することが必要である。		
調整の考え方	防疫活動の合理化、効率化を図るため、各市町に所在する団体の統合に努めるとともに、各組織で異なっていた団体運営事務局の所在についても農協等関係団体との調整により一元化を図っていく。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	酪農組合		
事業目的・内容	酪農経営の安定と発展を図るため農家相互の連絡を密にし酪農経営に必要な事業の推進に努めるとともに組合員の福利増進を期するため、各種伝染病予防のための予防接種、家畜の健康保持及び伝染病等に関する情報提供、酪農に関する研修会、役員会・総会の開催、補助金請求事務を行う。		
合併に向けた課題	団体運営の事務局を行政が担っていることが適正であるのか検討の必要がある。		
調整の考え方	酪農組合の組織拡大と活動の発展を図るため各市町に所在する酪農組合の統合を推進するとともに、行政が行っている団体運営事務局の所在についても、酪農とちぎ等関係団体との調整を行い再検討を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	土地改良協議会		
事業目的・内容	土地改良協議会は、会員相互の研鑽と行政等関係機関との連携強化のもと、土地改良区の適正な管理運営と土地改良事業等の円滑な推進を図る。 宇都宮市、上河内町、河内町では、土地改良協議会の事務局事務を担当し、会員間の連絡調整を図りながら、協議会の円滑な運営を図る。		

合併に向けた課題	協議会を設置していない町もあることから、協議会の新市への拡大、又は整理統合のあり方について、調整を図ることが必要である。 また、協議会を有している市町の補助金の有無などに差異があることから、調整を図ることが必要である。
調整の考え方	土地改良協議会は、各土地改良区の連絡調整を図るうえで重要な組織であるため、合併まで現行のまま運営し、新市に移行後、速やかに設置範囲を新市に拡大するよう調整する。 協議会への対応については、市町により補助金の有無や運営方法に差異があり土地改良区の運営に混乱を及ぼすため、宇都宮市の制度を基準に合併までに組織の見直し等の方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事業名称	土地改良区		
事業目的・内容	土地改良区の適正な管理運営のための指導業務や組織力強化のための統合整備事業を行う。		
合併に向けた課題	土地改良区の指導業務への市町職員の係わり方や運営費補助金の有無などに差異があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	土地改良区の指導業務については、各市町で差異があることから、宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 上三川町の運営費補助については、土地改良区の統合整備に伴う新設改良区の育成強化を目的としており運営に混乱を及ぼすため、その趣旨を踏まえ合併まで現行のまま運営し、新市に移行後、段階的に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事業名称	各種団体育成		
事業目的・内容	農業関係団体の活動を助長することにより、農業の振興を図ることを目的として、青果物専門部会連絡協議会、農業経営者協議会、花き振興協議会、営農集団連絡協議会に対し運営補助を行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみ実施している事業であるが、事業実施の継続、縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。 なお、農業経営者協議会については、平成16年度に解散予定。		
調整の考え方	地域に密着した事業活動をしており実施の必要性がある。しかし、市町間で運営補助についての調整を図る必要性があるため、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事業名称	畜産集団育成推進事業		
事業目的・内容	畜産関係団体の活動を助長することにより、畜産の振興を図ることを目的として、上三川町酪農組合、上三川町肥育牛振興会、上三川養豚部会、上三川町西南部肉用牛振興組合、上三川町中部堆肥生産利用組合、		

	上河内町酪農組合に対し運営補助を行う。
合併に向けた課題	上三川町、上河内町が実施しているが、事業実施の継続、縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。
調整の考え方	各町の地域の事情等により実施してきた経緯等を考慮し、事業実施の継続、縮小など実施のあり方について合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整を行う。

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農業構造改善センター		
事業目的・内容	農業経営及び農村生活の改善合理化並びに農村地域住民の健康増進と連帯感の醸成を図るため、大会議室兼体育室、卓球室、研修室、和室、食品加工室、図書資料室、農業情報室、テニスコートの貸出及び管理を行う。		
合併に向けた課題	施設内容や利用状況から判断すると、農業上の利用形態が異なっていることから、調整が必要である。		
調整の考え方	新市に移行後、地域のコミュニティ施設としての位置付けで、調整を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農事集会所		
事業目的・内容	農村地域住民の連帯感の醸成及び地域農業構造の再編を図るため、河内町に2ヶ所（下岡本農事集会所・下田原農事集会所）設置されている。施設の管理を地元自治会に委託しており、地元自治会の公民館的な使用に供されている。		
合併に向けた課題	河内町にしかない施設で、自治会の公民館的な使用になっている施設もあるので自治会への移行・廃止を含め調整が必要。		
調整の考え方	施設については現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営については、新市に移行後、地域のコミュニティ施設として位置付ける方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農業集落排水施設		
事業目的・内容	処理施設からの排出基準を確保するため、処理場の保守点検、水質管理、汚泥処理などの巡回管理や設備機器類・管路修繕等施設の適正な維持管理を行う。		
合併に向けた課題	供用開始している各市町において、施設管理のうち巡回管理はすべて業者委託しているが、日常管理・汚泥処理や管路等の修繕方法に差異があるため調整を図ることが必要である。 また、上河内町は、未実施である。		
調整の考え方	巡回管理については、宇都宮市の制度を基準に調整するが、日常管理・汚泥処理や修繕方法に差異があることから、新市に移行後速やかに調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	首都圏農業パワーアップ推進事業		
事業目的・内容	土地利用型作物の生産体制の構築を前提として、園芸作物の生産拡大を総合的に図る、地域農業のシステム化を図るとともに、安全・安心な農産物の供給体制や省力的で快適ないちご生産体制の確立、地域性豊かな園芸産地の育成、土地利用型作物の効率的生産体制の確立を図ることにより、「地域が輝く首都圏農業」の確立を目指す県の事業。 事業は各市町で実施しているが、上乗せ補助は上三川町と上河内町が実施している。		
合併に向けた課題	「上乗せ補助」を実施しているのは上三川町と上河内町であるが、「上乗せ補助」について市町単独事業との整理など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	上三川町においては、認定農業者に関する上乗せ補助について、平成15年度より10%とした経緯もあり、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	農林産物ブランド化推進事業		
事業目的・内容	生産された農林産物の消費拡大を図り、将来的な農林業経営の安定と消費者への信頼性を確保するため、優良農林産物のブランド化事業を推進する。 宇都宮市と上河内町が実施しているが、事業内容、対象品目に違いがある。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町（鬼怒の舞ブランド販売促進協議会補助）で実施している事業であるが、事業内容、対象品目等に違いがあることもあり、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上河内町では、推進体制等に違いがあり、合併時に統一した対応が困難であることから、新市においても当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 なお、米以外については、原則として宇都宮市の制度を拡大することとし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	水稻病虫害防除事業		
事業目的・内容	農薬取締法の改正等、また周辺環境への配慮等から農薬航空散布による一斉防除が難しくなったため、これに変わる個人防除として箱施用剤を使用した生産者（生産調整目標達成者）に対し、購入経費の一部を上三川町水稻病虫害防除協議会を通して助成する。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、助成の有無について調整する必要がある。		
調整の考え方	水稻病虫害予防関連事業については、各町の対応の差が大きいことから、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、段階的に、統一した対応を調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	有害鳥獣駆除事業		
事業目的・内容	鳥獣の農林水産業に係る被害を防止するため、有害鳥獣（カラス、カモの駆除）の捕獲駆除を実施する。（農業者からの申請に基づき町が駆除を実施）		
合併に向けた課題	宇都宮市以外の各町で実施されている事業である。事業実施のあり方や整理、統合などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町で実施している事業であり、宇都宮市の制度を基準に、合併後直ちに統一した対応をすることが困難な事業であるため、合併後、段階的に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	農村女性起業活動促進事業		
事業目的・内容	農産加工技術研修会や、先進地視察を実施し農村女性の経営・生産技術の向上を図り地域活性化につなげる。		
合併に向けた課題	実施している事業内容・事業手法が異なることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	男女共同参画社会の実現のために有効な事業である。しかし、合併市町で同様な事業を展開していることから、当分の間現行どおりとし、段階的に事業の拡大を図る。 なお、宇都宮市においては、H16年度から農村女性支援事業に再編し事業の充実を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	イベント
事 業 名 称	農林業祭		
事業目的・内容	地場産の安全・新鮮な農産物等のPRや消費者と生産者との交流を通じ、農林業に対する理解と関心を深めるため、収穫の秋を楽しむ食と農に関する総合的なイベントを開催する。		
合併に向けた課題	農林業を中心とした事業は宇都宮市のみで実施。各町は総合的な町の事業として実施している状況であり、実施団体の構成や開催日や開催場所、財政負担（市及び農協等の補助金や交付金等）なども含め、事業実施のあり方や整理・統合などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で、それぞれに特徴を持たせた事業であり、また、農林業のみでなく商業や福祉など総合的なイベントとして開催していること、新市の区域が広範となることなどから、当分の間、継続して開催するものとする。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	地区農業協力委員		
事業目的・内容	農林行政の円滑な運営と、普及指導の徹底浸透を図るため、「地区農業協力委員」を設置し、農政に関する業務を依頼する。（農業協力委員の主		

	な業務は、集落の各農家へ行政からの通知の配付、生産調整推進事務など)
合併に向けた課題	協力委員の業務内容、選任方法や人数、報酬額などの整理や調整を図る必要がある。
調整の考え方	主な業務が生産調整に関するものであり、平成16年度から生産調整の方法が変わることにより、確認等も現行の体制・方法の変更が考えられることから、現時点での調整は困難であり、新たな体制等を視野に入れた調整を行う。

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事業名称	水稲病虫害防除事業協議会		
事業目的・内容	病虫害防除は、「いもち病」「紋枯病」等の被害を少なくし、基幹作物である「水稲」の安定した収量を確保するため行っている。水稲病虫害防除事業協議会が取り組む広域的な防除事業に対し補助を実施する。		
合併に向けた課題	河内町で実施している事業であるが、上三川町でも水稲病虫害予防事業として実施されており、事業実施のあり方や整理、統合などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	水稲病虫害予防関連事業については、各町の対応の差が大きいことから、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、段階的に、統一した対応を調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事業名称	担い手育成地域営農集団		
事業目的・内容	経営の零細な農家が多く占める地域において営農集団の育成強化と経営基盤の強化・合理化を推進するため、営農集団（1集団）に対して団体運営補助を行う。（県単事業）		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、当該事業について実施の継続や廃止・縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	上三川町において実施している事業であるが、これまでの事業実施の経緯等から、新市において統一した対応を取ることが適切ではないので、当分の間は現行どおりとし、段階的に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事業名称	農業機械士協議会		
事業目的・内容	農業機械の近代化及び効率的利用を促進するとともに、農業経営の発展と安定に資するため、農業機械士の知識技術の向上を図る。 協議会は上河内町・河内町2町において設置している。		
合併に向けた課題	協議会組織・補助金の支出についても2町だけだが、農業機械士は他市町のもいるので存続を含め調整を図る必要がある。		
調整の考え方	全国農業機械士会の会長職に河内町の農業士が就任していることから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農産加工所（研修施設を含む）		
事業目的・内容	地元農産物を素材にした加工技術の習得及び農業の理解の浸透を図るため、体験教室の開催、特産品等の開発、農産加工物生産・販売を行う。		
合併に向けた課題	実施している事業内容や施設の設備及び管理形態が市町により異なる。		
調整の考え方	施設の設備、実施事業等が市町により全く異なるため、新市に移行後も当分の間現行通りとする。 段階的に管理主体や事業内容・利用料金等について統一を図る等の調整を図る。		

中 分 類	農業	小 分 類	施設
事 業 名 称	農業集落排水施設（使用料等）		
事業目的・内容	農業集落排水事業特別会計の適正な運用を図るため、処理施設使用料の賦課徴収を行う。 農業集落排水事業区域内の水洗化の促進と農業集落排水処理施設への速やかな接続を促進するために、水洗化資金の融資あっせん及び利子補給を行う。 また、宅地内に排水設備を設置するときには検査確認を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、使用料の設定・徴収方法、融資条件、手数料に差異があることから、調整を図ることが必要である。 また、電算システムについても差異があることから、調整を図ることが必要である。 上河内町は未実施である。		
調整の考え方	使用料の設定・徴収方法については、新たに負担増となる市町においては、関係住民への影響が大きいことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 融資条件や手数料については、料金体系に差異があることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに統一した基準に調整するものとする。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	農業	小 分 類	土地基盤整備
事 業 名 称	基盤整備促進事業（負担金）		
事業目的・内容	南河内町に属する土地改良区が、老朽化により機能低下した農業水利施設（取水堰）の改修を行い、効率的な農業生産を図ると共に施設の信頼性の向上を図ることを目的に実施する事業に対し、受益地が上三川町の行政区域を含んでいることから、当該土地改良区に補助する南河内町に応分の負担をする。		
合併に向けた課題	平成15年度のみ事業であるため、合併に伴う課題はない。		
調整の考え方	平成15年度のみで実施する事業のため、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	水田農業経営確立対策事業（15年度）		
事業目的・内容	食料の安定供給の確保、水田農業の持続的な発展を目指して、「需要に応じた米の計画的生産（米の生産調整）」と「減反水田を有効利用した麦・大豆等の土地利用型作物の生産拡大」により、収益性の高い安定した水田農業経営の確立を図る。		
合併に向けた課題	現対策による「米の生産調整」は、15年度で終了し、「米政策改革大綱に基づく見直し事務（16年度以降の生産調整対策）」に引き継ぐ。		
調整の考え方	国の制度変更を受けて15年度で事業が終了となるため、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	米穀の計画出荷事務（15年度で廃止）		
事業目的・内容	主食である米の安定供給を確保するため、国が管理する米穀流通制度に基づき、と連携し、農業者ごとの政府への出荷米数量を決定し、国及び県に報告するもの。 「米政策改革大綱」による見直しにより、これまでの制度は廃止され、市町村における現事務は廃止される。		
合併に向けた課題	特に無し（法に基づく、統一事務である上、16年度からは事務廃止）		
調整の考え方	国の制度変更を受けて事務事業が廃止となるため、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	米穀小売業登録事務		
事業目的・内容	計画流通米の卸売り業務または、小売の業務をおこなおうとするものに対し、申請に基づき販売所の所在地、名称等の登録を行う。		
合併に向けた課題	平成16年4月から関東農政局栃木農政事務所が行うため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	平成16年4月から関東農政局栃木農政事務所が行うため、市町村単位での登録は廃止となる。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	輸入急増農産物対応特別対策事業		
事業目的・内容	野菜の輸入急増に対応して、消費者や需要者のニーズに対応した生産・流通分野の構造改革を促進し、国際競争にも耐えうる体質の強い産地体制を確立することを目的とした国庫事業。 平成15年度に「トマトの鉄骨ハウス整備事業」を宇都宮市と上三川町が実施しているが、上乗せ補助は上三川町のみが実施している。		
合併に向けた課題	鉄骨ハウス等に対する「上乗せ補助」については、上三川町のみが実施しているが、その他の施設整備も含め「上乗せ補助」について、関連事業との整理など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	本事業は、平成14～16年度の3ヵ年事業であり、合併までに廃止する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	畜産環境対策事業		
事業目的・内容	家畜ふん尿処理体系の確立を図るための施設・機械を導入する際、畜産環リース事業を利用する農家などに対し、事業費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	リース事業等に助成している市町は上三川町だけであり、事業実施のあり方について調整が必要である。		
調整の考え方	法で義務付けられた家畜ふん尿処理施設の整備を目的とした事業であり、法の猶予期限が平成16年10月であることから、平成16年度で廃止の方向で整理する。		

中 分 類	農業	小 分 類	農業生産の振興
事 業 名 称	野芝焼き事業		
事業目的・内容	農林環境保全の一環として、道路、土手、稲作休耕地、畦畔などの枯れ草等を冬期間に共同で焼却し火災予防等を図り、併せて越冬病害虫の駆除を行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみ実施している事業であるが、推進機関が町であること、また、事故があったときの補償問題があり、事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	事業実施主体を宇都宮農協に移行することとし、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	農業後継者育成研修事業		
事業目的・内容	農業を担う後継者の資質の向上を図るための研修受講の支援を行い、優秀な後継者の確保に努める。		
合併に向けた課題	実施している事業内容・事業手法が異なることから調整を図る必要がある。		

調整の考え方	担い手育成研修，機械免許取得研修については，農村青少年クラブ協議会（「農村青少年支援事業」）に組替えるとともに，女性農業者国内研修については，生活改善クラブ協議会（「農村女性支援事業」）に組替える。また，上三川町と上河内町で行われている海外研修については，本市活性化塾で行われている海外研修と統合する。 このため，事業内容がそれぞれ別の事業に組替え・統合になることから，本事業については廃止の方向で整理する。		
--------	--	--	--

中 分 類	農業	小 分 類	担い手
事 業 名 称	河内町獺友会育成事業		
事業目的・内容	「河内町獺友会」への運営費補助，また，町から依頼される有害鳥獣駆除，各支部との交流，郡民体育祭への参加に関する活動支援を行う。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業あり方や整理などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	団体運営のためのものであり，今後，事業を継続する必要性が小さいことから，合併時において廃止する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	米麦改良協議会		
事業目的・内容	高品質米の生産，優良種子の生産を推進するため，優良種子の確保対策及び優良種子の安定対策を実施している宇都宮市米麦改良協議会の運営費に対して助成する。 宇都宮市以外での当該事業の実施はない。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが，当該事業について実施の継続や廃止・縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	所期の目的を達したことから，平成15年度で終了とする。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	牛群検定組合		
事業目的・内容	乳用牛の組織的な能力検定を実施して，優良乳牛資源の確保を図ると共に低能力牛の淘汰を促進するため，牛群検定負担金の受払事務，補助金等請求事務を行う。		
合併に向けた課題	県央牛群検定組合宇都宮支部は，平成15年度で活動終了のため課題はない。		
調整の考え方	県央牛群検定組合宇都宮支部は，平成15年度で活動終了のため廃止する。		

中 分 類	農業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	ふれあい（農協）朝市出品者協議会		
事業目的・内容	新鮮な野菜，果実，花卉，農産加工品を消費者に提供することにより，農業者への理解を深めてもらい，併せて農村と都市との交流の場づくりを推進し園芸等の振興を図る。		

	河内町のみ，ふれあい農協朝市出品者協議会に対して借地の地代相当分等を補助活動補助する。
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業のあり方や整理，統合などの調整を図る必要がある。
調整の考え方	経済活動である直売活動等への直接補助については，廃止の方向で調整する。 ただし，直売活動等に対する普及啓発などの支援措置については，宇都宮市の地産地消運動推進事業の中で対応する。

中 分 類	水産業	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	白沢甲部養魚組合育成事業		
事業目的・内容	「白沢甲部養魚組合」への運営費補助，町民を対象にしたマス釣り大会，河川の清掃（草刈り），先進地視察研修に関する活動支援を行う。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業あり方や整理などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	所期の目的を達したことから，平成１５年度で事業を終了する。		

各種事務事業の取扱い

【教育専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	読書推進活動		
事業目的・内容	住民の図書館利用や読書意欲を高めるために公開講座・おはなし会等の行事を開催する。また読書グループの支援や学校との連携を図る。 各市町でさまざまな行事を行っている。また、それぞれボランティアグループや読書会を催している。 学校図書館との連携についても、各市町で異なる。		
合併に向けた課題	各市町の特色を活かしながら、均等なサービス機会を提供するため、各市町で異なる事業内容を調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、各市町のニーズに合わせて行ってきた活動は、各館の特長ある活動として継続する。 また、図書館サービスの向上を図る上で、効果的な事業や活動は、新市全域での取組も検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教職員の表彰及び推薦事務		
事業目的・内容	各種表彰について、選考基準に基づき、教職員の中から選考し、県教育委員会への内申を行う。 派遣関係事業について、候補者を人選し、県教育委員会への内申または、関係機関への推薦を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも同一の基準に基づき表彰等の内申・推薦を行っていることから特にない。		
調整の考え方	各市町とも同一の基準に基づき表彰等の内申・推薦を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	独立行政法人日本スポーツ振興センター事務		
事業目的・内容	独立行政法人スポーツ振興センターは、独立行政法人スポーツ振興センター法に基づき設立された特殊法人であり、体育の振興と児童生徒の健康の保持増進を図ることを目的とし、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の災害について児童生徒の保護者に対し災害共済給付を行い、学校安全、及び、学校給食の普及充実などを行っている。教育委員会では学校から提出される書類の取りまとめ、独立行政法人スポーツ振興センター栃木支部への書類提出、給付決定通知書を学校へ送付など、災害発生から給付金支払までの事務手続きを行っている。		
合併に向けた課題	給付基準や手続き等について市町間で差がないことから、課題はない。		
調整の考え方	給付基準や手続き等について市町間で差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教科書給与事務		
事業目的・内容	学校教育を教育課程に従い円滑に行なうことを目的に、義務教育諸学校用教科書の無償給与のために必要な納入冊数と、受領数の報告等を県教育委員会と教科書発行所の特約供給所（教科書供給所）に対して行うほか、授業運営のために必要な教師用の教科書及び指導書の購入、貸与、副読本の購入、貸与を行う。		
合併に向けた課題	教科書の給与については、各市町とも同様の事務を行っているが、副読本の内容については、各市町で異なることから調整する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、副読本については、当面は各市町のものを使用し、合併後3年を目途に内容の調整を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校給食センター管理運営		
事業目的・内容	学校給食法に基づく、学校給食を実施するため学校給食センターを置く。		
合併に向けた課題	各市町において、それぞれ単独方式とセンター方式という2種類の異なった方式で実施しているため、調整の必要がある。また、給食センターの処理能力の有効活用を検討する必要がある。		
調整の考え方	センター方式については、施設の耐用年限を考慮し、当面は現行のまま新市に引き継ぐものとする。共同調理場運営委員会については、合併時に一元化する。 なお、近隣市町分の処理など、センターの処理能力のフル活用を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	配送業務の委託管理運営		
事業目的・内容	共同調理場（給食センター）で調理した給食を、各小中学校へ配送するための業務委託を実施している。		
合併に向けた課題	共同調理場（給食センター）を設置している上三川町及び上河内町が実施している事務であり、共同調理場設置に伴う付随業務の取扱を考慮する必要がある。		
調整の考え方	共同調理場（給食センター）ということから、配送については必要と思われるため、現行のまま実施する。 上三川町のみ実施している配膳業務委託については、食育の観点から他の市町と同様に児童生徒及び学校業務員等に対応する方向で調整する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	シティーホールふれあいコンサート		
事業目的・内容	プロ・アマを問わず音楽等の発表の機会を提供するとともに，多くの市民が音楽等にふれる機会をつくり，市民の音楽等文化活動の一助となるよう，市庁舎においてコンサートを開催している。会場が，市庁舎の市民ホールなので，来庁した市民が昼休みのひとときを快適に過ごすことができ，また，親しみやすい市役所としてのイメージ・アップを図っている。 平成15年度は，5月～3月（4月を除く）まで，年間11回開催する。また，ジャズのまちづくりを推進するためジャズを取り入れる。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが場所を特定して実施している事業であり，各町において類似する事業も無いことから，事業としての課題は特に無い。		
調整の考え方	事業実施場所を特定した事業であることから，現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	成人式		
事業目的・内容	20歳を迎えた新成人者の門出を祝福激励し、人生の意義ある日とする。 市町の各会場において、式典及び記念事業等を実施している。また、各会場において新成人のアンケート調査を実施し、今後の参考に行っている。		
合併に向けた課題	現在各市町で異なる開催形式（一括開催、分散開催）、実施機関（実施委員会、行政直営）及び実施内容について、調整する必要がある。		
調整の考え方	全体の出席者が5,000人を超え、同一会場での一斉実施は難しいことから、宇都宮市の開催形式（分散開催、実施委員会方式）を基準とするが、実施内容や実施会場等については地域特性を勘案し調整する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	社会教育関係団体の支援		
事業目的・内容	子ども会連合会やPTA連合会等の社会教育関係団体の活動を支援し、学習活動の活発化を図る。		
合併に向けた課題	各市町における団体等に対する補助金の交付状況や団体等の運営状況などを調査した上で、事前に交付対象（団体の選定、事業の内容）、予算額などについて統一的な支援ができるよう、考え方を整理して協議・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	団体運営補助金は原則として廃止の方向で検討するとともに、各市町により支援団体の種類、支援の内容等に違いがあることから、補助の公平・公正を期すため、宇都宮市の制度を基準に調整し、統一的な支援を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	生涯学習情報提供システム		
事業目的・内容	住民が一人ひとりの個性を発揮し、その能力を高め生きがいのある豊かな人生を送れるよう、様々な方法で各学習情報を提供する。 団体、講師、講座、イベント、施設等の生涯学習関係情報を、インターネットのホームページなどにより、各家庭のパソコンや公共情報端末を媒体として、住民に提供する。		
合併に向けた課題	共通した情報を提供できるよう、効率的かつ効果的に情報収集・提供等の管理・運営システムについて協議・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の情報提供システムを中心とする情報提供事業は、各町を含む広域的対応への移行が可能であるため、宇都宮市の制度・運営システムを活用することとして、合併までに一元化の調整を行い、合併後速やかにシステムの管理・運営体制を整備する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	生涯学習センターの管理運営		
事業目的・内容	生涯学習社会を迎え、住民の学習意欲を満たすための快適な場の提供、情報・資料の収集提供、地域活動の拠点施設としての生涯学習センター、雇用する非常勤職員の管理を行う。		
合併に向けた課題	各市町において関連施設を設置しているが、開館時間・休館日・管理方法・利用料金の減免規定が異なっていることから、調整する必要がある。また、各市町の関連施設相互の位置付け、職員配置などの運営体制についても各市町により異なることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	管理運営方法については、利用者の多い宇都宮市の基準にあわせるが、使用料については激変緩和措置をとることで3年を目途に段階的に調整する。 また、各町の直営公民館の位置付けについては、合併時まで、宇都宮市の制度に一元化する方向で調整し、合併後2年を目途に実施する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	生涯学習センター・公民館運営審議会		
事業目的・内容	生涯学習社会を迎え、住民の学習意欲を満たすための快適な場の提供、情報・資料の収集提供、など地域活動の拠点としての生涯学習センター及び公民館事業について、所長・館長の諮問に答える機関として設置する。		
合併に向けた課題	各市町のそれぞれの実情に基づいた事業について諮問する機関であり、その各市町の実情を同一の場で審議できるシステムの構築の検討が必要である。		
調整の考え方	各市町により審議会委員の定数・選出方法等に違いがあるため、合併までに方向づけを行い、合併時に一元化を図る。ただし、地域を代表する委員については、合併後、新市として改めて選任する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	子ども読書活動推進事業		
事業目的・内容	子どもたちが、いつでもどこでも自主的に読書活動を行うことができるよう、環境を整備するために、子ども読書活動推進計画の策定及び関連事業として親子読書促進事業を実施する。 計画は、国（平成14年8月策定済）・県の計画（平成15年度策定予定）と整合を図りながら策定する。		
合併に向けた課題	新市全体を対象とした計画の策定が必要であり、実施事業については、実施時期や場所、事業を運営するボランティアの育成及び再編について、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の取組内容が幅広く、大規模であることから、宇都宮市が平成15年度に策定の計画をベースに、合併後、各町の状況を反映させながら、計画の見直しを行う。また、関連事業についても各町での類似事業を整理し、実施する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	青少年教育事業		
事業目的・内容	児童生徒及び青少年の社会生活や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産体験活動、職業体験活動、芸術文化体験活動など多様な体験活動を行う。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、事業実施にあたっては、合併後、各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	成人教育事業		
事業目的・内容	職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関する生涯学習に資するため、学習に関する住民の自発的意思を尊重しながら一般市民を対象として学習機会の提供を行う。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、事業実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては、合併後、各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	市民大学		
事業目的・内容	住民の高度で専門的な学習ニーズに対応するため、学びたい人が学べる機会を提供する。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、事業実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては、合併後、方針に基づき、地域性を考慮した事業展開ができるよう、調整を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	生涯学習指導員による学習情報提供・学習相談事業		
事業目的・内容	生涯学習活動に関心のある住民に対し、生涯学習指導員等が学習情報の提供や学習技術などを支援する。また、公民館での講座・教室等の企画運営について指導・助言を行う。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各自治体ごとに策定しており、生涯学習指導員や類似の職の配置の有無、生涯学習相談・情報の提供事業に関する基本的な考え方等に違いがある。新市として統一的な事業展開を図るため、改めて基本的な考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、事業実施にあたっては合併後速やかに各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。 生涯学習指導員等の任用についても統一化を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	図書館施設の管理運営		
事業目的・内容	住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として図書館施設を設置し、地域の実情に即した運営に努める。 各市町において図書館施設を設置しており、利用時間（日）や職員の勤務体制、組織構成等が異なっている。		
合併に向けた課題	各市町図書館相互の位置付け、及び図書館協議会のあり方について調整する必要がある。また、各市町で異なる開館日、開館時間、組織構成、勤務体制、及び各図書館間の搬送体制についても調整する必要がある。		
調整の考え方	開館日・開館時間は行政サービス均一化の観点から、合併時に統一する。職員の勤務体制も合併時まで調整する。また、合併時の物流を確保するため、委託も含め搬送体制についても調整する。図書館協議会は合併時に宇都宮市の制度に一元化する。各図書館の位置付け及び組織については、合併時まで方向づけを行い、調整する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	図書館資料の提供		
事業目的・内容	図書・逐次刊行物・視聴覚資料などの資料を収集・整理・保存して、貸出やレファレンスサービスを通し、住民に提供する。 資料整理基準、貸出規則、提供資料の範囲、コピーサービス料金、資料購入方法などが各市町によって異なる。		
合併に向けた課題	図書資料の貸出・予約などの図書館サービス提供レベルを統一するため、マニュアルの統一や資料コピー料金の統一などを調整する必要がある。 また、電算システム統合を視野に入れた資料整理基準の統一も調整する必要がある。		

調整の考え方	貸出・予約・コピーなどのサービス水準やサービスマニュアルは行政サービス均一化の観点から、合併までに方向付けを行い、合併にあわせ統一する。ただし、資料整理基準は、電算システムの統一を視野に入れ、最も点数の多い宇都宮市の整理基準を軸として合併後、調整を図る。
--------	---

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚教材・情報の整備充実		
事業目的・内容	住民の生涯学習を援助し、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚教材・情報を整備充実する。 ビデオ教材は各教科の指導に準拠したものが普及しているが、市販のビデオ教材では対応しにくい地域的な素材をテーマとしたビデオ教材を制作している。また、学校及び社会教育関係者が行う教材制作について、技術指導をしている。 ビデオ教材目録や16ミリフィルム映画一覧表など解説資料等の配布や、講座・研修会や映画会などの自主行事を周知するため、ホームページの公開や広報紙を発行している。		
合併に向けた課題	市町において専門的な施設は1か所であることから、対象エリアの拡大に伴い、提供サービスの内容や、事務事業の執行体制について、検討し、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各町の生涯学習施設等で行われている事業との統合・調整を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚施設・機材の整備と利用促進		
事業目的・内容	視聴覚ライブラリー所蔵の16ミリフィルム、ビデオ教材やスタジオ等を整備するとともに、映写機・液晶プロジェクターなどの視聴覚機材の操作研修会や、スタジオに設置された音響関連機器の操作実習を実施することによって視聴覚施設・機材の利用促進を図る。 また、保育園などの主催する映画会・ビデオ学習会における技術支援を行い、視聴覚機材の利用促進を図るため、映写・ビデオボランティアの育成を図る。		
合併に向けた課題	市町において専門的な施設は1か所であることから、対象エリアの拡大に伴い、提供サービスの内容や、事務事業の執行体制について、検討し、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各町の生涯学習施設等で行われている事業との統合・調整を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚に関する学習機会提供の推進		
事業目的・内容	学校や地域団体が行う教育や生涯学習において必要とする視聴覚教		

	材・機材の貸出しを行い、学習機会の提供を図る。 また、住民の生涯学習を援助するため、ビデオ作品制作講座や映画会を開催し、親子を対象としたパソコン講座を実施する。
合併に向けた課題	市町において専門的な施設は1か所であることから、対象エリアの拡大に伴い、類似事業の整理などサービス内容について検討し、調整を図る必要がある。
調整の考え方	基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各町の生涯学習施設等で行われている事業との統合・調整を図る。

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚ライブラリーの管理運営		
事業目的・内容	視聴覚ライブラリーでは視聴覚機器の整備充実に努め、視聴覚教育に係る各種の相談を行い、各種事業を実施し、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。 また、視聴覚ライブラリーの運営に関する所長の諮問に対して、意見等を述べる視聴覚ライブラリー運営委員会を設置し、円滑な視聴覚ライブラリーの運営を行う。		
合併に向けた課題	市町において専門的な施設は1か所であることから、対象エリアの拡大に伴い、事業実施体制について、検討し、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各町の生涯学習施設等で行われている事業が円滑に実施できるよう、管理運営体制を調整する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事業名称	人権教育事業		
事業目的・内容	生涯学習センターにおいては、様々な人権問題についての学級・講座等の学習機会の充実に努める。 社会教育関係団体に対する講演会や研修会等を通して、自主的、積極的な人権学習活動の支援を図るとともに、地域において主体的に人権教育を推進する指導者を育成し、人権に関し幅広い識見のある人材を学習活動等に活用する。 積極的に学習情報の提供を図りながら、地域や家庭における人権意識を深める。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、事業実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の人権教育基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては、合併後、各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習成果の活用促進
事 業 名 称	生涯学習フェスティバル		
事業目的・内容	広く住民に対し、生涯学習に係る活動を実践する場を提供すること等により、住民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習の一層の振興に資することを目的として、広く住民を対象とした生涯学習の祭典を開催し、講演会や成果発表、交流、生涯学習啓発を行う。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町に類似事業が存在するため、事業の基本的な考え方を整理し、合併後、宇都宮市の制度に一元化する。また、地域特性の強いものについては、地域主催のイベントとして存続させる。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習成果の活用促進
事 業 名 称	人材バンクの整備		
事業目的・内容	人と人とのネットワークの形成や地域コミュニティ活性化のため、知識や経験を生かしたいと考えている人と、指導者を必要としている地域や団体とを効果的にコーディネートするために、地域で活動する人材情報を一元化したリスト（台帳）を作成し、それを活用するコーディネーターや情報流通システム、周知方法等の運用体制を作る。		
合併に向けた課題	各市町ごと・分野ごとに所有している人材リストについて、新市における基本的な考え方や統一したデータベースを最大限、活用できる運用体制について整理し、調整することが必要であるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	事業の効率的・効果的な推進を図るため、規模の大きな宇都宮市の制度を基準として合併までに一元化の調整を行い、合併後速やかに管理運営体制を整備する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習成果の活用促進
事 業 名 称	人材の育成		
事業目的・内容	ボランティア養成講座や指導者研修会の自主開催や他主体による研修会等への地域人材の派遣により生涯学習ボランティアや地域指導者を養成し、人材の育成を図る。		
合併に向けた課題	各市町において事業運営方針を策定しており、講座・研修会実施の有無、実施方法など基本的な考え方等に違いがあることから、統一的な事業展開を図るためには改めて実施にあたっての基本的な考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては合併後速やかに各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習ネットワーク構築
事 業 名 称	生涯学習推進懇談会		
事業目的・内容	生涯学習の推進方策及び生涯学習事業の総合調整に関し、必要な事項について幅広い市民から意見を聞くため、学識経験者・教育機関の役職員・公募委員などをメンバーとする組織を設置する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の生涯学習推進体制を基本として、一元化する。また、合併時に新市の実情を踏まえ、定数・委員構成等の調整を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習ネットワーク構築
事 業 名 称	社会教育委員		
事業目的・内容	社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、意見を述べ、また、職務を行うために必要な研究調査を行い、教育委員会に対し、社会教育に関する助言を行うための社会教育委員を設置する。		
合併に向けた課題	新市における社会教育委員の設置について、及び、委員の定数・任期等について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の制度に一元化する。ただし、委員の構成等については、合併後の改選時に合わせて調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	学校教育システム整備
事 業 名 称	2学期制導入		
事業目的・内容	新学習指導要領の下、その趣旨を生かした教育を実現するため、子どもたちが、時間的・精神的なゆとりの中でより長いサイクルの中で充実した教育活動を展開することが必要であることから、個に応じた指導の充実や自ら学び自ら考える力を育てる教育の推進を目指し、学校2学期制を導入する。		
合併に向けた課題	学期の区切り、休業日等について調整を図る必要がある。 宇都宮市、上三川町、上河内町では平成16年度から実施しており、河内町では平成17年度からの実施を予定している。		
調整の考え方	平成17年度から合併市町の全ての学校で2学期制が実施できるよう、宇都宮市の制度を基準に学期の区切り、休業日等について調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	幼・保・小連携事業		
事業目的・内容	幼稚園・保育園・小学校の教師間の共通理解のもと、就学前教育（保育）と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの豊かな育ちを目指すことを目的とする。 それぞれの学校区の実情に応じながら、幼稚園・保育園と連携して、相互授業参観、相互職場体験、合同研修、幼児と児童の交流活動などを行う。また、幼稚園・保育園・小学校の教職員を対象とした合同研修会		

	を実施する。
合併に向けた課題	幼・保・小連携事業は、各市町において、概ね同一の目的で実施されているが、実施の方法は異なっていることから調整を図る必要がある。
調整の考え方	市町により実施の方法に差があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	幼稚園運営資金貸付		
事業目的・内容	私立幼稚園の設置者に対して、幼稚園運営の安定性や幼児教育の充実などを図るため、その運営に必要な資金を貸し付ける。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の事業であるため、合併後の継続の可否について検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であるが、制度の目的から他町の園でも利用できるように、要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	預かり保育推進事業		
事業目的・内容	幼稚園を利用して子育てを希望する保護者の時間外保育ニーズに弾力的に応えるため、幼稚園が実施する預かり保育事業に対して補助を行うことにより、子育て支援機能の拡充を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の事業であるため、事業拡大について検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であることから、他町の園でも実施することができるよう、要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	子育てランド事業		
事業目的・内容	幼稚園を核として地域の子育てを支援するため、高齢者との交流事業などを実施し、家庭や地域と連携した子育ての支援活動の推進を図る。		
合併に向けた課題	市町間で補助単価が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	合併市町間で補助単価は異なるが、継続的に実施するため宇都宮市の制度に一元化し、要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	幼稚園就園奨励費補助		
事業目的・内容	保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することにより、公私立間の保護者負担の格差是正を図り、幼児教育の普及充実を図る。		
合併に向けた課題	市町単独分の補助金額が異なることから、調整が必要である。		
調整の考え方	国・県のと綱に基づき各市町が実施している事業であり、国・県の部分については現行にま移行し、市町単独分については宇都宮市の制度に一元化し、要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	幼稚園運営費補助		
事業目的・内容	私立幼稚園に通う幼児が心身とも健やかに育つよう、幼稚園の環境整備や教職員の質的向上を図り、幼児教育の振興充実を図る。		
合併に向けた課題	市町間で補助内容及び補助金額が異なることから、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市において運営費補助から事業費補助に見直したことから、各町の園も同様に宇都宮市の制度に一元化し、要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	幼児教育
事 業 名 称	幼児教育振興計画		
事業目的・内容	行政・幼稚園・保育所・小学校・家庭・地域が互いに連携し、幼児一人一人が心豊かで、たくましく成長できるように、幼児教育の質的向上と幼児教育諸条件の整備に係る計画を策定する。		
合併に向けた課題	幼児教育振興計画は、幼稚園、保育所及び関係団体、住民との意見交換を十分に行い、平成16年度に策定完了する。 本計画は、国や県の幼児教育振興プログラムに基づく計画であることから、市町により大きな差異は生じないと考えられる。		
調整の考え方	幼児教育振興計画は、合併市町で大きな地域差がないことから、新市全体を対象とした計画に移行する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	就学事務		
事業目的・内容	学齢児童生徒の保護者は、その保護する子女を義務教育諸学校へ就学させる義務がある。地方公共団体は、法令で定められた一定の手続きを行うこととされ、学齢簿の編成、入学期日の通知、学校の指定、区域外就学事務、就学義務の猶予・免除の許可などを行う。		
合併に向けた課題	転入学時、保護者の申請により、指定校変更及び区域外就学等の許可をするが、許可基準が各市町により弾力的に運用されているので、調整が必要である。		
調整の考え方	指定校変更等については、原則として宇都宮市の許可基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	就学援助事務		
事業目的・内容	経済的理由のために就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を交付することにより、就学を奨励し、義務教育の円滑な実施に資する。		
合併に向けた課題	準要保護の認定基準並びに国庫補助対象外経費に対する市町単独事業の有無及びその対象範囲が自治体により一部異なるため、その調整を図る必要がある。		
調整の考え方	準要保護の認定基準や国庫補助対象外経費については、宇都宮市の基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	特殊教育就学奨励事務		
事業目的・内容	教育の機会均等の趣旨にのっとり、小学校及び中学校への就学の特殊事情にかんがみ、特殊学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特殊教育への就学のため必要な経費について、その経費の一部を補助することにより、特殊教育の普及促進を図ることを目的とする。 なお、国は市町村の行う特殊教育への就学奨励事業について、その経費の 1/2 以内の補助を行う。		
合併に向けた課題	準要保護の認定基準並びに国庫補助対象外経費に対する市町単独事業の有無及びその対象範囲が自治体により一部異なるため、その調整を図る必要がある。		
調整の考え方	準要保護の認定基準や国庫補助対象経費については、宇都宮市の基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教職員の人事異動事務		
事業目的・内容	小中学校の教職員の定期異動にあたっては、適材を適所に配置し、職員組織の充実と職員の勤務意欲の高揚を図り、もって教育の刷新向上に努める。		
合併に向けた課題	ヒヤリングの持ち方等人事異動に係わる事務の進め方が、各市町ごとにまちまちであるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であるが、その具体的方法には各市町間で差異があるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教職員のサービスの監督事務		
事業目的・内容	県費負担教職員のサービスの監督として、職務命令、兼職兼業の承認、職務専念義務の免除等を行うとともに、服務規律厳正についての指導を行う。		
合併に向けた課題	各市町の県費負担教職員の服務規程の内容が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間でそれぞれ服務規程等の規則が制定されていることから、宇都宮市の服務規程等の規則を基本にすり合わせを行い、合併までに規則を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	指導助手の採用事務		
事業目的・内容	ゆとりある教育環境の実現を目指して、小・中学校に指導助手を配置することを目的とする。 書類審査及び面接試験を実施し、志願者が学校教育に携わる指導助手		

	として相応しい人材であるかどうかを厳正に評価し、適切な選考を行う。
合併に向けた課題	採用試験や配置学年等配置基準、報酬額等の違いがあるため、調整を図る必要がある。
調整の考え方	各市町間で配置基準が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。 報酬額については、時給に換算すると各市町ほぼ同等であるため、宇都宮市の水準に一元化する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	学習指導		
事業目的・内容	学習指導要領・教育課程を踏まえた学習指導を充実するために、授業のねらいや評価の明確化、指導過程のための方策を示すとともに、合同訪問や要請訪問等、学校訪問を通して学習指導全般にわたって指導助言を行う。		
合併に向けた課題	学習指導についての方針や学校訪問等が各市町により異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町それぞれに指針等を策定していることから、宇都宮市の「学習指導」推進の構想を基本として、合併までにすり合わせを行い、「学習指導」推進の構想を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	児童生徒指導		
事業目的・内容	児童生徒のよりよい人格形成と学校生活の充実のため、地域・関係機関との連携等により、児童生徒の健全育成と問題行動の防止を図る。		
合併に向けた課題	児童生徒指導への取組は、各市町の実態や県教委の方針等を踏まえながら、各市町が独自の施策を推進しており、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	児童生徒の実態や地域の取組内容に相違はあるが、児童生徒指導に関する事業についての基本的な考え方は同じである。よって、宇都宮市が実施している事業を新市においても継続する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	訪問指導		
事業目的・内容	各小・中学校における学校運営についての管理・指導の両面からの診断や各学校の諸問題に対しての意見交換などにより学校教育の向上発展を図るため、各学校を訪問し指導助言を行う。		
合併に向けた課題	各市町において訪問指導は実施しているが、その内容が異なっているため、その在り方や実施方法について検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町間でローテーションや県教委との連携など実施方法等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、合併までに要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	各種教育団体事務		
事業目的・内容	小学校並びに中学校それぞれの校長会・教頭会・教務主任会などの各種教育団体と連携した諸事業を通して、小・中学校の教育活動の充実、発展に資することを目的とする。		
合併に向けた課題	補助金のあり方を検討するとともに、市町合併の主旨について各種団体の理解・協力を得ていく必要がある。		
調整の考え方	市町により連携のあり方が異なるが、原則として宇都宮市の制度を基準として一元化する。なお、校長会、小中教研等への補助制度については、自立的・自主的運営を促す方向で合併時まで調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	宇大附属学校との連携		
事業目的・内容	宇都宮大学教育学部附属小学校・中学校と宇都宮市教育委員会とで連携協力し、市内小学校・中学校の教職員の研修充実を図ることを目的とする。宇都宮市教育委員会と共催で、附属小学校初等教育公開研究発表会、附属中学校公開研究会をそれぞれ毎年1回ずつ実施している。また、附属小学校・中学校教職員を、宇都宮市教科指導員に委嘱する場合もある。（平成15年度は附属小学校より教科指導員に3名委嘱）		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であり、今後の連携のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市教育委員会と宇都宮大学教育学部附属小学校・中学校との連携協力は、宇都宮市独自のものであるが、新市においても教職員研修の充実を図るため引き続き継続する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	県教委、各種団体等連絡調整		
事業目的・内容	栃木県教育委員会、河内教育事務所、栃木県総合教育センター、宇都宮市、上河内町・河内町・南河内町・上三川町教育委員会との連絡・調整を図るとともに、情報交換を行う。また、年度末に河内管内の次年度の各種行事の日程について調整を行う。		
合併に向けた課題	合併後の県の組織がどうなるのかが不明のため、その状況に合わせて対応することが必要である。		
調整の考え方	県教委義務教育課や教育事務所との連携のもと事務事業の円滑な執行を図るための連絡・調整事務であるため、現行のまま、新市に引き継ぐ。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	校長会議の実施		
事業目的・内容	学校運営上必要な情報の共有化を図るため開催する。教育委員会各課やその他の関連機関・団体からの連絡・報告を通して受け、校長の学校運営に生かす。		

合併に向けた課題	校長会議は宇都宮市以外の各町では開催されていないので、調整を図る必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の制度に一元化するが、開催日数や運営方法等については、より効果的なものにするための見直しを図る。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	学校教育の重点の設定		
事業目的・内容	学校教育の目標である「人間尊重の精神」を基盤に、21世紀の担い手として主体的に生きていくことができる心身ともに健康でたくましい人間を育成するための目標や努力点を各小中学校に示し、学校教育の充実のための取組を推進するために設定する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事業内容を実施しているため、特になし。(新市における教育の重点を作成する。)		
調整の考え方	平成16年度において宇都宮市で策定する教育ビジョンや学校教育推進計画に基づき、重点の設定を行う。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	学校評議員制度		
事業目的・内容	学校運営に関して保護者や地域住民の意見を求め、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進して、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するための制度である。 学校評議員は、学区内に居住あるいは通勤する当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから人選し、校長の求めに応じ、それぞれの責任において意見を述べる。		
合併に向けた課題	学校評議員の人数や謝金、学校評議員会の開催回数等の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で評議員数や開催回数等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併までに要綱を改正する。また、要綱の改正にあたっては、学校評議員制度の有効性を高めるため、制度の在り方についても見直し検討を行う。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	特色ある学校づくりの推進		
事業目的・内容	各学校の特色を生かした学校経営や教育活動の推進を図るため、各学校が特色とすることを充実、発展させる上での課題および育てたい資質や能力、経営の具体的方策を明らかにする。その上で、各学校の歴史を踏まえて取組の構想を練り、児童・生徒の個性を生かす教育のための基盤を作る。		
合併に向けた課題	市町によっては、特色ある学校づくりの学校経営への位置付けや実施手法に違いがあるので調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で特色ある学校づくりの学校経営への位置付けや実施手法に違いがあることから、地域性を生かしながら宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学力向上推進事業		
事業目的・内容	「生きる力」の育成を掲げ、新学習指導要領及び完全学校週5日制が平成14年度から実施され、ゆとりの中で子どもの興味・関心や適性等、個に応じた指導を行い、すべての子どもに基礎・基本を確実に身に付けさせることが強く求められている。そこで、子どもの実態の的確な把握により、指導法の改善を図り、児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせるために、「学習内容定着度調査」と「習熟度別学習」を全小・中学校において実施する。		
合併に向けた課題	学習内容定着度調査、習熟度別学習については、各市町間で実施の有無、事業内容・実施方法について違いがあるので、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	学習内容定着度調査については、宇都宮市の制度を基準に新市一斉に実施するが、習熟度別学習の在り方については、指導助手の配置も含め、指導体制や指導方法を見直す。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	研究学校等の委嘱と指導助言		
事業目的・内容	教員自身の教育研究を深め、指導力や児童生徒の学力の向上を図る、トップレベルの研究の伸長を図る、特色ある学校を育成し、各市町教委行政上の必要資料を収集するとともに、他校や地域の教育向上に資するために、研究指定校、研究協力校、モデル校、研究助成校を文部科学省や県教委との併せ指定や各市町教委単独で指定する。また、指導主事が学校訪問をし、授業研究などを通し、指導助言を行い、研究を推進する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している研究学校については、国・県の併せ指定がほとんどであるが、宇都宮市以外には研究助成校の制度はないので、その在り方も含め検討を図る必要がある。		
調整の考え方	国・県の併せ指定については同様の取組がなされていることから、合併後も宇都宮市の制度を基準に新市に引き継ぐ。研究助成校等については、各市町間で制度が異なることから宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併までに要綱を改正する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教育ボランティア活用事業		
事業目的・内容	学校における様々な教育活動等に地域の教育力を導入し、地域と連携した教育を実践することにより、学校教育の充実・改善を図り、地域に開かれ、地域と共に歩む学校の実現を目指す。		
合併に向けた課題	制度の導入の有無、ボランティアの活動範囲等の違いがあるので、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で取組状況等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に一元化し、未実施の町においてはボランティアの確保に努めるとともに、活動内容の充実を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	総合的な学習の時間等推進事業		
事業目的・内容	「総合的な学習の時間」が全面実施となったのを受け、地域の実態に合ったその地域ならではの教育の展開を通して、教科等で学んだ知識を総合的に使いながら、児童生徒が、保護者、地域の人々、教師と共にかかわる中で、体験を積み重ねながら「生きる力」の育成の継続的な実施を図り、21世紀にはばたく力強い児童生徒を育成する。		
合併に向けた課題	市町間で実施手法等が異なることから、調整を図る必要がある		
調整の考え方	各町の実施内容を精選し、宇都宮市の実施方法に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	臨海自然教室事業		
事業目的・内容	栃木県立とちぎ海浜自然の家（茨城県鹿島郡旭村）において、小学校5年生を対象に、2日3泊で実施している。集団宿泊行事と海にかかわる各教科等の学習を組み合わせる総合的な体験学習を通して、豊かな体験をさせるとともに、自らのよさを生かしながら学ぼうとする意欲や実践力を養い、心身の健全な育成を図る。		
合併に向けた課題	教材費の中で、各市町が予算化している品目が異なることから、保護者の負担額が異なっているため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で同様の事業を実施しており、保護者負担額を含め宇都宮市の制度を基準に一元化するが、今後、臨海自然教室も含めて、新市における体験活動の在り方について検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	冒険活動教室事業		
事業目的・内容	集団宿泊の行事と冒険活動にかかわる各教科等の学習を組み合わせる総合的な体験学習を通して、豊かな体験をさせるとともに、自らのよさを生かしながら学ぼうとする意欲や実践力を養い、心身の健全な育成を図る事を目的として行う。		
合併に向けた課題	現在は宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に伴い学校数が増加することから、事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	合併による学校数の増加に対応するため、宿泊日数・カリキュラム等の見直しをした上で、新市において実施する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	社会体験学習推進事業		
事業目的・内容	地域の多くの人と触れ合う社会体験活動を通して、働くことの尊さを実感させ、他人を思いやる心や社会のためになることを積極的に行う態度を育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせることを目的とし、生徒の希望する体験活動ごとにグループをつくり、受け入れ先に行き、グループごとに充てられた指導ボランティアの指導を受けながら、勤労生産活動や福祉体験活動等の体験活動を行う。		

合併に向けた課題	中学生の社会体験は、自治体により実施の有無や実施学年、体験内容、事故等の補償などが異なっている。また、各学校への補助額が異なるため、調整を図る必要がある。
調整の考え方	各市町間で地域性による実施の有無、実施学年等がことなることから、宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併までに要綱を改正する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	英語指導助手派遣事業		
事業目的・内容	中学校英語教育において、生徒のコミュニケーション能力の育成を図るため、日本人英語教員とのチーム・ティ칭ングにより英語指導にあたる。 小学校、中学校における国際理解教育の推進を図る。特に、小学校における外国文化理解の一環としての英語活動へ参加し、国際感覚の育成を図る。		
合併に向けた課題	英語指導助手の確保及び方法は、JETプログラム、姉妹都市交流、民間委託の場合があり、調整を図る必要がある。 学校への派遣方法、派遣期間、報酬額等について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で、同一の事業を異なる採用方法、派遣方法で実施していることから、原則として宇都宮市の制度を基準に一元化するが、派遣方法については民間委託も含め検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	外国籍児童生徒日本語指導講師派遣事業		
事業目的・内容	日本語習得が不十分で、学校生活に支障がある外国籍児童生徒に、基礎的な日本語を習得させ、学校生活への適応を図る。17名の日本語指導講師が、一校あたり年間22回の派遣により、教育委員会貸与の日本語指導教材を用いて、1回2時間の指導を行う。		
合併に向けた課題	各市町における外国籍児童生徒の就学状況や日本語指導の状況が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であることから、宇都宮市の制度を基準とするが、町に在住する外国籍児童生徒も学ぶ機会が確保できるよう、実施方法の見直しを図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	文化部活動（中文連）		
事業目的・内容	学校教育の一環としての文化活動において、関東大会及び全国大会に出場する小・中学校の文化部に、市が必要経費の一部を補助することにより、文化活動の一層の推進を図ることを目的として補助金の交付を行っている。 各市町において、文化部活動は異なっている。		

合併に向けた課題	市町間で補助額や交付対象等、交付基準が異なるため、調整の必要がある。
調整の考え方	各市町間で交付基準が異なることから、宇都宮市の制度を基準に一元化するが、合併時までには必要性の検討や事業費の精査を行い、合併までに、要綱を改正する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	作品募集（人権作文・平和啓発ポスターを含む）		
事業目的・内容	すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権同和対策推進県民運動強調月間の教育・啓発事業の一環として、人権尊重の精神を高揚する内容の人権作文や平和に対する意識を高め、平和な地域づくりに向けて、具体的、継続的に行動し、お互いの人権を尊重することの大切さを語り伝え、平和意識の高揚を図るための平和啓発ポスターの募集などを行う。 各市町において、作品募集（人権作文・平和啓発ポスターを含む）の手法は異なる。		
合併に向けた課題	募集に当たっての方法に違いがあるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で作品募集に対する取組状況が異なることから、原則として、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	宇都宮地区理科展覧会		
事業目的・内容	児童生徒の理学的研究を審査し、その足跡や業績を展示したり、発表したりする会を開き、児童生徒の科学する心を育成し、もって理科教育の振興を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は交付金、各町は補助金で出しているため、実施主体について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併後は宇都宮市の制度を基準に一元化するが、交付金補助金については、事業費を精査する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教育に関する研究実践の記録の募集		
事業目的・内容	小・中学校教職員の学校教育に関する研究実践の記録を募集して、個人や共同による研究を奨励するとともに、教育の内容や方法を検討・改善する資料として役立て、もって学校教育の一層の充実を図る。		
合併に向けた課題	研究実践の記録の募集の方法が各市町ごとに異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で異なる募集方法を、宇都宮市の制度を基準に合併までに一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教科書採択		
事業目的・内容	教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることから、「内容」「程度」「選択・取扱」「組織・配列・分量」「正確性」「表記・表現」等の事項から調査研究を行い、学習指導要領に基づき、児童生徒の実態に応じ最も適切な教科用図書を採択する。		
合併に向けた課題	採択地区について県が指定することに伴い、使用している教科書が違う可能性も考えられるので、合併後改めて採択が必要になること等も含め、今後、県との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後は新市で単独採択となるよう県と調整していく。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	副読本・補助教材		
事業目的・内容	学校で使用する副読本及び補助教材が学校教育法や学習指導要領の趣旨に従い、かつ、児童生徒の発達段階に即したものであるよう副読本の検討をするとともに、補助教材の使用状況を把握し、適切な指導助言を行う。		
合併に向けた課題	現在は市町独自の副読本を使用しているが、合併に伴い新たな副読本の作成が必要となる。		
調整の考え方	小学校社会科では小教研が市に対応した副読本を作成しているが、合併までに宇都宮の制度を基準とした副読本に作り変える。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	指導要録の処理保管業務		
事業目的・内容	中学校卒業生徒指導要録並びに小・中学校卒業生名簿等を保管し、保存期間が経過したものについては廃棄する。		
合併に向けた課題	各市町において、指導要録の保管・処分を行っているが、文書取扱規定の内容についての調整を図ることが必要になる。		
調整の考え方	各市町において、指導要録の保管・処分方法が異なることから、宇都宮市の制度を基準に合併までに一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	体育大会支援事業		
事業目的・内容	小体連・中体連主催の各種大会における保護者の経済的負担を軽減させるために、交通費や宿泊費などを補助する。		
合併に向けた課題	補助の内容及び金額等が、各自治体によって異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準とするが、単に金額を合わせるだけでなく、補助の必要性や補助対象・事業内容などについて、合併までに精査する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	部活動地域指導者活用事業		
事業目的・内容	中学校の部活動において、学校に専門的な技術指導力を備えた顧問がいなくて、校長が部活動の運営上、必要としている部に、専門的な知識や技術指導力を備えた地域の指導者を派遣し、部活動の教育的意義が適切に理解され、より充実した部活動が展開されるよう支援する。 運動部に関しては、国のスポーツエキスパート活用事業の補助金対象であるが、文化部は対象外である。また、補助金は対象事業費の 1/3 である。 地域指導者に対し傷害・賠償保険をかける。		
合併に向けた課題	部活動地域指導者活用事業の導入の有無や部活動の種類が異なることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町間で取組状況が異なることから、文化部も含め、宇都宮市の制度を基準に一元化するが、部活動地域指導者を必要とする学校の調査を行い精査する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	小学校スケート教室		
事業目的・内容	宇都宮市スケートセンターを有効に活用し、冬季のシーズンスポーツであるスケートを経験させるとともに、運動に慣れ親しむ態度を育成し、健康の保持増進を図る。		
合併に向けた課題	現在は、宇都宮市単独の事業であるが、合併後の本事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市単独事業であるが、実施内容や方法等を考慮しながら、宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	交通安全対策		
事業目的・内容	児童・生徒の登下校の安全確保を図るために、学校における交通安全教育を充実させる。 学校からの要望により通学路の危険箇所の改善や交通安全週間に通学路で登下校指導等を実施する。		
合併に向けた課題	通学路における危険箇所等の修繕，改善を行うための手続き方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	児童生徒の登下校における安全を確保するために、各市町で実施している交通安全対策について実施内容や方法等を考慮しながら、合併までに宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	交通安全教室用信号機及びランドセルカバー配布		
事業目的・内容	交通安全教室の充実を図るために、小型信号機を各小中学校に配布し、有効活用している。		

	また、小学校1年生の安全確保のために黄色のランドセルカバーを配布し視認性を高める。
合併に向けた課題	交通安全教育用小型信号機及び道路標識セットの配置について市単独事業であるため見直しも含め検討が必要である。 ランドセルカバーの配布について実施主体が異なることや配布の有無など調整を図る必要がある。
調整の考え方	交通安全教室の充実や小学1年生の安全確保は、交通安全教育を推進する上で重要なことなので、合併までに宇都宮市の制度を基準に一元化する。信号機及び道路標識セットは、拠点校方式による配置とする方向で調整する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	宇都宮市学校保健会		
事業目的・内容	学校の健康増進に関する諸活動を支援するため学校保健研修会（3師会による学校保健講話）、学校保健研究大会（実践発表、講演会）、各部会の活動（研修会・広報誌の発行等）、保健関係資料の配布を行う。		
合併に向けた課題	各市町間で、部会数や研修内容等が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	部会数や自主的研修の実施など異なっているが、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	児童生徒の健康管理		
事業目的・内容	児童生徒の健康の保持増進及び疾病の早期発見と管理に努めるため、内科健診（心臓検診委員会・腎臓検診委員会・学校結核対策委員会を含む）、歯科検診、耳鼻科健診、眼科検診など定期健康診断を実施する。 また、学校医等の委嘱を行う。		
合併に向けた課題	心臓検診・腎臓検診については実施方法が同じだが、結核検診は、検査に付随する委員会の持ち方が町によって異なっている。 学校医等の報酬や結核対策委員会の設置や精検の実施方法も異なっているため、調整する必要がある。		
調整の考え方	検診の対象や委員会のあり方等基本的事項については、宇都宮市の制度に一元化するが、学校医等の報酬については、各医師会等との調整が必要なことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教職員の健康管理		
事業目的・内容	教職員の健康の保持増進及び疾病の早期発見と管理に努めるため、定期健康診断を実施する。 また、職員健康管理医の委嘱を行う。		
合併に向けた課題	定期健康診断の時期や場所等、実施方法を調整する必要がある。		
調整の考え方	定期健康診断の実施方法については、宇都宮市の制度で一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	健康教育		
事業目的・内容	各学校においては学習指導要領に基づき健康教育を実施しているが、児童生徒の意識の高揚を図り、学校の健康教育を支援するために、保健資料の配布・学校保健の統計調査・各種コンクールの募集等を実施する。		
合併に向けた課題	学校保健統計調査内容や歯の健康に関する作文、ポスターの作品審査についても審査員の数、謝金の有無について違いがあることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	薬物乱用防止教室については、合併までに実施対象校を調整する。 作品審査については、合併までに宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	性教育サポート事業		
事業目的・内容	全国的に若年層の妊娠中絶が社会問題化しているなか、本市においてもその現状は重大である。そこで、従来から学校で行っている「性に関する指導」を充実させることに加え、妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、リスクを避ける懸命な選択をしようとする意識を持たせるため、専門的立場の産婦人科医を各学校に派遣し講話会を開催する。		
合併に向けた課題	市町により実施の有無があるので調整を図る必要がある。		
調整の考え方	未実施の町もあるが、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校敷地内禁煙推進		
事業目的・内容	学校敷地内禁煙を通して、喫煙防止教育等、健康教育を一層推進するとともに、教職員や学校を利用する大人自らが範を垂れることにより、子供の喫煙の根絶を図り、併せて清浄な教育環境を保つ。 学校敷地内禁煙の推進と喫煙者の支援のため「禁煙セミナー」を開催する。		
合併に向けた課題	学校敷地内禁煙の実施状況については、実施されていない町や分煙という形態で実施しているなどの違いがあるので調整を図る必要がある。		
調整の考え方	健康増進法を受け、合併までに合併市町全ての学校で敷地内禁煙を実施する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校環境衛生		
事業目的・内容	児童生徒の生命を守り健康の保持増進を図るため、飲料水、プール水の検査や教室内空気検査など各種の環境衛生検査を実施し、健康的で快適な学校環境を目指す。		
合併に向けた課題	プール水質検査は、法令に基づき各町とも実施されているが、検査の回数の統一を図る必要がある。		

	室内空気検査は、平成14年度の法令改正により実施することになったが、「地域の実情により順次計画的に実施できる」との条項により、実施していない町があるので調整が必要である。
調整の考え方	「学校の環境衛生の基準」に基づき実施するものであり、未実施校にあっては宇都宮市の制度を基準に合併時に実施できるようにする。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	小中学校管理運営事務		
事業目的・内容	児童生徒が安全かつ健康的に教育を受けるに相応しい学校環境整備、さらに、現在求められている教育改革に十分に対応できる自立した学校運営のため、学校管理運営に必要な予算計上と学校配当予算の管理と物品管理、また、予算の支出事務を行う。		
合併に向けた課題	学校管理運営に要する経費については、学校予算配当基準、予算の執行方法等、各市町ごとに異なることから調整を図っていく必要がある。また、財務処理について、電算化の有無等に相違があることから調整する必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で格差が生じないように、予算配当基準など宇都宮市の制度を基準に一元化する。 ただし、財務会計オンラインシステムについては、1町で実施していることから、廃止する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教材教具整備事業		
事業目的・内容	学校教育展開の上で、教育の効果を高め、児童生徒の基礎・基本的な学習の理解を助けることを目的に、各学校において必要な教材教具整備のための予算計上と物品管理、また、予算の支出事務を行う。		
合併に向けた課題	学校管理運営に要する経費については、学校予算配当基準、予算の執行方法等、各市町ごとに異なることから調整を図っていく必要がある。また、財務処理について、電算化の有無等に相違があることから調整する必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で格差が生じないように予算配当基準など、宇都宮市の制度を基準に一元化を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	寄付受入れ事務		
事業目的・内容	学校教育の充実と義務教育費設置者負担を原則とし、公立学校の事務事業への寄付行為の申請に対し、寄付者の行為を尊重しながら、教育上、真に有益な物品の受入れを行なうための採納事務と物品管理を行う。		
合併に向けた課題	市町により基準が異なることから、寄付受入れ基準の統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町で統一して実施すべき事業であることから、宇都宮市の制度を基準に一元化を図るものとする。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	人事管理事務（学校業務，学校給食，学校図書館嘱託等）		
事業目的・内容	学校業務員と学校給食調理員等の人事異動については，教育委員会で異動者リストを調整し，人事課と協議を行う。 また，学校図書館業務等嘱託員の採用等については，教育委員会で行う。		
合併に向けた課題	教育委員会における人事管理制度が異なることから，統一的な人事管理ができるよう各町と協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併市町間で制度が異なることから，宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	食に関する指導の推進		
事業目的・内容	児童生徒が生涯を通じて健康で活力のある生活を送るための基礎を養うため，栄養職員によるティームティ칭ングや特別非常勤講師制度を活用したり，各教科との連携を図ったりしながら体の健康や豊かな心の育成を目指した食に関する指導研修を推進していく。		
合併に向けた課題	各市町における栄養士の配置や，食に関する指導の内容が異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	栄養職員の活用など，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校給食における地産地消の推進		
事業目的・内容	地域農産物を学校給食で使用するにより，地域の自然や農業など，地域への理解を深め，より深く郷土への愛情を育むとともに，生鮮で安全な食を通して，児童生徒の生涯に渡り心豊かで健康な生活の基礎を養うことを目的とし推進する。		
合併に向けた課題	地産地消の各市町の実情に合わせた推進方法の調整が必要である。		
調整の考え方	地産地消は，宇都宮市の制度を基準とするが，地域特性も生かしながら推進する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	食中毒防止等安全衛生対策事業		
事業目的・内容	「学校給食衛生管理の基準」及び保健所からの改善指導に基づき，衛生管理の徹底を図り，学校給食における安全性の確保と食中毒の防止に努めている。 定期環境衛生検査・衛生管理チェックシート・理化学細菌検査・検便等の実施，衛生管理研修会（給食主任・学校栄養職員・労務主事）の開催，学校給食室の衛生管理指導を行う。		
合併に向けた課題	主に衛生管理研修会の実施方法及び，各学校給食室（学校給食センター）の衛生管理指導体制について調整が必要である。		

調整の考え方	学校給食衛生管理は、文部科学省の基準により実施しているため、市町間の相違はないものとする。また、衛生管理研修会及び衛生管理体制は、宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	---

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	標準献立作成事務		
事業目的・内容	栄養のバランスや経済性、作業方法など、全体の均衡を保ち、よりよい学校給食を実施するための標準献立を作成する。		
合併に向けた課題	栄養士の配置の見直しが必要となる。		
調整の考え方	学校給食の実施については、新市全体の均衡を保つために、宇都宮市の制度に一元化するが、給食実施内容により、栄養士の適正配置を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	給食用備品・消耗品の整備		
事業目的・内容	学校給食を実施する上で、設置者が負担すべき費用の中から、計画的な備品の整備更新、必要な給食用消耗品を購入し、円滑な学校給食の運営に資する。		
合併に向けた課題	市町により備品の更新基準が異なることから、統一した更新基準を定める必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	校舎の耐震補強・大規模改造事業		
事業目的・内容	校舎の安全性の確保や機能の復旧など、物理的な老朽化への対応、及び新たな教育指導方法への対応、さらにバリアフリー化や耐震性を確保する。		
合併に向けた課題	耐震診断を対象校全てで早期に実施する必要がある。(上三川町は15年度簡易診断実施、河内町は未実施) 建築年次や耐震診断の結果等を基に整備基準の調整が必要である。		
調整の考え方	合併後早期に、簡易な耐震診断を未実施校について実施し、その結果を基に宇都宮市施設整備計画に組み込む。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	体育館整備事業		
事業目的・内容	次代を担う子供たちが、健全な心身の発達を図れるよう、計画的に体育館を整備する。 また、老朽化への対応や地域開放などの社会的要請にも応えられる施設とする。		
合併に向けた課題	建設年次や老朽度等を全体的に把握し、整備基準を調整する必要がある。 また、宇都宮市では小学校体育館は木造としていることから、調整が		

	必要である。
調整の考え方	簡易な耐震診断を実施（未実施の体育館）し、全体の整備計画を平成17年度中に策定する。 宇都宮市の整備基準（改築時期や木造化等の構造）に一元化する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	施設維持・修繕整備事業		
事業目的・内容	老朽化等により、安全性・機能性が損なわれている施設の修繕等を行なうことにより、円滑な教育運営に資するとともに、教育環境の改善を図る。		
合併に向けた課題	市町により施設整備の維持管理の水準が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町間で維持管理水準や予算執行方法に差異があるが、宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	施設管理委託事業		
事業目的・内容	学校施設の適切な維持管理を図り、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、良好な教育環境を確保する。		
合併に向けた課題	委託対象業務の種類と範囲の調整が必要である。		
調整の考え方	委託対象業務や委託料積算法など、宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	校庭芝生化事業		
事業目的・内容	校庭を芝生化し、教育活動の活性化に資する。また、緑化を図ることにより、環境への負荷を低減させるとともに、環境への関心を高める。		
合併に向けた課題	新市の実状を踏まえた事業推進方針が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の方針を基準に、各町の学校を組み込んだ事業推進方針を、平成18年度の実施計画時まで策定する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	教育相談事業		
事業目的・内容	児童生徒の不登校、学校生活への不適応などの相談を実施し、児童生徒の健全な育成を目指す。		
合併に向けた課題	教育相談体制については、職員が行っている場合や専門医を配置して実施するなどの取組方に違いがあるので、合併後の在り方について調整する必要がある。		
調整の考え方	サービス提供の質・方法が異なるが、合併までに宇都宮市の制度を基準に一元化するとともに、教育相談事業における教育センターと地域行政との役割分担について検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	スクールカウンセラー派遣事業		
事業目的・内容	いじめ・不登校の問題に対応する校内体制の強化及び児童生徒が校内で気軽に相談できる体制づくりを目指し、各中学校にスクールカウンセラーを派遣する。		
合併に向けた課題	スクールカウンセラーの派遣は、児童生徒の相談や校内指導体制の構築の上から必要不可欠であるが、配置状況に違いがあるので、今後調整を図る必要がある。		
調整の考え方	スクールカウンセラーの派遣は、派遣回数や県費による派遣のない学校への市費による派遣など取組が異なるが、学校指導体制確立の上からも必要不可欠なことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	心の教室相談員派遣事業		
事業目的・内容	生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレス等を和らげることのできる第三者的な存在となり得る者を学校に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境をつくる。		
合併に向けた課題	心の教室相談員の派遣は、児童生徒の心の安定のために必要不可欠であるが、町においてはスクールカウンセラー未配置校のみの派遣である等、配置状況に違いがあるので調整を図る必要がある。		
調整の考え方	配置状況が異っていることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	まちかどの学校姿川教室の設立		
事業目的・内容	不登校状態にある児童生徒に対し、一人一人の興味・関心に応じた活動の機会を与え、心身の健全な育成と社会的な自立を指導、支援するため、街角の学校を設立する。 通常の学校形式によらない、一人一人の児童生徒の状態に応じた個別指導を中心に行う場として、交通の利便性のよい市中心部に設置し、心の安定を図るための教育相談や、学習活動、社会体験活動、ボランティア活動などを実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の新規事業であり当面市内1箇所での運営としたいが、各町にも「まちかどの学校姿川教室」での対応を必要とする児童生徒もいることが想定される。また、各町の中には不登校の適応指導教室も類似施設としてあるため、今後、どのように施設整備（複数設置・各町への設置の有無など）していくかを成果を検証しながら検討していく必要がある。		
調整の考え方	「まちかどの学校姿川教室」は、当面1ヶ所の設置とする。複数設置については、合併後、成果の検証を踏まえながら検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教職員研修		
事業目的・内容	宇都宮市においては、平成12年度から、県より県費負担教職員の研修権限の委譲を受け、市立小中学校の教職員を対象に資質・能力の向上を図ることを目的に研修を実施している。 各町においては、栃木県総合教育センターの研修を受講している。		
合併に向けた課題	研修内容や実施方法等について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	教職員研修の権限が中核市である宇都宮市に委譲されていることから、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	調査研究		
事業目的・内容	教育の充実及び振興を図るために必要な事業として、教育に関する今日的課題や長期的展望に立った課題等について調査及び研究を行う。		
合併に向けた課題	地域の特性や児童生徒の実態に応じた調査研究が必要なことから、テーマの設定や研究組織のあり方について検討していく必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	適応指導教室		
事業目的・内容	不登校状態の軽い者や初期の生徒に対して、本人の自立を促すとともに学校生活への適応を図る援助指導を行い、学校への復帰を目指す。		
合併に向けた課題	各市町によって施設の設置目的や設置状況が異なるため、総合的な不登校対策について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間での設置状況は異なるが、児童生徒の通学上の利便性を確保する等の観点から宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教育センターの運営		
事業目的・内容	教育センターの運営について必要な事項を調査審議するため、専門的、学識経験のある委員からなる運営審議会を設置し、センター事業の充実を図る。 小・中学校の教育研究会や校長会などの教育関係団体が実施する自主研修を支援し、その充実を図る。		
合併に向けた課題	教育センターの運営、統廃合等の在り方及び補助金について、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	教育センターの運営については、合併関係市町には類似する教育センター機能があるため、宇都宮市の制度を基準に一元化する。また、補助金については、市町合併を期に廃止の方向で検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	中学生海外派遣事業		
事業目的・内容	中学生を海外に派遣し、現地の生徒や家族との交流を通して、生活や文化に触れるとともに、外国語による表現力と理解力を高め、国際感覚豊かな青少年の国際交流の推進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で、実施の有無や対象者が異なることから、調整が必要である。また、事業目的・内容から、所管課についても調整する必要がある。		
調整の考え方	事業の目的や対象となる児童生徒が異なることから、合併時まで宇都宮市の類似事業である姉妹都市交流事業への調整を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	児童生徒急増校対策事業		
事業目的・内容	児童生徒の増加による普通教室、特別教室等の不足教室の解消を図る。		
合併に向けた課題	地域特性により、上三川町単独事業であるが、通学区の見直しを含め検討する必要がある。		
調整の考え方	通学区域及び学校規模の適正化の方針をもとにした対応を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	屋外プール整備事業		
事業目的・内容	小学校のプール整備に関しては、スポーツ振興法に基づき計画的に改築しているところであるが、未改築校について継続的に整備を進め、他校との均衡・施設の充実を図り、教育の公平性を確保する。		
合併に向けた課題	プールの改築にあたっては、各市町により整備年次や整備規準が異なることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	修繕工事等の必要性を考慮して、合併後2年を目途に整備計画を策定し、計画的に整備する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	性格検査の実施		
事業目的・内容	個々の児童生徒の特徴を把握し、児童生徒の健全な発達を支援するための資料とすることを目的として、小学5年生および中学2年生を対象に行う。		
合併に向けた課題	各市町により、実施・未実施、採用している検査用紙の違いあり、合併後における事業の必要性、内容、方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で、実施・未実施、検査用紙の違いがあるので、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	就学相談事業		
事業目的・内容	障害のある子に対する適正就学指導の充実を図る。また、障害の状態に応じて、最も適した教育を受けられるようにするため、必要な幼稚園・保育所、小中学校、他機関との連絡調整を図り、一人一人の可能性を十		

	分伸ばすことができるようにする。そのため、就学先・通級指導教室への通級・子育て等に関する相談や、就学前幼児の継続指導・心理検査等を実施する。
合併に向けた課題	各市町における相談内容や方法、相談に従事している者の専門性に違いがあるので、調整を図ることが必要である。
調整の考え方	合併市町間で類似する事業が存在することから、合併までに宇都宮市の制度を基準に調整一元化するとともに、就学相談における教育センターと地域行政との役割分担について検討する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	学校生活適応支援事業		
事業目的・内容	通常の学級の中で、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等、集団にうまく適応することが困難な児童生徒が急増しており、授業が成立しないなどの学級が多くみられる。そのため、これらの児童生徒の在籍する学級の適正な教育環境の回復及び維持、児童生徒個々への支援を行う。		
合併に向けた課題	各市町において学校生活に適応できない児童生徒の実態を把握するとともに、通級指導教室や指導助手の配置など調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併までに宇都宮市の制度に統一するが、学校生活適応支援事業の在り方について見直しを含め、検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	生活補助員派遣事業		
事業目的・内容	肢体不自由等の障害のある児童が通常の学級の中で健常児とともに、自分の可能性を最大限に伸ばせるよう児童の移動・生活の補助・学習参加の支援をする。		
合併に向けた課題	学校教育法施行令の改正により、肢体不自由等の障害のある児童が、通常の学級の中で学習することを希望するケースが増加する傾向にあるが、学校施設設備の整備（エレベーター・スロープ・身障者用トイレ）や人的支援体制に格差があることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、学校生活において学習や移動に補助を必要とする場合は生活補助員を派遣する方向で調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	かすたネット等適応指導教室		
事業目的・内容	注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、高機能自閉症等により、学校生活や学習への適応が困難な児童生徒への適応支援を図る。		
合併に向けた課題	各市町において学校生活に適応できない児童生徒の実態を把握するとともに、通級指導教室や指導助手の配置など調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に統一するが、宇都宮市においても平成15年度に設立した事業であるため、その効果等を検証しながら調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	心身障害児就学指導委員会		
事業目的・内容	心身障害児の適正な就学について、心理検査の実施や就学相談の報告、判断結果等について、必要な事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	各市町における心身障害児の適正就学の判断基準や受入体制が異なっていることから、調整を図る必要がある。また、委員会の構成等について調整する必要がある。		
調整の考え方	町の委員は合併により失職し、宇都宮市に一元化される。合併後の改選時においても専門性を考慮しながら委員の人選を行う。 適正就学の判断基準や受入体制については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	就学時知能検査		
事業目的・内容	就学前幼児に関して、知的障害の疑いがあるか否かを考察し、事後措置（就学指導）につなげるため、就学時健康診断の結果から呼び出しによる就学相談を実施する。		
合併に向けた課題	就学時健康診断で実施される知能検査の結果に基づき、就学相談を必要とするかどうかの判断基準が各市町で異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町により採用している検査が異なるが、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	就学認定検討会		
事業目的・内容	学校教育法施行令の一部改正に伴い、宇都宮市に在住する障害のある児童生徒が、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができるか否かを検討する。		
合併に向けた課題	学校施設設備の整備状況や人的指導体制の整備など、認定就学の受入体制が各市町により異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併時に要綱を改正する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	市民芸術祭		
事業目的・内容	美術、舞台芸術、文芸、茶華道などの芸術文化の振興及び発表活動を目的に、行政と住民が一体となって芸術祭を実施する。		
合併に向けた課題	各市町で実行組織や開催方法が異なることから調整する必要がある。また、文化振興担当課所管事業と生涯学習担当課所管事業の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市民芸術祭の実行組織や開催方法については、宇都宮市の制度に一元化するが、合併後は実施を団体に委ねる方向で調整する。		

	芸術文化センターの市民芸術祭に統合し、各町で実施しているものについては地区文化祭等として地域主催のイベントとする。
--	---

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	ジュニア芸術祭		
事業目的・内容	青少年を対象に美術、音楽、演劇、書道などの発表の場を設け、青少年の芸術文化に対する意識の高揚と振興を図る。		
合併に向けた課題	対象範囲が拡大することにより、実行組織や開催方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 合併後は、実施を団体に委ねる方向で調整する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	宇都宮エスペール文化振興事業		
事業目的・内容	芸術（美術、音楽、文芸、演劇、舞踊、茶華道等）の創造活動が特に顕著で、今後の活躍が期待できる若手芸術家に対して、宇都宮エスペール賞を授与し、育成・支援を通じて、芸術文化の振興を図ることを目的に実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり、市域拡大による対象者への周知方法を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であるが、新市域に募集対象エリアを拡大する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	百人一首市民大会		
事業目的・内容	百人一首の普及を図るとともに、短詩型文学の振興を推進する。なお、普及・育成策としてファミリー部門や個人戦初級クラス・読み手コンクールを新設のほか、振興策として百人一首講演会などを実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市が独自に実施している事業であり、対象範囲が拡大することにより、実行組織や開催方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 合併後は、実施を団体に委ねる方向で調整する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	青少年鑑賞教室		
事業目的・内容	次代を担う小学校高学年生を対象に、「小学校日本舞踊鑑賞教室」を開催し、日ごろ接することのない日本舞踊に直に触れる機会を提供することで、児童の豊かで健全な育成を図る。 同時に、日本の優れた古典芸能である日本舞踊への深い理解と関心を高める。		

合併に向けた課題	青少年対象の芸術文化鑑賞機会の調整や実施方法の検討が必要である。
調整の考え方	小学生日本舞踊鑑賞教室開催については、合併時に宇都宮市の制度に一元化する。 各町で行われている青少年対象の芸術文化鑑賞教室については、必要性の検討を行い合併に向けて類似事業の統合や実施方法の一元化を図る。

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	ジャズのまちづくり		
事業目的・内容	ジャズを中心とした音楽のまちづくりを推進することにより、軽音楽文化の振興を図る。		
合併に向けた課題	音楽の溢れるまちづくりの推進体制と開催方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市はジャズを中心とした音楽振興の地域特性があるが、各町における音楽振興の地域特性を考慮しながら、宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 なお、地域特性が強く一元化が困難なものは、地域主催のイベントとして存続させる。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	うつのみや文化の森の管理運営		
事業目的・内容	自然と融和した新しい市民文化の創造と交流拠点を形成するため、宇都宮美術館及びその周辺の公園施設の維持管理を円滑に行う。		
合併に向けた課題	新市を対象とした公園利用機会の拡大方策を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市エリアにおいても、自然と融和した市民文化の創造と交流拠点としての位置付けを形成し、利用機会の拡大方策を検討するとともに、新市における芸術文化の発信を図る。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	宇都宮美術館事業		
事業目的・内容	自然と融和した新しい市民文化の創造と交流拠点を形成するため、美術作品等の収集、保管、調査研究、教育普及等に関する各種事業の実施を通して、美術文化の振興と普及を行う。 美術館は、常設・企画の展覧会をはじめ、各種美術講座やワークショップ、ギャラリートークなど多様な教育普及事業を実施している。		
合併に向けた課題	新市を対象とした美術鑑賞機会の拡大方策を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市エリアにおいても、美術文化の振興と普及を市民文化の創造と交流拠点としての位置付けを形成していくため、展覧会をはじめ多様な教育普及事業を平等に享受できる鑑賞機会の拡大方策を検討する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	文化財保護審議委員会		
事業目的・内容	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。		
合併に向けた課題	各市町とも文化財保護法を受けて条例により設置されているが、合併後の文化財件数・内容等を勘案し、適正な委員構成を検討することが必要である。		
調整の考え方	合併時各町の委員は失職し、宇都宮市の制度に一元化するが、合併後の改選時に新市の実情を踏まえ、定数・委員構成等を調整する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	文化財調査員活動		
事業目的・内容	市内を20地区（概ね中学校区）に分け、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の現況確認をするとともに、年度ごとに特定の課題を設けて悉皆調査を実施する。 市内各所に埋もれた新たな文化財・歴史資料を調査する。 文化財調査員20名を委嘱		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であるが、合併により調査エリアが増大することにより、組織や調査方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町の文化財等の現況確認等が適切に行えるように、宇都宮市の制度を基準に調査方法等の見直しを図る。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	埋蔵文化財包蔵地の維持管理		
事業目的・内容	行政区域内に所在する埋蔵文化財包蔵地を適正に維持管理し、開発との調整を図るため、埋蔵文化財包蔵地の周知やパトロール・開発事業者との調整などを行う。		
合併に向けた課題	埋蔵文化財包蔵地の周知・パトロール・民間開発への対応やそれらのチェック方法等について、市町間に差異があることから調整が必要である。		
調整の考え方	埋蔵文化財に関する国・県の指導に基づき、宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	埋蔵文化財の発掘調査		
事業目的・内容	埋蔵文化財包蔵地が開発等でやむをえず失われる場合には、記録保存のための発掘調査を実施するとともに、その成果を広く活用する。 また、重要遺跡については、発掘調査によりその範囲や内容を確認し、将来の保存整備に役立てる。		

合併に向けた課題	宇都宮市以外については、恒常的に発掘調査があるわけではないが、調査基準や調査方式の調整を図る必要がある。
調整の考え方	埋蔵文化財に関する国・県の指導に基き、宇都宮市の制度に一元化するが、合併後、効率的な実施体制の検討を行う。

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	史跡等重要遺跡の整備・活用		
事業目的・内容	史跡等（国指定史跡4件）の重要遺跡を適切に保存整備し、市民の歴史学習の場・憩いの場として広く活用する。		
合併に向けた課題	地域限定の事業であるが、その管理運営や活用方策については広域的な取組として調整を図る必要がある。		
調整の考え方	整備活用及びその管理運営体制については、宇都宮市の制度・方針に一元化する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	歴史的建造物の保存・活用		
事業目的・内容	代表的な歴史的建造物を文化財として位置付け、それらを適正に保存・活用することにより、まちづくりにも役立てる。		
合併に向けた課題	町指定文化財を市指定文化財に移行する際の手続きについて調整する必要がある。 認定建造物制度は宇都宮市独自の制度であることから、運用について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	歴史的建造物の保存・活用にあたっては、宇都宮市の制度に一元化する。なお、町指定文化財については、合併時に速やかに市基準により再指定する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財展示施設・収蔵施設の管理運営		
事業目的・内容	歴史や文化を伝える文化財展示施設について、その展示・内容等の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた企画の展開を図る。 発掘調査出土品や寄贈等を受けた文化財を収蔵する施設を適正に維持管理する。		
合併に向けた課題	新市になった場合の展示施設の内容設定（種別・時間軸別）や管理運営体制の調整と、出土品等の保管の具体的な施設・場所の検討が必要である。		
調整の考え方	展示施設の管理運営については、宇都宮市の制度に一元化する。なお、新市移行による展示内容の修正は合併後早期に行う。 出土品等の収蔵・取扱いについては、その活用方策も含めて検討する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	歴史文化財活用ネットワークの整備		
事業目的・内容	文化財関係施設をネットワークで結び、歴史・文化財に係る情報を、市民がいつでも気軽に得られるようにする。		
合併に向けた課題	合併にあたってリンクする文化財施設の設定と調整を図るとともに、端末等ツール類の整備に関する調査が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であるが、市民サービス上有効な制度であり、各町の既存施設の活用等を踏まえた整備を進める。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	文化財表示板の管理・活用		
事業目的・内容	文化財を案内・誘導する表示板を適正に維持管理するとともに、文化財めぐりやマップの発刊等と連携させその活用を推進する。		
合併に向けた課題	各市町とも設置しているが、意匠・形状はもちろんのこと、更新計画や活用策にもばらつきがあるとみられることから、調整が必要である。当面は合併による表示内容の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に一元化するものとするが、町で設置した表示板については当面、新市移行に伴う表示内容の最低限の修正をするなどして、既存のものを活用する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	文化財ボランティア協議会との連携		
事業目的・内容	文化財を案内したり、愛護したりする団体であるボランティア協議会との連携を図り、住民協働の文化財保護を推進する。		
合併に向けた課題	目的や活動内容には差があることから、調整を図る必要がある。文化協会との関係を調整する必要がある。		
調整の考え方	組織や運営形態等を検討し、宇都宮市の制度に一元化する。なお、組織の統合については、合併後3年を目途に調整する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	文化財体験学習事業の推進		
事業目的・内容	文化財や歴史への関心を深めるために、文化財展示施設や史跡整備地などを活用しての体験的な事業を推進する。		
合併に向けた課題	内容や手法、ボランティア団体や他部局との連携、人材育成の方法等で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	内容・手法等を調整し、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事 業 名 称	1 学校 1 文化財保護活動の推進		
事業目的・内容	学区内にある文化財の保護活動を通して、文化財愛護精神の浸透や地域との連携強化を図ることにより、特色ある学校づくりに役立てる。		

合併に向けた課題	対象学校が増加することにより、文化財の既存保存団体や地元との調整が必要になる。
調整の考え方	郷土理解や地域と学校の連携を推進する上で有効な制度であることから、宇都宮市の制度を基準に、新市においても継続して実施する。

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化的環境整備
事業名称	文化財普及啓発出版物の発行		
事業目的・内容	各市町の歴史や文化財の普及・啓発を促進するために、文化財年報・文化財シリーズ・文化財情報誌・案内パンフレットやマップ等を発行する。		
合併に向けた課題	各市町とも独自の文化財マップやパンフレット等を作成していることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に一元化するものとするが、各町の出版物については当面、新市移行に伴う表示内容の最低限の修正をするなどして、既存のものも活用する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事業名称	体育指導委員の育成		
事業目的・内容	市民のスポーツ活動を促進するため、体育指導委員を設置し、スポーツの実技指導等を行う。		
合併に向けた課題	設置規則の改正（市町合併に伴う一本化）や任命定数、報酬額等職務の調整、体育指導委員会としての運営方針の決定と各事業等の調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、新市移行時に報酬等を一元化する。 合併後における新市の実情を踏まえて、体育指導委員の定数を調整する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事業名称	少年スポーツ指導員の育成（スポーツ少年団）		
事業目的・内容	少年スポーツ指導員を育成し、少年スポーツ活動の実技指導、組織育成を行う。		
合併に向けた課題	設置規則の改正（市町合併に伴う一本化）や少年スポーツ指導員の位置付け、報酬額等、スポーツ少年団としての運営方針と、活動となる事業の調整（体育協会の一本化と連動）が必要になる。		
調整の考え方	少年スポーツ指導員の位置付けや報酬等について宇都宮市の制度に一元化する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事業名称	ニュースポーツの普及活動		
事業目的・内容	親子のふれあいの場や市民への健康への意識を高めるため、様々なニュースポーツ大会を開催する。		

合併に向けた課題	新市移行後は、ニュースポーツ教室や大会等の運営方針と内容等について、調整を図る必要がある。
調整の考え方	合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。 ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催として存続させる。

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事業名称	スポーツ・レクリエーション用具の貸出		
事業目的・内容	スポーツ・レクリエーションの普及促進のため、各種用具の貸し出しを行う。		
合併に向けた課題	新市における貸出方法・場所等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の制度に一元化するが、貸出場所について、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事業名称	マラソン大会の開催		
事業目的・内容	健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、ランナー発表の場として、マラソン大会を開催する。		
合併に向けた課題	新市移行後は、全市域を対象としたマラソン大会の開催が求められる。大会を一本化するには、自治体間の調整が課題である。		
調整の考え方	市民スポーツの振興のために、大会を実施していない自治体を含め、新市におけるマラソン大会を一元化する。 ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催で実施する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事業名称	ジャパンカップサイクルロードレースの開催		
事業目的・内容	ハイレベルなサイクルスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツへの関心を高めるため、ジャパンカップサイクルロードレースを開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるため、事業自体について検討する必要がある。		
調整の考え方	競技水準の高い国際自転車大会を開催し、新市としてのPR、イメージアップ、サイクルスポーツの振興、地域の活性化を図るため、新市において引き続き実施する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事業名称	体育大会の開催		
事業目的・内容	住民の健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、市民体育大会(町民体育祭)を開催する。		
合併に向けた課題	新市移行後は、全市域を対象とした体育大会の開催が求められる。		

	大会を一本化するには、自治体間の調整と、体育協会間の協議が検討課題である。
調整の考え方	新市移行後も、全市域を対象とした体育大会の開催は必要であるため、宇都宮市の大会に一元化する。ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催で実施する。 なお、新市においては、市が主催する体育祭は行わない方向で調整する。

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事 業 名 称	各種スポーツ大会の開催		
事業目的・内容	住民の健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、各種スポーツ大会を開催する。		
合併に向けた課題	自治体ごとに、住民ニーズに即した各種スポーツ大会を開催している。新市移行後は、全市的なバランスを考慮し、地域間格差のない大会を実施していく必要がある。 大会の運営主体である協議団体間の調整が、主な課題である。		
調整の考え方	自治体ごとに、各種スポーツ大会を実施しているが、宇都宮市の制度を基準に一元化する。 体育団体（新市体育協会等）に、スポーツ大会の開催を委ねる方向で見直す。 ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催として存続させる。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事 業 名 称	スポーツ大会開催補助金		
事業目的・内容	競技スポーツ振興を図るため、関東大会規模以上の大会に対し、開催事業費の助成を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるため、事業自体について検討する必要がある。		
調整の考え方	競技スポーツ振興にとって重要な制度のため、新市においても引続き助成する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事 業 名 称	スポーツ大会派遣補助金		
事業目的・内容	競技スポーツの振興を図るため、栃木県外で開催される関東大会規模以上の大会に参加する団体等に対し、助成を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、スポーツ大会の出場に対して激励金や助成金を助成しているが、対象、金額、支出方法（直接、体協経由）などが異なるため、調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	各市町で対応の異なる、対象、金額、支出方法は、他の助成制度との整合性を図り、合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	スポーツ施設充実
事 業 名 称	スポーツ施設等の管理運営		
事業目的・内容	スポーツ活動の促進を図るため、安心して快適な環境でスポーツに親しめる場所の提供を行う。		
合併に向けた課題	各市町において体育施設を設置しているが、管理運営の形態（直営・委託）、開館時間、休館日・使用料が異なっていることから、調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	施設の使用時間及び使用期間、使用料の算定や減免は合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。 管理運営体制は、当分は現行どおりとし、合併後段階的（５年以内）に宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	市民スポーツ活動の振興
事 業 名 称	スポーツ振興審議会の運営		
事業目的・内容	スポーツ振興に関する重要事項について調査審議するためスポーツ振興審議会を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、河内町において審議会を設置しているが、新市としての委員数や選任区分などを検討することが必要である。		
調整の考え方	編入される町の委員は失職し、宇都宮市の制度に合併時に一元化する。 委員改選にあたっては、合併後の新市の実情を踏まえ、定数・委員構成を調整する。		

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	教育推進
事 業 名 称	教育委員会		
事業目的・内容	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各市町が教育・学術・文化などの教育行政や教育施設の管理に関する事務を行う、委員数は５人、任期は４年の執行機関を設置する。		
合併に向けた課題	実務上の課題は特にないと考えられる。ただし、編入される自治体においては、教育委員が全員失職し、不在となるため、住民感情に配慮する必要がある。		
調整の考え方	編入合併の場合、編入される自治体の教育委員は失職し、合併時に宇都宮市に一元化される。 なお、今後、任期満了時に教育委員を選任する場合は、適正な人選に配慮する。		

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	教育推進
事 業 名 称	栃木県市町村教育委員会連合会		
事業目的・内容	市町村教育委員会相互に共通する必要な事項について、緊密な事務の連絡調整を図るため、栃木県市町村教育委員会連合会及び河内地区教育委員会連合会に加入している。		

合併に向けた課題	合併に伴い、地区連合会を含めた連合会全体の組織及び運営の見直し が課題となるが、連合会事務局で組織を設置し検討する予定である。
調整の考え方	合併に伴う連合会の運営の見直しについては、各町の考え方を確認の 上、合併までに連合会事務局で検討し実施する。 河内地区教育委員会連合会については、合併時廃止する方向で調整す る。

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	教育推進
事 業 名 称	教育広報・広聴		
事業目的・内容	住民の関心や要望の多様化を踏まえ、教育に関する情報を広報紙やホ ームページなどを活用し、住民に分かりやすく提供する。 教育行政の円滑な推進を図るため、住民の教育行政に関する相談に的 確に対応する。		
合併に向けた課題	市町で広報・広聴活動の手法が異なるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の手法により実施できるよう調整する。		

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	教育推進
事 業 名 称	教育ビジョンの策定		
事業目的・内容	情報化や少子高齢化など激動する21世紀社会をたくましく生き抜く 人づくりと不登校や暴力等の教育課題を根本的に解決するため、教育理 念とその実現に向けた世代ごとの目標、教育の展開の方向性等を内容と する「教育ビジョン」を市民と協働により策定し、長期展望にたった教 育施策を展開する。 なお、宇都宮市のみが検討している。		
合併に向けた課題	宇都宮市の構想であるが、内容が理念や目標であり合併対象市町と共 通するため、社会変化や必要な課題等を調整の上、宇都宮市主体で教育 ビジョンを策定する。		
調整の考え方	教育ビジョンは、宇都宮市において平成16年度に策定されるが、理 念や目標などを内容とするため合併市町で大きな地域差がないことか ら、基本的には新市の教育ビジョンとして引き継ぐ。		

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	管理
事 業 名 称	人事管理（人事・給与・研修・福利厚生）		
事業目的・内容	教育委員会に所属する職員の人事異動、給与に係る手当での認定、休 暇など職員の基本的事項を把握することで、適正な職員の管理を行う。 各市町において、職員の評価方法など管理手法は異なる。		
合併に向けた課題	教育委員会における人事管理、給与などの制度が異なることから、統 一的な管理ができるよう、市町間で協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併市町間で制度が異なることから、宇都宮市の制度に一元化するも のとし、規則等の改正をする。		

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	管理
事 業 名 称	契約		
事業目的・内容	首長から教育委員会に事務委任されている工事, 物品等の契約事務(業者選考, 入札, 見積書 徴取, 契約締結, 検収)を円滑に遂行する。		
合併に向けた課題	各市町において, 業者選考方法や取扱い金額が異なることから, 公正かつ適正な業者指名や選考方法の協議・調整が必要である。		
調整の考え方	合併市町間で制度が異なることから, 宇都宮市の制度に一元化するものとし, 規則等の改正をする。		

中 分 類	教育行政総合推進	小 分 類	管理
事 業 名 称	法規		
事業目的・内容	教育委員会の条例, 規則, 規程, 要領, 要綱など法令の改正の審査を行い, 法令の適正な管理を行う。		
合併に向けた課題	各市町の教委規則等との規定内容の擦り合わせが必要である。		
調整の考え方	各町の規則等は合併時に廃止されるが, 規定内容が異なることから, 宇都宮市の規定内容と擦り合わせを行い, 必要があれば規則等の改正をする。		

中 分 類	育英事業	小 分 類	育英事業
事 業 名 称	奨学金貸付		
事業目的・内容	経済的な理由により, 学校教育法の規定に基づく高校・大学等に修学が困難な者に対して学資を貸付し, 広く人材を育成, 教育の機会均等を図るもの。		
合併に向けた課題	各市町で制度の有無や対象者の認定基準, 貸付金額が異なることから, 調整を図る必要がある。 貸付者の増加に伴って, 滞納者数, 金額ともに増加することが考えられることから, 滞納者に対する取組強化が必要である。		
調整の考え方	合併市町間で類似する事業が存在することから, 宇都宮市の制度に一元化し, 条例等を改正する。 なお, 上三川町の給付事業(ふるさと人材育成奨学基金, 公益信託白鷺奨学基金)については, 実施主体を含め, 合併時まで調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	図書館電算システムの運営		
事業目的・内容	利用者への資料提供を円滑に行い、利用者の利便性を向上させるため電算システムを用いて図書館資料の管理を行う。 各市町において、利用者管理・蔵書管理・貸出返却管理・検索・予約等の業務を電算システムを用いて行うほか、インターネットでの検索システム等を稼働させているが、システムはすべて異なる。		
合併に向けた課題	新市としてシステムの統合化や効率的な運用方策などを図るため、電算システムメーカー、資料番号体系、使用MARC（コンピュータ用図書目録データ）などについて検討し、調整する必要があるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	電算システムの一元化は、ハード・ソフトの入れ替えにとどまらず、資料1点ごとに添付している資料番号のふり直し、資料整理基準の一元化等、広範な課題をとまなうことから、各図書館のシステム入れ替え時期にあわせ、宇都宮市のシステムを基本に長期的な視野にたって検討する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	学校施設開放事業		
事業目的・内容	地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用を図るため、校庭、体育館、校舎の開放を行う。		
合併に向けた課題	生涯学習推進方策の調整を図ること、また、使用料に違い（無料と有料など）があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	市町間で学校開放のスケールに格差があることから、対象施設は宇都宮市の制度に統一する。 使用料については、実費徴収する方向で、管理運営形態を含めて、合併後2年を目途に統一を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習成果の活用促進
事 業 名 称	生涯学習推進計画		
事業目的・内容	宇都宮市においてのみ策定しており、生涯学習の方針と施策並びに、市が持つ人的・物的資源の効果的な再構築の手法を明確にし、計画的に展開することにより、生涯学習の一層の推進を図る。		
合併に向けた課題	新たな生涯学習推進体制の下、各市町における人的・物的学習資源を考慮した上で、各市町のこれまでの生涯学習の方針・施策等との整合性を図り、あらためて新市としての生涯学習推進計画を策定する必要があるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	計画の効率的・効果的な推進を図るため、取組内容が広い宇都宮市の計画を基準として調整し、合併後、平成17年度の宇都宮市の現計画改定時に、見直しを図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	通学区域の見直し		
事業目的・内容	小規模校や大規模校の教育上の問題点を基本的に解決し、児童生徒にとってより良い教育環境を創出するため、地域と協議しながら適正な学校規模となるよう通学区域を見直しする。		
合併に向けた課題	通学区域の見直しを検討しているのは、宇都宮市のみであるが、各町は小規模校の割合が多いため、適正規模化に向けての取組を検討する必要がある。また、他の合併関係市町の学校の距離が近い地区では、通学区域見直しの検討を要する地区がある。		
調整の考え方	宇都宮市の方針に基本的に統一するが、通学区域については、地域コミュニティなど市民生活に深く関連することから、合併後、2年以内を目途に地域の実情や住民の意見を聴取し、通学区域の調整に着手する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	歯の健康教室		
事業目的・内容	歯や口の健康や望ましい間食のとり方を身に付けたり、口腔の健康課題を自分で見つけ解決する能力や態度を育てる。		
合併に向けた課題	歯の健康教室の在り方も含め検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自の事業であるが、歯の健康づくりに効果的であるため、実施方法等について検討する方向で調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校医等		
事業目的・内容	学校医及び学校歯科医、学校薬剤師、職員健康管理医の委嘱、解職、推薦等に関する事務を行うとともに、医師会及び歯科医師会、薬剤師会との連絡調整などを行い、児童生徒の健康診断や疾病の予防処置及び保健指導、また、教職員の健康相談など、学校保健に関する必要な指導と助言などが適切に実施されるようにする。		
合併に向けた課題	行政区域と医師会等の区域が同一でない。また、同じ町においても内科、眼科、耳鼻科など科によって所属医師会が違っている場合があるので、学校医等の推薦を受ける場合に調整を図る必要がある。 宇都宮市では、内科医と歯科医において児童生徒数600名以上の学校に複数制をとっており、また、報酬額にも違いがあることから各町及び医師会等との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	医師会等が複数の地区にまたがることや多大な歳出が伴うことなどから、合併までに宇都宮市の基準に調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校図書整備事業		
事業目的・内容	学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的に、学校図書館の基本である図書資料充実のための予算化と、予算の支出事務を行う。		
合併に向けた課題	学校図書については、充足率、予算額、人的配置が各市町ごとに異な		

	っていることから調整を図っていく必要がある。また、図書の管理においても、管理方式が異なっているため、調整を図っていく必要がある。
調整の考え方	事務内容については、合併関係市町間で格差が生じないように合併後3年を目途に、宇都宮市の制度を基準に統一を図る。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	情報教育機器整備事業		
事業目的・内容	情報社会に相応しい能力の育成，学校と家庭・地域の連携といった学校運営の改善に資するために，情報教育機器の整備充実を図る。		
合併に向けた課題	情報教育機器整備については，各市町において使用回線，1人当たりの配置台数，校内 LAN などの整備状況が異なることから調整を図っていく必要がある。		
調整の考え方	各市町により整備状況に差があることから，情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成を図るなどのために，合併後3年を目途に段階的に整備し，整備水準の平準化を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	学校事務の適正化		
事業目的・内容	学校事務は，県費負担により事務職員が配置されているが，学校図書館業務や一般事務の補助として，市費事務職員や嘱託員を配置する。		
合併に向けた課題	学校図書館業務等嘱託員の配置に係わる財政負担が必要である。		
調整の考え方	子ども読書活動を推進し，学校間の格差を生じないようにするため，合併後3年を目途に，全校に「学校図書館業務等嘱託員」を配置する方向で調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事業名称	学校業務の合理化事業（グループ化ほか）		
事業目的・内容	学校業務の適切な執行，人材能力の活用を図る観点から，学校業務職員を集団化し，班体制により学校の環境整備作業を行う。また，文書等の通送業務は，委託している（使送車運転業務は委託，通送業務は臨時職員）。なお，班体制に移行した学校には，軽易な環境整備作業を行う半日勤務の臨時職員（将来は民間委託）を配置している。		
合併に向けた課題	各市町における定員管理計画とすり合わせを行う必要がある。 各市町の学校業務員の業務内容などについて，調整する必要がある。 通送業務については，区域の拡大に伴う適切な執行方法を考える必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に基づき，合併後3年を目途に学校業務のブロック化を図る。 なお，各町の業務員については，業務内容等を宇都宮市を基準とするため，合併時に配置転換する方向で調整する。 また，通送業務については，合併時に宇都宮市の制度に一元化し，河内町で行っている学校公仕用自動車の活用については廃止する方向で調整する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	給食調理業務委託の推進		
事業目的・内容	行政経営指針の「サービス提供のあり方の見直し」「スリム化の推進」に基づき、サービスの向上、対費用効果などから、給食調理業務の委託を推進する。		
合併に向けた課題	各市町で運営方式が違っているため、調整が必要である。 また、定員管理計画との整合性を図る必要がある。		
調整の考え方	市町により直営・委託の違いがあることから、コスト等を整理し、定員管理計画との整合性を図りながら、単独調理方式校については、宇都宮市の制度を基準に合併後5年を目途に計画的に民間委託を推進するものとする。その後、共同調理方式についても民間委託を検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	情報教育		
事業目的・内容	コンピュータやインターネットの活用を通して、教職員及び児童生徒の情報活用能力を育成する。 学習状況に応じた教材・資料の提供や調べ学習の充実を通して、多様な学習活動を展開し、児童生徒の主体性を育成する。 校内のOA化を推進し、学習活動の効率化と事務の簡略化を図る。 学校教育情報の収集・提供を通し、指導内容・方法の改善に努め、教職員の資質の向上を図る。 保護者や市民に学校教育の情報を提供し、学校理解や市民の協力を促進する。		
合併に向けた課題	学校教育情報システムの構築及び各市町によるサーバシステム、通信回線、教職員研修、デジタルコンテンツ作成事業などについて、総合的に調整を図る必要がある。 また、市町により格差のあるPC活用能力の向上を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町の教育情報システム及びサーバシステム、通信回線などシステム構成が異なるため、合併後3年を目途に宇都宮市のシステムに一元化する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	学校教育推進計画の策定		
事業目的・内容	一人ひとりの個性・能力を涵養する教育，豊かな心を育む教育，健やかな心身を育む教育，社会の変化に的確に対応する教育を計画的に推進するため，策定する。		
合併に向けた課題	現在，各市町において振興計画等は作成されていない。 計画的に学校教育を推進するため，早急に計画を策定する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市で平成16年度に作成するものを基本とし，平成17年度において新市に対応した計画に見直す。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	特別支援教育基本計画の策定		
事業目的・内容	近年、注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）、高機能自閉症等、軽度発達障害のある児童生徒が年々増加傾向にあることや、障害の多様化、重度・重複障害児への教育支援の強化に対するニーズの高まり等に伴い、計画的に特別支援教育の充実を図る。		
合併に向けた課題	計画的に特別支援教育を推進するため、早急に計画を策定する必要があるが、合併後については、新市の実状を踏まえ改めて調整する必要がある。		
調整の考え方	平成16年度までに宇都宮市が策定する特別支援教育基本計画を基準に、合併後1年以内に新市の実情に合わせた見直しを行う。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	特殊教育振興事業		
事業目的・内容	特殊学級及び通級指導教室経営が円滑に行え、障害のある児童生徒の教育の充実が図られるよう特殊教育担当教員としての資質と指導力の向上を図るとともに、教育環境の整備充実を目指す。		
合併に向けた課題	特殊教育における人的、物的教育環境の整備状況が各市町で異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市において策定する特別支援教育基本計画を基準に、合併後計画的に推進する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	障害に配慮した教育の充実
事 業 名 称	特殊学級・通級指導教室の整備拡充		
事業目的・内容	特殊学級及び通級指導教室経営が円滑に行え、障害のある児童生徒の教育の充実が図られるよう障害の種類や程度に応じた教育環境に整備する。		
合併に向けた課題	学校のバリアフリー化や通級指導教室の設置状況など、各市町において教育環境が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市において策定する特別支援教育基本計画を基準に合併後、計画的に推進する。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	芸術文化団体の育成		
事業目的・内容	芸術文化の振興を図るために、芸術文化団体等が実施する文化事業活動を側面から援助し、主だった団体に対し、補助金を交付することにより、その育成を図る。 また、全国大会参加の団体に対し、派遣費の一部を補助する芸術文化団体全国大会等派遣補助金を導入し、質の高い文化団体の育成を図る。		
合併に向けた課題	育成すべき対象文化団体間に自主性・自立性に違いがあることから、同様組織の統合などにあたっては調整が必要となる。 事業補助、派遣補助、大会補助制度の考え方を調整する必要がある。		

調整の考え方	派遣補助、大会補助制度は、合併時までに廃止も含め、必要性の検討を行い、継続の必要性のあるものについては、宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 事業補助は、育成すべき対象文化団体間の統廃合を促す方向で、合併後5年を目途に統合する。
--------	---

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	文化会館の管理運営		
事業目的・内容	芸術文化を振興と市民福祉の増進を図るため、利用者が安全で快適に施設利用ができるよう施設環境及び市民サービスの向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町が施設を持っており、施設機能から文化施設全体の位置付けを調整する必要がある。 施設管理運営体制に直営や委託などの違いがあることから調整する必要がある。		
調整の考え方	河内町の施設の管理運営について、合併後1年以内に、宇都宮市の制度を基準に統一する。 施設の利用規程及び使用料の算定や減免等は宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	文化振興基本計画		
事業目的・内容	文化の薫る美しいまちづくりを実現するため、多様化、高度化している市民ニーズを把握し、中長期的で幅広い視野に立った、文化振興基本計画の策定を行う。		
合併に向けた課題	市域拡大により、包括的な文化振興基本計画を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が平成16年度に策定する計画を基に、合併後1年以内に各町の文化熟度を考慮しながら計画を見直す。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	指定文化財等の維持管理		
事業目的・内容	指定文化財等（国・県・市・町指定、市認定、国登録）を将来に伝えるため、修理費等を補助する。 また、文化財の適正な維持管理を促進するために、所有者又は管理団体等に管理費の一部を、市民協働の文化財保護を推進するために、文化財保存・愛護団体の活動費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	文化財修理費等に係る補助金の交付基準にばらつきがあるとともに、管理費補助や保存愛護活動費補助などに考え方の差異があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	修理費補助については、宇都宮市の制度を基準に一元化する。 管理費補助と保存愛護活動補助については、その有効性・必要性を検討し、新市移行後2年を目途に統一を図る。 町指定文化財については、合併後速やかに宇都宮市の基準により再指定する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事 業 名 称	学校校庭夜間開放事業		
事業目的・内容	地域におけるスポーツ活動の拡大を図るため、学校校庭に夜間照明設備を設置し、学校校庭を開放する。		
合併に向けた課題	各市町において、使用料の金額や対象（スポーツ少年団、協会等）、使用許可事務、管理形態が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	利用者の多くは、各施設を継続的に利用しており、地域特性を有することから、当分の間は現在の管理手法を維持し、合併後、速やかに（3年以内）宇都宮市の制度に一元化する。 使用料の算定や減免については、合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事 業 名 称	スポーツ教室の実施		
事業目的・内容	スポーツ人口の拡大と、スポーツを通じた健康づくりに寄与するため、スポーツ教室を実施する。		
合併に向けた課題	自治体ごとに、住民ニーズに即した各種スポーツ教室を開催している。市町合併後も、全市的なバランスを考慮し、地域間格差のない各種教室を実施していく必要がある。 教室の運営形態も様々であり、機関ごとの役割分担を明確化する必要がある。（自治体による直営事業、体育協会や財団法人による自主事業） 各教室等は、体育協会や各種団体による自主事業を進め、教室等の参加者の見込みがないものは、日程などの短縮と教室の縮小を検討する必要がある。		
調整の考え方	各自治体ごとに各種スポーツ教室を実施しているため、速やかに（3年以内）宇都宮市の制度を基準に一元化する。 体育団体（宇都宮市体育文化振興公社、新市体育協会）に教室開催等を委ねる方向で見直す。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事 業 名 称	体育協会の支援		
事業目的・内容	住民の健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、体育協会の活動を支援する。		
合併に向けた課題	設置要領の改正（統合化）や新しい体育協会としての運営方針と専門部及び各種団体との事業の調整、助成内容の調整が必要である。		
調整の考え方	体育協会は、体育行政を進めるうえで、根幹となす組織であるので、早期に統合を図る。 補助のあり方を見直し、速やかに（3年以内）統合の方向で団体間の協議を進める。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	市民スポーツ活動振興
事 業 名 称	スポーツ振興基本計画の策定		
事業目的・内容	スポーツの機会を提供する公的主体及び民間主体と利用する住民や競技者が一体となった取組を積極的に展開し、一層のスポーツ振興のための各種施策を総合的かつ積極的に推進するため、地域の実情に即したスポーツ振興計画を策定する。		
合併に向けた課題	各市町とも、スポーツ振興計画を策定していないため、新市における計画の策定が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市では平成16年度に計画を策定するが、合併後速やか（1年以内）に、新市の実情を踏まえ計画を見直す。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	生涯学習施設の整備		
事業目的・内容	生涯学習社会を迎え、住民の学習意欲を満たすための快適な場の提供、情報・資料の収集提供、地域活動の拠点施設としての生涯学習センター等関連施設の小規模・大規模改修や耐用年数経過後の改築、耐震診断及び耐震補強改修等の整備を行う。		
合併に向けた課題	今後の効率的な整備のために、各市町にある既存の関連施設の整備(改築等)に関する統一的な計画を策定する必要がある。		
調整の考え方	合併後3年を目途に施設の適正配置を含めた整備計画を策定し、中長期的な対応を図る。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	学習ネットワーク構築
事 業 名 称	生涯学習推進組織		
事業目的・内容	地域の生涯学習の推進を図るため、地域住民の声を反映した多様な学習機会の創出や、地域の課題を地域自らが見出し解決策を探るための学習などを行う住民を主体とする組織を育成・支援する。		
合併に向けた課題	新市における生涯学習推進の基本的な考え方及び、公民館制度のあり方を整理し、調整する必要がある。		
調整の考え方	各地域の生涯学習推進の状況を把握し、新市における地域の生涯学習推進の基本的な考え方をまとめ、地域住民と協議しながら、段階的に組織の整備を行う。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	生野菜・果物給食の推進		
事業目的・内容	生野菜・果物を喫食する日常の食生活、食文化の現状に鑑み、食味、食感、香り、栄養、季節感など、これらの食品が持つ効能を活用し、食に関する教育の充実を図るとともに、児童生徒が食に関する基礎・基本を培い、生涯を通じて心豊かで健康に生活できるよう、多種多様な、栄養バランスの取れた献立による学校給食を提供する。		
合併に向けた課題	平成8年度のO-157食中毒の発生後、各市町において、生野菜・果物の使用についての考え方及び対応等が異なっていることから、実施方法の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮市の実施方法(「生野菜・果物調理作業標準」)に基づき、推進していくこととするが、各町の施設設備の状況等を踏まえ、合併後3年を目途に段階的に統一を図る。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	米飯給食の推進		
事業目的・内容	学校給食における食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身に付けさせ、我が国の食糧資源を考慮した日本人の食生		

	活を再認識することを目的に米飯給食を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市では、米飯給食実施時に、自校炊飯校と委託炊飯校の炊飯方式の相違により、保護者が支払う給食費に差が生じることから、保護者負担の公平性を図るために、委託炊飯校に対し炊飯代を補助している。しかし、上三川町、河内町では委託炊飯校であるが、米飯給食委託加工補助金を出してないため、協議、調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度に統一すると、著しい負担増となることから、当面は現行どおりとし、合併後5年を目途に段階的に調整する。

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	武道場整備事業		
事業目的・内容	柔剣道などの格技を通じ、礼儀や相手を重んじる態度を身につけ、生徒の心身の鍛錬・育成を図ることを目的として、体育館の改築に合わせ中学校に武道場を整備する。		
合併に向けた課題	整備方針に基づき、全体的な順位付けをする必要がある。		
調整の考え方	市町間で整備水準や整備方針に相違があるため、当面は現行どおりとし、合併後、財政状況を勘案しながら、長期的に調整を図る。		

中 分 類	市民文化	小 分 類	文化活動振興
事 業 名 称	ふれあい文化教室		
事業目的・内容	次代を担う小中学生を対象に、日本の優れた伝統芸能である邦楽・日本舞踊・和太鼓を鑑賞する機会を提供し、伝統芸能への関心を高めるため、ふれあい文化教室を文化協会の協力を得て実施する。		
合併に向けた課題	対象小中学校が拡大することにより、芸術文化講師の人数も限られていることから文化協会との調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市においては文化協会会員による講師派遣が制度化されているが、各町においては講師派遣制度が熟成されていないため、文化協会の統廃合などを考慮しながら、当分の間は現行どおりとし、熟度によって、5年を目途に調整する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事 業 名 称	総合型地域スポーツクラブの支援		
事業目的・内容	誰もがいつでもスポーツ活動を行える生涯スポーツ社会の実現のために、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の設立・育成を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市や河内町で、クラブ設立を予定するほか、設立の検討を進めている町もある。新市における対応について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町で設立予定のクラブは地域特性を有し、設立経緯、今後の展開方法も異なることから、当分の間は現行どおりとし、段階的（5年以内）に調整し、支援方法を一元化して事業展開を図る。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	自治公民館連絡協議会事務局事務		
事業目的・内容	公民館と自治公民館の連携により、各自治公民館やその活動の振興を図るために、公民館と自治公民館により協議会を組織し、運営する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における公民館制度のあり方を整理し、実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	自治公民館活動は、地域住民が自主的・自立的に行うものであるため、廃止の方向で検討する。		

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	自治公民館事業補助事業		
事業目的・内容	住民が自治公民館を拠点に交流を深め、社会教育を推進し、公民館活動を活性化するため、自治公民館が行う事業に対して補助金を交付する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	自治公民館活動は、地域住民が自主的・自立的に行うものであるため、廃止の方向で検討する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	私立学校教育振興補助		
事業目的・内容	義務教育を実施する私立小中学校の教育条件の維持向上を図るため、教育費を助成することにより、教材・教具等を整備するもの。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の事業であるため、合併後の継続の可否について検討が必要である。		
調整の考え方	所期の目的が達成できたので、平成16年度から制度を廃止する。		

中 分 類	学校教育	小 分 類	小中学校教育
事 業 名 称	教職員の海外派遣研修の補助事務		
事業目的・内容	独立行政法人教員研修センターは、国際的視野に立った識見及び教職に対する誇りと自覚を高め、学校教育の中核となる教員の育成と確保を図るため、教職員の海外派遣事業を実施している。 この事業により派遣を認められた者に対し、派遣に必要な経費を補助する。		
合併に向けた課題	補助金の額が、各市町でまちまちであるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	所期の目的を達成したことから、補助金制度を廃止する方向で調整する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事 業 名 称	地域におけるスポーツ活動の支援（巡回スポーツ教室の開催）		
事業目的・内容	「巡回スポーツ教室」を実施し、地域におけるスポーツ活動を支援している。 宇都宮市は、地域スポーツ活動を推進するため、巡回スポーツ教室を実施しており、上河内町は、地区への助成制度を実施している。		
合併に向けた課題	新市の制度のあり方について自治体間で協議し、方針を決定する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市で実施している「巡回スポーツ教室」は、地域のスポーツ活動を支援するシステムであり、新市移行後に、全市的に格差が生じないように、既存制度を廃止し、新しい地域スポーツ活動支援策を構築する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	生涯スポーツ推進
事 業 名 称	地域スポーツ活動推進助成事業		
事業目的・内容	広く市民町民の間にスポーツを振興し、生涯にわたり健康や体力の保持増進を図るとともに、心のふれあう地域社会の実現と市民町民層スポーツ推進に寄与するため、自治会又は地区を対象としたスポーツレクリエーション事業、幼児から高齢者までを対象とした自治会又は地域ぐるみの事業に対して助成を行う。		
合併に向けた課題	新市移行後の制度のあり方について、自治体間で協議をし、方針を決定する必要がある。		
調整の考え方	上河内町で実施している「地域スポーツ活動推進助成事業」は、地域のスポーツ活動を支援する有効なシステムであり、新市移行後に、全市的に格差が生じないように、既存事業を廃止し、新しい地域スポーツ活動支援策を構築する。		

中 分 類	生涯スポーツ	小 分 類	競技スポーツ振興
事 業 名 称	駅伝競走大会の開催		
事業目的・内容	健康づくり及び本町スポーツ振興を図るため、ランナー発表の場として、駅伝競走大会を開催する。		
合併に向けた課題	新市移行後は、全市域を対象とした駅伝競走大会のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	市民スポーツの振興のために、駅伝競走大会の開催は望ましいが、県郡市対抗駅伝大会の動向や他の競技とのバランスを考慮し、運営団体の意見等を十分しながら廃止の方向で調整する。 廃止が困難であれば、地域主催のイベントとする。		